

令和 8 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

令 和 8 年 2 月 2 7 日 開 議
令 和 8 年 3 月 2 6 日 散 会

令 和 8 年 2 月 2 7 日 (第 1 号)

令 和 8 年 3 月 2 日 (第 2 号)

令 和 8 年 3 月 4 日 (第 3 号)

令 和 8 年 3 月 5 日 (第 4 号)

令 和 8 年 3 月 2 6 日 (第 5 号)

令和8年島本町議会2月定例会議会議録目次

第 1 号（2月27日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○一般質問	7
・河上議員	7
・野口議員	17
・月足議員	21
○延会の宣告	29

第 2 号（3月2日）

○出席議員	31
○議事日程	32
○開議の宣告	34
○一般質問	34
・永山議員	34
・西山議員	45
・清水議員	52
・ナカジマ議員	60
・山口議員	69
・中田議員	76
・すえおか議員	90
○第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	101
○第 2 号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について	101
○第 1 号議案 町道路線の認定について	101
○第 2 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 改正について	105

○第 3 号議案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 0 5
○第 4 号議案	島本町都市公園条例の一部改正について……………	1 0 6
○延会の宣告……………		1 1 2

第 3 号（3月4日）

○出席議員……………		1 1 5
○議事日程……………		1 1 6
○開議の宣告……………		1 1 8
○第 5 号議案	令和7年度島本町一般会計補正予算（第10号）……………	1 1 8
○第 6 号議案	令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	1 1 8
○第 7 号議案	令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	1 1 8
○第 8 号議案	令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	1 1 8
○第 9 号議案	令和7年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）……………	1 2 2
○第10号議案	令和7年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）……………	1 2 2
○第11号議案	島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……………	1 2 3
○第12号議案	島本町職員旅費条例の全部改正について……………	1 2 3
○第13号議案	証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について……………	1 2 3
○第14号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について……………	1 2 3
○第15号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	1 2 3
○第16号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	1 2 3
○第17号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について……………	1 2 3
○第18号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について……………	1 2 3
○第19号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について……………	1 2 3
○第20号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	1 2 3
○第21号議案	島本町奨学資金条例の廃止について……………	1 2 3
○第22号議案	令和8年度島本町一般会計予算……………	1 2 3
○第23号議案	令和8年度島本町土地取得事業特別会計予算……………	1 2 3
○第24号議案	令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……………	1 2 3
○第25号議案	令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……………	1 2 3

○第 2 6 号議案	令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算	1 2 3
○第 2 7 号議案	令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	1 2 3
○第 2 8 号議案	令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	1 2 3
○第 2 9 号議案	令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	1 2 3
○第 3 0 号議案	令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	1 2 3
○第 3 1 号議案	令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	1 2 3
○第 3 2 号議案	令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	1 2 3
○第 3 3 号議案	令和 8 年度島本町水道事業会計予算	1 2 3
○第 3 4 号議案	令和 8 年度島本町下水道事業会計予算	1 2 3
○令和 8 年度	施政方針	1 2 3
○大綱質疑（第 1 1 号議案から第 3 4 号議案まで）		
・自由民主クラブ（福嶋議員）		1 3 1
・大阪維新の会（ナカジマ議員）		1 4 7
・人びとの新しい歩み（中田議員）		1 6 7
・公明党（野口議員）		1 8 5
・会派に所属しない議員（東田議員）		1 9 3
・会派に所属しない議員（月足議員）		2 0 0
○延会の宣告		2 0 9

第 4 号（3月5日）

○出席議員	2 1 3
○議事日程	2 1 4
○開議の宣告	2 1 5
○大綱質疑（第 1 1 号議案から第 3 4 号議案まで）	
・会派に所属しない議員（河上議員）	2 1 5
・会派に所属しない議員（すえおか議員）	2 2 6
○散会の宣告	2 3 8

第 5 号（3月26日）

○出席議員	2 4 1
○議事日程	2 4 2

○開議の宣告	2 4 4
○第 1 号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	2 4 4
○各常任委員長報告（第 3 号議案から第 4 3 号議案まで）	2 4 5
○第 3 号議案から第 3 4 号議案までの討論・採決	2 4 6
○第 3 5 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	3 0 0
○第 3 6 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について	3 0 3
○第 3 7 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 1 1 号）	3 0 9
○第 3 8 号議案 令和 8 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）	3 1 0
○散会の宣告	3 1 1
※付議事件の議決結果	3 1 4

令和 8 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 1 号

令 和 8 年 2 月 2 7 日 (金)

島本町議会 2 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 令和 8 年 2 月 2 7 日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	9 番	山 口 博 好
10 番	西 山 ようこ	11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子
13 番	川 嶋 玲 子	14 番	野 口 日 利 美		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘平	副 町 長	石 原 誠之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	柚 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和8年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和8年2月27日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

河上議員 1. 自衛隊に対する個人情報提供について
2. 国道171号線歩道の安全確保について
3. 大沢地域における交通について
4. 島本町とジェンダー平等について

野口議員 空き家対策の現状と課題について

月足議員 1. こどもの居場所への情報周知
2. 広報・ホームページへの広告募集について

永山議員 1. 文化財の保管状況 出土品・民具のこれからは今から
考えて
2. 島本町立歴史文化資料館等の利活用事業を振り返る

西山議員 健康寿命延伸に向けた小規模公園の活用

清水議員 森林整備について

ナカジマ議員 防災行政無線を活用した認知症徘徊者の早期発見を

山口議員 地方公務員の守秘義務について

中田議員 1. 島本町の公園が不足していることについて
2. 小規模保育所卒園後の「3歳の壁」について
3. 「歴史公文書」保存に向けた整備状況と実効性について

すえおか議員 1. 島本町立中学校の校則の見直しについて
2. 都市農地保全を進めるため、田園住居区域の活用を
3. 地下水くみ上げ企業から水源維持のための協力金を

日程第4 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第5 第2号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分
について

日程第6 第1号議案 町道路線の認定について

日程第 7	第 2 号議案	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 3 号議案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	第 4 号議案	島本町都市公園条例の一部改正について
日程第10	第 5 号議案	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 1 0 号）
	第 6 号議案	令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 7 号議案	令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
	第 8 号議案	令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第11	第 9 号議案	令和 7 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）
	第 1 0 号議案	令和 7 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第12	第 1 1 号議案	島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	第 1 2 号議案	島本町職員旅費条例の全部改正について
	第 1 3 号議案	証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
	第 1 4 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
	第 1 5 号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
	第 1 6 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	第 1 7 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
	第 1 8 号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
	第 1 9 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第 2 0 号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第 2 1 号議案	島本町奨学資金条例の廃止について
	第 2 2 号議案	令和 8 年度島本町一般会計予算
	第 2 3 号議案	令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第 2 4 号議案	令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第 2 5 号議案	令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第 2 6 号議案	令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算
第 2 7 号議案	令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第 2 8 号議案	令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第 2 9 号議案	令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第 3 0 号議案	令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第 3 1 号議案	令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第 3 2 号議案	令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第 3 3 号議案	令和 8 年度島本町水道事業会計予算
第 3 4 号議案	令和 8 年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和8年島本町議会2月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

なお、本日につきましては、私の他の公務の都合により、正午をめぐりに延会とする予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

また、議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から3月26日までの28日間の予定となっており、また、本定例会議から表決の方法は、原則として電子採決システムによるものといたしますので、皆様には円滑な議会運営に御協力をいただきますようお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、この議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーで使用していただきますようお願い申し上げます。

なお、テスト放送を行っている映像につきましては、ユーチューブにより試行的にライブ配信をしており、カメラの角度によっては傍聴席が映る場合がありますので、御了承ください。

お諮りいたします。

本定例会議においては、施政方針を除き、各議案の内容説明について、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。なお、傍聴用の資料には、巻末に原稿を綴じております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、4番 月足議員及び12番 永山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

議会運営委員会の調査研修が実施されましたので、委員長より御報告いただきます。

清水委員長(登壇) おはようございます。

議会運営委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る1月23日、「議会のBCP(事業継続計画)について」をテーマに、愛知県田原

市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、議会運営委員会委員 5 人と議長、随行した議会事務局長の計 6 人でございます。

愛知県の南端、三方を海に囲まれた渥美半島に位置する田原市は、地域の多くが三河湾国定公園や渥美半島県立自然公園に指定され、海と山に囲まれた自然環境を有しており、令和 2 年の農業産出額は全国で第 2 位となった一方で、臨海部には、輸送機械製造業の工場の立地もあり、多様な産業が活発な自治体です。

面積は191.11平方キロメートル、令和 8 年 1 月 31 日現在の人口は 5 万 7,812 人で、平成 15 年 8 月 20 日に、当時は田原町が赤羽町を編入合併し、市制を施行して田原市が誕生しました。また、平成 17 年 10 月 1 日に渥美町を編入合併し、今の田原市が形成されました。

田原市議会におきましては、平成 23 年に発生した東日本大震災の際、被災地域では、補正予算を含む多くの専決処分が行われ、議会の機能が十分に発揮できていなかったと推察されることから、議会の機能を継続して果たすことができるよう、議会独自の業務継続計画（議会 B C P）の策定に取り組むことになり、大規模災害時における議会及び議員の役割や行動方針を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、市民ニーズを的確に反映した復旧復興に早期に取り組むことを目的とした田原市議会業務継続計画（田原市議会 B C P）を平成 30 年 3 月に策定されました。

平成 31 年 2 月に、市内の農場で豚熱が発生した際、議会 B C P が発動され、当時は非常時優先業務に限定した対応として、一般質問の自粛取下げにより、執行部の議会対応の負担軽減を行うことで、職員が防疫作業等の応急対応業務に専念できたそうです。

発動されたのはこの一度だけですが、いつ大規模災害が発生しても、議会 B C P に基づいて、即座に必要な行動を開始できるようにする必要があるとのことでした。

島本町議会におきましても、いつ発生するか分からない南海トラフ地震や有馬－高槻断層の直下型地震、暴風雨等の災害、大規模火災等に備え、町民ニーズを的確に反映した復旧復興に早期に取り組めるよう、議会 B C P の策定が必要であると考えられ、田原市議会の取組は非常に参考になるものでした。

以上が今回の調査研究の概要ですが、詳しい資料等につきましては、議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、議会運営委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

大久保議長 次に、淀川右岸水防事務組合議会議員の東田議員から、組合議会定例会の議事結果の報告があります。

東田議員（登壇） おはようございます。

それでは、淀川右岸水防事務組合議会について、報告いたします。

去る令和 7 年 12 月 23 日、午後 3 時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会 12 月定例会が開会されました。

議事についてでございます。

まず、報告第1号の「令和6年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告について」は、監査委員の意見を付し、報告があり、原案どおり認定されました。

報告第2号「令和7年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果に関する報告について」は、さきに配付したとおり承認されました。

報告第3号「淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果に関する報告について」は、さきに配付したとおり承認されました。

次に、議案第5号「淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第6号「職員等の期末手当及び勤勉手当等に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第7号「職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第8号「令和7年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第1回）」は、歳入歳出の総額にそれぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,487万3,000円とするもので、原案どおり可決決定されました。

最後に、北田常任委員会委員長から、「淀川水系における治水事業促進に関する要望活動」について報告がありました。

以上が概要の報告であります。詳細につきましては、議会事務局に資料を保管いたしております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

大久保議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、河上議員、野口議員、月足議員、永山議員、西山議員、清水議員、ナカジマ議員、山口議員、中田議員、すえおか議員の順で行います。

それでは最初に、河上議員の発言を許します。

河上議員（質問者席へ） おはようございます。

それでは、令和8年2月定例会議一般質問、日本共産党 河上りさ、行わせていただきます。

それではまず第1からいきます。

自衛隊に対する個人情報提供について、島本町では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官等募集に係る必要な情報、氏名、生年月日、性別及び住所を自衛隊に提供しています。情報提供を望まない方は申出により除外すると、手続方法を町ホームページで告知していますが、島本町からの紹介はホームページだけでしょうか。

総合政策部長 それでは、河上議員の一般質問に御答弁申し上げます。

自衛隊に対する個人情報提供についてでございます。

自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの依頼に応じた情報提供は、例年3月頃に行っており、これに先立ち、情報提供を望まない方の申出の受付を、昨年は12月1日から開始いたしました。

この受付に関する周知につきましては、町ホームページのほか、広報しまもと12月号にも掲載いたしました。なお、受付は、本年2月13日で終了しており、この間に1名の方からの申出がございました。

河上議員 ありがとうございます。

今年度は情報提供を望まない方の申出の受付は12月に始まり、受付を終了した2月13日までで、1名の申込みがあったと御答弁いただきました。

18歳と22歳の町民の名簿のうち、申し出たのは1名であったと、これは何人のうちの1名なのか、受付による周知は、ホームページと広報12月号で行ったとのことですが、果たして、本来知られたくないという考えを持つ人たちに十分届いていると言えるのでしょうか。意思表示をしているから、していないからといって、1人を除く全ての人が情報提供を望んだとは言えません。答弁にて紹介された自衛隊法施行令第120条、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とありますが、できるとは書いてあります。しかし、これに従わなければならないという定めがあるのでしょうか、島本町の見解を伺います。

総合政策部長 まず、私のほうから、今年度の自衛隊への情報提供対象者につきましては、18歳の対象者は299名、22歳の対象者は263名でございます。

このうち18歳の対象者のうち1名から情報提供を望まない旨の申出がございました。

以上でございます。

総務部長 除外申出制度導入時の検討に当たり、先行して実施している近隣自治体の状況についてホームページ等を閲覧するなどして調べたところ、周知方法を広報誌及びホームページに掲載しているところが多数ございました。

また、掲載時期については、自衛隊に情報提供する一、二か月前に掲載しておられたことから、同様の運用としているところです。

今後についても、周知方法を変更する予定はございませんが、他の自治体において別の方法を取るなど、状況が変化した際には、その理由などを踏まえて、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、自衛隊からの情報提供依頼に対して、従わなければならないという定めがあるかということについてでございます。

自衛隊法施行令第120条には、情報提供依頼に対して従わなければならないという規定はないものと認識しております。一方、自衛隊からの依頼である、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出については、自衛隊法施行令第

120条の規定に基づき、と明記されており、地方自治法第2条、地方自治法施行令第1条、自衛隊法施行令第162条において、自衛隊法施行令第120条の事務は、第一号法定受託事務とされております。

よって、法令に規定がある法定受託事務として適切に処理しているものでございます。
以上でございます。

河上議員 周知方法について、今後も変更する予定はないとのことですが、さきの質問でも聞いたように、たった1名であったという実績に対する周知方法の検証を改めて問います。

果たして現状の周知方法で十分認知が広まっているのか、ほかの自治体に合わせた以外の理由が先ほどの答弁から見つけられませんでした。大変恐縮ではございますが、教えていただけますでしょうか。

そして、御答弁にあったように、自衛官の募集事務は法定受託事務です。とはいえ、自衛隊法施行令第120条には、情報提供依頼に対して従わなければならないという規定はないとの答弁もいただきました。

ここでもう一つ伺います。

もしも島本町が自衛隊の依頼に背いた場合、何か不利益はあるのでしょうか。教えてください。

総務部長 周知方法につきましては、現在実施の広報しまもと及び町ホームページにより広く周知できるものと考えております。

繰り返しとなりますが、他の自治体において、別の方法を取るなど、状況が変化した際には、その理由などを踏まえて必要な対応について検討してまいります。

また、さきに答弁いたしましたとおり、自衛隊法施行令第120条そのものに情報提供依頼に対して従わなければならないという規定はなされておりませんが、一方で、自衛隊法第97条第1項の規定において、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」との規定がございます。

これを受けて、自衛隊法施行令において、募集に関する事務の一部が定められており、この募集に関する事務の一部は、地方自治法施行令に規定される第一号法定受託事務に相当いたします。

よって、自衛隊による情報提供依頼は、法定受託事務として、法令上明確な根拠があるため、適切に処理しているものでございます。

以上でございます。

河上議員 北海道の紋別市では、2023年度からは、住民基本台帳の閲覧に対応を戻したという例もあります。閲覧方法に戻すことはできないのでしょうか。また、名簿提出に関しまして、より丁寧な除外申請に対する周知が必要であると考えます。

除外申請については期間を設けず申請できるようにすべきですが、いかがお考えでし

ょうか。一方、島本町在住者が自衛隊への入隊、または防衛大学を進学先に選ぶ方もいると思いますが、その人数は把握されているのかお答えください。

総務部長 募集対象者情報の提供につきましては、令和3年2月の防衛省と総務省の連名通知、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」におきまして、必要となる情報に関する資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことが明記されております。

あわせて、令和4年1月には、防衛大臣から本町に対して、紙媒体、電子媒体での提供を依頼する文書が発出されたことに伴い、令和4年6月に本町と自衛隊大阪地方協力本部との間で、個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、紙媒体で提供しているところです。

令和7年2月の防衛大臣からの依頼では、宛名シール、または電子媒体での提供依頼となっており、現時点において閲覧に戻す考えはございません。

また、除外申出制度の周知については、自衛隊への情報提供時期に間に合うタイミングで周知することが合理的であると考えており、現時点において、期間を設けず、申出できるようにする予定はございません。

なお、自衛隊への入隊、または防衛大学を進学先に選ぶ方の人数につきまして、把握はしていませんが、入隊に当たっての町長表敬訪問により、把握した方はございます。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

期間を設けず、申出をできるようにする予定はないとのことですが、それならば、せめて現行の期間から可能な限り延長の検討をされるとか、もっと目立った周知方法を検討されるとか、劇的な変化を求めているわけではないのですから、できることはあるはずです。

高校生の就職活動は、高校を通じて行うことや家庭訪問など、教育的配慮が求められています。自衛隊も教育的配慮をしなければならないはずです。町から名簿をもらった自衛隊は、学校にも保護者にも通さず、未成年である高校生に直接勧誘文書を送りつけています。自衛隊の名簿提供は義務ではありません。就職活動のルールを守らない、教育的配慮もしない、自衛隊への名簿提供はやめるべきです。

また、奈良市の高校生が2024年3月末に、奈良市と国を相手取って、若者の個人情報を守れと提訴いたしました。原告は、個人情報を提供できる明確な法令は存在せず、名簿提供は違法だと強調、このような形で取得し活用した自衛隊も個人情報保護法違反であり、憲法13条が保障するプライバシー権の侵害で精神的損害を被ったとして、賠償を求めています。

このような訴訟が提訴されていることにも十分留意すべきだということを述べまして、次の質問に移ります。

続きまして、国道171号線歩道の安全確保について、問います。

国道171号線の島本町内にある歩道は、以前から狭くて危険だという声を伺います。歩道の随所にアスファルトのひび割れ、崩れ、凹凸、傾斜が数多く見られ、歩きにくいだけではなく、ベビーカー等の通行には非常に危険が伴うとも伺います。

国道を管轄するのは国土交通省ですが、島本町から国に改善を働きかけることは可能かどうか、教えてください。

都市創造部長 続きまして、国道171号線歩道の安全確保についてでございます。

国道171号における歩道の整備につきましては、これまでも本町が通行に支障を来すような舗装の劣化等を確認した際には、道路管理者である国土交通省へ修繕の依頼をいたしております。

御指摘いただいております歩道が狭あいであり、急勾配等により歩行が困難な箇所につきましても、過去から国土交通省へ継続的に要望はいたしておりますが、土地の取得等、課題が多く、短期的な改良は困難である旨聞き及んでおります。

本町といたしましても、国道171号は、広域幹線道路として、近隣自治体への往来のみならず、町域内の移動にも不可欠である重要な道路であることから、当該道路を通行される皆様がより安全に通行できるよう、引き続き、国土交通省に対し、道路の安全対策について要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

これまで国に対して要望されてきたことや、狭あい、勾配についての短期的な修繕の困難さについて答弁から知り得ることができました。

島本町は、国道の修繕、改修をこれまで国に要望してこられたわけですが、安全策や舗装について、国はどのように認識されているのか、島本町と国の見解が一致しているのかどうか教えてください。

都市創造部長 国道171号につきましては、道路管理者である国土交通省において、日常的にパトロールを実施し、必要に応じて適宜補修するなどの維持管理をなされております。

歩道拡幅などの抜本的な安全対策につきましては、一部区間では水路用地を活用し、一定の幅員を確保していただいているものの、島本町域内の歩道幅員が狭く、また電柱などの専用物件や、沿道施設への乗入れ口に伴う傾斜など、歩行者の通行の妨げになっている箇所も多く、また、山崎地区のように、歩行空間が存在しない区間があるなど、多くの課題があることは、本町と同様に認識をされておりますが、国土交通省におかれましても、長期的なスパンで解決していくべき課題であるものと聞き及んでおります。

今後も引き続き、本町が実施できる効果的な対策を検討するとともに、道路管理者である国土交通省と連携しながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 道路管理者である国土交通省が、島本町同様に島本町内を貫く国道171号線の

歩道に対して問題意識を持っているということは分かりました。また、島本町が国土交通省と連携し、問題解決に努めたいという立場であるということも分かりました。

そこで、質問ですが、答弁の中にありました本町が実施できる効果的な対策について伺います。

道路管理者は国土交通省であり、島本町からできることというのは、1問目の質問に対する答弁の中にあった要望のほかにもどのようなものがあるのでしょうか、教えてください。

都市創造部長 国道171号の歩行空間に関する本町が実施できる効果的な対策につきまして、沿道で開発事業が行われるなど、土地利用の変化が見込まれる場合には、歩道幅員の拡幅を含めた歩行者の安全対策や乗入れ箇所形状について、本町の意向を事業者と共有し、そのことを踏まえて、道路管理者である国土交通省との協議に臨んでいただくよう努めているところでございます。

また、国道171号沿道において、開発事業の情報が得られた場合には、できる限り早い段階から事業者と協議を行い、安全対策に関する意識を共有しながら、安全性向上に向けた具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、当該路線においては、安心して利用できる歩行空間を確保するため、国土交通省や事業者と連携し、適切な対策に努めてまいります。

以上でございます。

河上議員 長期的なスパンでという認識の国土交通省の態度について、島本町としてどのように受け止めていますか。さきに答弁いただきました、島本町ができることというのを幾つか教えていただきましたが、現状、通行に困難を感じていらっしゃる方もいます。実際に不安を訴えられる声も届いています。島本町として、国土交通省に対する現状の働きかけが有効であると考えますか。また、私たち町民も国土交通省に現状の困難さを訴え、改善の要求をすることができるわけですが、長期的スパンでという認識の国土交通省に問題意識をさらに持ってもらうために、国道の歩道に問題意識を持つ町民と島本町とどのような連携が考えられますか、教えてください。

都市創造部長 国道171号の沿道では、住民の皆様や各事業者による土地利用が幅広く行われている現状であるため、短期的な用地取得や歩道整備に必要な計画幅員の変更は、非常に困難な状況であると認識しており、本町といたしましても、当該路線の歩道拡幅を伴う抜本的な安全対策につきましては、長期的な視点に立って取り組む必要があるものと受け止めております。

その一方で、現時点におきましては、大規模な土地利用の変化は見込んでいない状況にございますことから、本町といたしましても、今後も国道171号沿線における土地利用の変化については注視してまいりたいと考えております。

なお、現状の国土交通省の方針を踏まえると、住民の皆様との早期の連携の手法について、具体的にお示しすることは困難ではございますが、住民の皆様が利用される中で、

町へいただいた御意見につきましては、道路管理者である国土交通省と情報を共有し、課題認識をしていただくとともに、歩道拡幅など、抜本的な安全対策が困難な現状の中、引き続き、効果的な安全対策に取り組んでいただけるよう、密接に連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 島本町と島本に住む町民との間の連携については、町民からはとにかく国道の歩道を利用される方々からの声を届けること、島本町はその声を国土交通省に共有することで、より具体的な現状認識を国土交通省に描いてもらうというふうなイメージであると、いただいた答弁から知り得ることができました。ありがとうございます。

ただやはり、歩道が狭くなっている場所において、安全柵がない場所も見られます。ガードの安全柵です。大きな変化を要しない、事故につながりやすいリスクの大きな場所においては、ぜひ国土交通省に情報を共有して、早急に改善いただけるよう、情報提供と要望をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、大沢地区における交通について伺います。

さきの12月定例会議の際、大沢地域は、交通空白地に該当すると御答弁いただきましたが、交通空白解消緊急対策事業を活用した新たな交通サービスの導入は可能でしょうか、伺います。

総合政策部長 続きまして、大沢地域における交通についてでございます。

交通空白解消緊急対策事業は、日本の地域において、交通サービスが不足している、いわゆる交通空白地域を解消することを目的とした助成施策で、国土交通省などが定めるガイドラインや補助金交付要綱によって、各種事業を創設する際の手続が規定されております。

この事業では、新しい交通サービス、例えば、コミュニティバス、オンデマンド交通、デマンド対応タクシーなどの導入や、公共交通の新規導入、既存の公共交通サービスの改善やICTを活用したスマートモビリティ、また地域住民や地元団体が主体となった公共交通の運営に対し、補助金が交付される制度となっております。

ただし、この事業を実施するに当たっては、地域住民や関係機関との合意形成が必要のため、様々な手続が必要とされております。その手続として、まず、地域内で交通サービスの不足や課題を確認し、解決すべき対象地域を特定した後、自治体、地域住民、交通事業者、地元企業などを含む協議会を設置し、この協議会が主体となり、方針や計画を検討することとなります。

また、協議会では、交通課題解消のための基本計画を策定し、サービスの導入内容、予算、事業の運営体制、地域住民の意見等を反映させることが求められるほか、設定した事業計画については、協議会の参加者や地域住民の合意を得ることとなっております。

その後、計画が完成した後に、補助金申請を行い、補助金を受けて、交通サービスを実施した後も、事業の効果や住民ニーズについて、定期的な評価、モニタリングが求め

られるとともに、必要に応じて改善策を講じる必要がございます。

現在、大沢地域に対しては、乗合タクシー配車サービス事業を実施しており、5世帯9名の方に御利用いただいております。対象者が限定される中、協議体の設置や計画の策定など、非常に煩雑な事務が想定されますことから、現段階において、当該事業を実施するのは非常に困難であるものと認識をしております。そのため、既存の乗合タクシー配車サービス事業を継続したいと考えております。

以上でございます。

河上議員 交通空白解消緊急対策事業において、地域内で交通サービスの不足や課題を確認し、解決すべき対象地域を特定した後、自治体、地域住民、交通事業者、地元企業などを含む協議会の設置、その協議会が主体となり方針や計画を決めていくとありました。

さきの12月定例会議での一般質問の際、島本町における交通空白地域について、大沢地区が該当すると御答弁いただきましたが、いわゆる交通空白地域の解消を目的とした助成に関して、これは交通空白とされる地域にのみ限定したものに限られた施策とするのか、交通空白の解消に周辺地域も含まれるのか、どのように解釈することが正しいと考えられますか、教えてください。

都市創造部長 御指摘の交通空白解消緊急対策事業につきましては、交通空白を抱える地域の課題解消に特化した支援となっており、自治体が交通空白と認める地域で実施する対策であることが、募集の要件となっております。

このことから、周辺地域も併せて対策を行うような事業につきましては、対象外であるものと認識いたしております。

以上でございます。

河上議員 交通空白解消緊急対策事業は、交通空白地を抱える地域の課題解消に特化した支援とあるため、あくまで島本町においては、大沢地区に限定したものが対象であるとのことですが。

仮に隣接する尺代、さらにはその先、若山台、東大寺、山崎を含んだ交通サービスにした場合には、恐らく隣接する尺代までの区間が対象になるのではないかと、その可能性についても教えていただきましたが、島本町には、現に交通空白地があるわけですから、ぜひ将来の島本町内の移動交通の発展に同制度を利用すべく詳細な研究と検討をお願いしたいのと、大沢の住民の方々へのヒアリングもぜひ行っていただきたいと述べさせていただきまして、この質問を終わります。次の質問に移ります。

続きまして、島本町とジェンダー平等について伺います。

島本町の庁舎内のトイレに生理用品の設置を昨年秋の定例会議で問いましたが、12月初めより2階女性用トイレに生理用ナプキンが設置されました。このナプキン設置の経緯について伺います。教えてください。

総合政策部長 続きまして、島本町のジェンダー平等についてでございます。

役場庁舎内トイレへの生理用品設置の経緯につきましては、令和7年9月定例会議に

おきまして、国の交付金活用は困難ではあるものの、防災備蓄の活用や企業等からの寄附により設置している事例もあるほか、その設置方法についても、施設内の全てのトイレではなく、特に必要が高いと考えられる個室1か所を選定して設置するような事例もあることから、関係部局で検討していく旨の答弁をさせていただきました。

生理用品の配布につきましては、従前より財源確保策を模索していたところではございますが、民間企業が実施する生理の貧困対策支援プロジェクトによる無償提供の取組に応募しておりましたところ、幸いにも、本町への寄附を希望する企業が現れ、生理用ナプキン5,670個の寄附を受けることができました。また、トイレへの設置に係る人件費につきましても、総務部において、庁舎の清掃を委託している事業者と調整した結果、1か所であれば、追加の委託費用も不要であること、そして、防災備蓄している生理用品についても、更新時期が到来した後には活用できることなど、課題が一定整理できたことを踏まえ、昨年12月から生活福祉等の相談に来られる来庁者の利用が多く見込まれる2階エレベーター側のトイレ1か所に設置いたしました。

今後におきましては、引き続き寄附等の確保に努めつつ、在庫がなくなった場合につきましても、1か所分であれば、庁舎管理に係る経常的な消耗品の中で対応できるものと考えております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

いただいた答弁から、民間企業が実施する生理の貧困対策支援プロジェクトによる無償提供の取組に応募し、寄附を希望する企業とのマッチングがかない、5,670個の生理用ナプキンの寄附を受けることができるに至った経緯が分かりました。

また、庁舎における設置についても課題が一定整理できたこと、1か所であれば、庁舎管理に係る経常的な消耗品費の中で対応ができるということも分かりました。

これまで設置がなかったところから設置に至った大きな第一歩として、1人の町民として、大変誇りに思えることであると考えます。

現在、島本町では、小・中学校、人権文化センター、ふれあいセンター、そして、役場新庁舎での生理用品設置が行われていると思いますが、このうち生理用品の設置と使用の案内について、各階のトイレの設置に至っていない施設に関しての案内周知はどのようなになっているのでしょうか。また、案内がPOP等でなされていると思いますが、言語はどのようなになっていますか、教えてください。

総務部長 現在、役場新庁舎及びふれあいセンターに設置されている生理用品につきましては、住民の皆様にご利用いただけるよう、町のホームページを通じて、生理用品を配布している旨、情報を発信しております。

また、施設内トイレにも自然に利用いただけるよう、案内POPを設置しており、この案内POPの言語は、他のリーフレット等と同様に、日本語表記のみとなっております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

項目にこそ入っていないものの、しまもとスマイルプランの「生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援」の「③外国人への情報提供などの充実」を掲げられていますが、多言語での案内は可能でしょうか。

総務部長 現在では、スマートフォンの翻訳機能を活用することで、外国人の方にも案内内容を読み取っていただくことが可能であり、また、案内POPを多言語表記にすることで、文字が小さくなり、視認性が損なわれることも懸念されるため、現時点では案内POPについて、多言語対応を行う予定はありません。

以上でございます。

河上議員 多言語対応の予定はないとのことですが。

島本町の学校においては、生理用品の設置がなされているということは、過去の一般質問において知り得ることができました。それに関わりまして、自分の体について、知識、情報を児童生徒に教育の中で教え、妊娠・出産などに関し、女性が自分のからだを大切にし、自己決定することができるよう情報提供すると、しまもとスマイルプランにも記されていますが、命の大切さ、性に関する知識を身につけ、お互いの性を尊重できる意識を養うことができる教育の推進に関して、進捗や展望を伺います。よろしくお願いします。

教育こども部長 学校における生命の大切さ及び性教育についてでございます。

生命の大切さに関しましては、特別の教科、道徳において、小学校1年生から中学校3年生まで、毎年授業で扱っております。また、全ての学校において、生命尊重の考えを根幹として、人権教育を実施いたしております。

性教育につきましては、保健の授業において、小学校4年生から体の発育・発達について学習しております。

特に、中学校では、1年生の心身の発達と心の健康という単元において、一人一人の性についての意識の違いや、互いを尊重することの大切さについて学び、人権意識の向上と絡めた事業を行っております。

今後につきましても、発達段階に応じ、自身の心と体について学習するとともに、本町の教育大綱にあるように、一人一人の違いを理解し、自他を尊重する思いやりを持った児童生徒の育成に寄与する教育活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

生理用品に関しましての質疑のやり取りの中で、生理用品はトイレットペーパー同様に当たり前に設置されるものであるという認識には至っていない、生理について、どこかタブーとされてきたという背景があるというお話を伺った経験から、やはり、お互いの性を尊重できる意識を養うことができる教育の大切さを痛感した次第ではあります。

しかし、大人に向けた知識の普及に関する取組に関してはいかがでしょうか。

総合政策部長 以前にも御答弁させていただきましたが、生理の貧困に係る課題は、経済的な理由によるもののほか、家庭事情や性に対する本人及び周囲の理解不足などで十分な知識やケアが受けられない状態なども含み、近年まで課題として取り上げられなかった背景には、生理に関する話題をタブー視してきた社会の風潮などもあると理解しているところでございます。

現在は、社会的な意識醸成の過程にあるものと認識しておりますが、今後とも、本町の男女共同参画社会を目指す計画に基づき、性に関する健康の保持の視点を踏まえ、広報、啓発などの機会を通じて、知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

まず、外国語表記については、翻訳アプリの活用が可能であるということですが、確かにそのとおりだとしても、日本語であれば、ぱっと見て分かる案内を外国語では設けない理由にはならないのではないのでしょうか。当該のPOPは、トイレ内に設置されています。トイレというのは、ほかの外部空間とは異なり、センシティブな場所でもあります。そのトイレの中のポップに、翻訳のためとはいえスマホをかざす必要がある状況というのはいかがなものかと思います。

また、状況が分からない中で、利用者間でのトラブルが生じるリスクもあるのではないのでしょうか。

毎度毎度案内に人手が割かれるものでもなければ、大々的に宣伝広告をするものでもありません。また、字が小さくなるということであれば、そうならない工夫を検討することもできるのではないかと思います。ぜひ、外国語表記については、需要が日本語ほど多くないにしても、前向きな検討が求められるのではないかと意見を述べさせていただきます。

一方、一人一人の違いを理解し、自他を尊重する思いやりを持った児童生徒への育成に取り組むという姿勢、男女共同参画社会を目指す計画に基づき、性に関する健康の保持の視点を踏まえ、広報、啓発などの機会を通じて、知識の普及に努めるという島本町の姿勢、大変すばらしいものであると考えます。

そして、このたび、役場新庁舎に生理用品が設置されたことにつきまして、設置に知恵を絞られ、行動をされ、実現に結びつけてくださった皆様には改めて敬意を表し、日本共産党 河上りさの一般質問を終わります。ありがとうございました。

大久保議長 以上で、河上議員の一般質問を終わります。

引き続き、野口議員の発言を許します。

野口議員（質問者席へ） それでは、令和8年2月定例会議、通告に従い一般質問をさせていただきます。

空き家対策の現状と課題についてお伺いさせていただきます。

現在、町内で長期間空き家になっている居住世帯のない住宅を見かけることがよくあります。実際に、私の家の近所でもお引っ越しをされて数年間そのままであったり、お1人でお住まいの高齢の方がお亡くなりになられたり等で、空き家になっているお宅があります。

島本町では、このような空き家となっている住宅が何軒くらいあるのか把握されていますでしょうか、お伺いいたします。

都市創造部長 それでは、野口議員の一般質問、空き家対策の現状と課題について、御答弁申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法第2条第1項におきまして、「「空家」等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と定義づけられております。

こうした空家等につきましては、令和7年度に実施いたしました空家等実態把握調査において、町内には72軒存在していることを確認いたしております。

なお、空家法第2条第2項においては、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等」を「特定空家等」と定義づけられておりますが、本町におきまして、特定空家等は存在していません。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。

令和7年度に実施された空家等実態把握調査では、72軒の空き家を確認されたのですが、この空き家に対して住民の方から空き家に対する通報や苦情などがありますでしょうか、お伺いいたします。

都市創造部長 空き家に関する住民の皆様からの通報や苦情についての御質問でございます。

空家等実態把握調査において把握している空き家に関する通報や苦情のみならず、町が把握できていない空き家についても通報や苦情をいただいております、令和7年度におきましては、令和8年2月末現在で合計9件の通報や苦情をいただいております。

以上でございます。

野口議員 分かりました。令和8年2月、この2月末現在でも9件の通報や苦情をいただいているということですが、この通報や苦情があれば、町としてはどのような対応をされているのでしょうか。

都市創造部長 空き家に関する通報や苦情があった場合、空家等対策の推進に関する特別

措置法、いわゆる空家法第10条第1項に基づき、当該の空き家の所有者等に関する情報を、固定資産税等の情報から提供を受け、所有者等を特定した上で、空家法第12条に基づき、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うこととされております。

具体的に申し上げますと、所有者等に書面で当該空き家等の管理が適切に行われていない旨などを通知するとともに、本町におきましては、空き家の管理に当たり、一般社団法人島本町シルバー人材センターと協定を締結しており、空き家見守りサポート業務を提供されていることをお知らせするチラシを同封し、御利用を促進しております。

また、昭和56年5月末以前に建築された木造住宅においては、一定の条件の下ではあるものの、空き家の除却においても、耐震事業に係る補助制度が活用できる旨の周知・啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

野口議員 そうしましたら、所有者に対しまして、情報の提供、助言その他必要な援助を行うとされておりますが、この苦情などの対応では、短期間で処理できるようなこともあれば、所有者が町外に住んでいらっしゃったりとかということで、連絡がつかないなどのこともあるかと思いますが、その場合はどのように対応されているのでしょうか。

都市創造部長 御指摘のとおり、苦情等をいただいた場合の対応につきましては、さきに申し上げておりますとおり、固定資産税の情報等から、土地や家屋の所有者を特定し、空家法第12条に基づく通知を行い、改善等を促しております。

本町におきましては、これまで固定資産税等の情報等により、家屋や土地所有者を特定することができ、当該の土地や家屋の所有者に、空家法第12条に基づく通知や訪問による対応で、ほとんどの案件において改善していただいているところでございます。

しかしながら、固定資産税の情報等で判明した土地や家屋の所有者と長期にわたって連絡を取ることができない場合などにおいては、当該空き家等の近隣にお住まいの方に情報をお聞きし、土地や家屋の所有者の状況等をお伺いすることもまれにございます。

本町におきまして、事例はございませんが、固定資産税の情報等の諸情報や戸別訪問、聞き取り、その他必要な対応等を行っても、土地や家屋の所有者の動静が確認できず、空き家の状態として危険性が高く、早急に解体するなどの措置を取る必要がある場合においては、手続を経た上で、当該空き家等を空家法第2条第2項に基づく特定空き家等に認定し、同法第22条第10項に基づき、過失なく措置を命ぜられるべきものを確認できない場合等においては、本来、土地や家屋の所有者が行うべき解体等の措置を町が実施するという略式代執行を行うことも制度上は可能となっております。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。

それでは、先ほどお伺いさせていただきましたように、令和7年度に空き家等実態把握調査を実施されたということですのでけれども、このような調査は、定期的に行われている

んでしょうか、お伺いします。

都市創造部長 空家等実態把握調査に係る御質問でございます。

空家等実態把握調査につきましては、平成30年度に初回の調査を実施し、町内全域を対象に、水道の閉栓状況等のデータや町が把握している空き家を収集、整理するなどにより、現地調査を踏まえ、129軒を空き家と判定したところでございます。

第2回の空家等実態把握調査につきましては、令和2年度に実施しており、初回の空家等実態把握調査で把握した129軒を再度現地調査し、30軒の空き家が解消され、99軒の空き家を確認したところでございます。

第3回の空家等実態把握調査につきましては、さきに御答弁申し上げておりますとおり、令和7年度に実施し、72軒の空き家を確認したところでございます。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。

それでは、さきにお伺いしました住民の皆さんからの通報、空家等実態把握調査を踏まえて、いわゆる特定空家のような管理の行き届いていない危険な空き家が発生しないように、今現在ではないということでしたけれども、これからも発生しないようにしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、現時点で72軒の空き家を把握されているということでしたけれども、それぞれその空き家の状態はどういうふうになっているのか、把握されている範囲で結構ですのでお伺いいたします。

都市創造部長 令和7年度に実施いたしました空家等実態把握調査においては、空き家の危険度も判定しており、危険度が高く、解体が必要な空き家が0軒、老朽化が著しい空き家が4軒、改修工事により再利用が可能な空き家が34軒、修繕がほとんど必要のない空き家が34軒と判定いたしております。

今後とも、老朽化が著しい空き家につきましては、空き家法第12条に基づく通知等により、適切に管理いただくよう働きかけてまいるとともに、改修工事により、再利用が可能な空き家や修繕がほとんど必要のない空き家につきましては、空き家の流通促進や財産管理の支援、空き家の利活用に向けた働きかけなどを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

野口議員 町内における空き家の現状は理解いたしました。

相続などで空き家が発生することはやむを得ないことだとは思いますが、近隣に影響を及ぼすような状態にならないように、引き続き、町としても対応をよろしくお願いいたします。

一方で、町内には改修を行うことやほとんど改修を行うことがなく利活用できる空き家や空き店舗なども見受けられると思うんですけれども、こちらにこういった空き家や空き店舗を利活用するなどということは、町のにぎわい創出などにおきましても、重要

な要素であると考えております。

そこでお伺いいたしますが、空き家や空き店舗を利活用、リノベーションする際、使うことができる補助金などは、島本町、大阪府、国において存在するのでしょうか、お伺いいたします。

都市創造部長 本町の空き家や空き店舗をにぎわい創出を目的として、利活用、リノベーションする際に、個人が使うことができる本町の補助金はなく、府、国においても現時点では把握いたしておりません。

令和５年度に本町におけるにぎわい創出の創業支援施策として、空き家や空き店舗の利活用やリノベーションを対象とした創業者への補助金を検討いたしました。本町においては、創業者の育成や創業後のネットワークづくりを優先して取り組むことで、中長期的な継続性あるにぎわい創出につながると考え、令和６年度より創業支援プログラムといったソフト面での支援を実施することといたしました。

なお、本町におきましては、商業団体支援事業補助制度において、商店街や法人または非法人組織の個人商店、おおむね５以上から成る団体及びその連合組織が空き店舗を活用して実施する事業を行う際などの事業費の一部を支援させていただいております。

また、先ほど御説明いたしました島本町既存木造住宅耐震改修等補助制度において、一定の要件を満たせば、リノベーションなどに合わせて、耐震改修工事を行う場合、支援をさせていただくことが可能となります。

空き家や空き店舗の利活用につきましては、町のにぎわい創出の重要な要素であると認識いたしており、引き続き、その利活用施策については、他自治体の事例を調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。

引き続き、利活用の施策に対しましては、しっかりと考えていっていただきたいと思います。

それと、これからもできる限り空き家の見守り、現状把握をしていただき、特に老朽化が著しい空き家が災害などのときに、近隣の住民の方々が危険にさらされることのないよう、対応をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

大久保議長 以上で、野口議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時07分～午前11時20分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、月足議員の発言を許します。

月足議員 (質問者席へ) 皆様、おはようございます。

令和８年２月定例会議、月足まさやからの一般質問を通告に基づき行います。

まずは、こどもの居場所への情報周知と題して行います。

島本町のホームページには、こどもの居場所というページがあります。しかし、私が確認した時点では、子ども食堂の案内と、ふれあいセンター1階プレイルールの試行的開放の2点しか掲載されておりませんでした。

確認ですが、これ以外に、町がこどもの居場所として認識している場所や取組にはどのようなものがあるでしょうか、お聞かせください。

健康福祉部長 それでは、月足議員の一般質問に御答弁申し上げます。

こどもの居場所への情報周知についてでございます。

町では、こどもの居場所づくりとして、公共施設、公園、保育所、幼稚園、学校施設等の既存施設を有効活用し、子供の遊び場や放課後等に過ごせる場所の充実に努めているところでございます。

御指摘のとおり、町ホームページのこどもの居場所ページの掲載情報は2か所のみでしたが、遊び場などを含めると、ほかにも町内に4か所ある地域子育て支援拠点や保育所、幼稚園等の園庭開放、放課後子ども教室、小学校の校庭開放、ふれあいセンターのキッズスペース、人権文化センターの学びとほっこりルーム、その他各地域の公園などがございます。

また、子育て中の親子が集い、交流や相談できる場所としては、社会福祉協議会が行っている子育てサロンもございます。その他、自習も可能な休憩スペースとして、ふれあいセンター地階の椅子やテーブルを配置したスペース、2階休憩コーナー、3階のコミュニティルームにつきましても、誰もが利用できる共有スペースとして開放しているところでございます。

今後、ホームページのこどもの居場所のページに、これらの取組を集約し、広く住民の皆さんに情報提供できるよう、掲載内容を順次、拡充、更新してまいります。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。

9月定例会議より、YouTubeでの配信も始まっておりますので、各事業や遊び場などについて整理して御紹介いただいた形にもなりまして、重ねて感謝をいたします。

お伺いしたい場所についての掲載情報が、この質問を作成した際には、ホームページに少なかったためお願いをいたしました。新しく転入してこられた皆様などには、特にホームページ、インターネットでの情報は大きな道しるべとなりますので、今後もしできる限り課や部を超えて、居場所を見つけやすく、分かりやすい形にしていだけますよう、集約や連携、工夫をぜひお願いいたします。

続きまして、主に中高生からいただいている自習できる場所についての意見を基にお話をいたします。

家では勉強に集中できない、親が仕事で忙しくて気を遣う、親御さんのリモートワークの増加なども、自分の部屋がない子もいますから、子供たちのストレスにつながって

いる場合があるようです。

大学生くらいの子たちは、高槻や梅田に出て、カフェなんかで勉強しますが、その金額がばかになりません。学校で勉強すればよいという考えもありますが、学校から少し離れたい、違うところに場所を見いだしたいお子さんもいらっしゃいます。

以上、様々な事情により、行政に相談するほどではないが、利用できるセーフゾーンの勉強場所、居場所がまちにもっとたくさんあればとの声をいただきました。

島本町は、今後、お子さんもまだまだ増えていき、そして成長につれ、受験や資格の勉強などをする機会もより増えてまいります。

では、これから、町の方々からいただいた御意見を踏まえまして、具体的に1つずつ提案、お伺いをさせていただきますが、ちなみにですが、中には、今までほかの議員もあらゆる角度から取り組まれていくこともあることは存じておりますが、これらは、いまだよく町の方から直接受ける御意見ですので、なぜその提案が実現へと至らないのかといった、その理由についても、現状は周知がなされていない面があることと考えますので、町の皆様に周知いただく、その観点からお伺いさせていただいている旨、よろしくお願いいたします。

それでは、質問にまいります。

先ほどいただいた答弁にもございましたが、現在、ふれあいセンターの地階、売店前の椅子やテーブルの置いてあるエリア、2階の休憩ゾーン、3階コミュニティルームが開放されており、放課後や休日に多くの学生が利用しております。

彼らに話を聞くと、何となく家に帰る前に友達と話したいという声も多く、先ほど話した居場所となっております。

しかしながら、学校が終わった後の夕方や土日は、かなりの学生さんが利用しており、混雑しているのを見受けます。

そこで伺います。

地階にあるような机、椅子のスペースを、例えば1階のキッズスペース周辺や1階から2階に上がるための階段下のスペースなどにも増設・拡充することは可能でございますでしょうか。

総務部長 現状、ふれあいセンター内では、地階の椅子やテーブルを配置したスペース、2階の休憩コーナー、3階のコミュニティルームなどのエリアを自習も可能な休憩スペースとして開放しており、放課後や休日には多くの学生の方などに御利用いただいております。

特に地階スペースは、水景施設を廃止、改修し、自習などの空間を拡充した上で、机、椅子を増設した近年の経過があり、そのほかには、空間の制約や管理上の課題もありますことから、現時点においては、新たに机や椅子を増設することは困難でございます。

以上でございます。

月足議員 御説明いただきましてありがとうございます。

ふれあいセンターについては、もう一点、学校のテスト期間に合わせた柔軟な対応をお願いいたします。学校のテスト期間は、中高大学と少しずつ都合が違いますが、例えば、町内中学校の定期テストが行われます5月下旬から6月、あるいは7月中旬などを基準とし、ふれあいセンターの空き部屋を1週間程度学習室として開放できないでしょうか。できましたら、第1・第2学習室が要望としては理想のようです。利用の目的は、自習の学習とし、子供の遊び場とは違う観点で、利用対象年齢も、中学生以上や高校生以上などとすれば、見回りなどの負担も比較的少なくて済むのではと考えます。

もちろん、貸館業務との兼ね合いで難しい面もあるかと思いますが、可能な範囲でもよいと思います。学びを支える場としての御検討をいただけませんか、見解をお伺いいたします。

総務部長 ふれあいセンターの貸館施設につきましては、利用者に使用料を徴収し、利用いただく形を基本としています。

一方で、現在設けております自由に御利用いただける休憩スペースは、あくまでも自習も可能な休憩スペースであり、自習室を確保しているものではございません。また、貸館施設を特定の時間のみ自由開放した場合、利用中の備品の破損、ごみの後処理などに関するトラブルに係る責任者が不在となり、その後、通常の利用料をお支払いくださる方が予定どおりに使用できなくなるなどのトラブルが生じる可能性があり、貸館施設の自由開放を行うことは困難であると認識しております。

なお、通常どおり、貸館の手続を通じて御使用いただければ、責任者が明確化され、自習スペースとしての利用が可能となりますが、貸館の予約に関しては、抽せん及び先着で仮予約する仕組みとなっていますので、特定の団体や目的を優先して確保することは困難でございます。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。

では、特定の期間、自習室として無償で利用者に開放することは、あくまで現時点においては難しいということでしょうか。

総務部長 特定の期間、貸館施設を必ず自習室として確保するためには、使用料をお支払いいただいての利用者が一定おられる中では、町の事業として実施する以外は難しいものと認識しております。

しかしながら、これまでも、さきに申し上げた地階水景施設改修による自習等スペースの拡充のほか、2階休憩コーナーにも机と椅子を増やすとともに、なるべく多くの方に御利用いただくために、譲り合って使用いただきたい旨の表示を行うなど、より多くの方が利用しやすい施設となるよう、対策は講じてまいりましたので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

月足議員 特定の期間を自習室として確保することは、町の事業として実施する以外では

困難であると、施設側からの御都合を御説明いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、島本町立人権文化センターのほうへも直接お話を伺いに参りまして、趣旨の御説明をさせていただきました。

現在、当センターには、最初の質問への答弁にも触れられましたが、学びとほっこりルームという予約不要、利用料無料のお部屋があります。定員は16名。主な利用は小学生くらいの子たちで、児童会の練習をしたり、勉強したりしているそうです。

この場所を、先ほど申し上げたテスト期間の学習室として利用いただくことは可能でしょうか。

総合政策部長 学びとほっこりルームにつきましては、利用目的を限定せず、誰もが人権文化センターの開館時間内において、予約不要、利用料無料で利用いただける場所として、令和6年9月に開設いたしました。

そのため、議員お尋ねの学習の場として利用いただくことに何ら問題はございませんが、利用目的を学習に限定して、一定期間制限を設けることについては、他の利用者への影響もありますことから、困難であると考えております。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。

人権文化センターには、その他にも諸室を管理されております。学びとほっこりルーム以外の場所を学校のテスト期間に合わせた柔軟な対応として開放することはできないでしょうか。

総合政策部長 学びとほっこりルームの利用状況については、現状では十分ゆとりがございますので、現時点におきましては、まずは、学びとほっこりルームの利用を最優先に取組を継続してまいりたいと考えております。

なお、それ以外の有料貸出しの部屋につきましては、貸室予約が入っていないことを条件に、テスト期間中などに限定して、臨時的に開放することは可能かもしれませんが、周知方法や管理方法などに課題がありますことから、学びとほっこりルームの今後の利用状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。

難しい面も含めまして、各施設の現状について御説明をいただきました。

貸館施設を必ず自習室として確保するためには、使用料をお支払いいただいての利用者が一定おられる中では、町の事業として実施する以外には難しいものとの認識もいただきましたが、これはすなわち町の事業としてならば、一定期間でも自習場所を確保できる可能性があるかと捉えます。

人権文化センターにつきましても、貸館施設ではあり、難しい面もよく理解いただきましたが、貸室予約が入っていないことを条件に、テスト期間中などに限定した臨時的開放にすることについては、ぜひ学びとほっこりルームの今後の利用状況を見ながらとの

お考え、こちら大変重要であると考えますので、ぜひ要望なども、今後注視いただきながら、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

繰り返しとなりますが、今後、まちのお子さんは増えていく見通しです。町ではこのニーズを肌で感じていただいた地元の商店さんが、スペースを学びの場所として開放していただく動きもございました。しかし、維持し続ける難しさも伺います。

町が公としてこのような自習できるスペースや、最初にお示ししましたようなこどもの居場所を安定的に用意していく、この必要性について、今後の検討と可能性についてお伺いできたらと思います。

健康福祉部長 子供が健全に成長するためには、心の安定が得られ、安心して過ごせる居場所が欠かせません。

しかし、現実には家庭内トラブル、学校でのいじめ、不登校など、子供が自分の居場所を感じられず、孤立してしまう状況が存在しています。

そのため、家庭や学校とは異なる学校外で安心して過ごせる第三の居場所の重要性は高まっています。

さらに、こどもの居場所は、成長を支える学びと経験の場であり、子供が学びや遊びを通じて他者と関わり、社会性を身につける場所にもなります。

学校外で主体的な活動が行える場所は、子供が持つ可能性を広げるきっかけとなるものと認識をしております。

こどもの居場所に係る取組につきましては、まずは、行政が把握している各種の居場所等について、町ホームページにおいて、掲載内容の充実を図ることなどにより、住民の皆さんに分かりやすく情報提供できるよう努めてまいります。

なお、こどもの居場所に関しましては、令和8年度におきまして、養育環境等に課題を抱える児童の居場所として、児童育成支援拠点事業を予定しているほか、地域で学習支援を行う団体等への補助制度の創設や、放課後子ども教室、園庭開放の実施期間の拡大など、さらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。

諸所の事業についての詳しいお話は、この段では控えさせていただきますが、第三の居場所という言葉と、その重要性についての認識について答弁をいただきました。

昨今、子供が健全に成長するためには、今お伺いいたしましたが、この第一の居場所が家庭、そして学校が第二の居場所とするならば、緊張感や不安を抱えた際、それから解き放たれ、ありのままの自分でいられるサードプレイスですね、この存在が重要であるとされております。

家庭内トラブルやいじめ、不登校など、既存のコミュニティで孤立感を深める子供が増加しております。こうした中、利害関係のない大人や他世代の仲間と出会えるサードプレイスは、単なる避難所にとどまらず、子供の自己肯定感を育み、社会性を養う成長

のプラットフォームであると認識しております。

今回は、実際にいただいた要望といいますか、疑問といってもいいかもしれません。なぜこれができないのか、なぜこのようにできないのかといった声に基づいて、自習の場の観点から主にお話をさせていただきました。各居場所づくりへの拡充の予定もお伺いできましたが、繰り返しとなりますが、諸所の事業についての詳しいお話は控えさせていただきますが、どれほど良質な場所がありましても、そして、今後それらの場所が増えたとしても、それを必要とする子供や保護者に周知されない、届かなければ、その意味がありません。

各施設利用についての現在の状況などについても、いまだちの皆さんにはなかなか伝わっていないこともあるため、お伺いをさせていただきました。

これらの施設側の事情等についても、しっかりまちの皆さんに知っていただくことから、新しいアイデアなども生まれるきっかけがあるかと思っておりますので、こちら自身は、私自身も発信してまいります。あわせて、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

町ホームページの掲載内容のリニューアルをすることはもとより、場所や活動内容、対象年齢などを必要とする方々が直感的に把握できるよう、広報などともぜひ連携いただきまして、こどもの居場所の情報全体の見える化の推進についても重ねて要望をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にまいります。

広報・ホームページへの広告募集についてお伺いいたします。

現在、町では、公式ホームページへの有料広告を募集しております。島本町ホームページのアクセス数を確認しますと、トップページの年間アクセス件数、令和4年度では約27万件に上ります。町の公式ホームページにバナーを掲載することは、自治体サイトという信頼性による直接的な宣伝効果の魅力はもちろん、アクセス数を増加させる、今の言葉で言うと回すということ、この上でも非常に効果的であると考えます。

そこで伺いますが、現在、広告の申込数や掲載数について、町として目標数値などは設定されておりますでしょうか。

総合政策部長 続きまして、広報・ホームページの広告募集についてでございます。

広報しまもと・町ホームページへの広告掲載につきましては、広告代理店と広報誌の広告欄で月2枠、ホームページのバナーで月6枠の年間契約をしております。

そのため、申込数や掲載数は月によって異なりますが、定額での契約となっているため、その月に広告枠が埋まらなくても、年度の初めに収入した額に変更はなく、また、契約した枠数を超える場合には、1枠当たりの追加料金も収入できるため、本町にとっては有利な契約であるものと考えております。

なお、ホームページのトップページに掲載されるバナーについては、昨今Googleなどの検索サイトから自治体のトップページを経由せず直接希望するページへたどり着くことが多くなっていることから、トップページの閲覧数は年々減少しており、そ

れに伴い、バナー広告のニーズも低下しているのが現状でございます。

また、人口が3万人規模であるため、広告宣伝効果が限定的などの理由から、広告収入については、年々減少傾向にあり、本町と契約できる広告代理店も非常に限られているのが実情でございます。

以上でございます。

月足議員 御答弁ありがとうございます。

現状の厳しさ、人口規模による宣伝効果の限界やトップページ、閲覧数の減少によるバナー広告の効果低下など、町としての目線はよく理解いたしました。枠数の目標はないが定額契約による収入の平準化というメリットも、確かに変動リスクを抑える点で有効な仕組みだと認識しております。

しかしながら、私の下に、町内で活動する方などから、ウェブ広告の掲載費用は幾らくらいなのかという問合せをいただくことがありました。自分で調べてみたが分かりにくいとのことでした。つまり、町内には、御答弁いただきました厳しい側面がありながらも、費用が手頃であれば、ぜひ町のホームページに広告を出してみたいという潜在的なニーズが存在しているのではと私は感じております。

しかし、現在の仕組みでは、費用の詳細等を知るためには、町が委託している広告代理店へ資料請求等を行う必要があり、これが費用などを調べてみたが分かりにくいという意見になっているのかなと思います。

現状の周知方法では、少しユーザーに不親切であり、この分かりにくさが一定機会損失を招いている可能性が考えられます。

そして、代理店のホームページにおいても、概算や目安についてはやはり見当たりませんでした。バナーのデザイン制作の有無や、掲載期間によって費用が変動することと理解はしておりますが、近隣自治体の中には、ピクセルサイズやデータ容量に応じた目安額を明示している例も実際にございました。

既に、サイズ、容量、形式については、島本町ホームページ広告掲載取扱要綱に記載があり、決定しているため、対応はある程度可能ではないかと考えます。

そこで質問いたします。

代理店との協議が必要かとは思いますが、今述べたようなサイズなどでの目安額や過去の実績に基づいた目安額などをアクセスした方が分かりやすいよう、広告募集ページに明示することはできないでしょうか。掲載を考えている方に、一歩踏み出してもらうための検討をより具体化していくための工夫として町の見解をお伺いいたします。

総合政策部長 広告代理店との契約に当たり、広報の発行部数やホームページの閲覧数などの情報は協議しており、広告収入については、その情報を基に、市場原理に応じた適正な価格になっているものと認識しております。

また、掲載料については、掲載時期や広告枠の空き状況などから変動するものと考えられ、一定額として明示することは難しく、また、町のホームページで金額を提示する

ことは、広告代理業の活動に影響を与えるものと考えております。

以上でございます。

月足議員 ありがとうございます。

今いただきました答弁と、そしてこの質問を作成する際にも諸所やり取りさせていただいておりました中で、バナー広告のニーズ低下と、広報を含む掲載料の額の明示の難しさについては理解しております。

しかしながら、お声がけをいただいた以上、潜在的なニーズ、もしくはバナー広告という形に捕らわれず、何らかの形で町の広報、そしてホームページに掲載をしたいという前向きな考えもあるということ、また、現在そのプラットフォームは、インスタグラムなど多岐に展開できる可能性につきましても、今回ぜひ広報を御担当いただいております皆様に御認識いただければと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、月足からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

大久保議長 以上で、月足議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月2日午前10時から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は3月2日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。大変御苦労さまでございました。

(午前11時45分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

- 河上議員
1. 自衛隊に対する個人情報提供について
 2. 国道171号線歩道の安全確保について
 3. 大沢地域における交通について
 4. 島本町とジェンダー平等について

野口議員 空き家対策の現状と課題について

- 月足議員
1. こどもの居場所への情報周知
 2. 広報・ホームページへの広告募集について

令和 8 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

令 和 8 年 3 月 2 日 (月)

島本町議会 2 月定例会議 会議録（第 2 号）

年 月 日 令和 8 年 3 月 2 日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	9 番	山 口 博 好
10 番	西 山 ようこ	11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子
13 番	川 嶋 玲 子	14 番	野 口 日 利 美		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	石 原 誠 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	柚 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和8年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和8年3月2日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

永山議員 1. 文化財の保管状況 出土品・民具のこれからは今から考えて

2. 島本町立歴史文化資料館等の利活用事業を振り返る

西山議員 健康寿命延伸に向けた小規模公園の活用

清水議員 森林整備について

ナカジマ議員 防災行政無線を活用した認知症徘徊者の早期発見を

山口議員 地方公務員の守秘義務について

中田議員 1. 島本町の公園が不足していることについて

2. 小規模保育所卒園後の「3歳の壁」について

3. 「歴史公文書」保存に向けた整備状況と実効性について

すえおか議員 1. 島本町立中学校の校則の見直しについて

2. 都市農地保全を進めるため、田園住居区域の活用を

3. 地下水くみ上げ企業から水源維持のための協力金を

日程第2 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第3 第2号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

日程第4 第1号議案 町道路線の認定について

日程第5 第2号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第6 第3号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 第4号議案 島本町都市公園条例の一部改正について

日程第8 第5号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第10号）

第6号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第7号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

	第 8 号議案	令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 9	第 9 号議案	令和 7 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
	第 10 号議案	令和 7 年度島本町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第10	第 11 号議案	島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について
	第 12 号議案	島本町職員旅費条例の全部改正について
	第 13 号議案	証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
	第 14 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につい て
	第 15 号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
	第 16 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	第 17 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 等の一部改正について
	第 18 号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
	第 19 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第 20 号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第 21 号議案	島本町奨学資金条例の廃止について
	第 22 号議案	令和 8 年度島本町一般会計予算
	第 23 号議案	令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第 24 号議案	令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第 25 号議案	令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
	第 26 号議案	令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算
	第 27 号議案	令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
	第 28 号議案	令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
	第 29 号議案	令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
	第 30 号議案	令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
	第 31 号議案	令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
	第 32 号議案	令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
	第 33 号議案	令和 8 年度島本町水道事業会計予算
	第 34 号議案	令和 8 年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。前会に引き続き、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

前会の議事を継続いたします。

それでは、永山議員の発言を許します。

永山議員 (質問者席へ) おはようございます。2026年、令和8年2月定例会議、永山優子の一般質問を行います。

では一つ目の大きな質問から、文化財の保管状況、出土品・民具のこれからは今から考えてについてです。

町内の各所で住宅開発が続く島本町です。開発に際しては、遺跡の確認、調査は不可欠であり、発掘調査を実施すれば、土器や瓦といった、何らかの出土品が発見されます。

では、この採取された出土品は、その後どうなるのか。出土品の管理、保管については、出土品の保管場所が逼迫している自治体が数多くあると言われていています。文化庁によれば、日本各地で実施されている発掘調査は、年に約9,000件で、その発掘で出土した遺物は、これは2022年のデータではありますが、コンテナで500万箱以上に達しています。この増え続ける出土品の保管場所問題は新聞でも取り上げられて話題となっております。これは島本町でも、将来に向けて考えておくべき問題であると考えて質問をいたします。

まず、出土品の現状確認の前提といたしまして、発掘調査で見つかった出土品を採取してから、報告書にまとめるまでの具体的な流れは、どのような経緯をたどっているのか。処理手順について答弁を求めます。

教育子ども部長 おはようございます。それでは永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、出土品の現状の確認のうち、発掘現場で採取された出土品の処理手順についてでございます。

発掘調査において見つかった土器や瓦などの遺物につきましては、出土した日や場所ごとにラベルと一緒に袋に入れ、コンテナに格納いたしております。コンテナにつきましては、歴史文化資料館に持ち帰り整理作業を行います。具体的には本来の色や作られたときの痕跡を見るため、遺物に付着した土を洗浄し、その後、遺物に墨や筆で出土した場所を注記します。

時代が分かるような特徴的な遺物につきましては、実測、製図、写真、撮影などを行うほか、可能であれば接合作業も行います。こうして得られた遺物のデータにつきましては、報告書に記載し、発掘の成果を皆様に御覧いただけるようにしております。

なお、整理作業が終了した遺物につきましては、特徴的なものであれば、歴史文化資料館で展示を行うこともございますが、大部分につきましては、町が所有するＪＲ島本駅の駅舎倉庫に保管をいたしております。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁から、作業工程が分かりました。事前に作業スペース兼収納庫、見学をいたしました。

ここには多数のコンテナ、大小様々な出土品が保管されていまして。中には小指の爪くらい、５ミリ角ぐらいの小さな遺物も見られました。それら一つ一つを分類する緻密で丁寧な作業が行われている、その日常の業務も確認をいたしました。

最新の広報で遺跡の発掘調査などが取り上げられております。こちらもぜひ、注目していきたいと思っております。

次に、発掘される出土品の量について伺います。

令和７年度、これは旧関電社宅跡の百山の発掘調査や広瀬五丁目で「宮」と書かれた遺物が見つかるなど、広範囲な調査があったり、注目される発見もありました。

たくさんの発掘調査が行われているわけですが、どのぐらいの出土品が出ているのでしょうか。これ、過去に遡って１０年分、遡って出土状況を伺いたいと思います。

教育子ども部長 次に、出土数の状況についてでございます。文化庁の統計調査において、出土した遺物を収めたコンテナの数を報告しておりますので、当該調査の回答数で報告いたしますと、平成２７年度は３７箱、平成２８年度は４０２箱、平成２９年度は６箱、平成３０年度は１１箱、令和元年度は７箱、令和２年度は３５箱、令和３年度は１０３箱、令和４年度は１４箱、令和５年度は７箱、令和６年度は４０箱、令和７年度は、令和８年２月１０日現在ではありますが２２箱となっております。

以上でございます。

永山議員 １０年間でコンテナ約７００箱分の出土品が採取されたということになりますが、これは年度によってばらつきがあるようです。目立って多いのが平成２８年の４０２箱、令和３年度の１０３箱、令和６年度４０箱となりますが、調査箇所は、それぞれ何か所あったのでしょうか。

調査件数の多さが、そのまま数字に表れたというような理解でよいのでしょうか。確認をしたいと思います。

特に、平成２８年の４０２箱と、件数が突出して大きいものですが、この理由についても御説明をお願いしたいと思います。

教育子ども部長 出土数の多い年度の状況についてでございます。まず、平成２８年度の調査件数につきましては、発掘調査を２件、確認調査及び試掘調査を３件実施しております。出土数が４０２箱と突出している理由といたしましては、広瀬遺跡で実施した１件の発掘調査において、大量の土器を含む穴を複数発見し、４００箱分の遺物を出土したことによるものでございます。

次に、令和３年度の調査件数につきましては、発掘調査を１件、確認調査及び試掘調査を３件実施しております。出土数が103箱となっておりますのは、島本駅西側の土地区画整理事業の発掘調査により、100箱分の遺物が出土したことによるものでございます。

次に、令和６年度の調査件数につきましては、発掘調査を５件、確認調査及び試掘調査を18件実施いたしております。出土数が40箱となっておりますのは、広瀬遺跡において実施した３件の発掘調査により、それぞれ６箱分、15箱分、10箱分の遺物が出土したことによるものでございます。

以上でございます。

永山議員 ありがとうございます。発掘調査の範囲のほうが関係するのかどうか、次に、この点を伺います。

島本駅の駅西側では、土地区画整理事業で広範囲で長い期間、発掘調査が行われました。これらの件数は何年度の結果に表れているのかを伺います。

教育こども部長 続きまして、島本町駅西側における土地区画整理事業での発掘調査が行われた件数と、何年度の結果に表れているのかについてでございます。島本駅西側での土地区画整理事業に伴う試掘調査は、平成29年度及び令和元年度に、それぞれ実施いたしております。平成29年度は出土数６箱のうち４箱分が土地区画整理事業の試掘調査で出土したものとなっております。

また、令和元年度は出土数７箱のうち、１箱分が土地区画整理事業の試掘調査で出土したものとなっております。

さらに発掘調査につきましては、令和２年度から令和３年度にかけて実施いたしており、この期間の発掘調査の出土数は、先ほど申し上げました調査の終了した令和３年度の出土数103箱のうち100箱となっております。

以上でございます。

永山議員 ここまでの御答弁から発掘調査の件数の多さ、調査範囲の広さ、それと出土数とはあまり、ほとんど関連がないことが分かりました。逆にこれは予測が立ちにくく、調査件数が少なかったとしても大量に出土品が出る場合があり得るということが言えると思います。

ここまで処理手順、出土量を確認できましたので、ここからは、それらの保管というものに話題を移し、質問をしてまいります。

これらの出土品の保管状況について、どのようになっているのかを伺いたいと思います。

教育こども部長 次に、遺物の保管場所と保管状況についてでございます。出土した遺物につきましては、まず整理作業のために歴史文化資料館へ運び、保管し、整理作業終了後は、特徴的なものや、特別な保存処理が必要なものにつきましては、歴史文化資料館で保管しており、その他の遺物につきましては、町が所有するＪＲ島本駅の駅舎倉庫に

保管をいたしております。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁の中で、特徴的なものや特別の保存処理が必要なものについては、ＪＲの島本駅舎倉庫ではなく、資料館内で保管をするという御答弁でした。ここで言う特別な保存処理といったものは具体的に、どういう処理なのか。また、具体的な保存方法等、実際に歴史文化資料館に保存されているものは、どういうものを伺います。

教育こども部長 特別な保存処理についてでございます。特別な保存処理を行う必要があるものとしたしましては木製品、漆器及び金属製品などがございます。木製品や漆器につきましては、出土した時点で、木材としての成分のほとんどを失っており、水分を含ませる必要があるため、水に浸けて保管をいたしております。そして展示するものについては、薬剤を含ませた後に固化させて補強を行っております。

次に、金属製品につきましては、出土した時点でさびが広がっているため、その除去を行い、さびが進行しないよう乾燥剤とともに密閉して保管をいたしております。そして展示するものについては、表面及び内部に樹脂を含ませ、防錆と強化を行っております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、歴史文化資料館内には特別な処理を必要としたり、水につけるなどの繊細な取扱いを必要とする物が保管されていることが分かりました。ここで、その保管場所について、資料館、歴史文化資料館には、裏手にある収納庫などに限らず、歴史文化資料館の、その本体の内部でも保管をされていると理解をしいいか、伺います。

教育こども部長 保管場所についてでございますが、歴史文化資料館の館内においても一部保管をいたしております。

以上でございます。

永山議員 つまり資料館は文化財を後世に引き継ぐ場所でもあるということだと思います。こうした意味からも、資料館の耐震工事は急ぎ取り組まれるべきであったと、ほかの事業と足並みを合わせてというまちの方針には、やはり問題があったものと思います。

それはここで置いときまして、次の質問でございます。

次に、現時点の保管場所の収容量、キャパシティはどうなっているのかについて伺います。

教育こども部長 次に、保管場所の収容量についてでございます。保管場所の収容量につきましては、総量として把握はいたしておりませんが、歴史文化資料館では現在225箱の遺物を保管しており、限界に近い状況にあるものと認識をいたしております。しかしながら、これらの中に整理作業中の遺物がございますので、作業が終わりましたら、ＪＲ島本駅舎倉庫へ移動することとなりますので、その移動した分の受入れスペースが生まれてまいります。

なお、ＪＲ島本駅駅舎倉庫につきましては、711箱の遺物を保管しておりますが、まだ、余裕があることから、現時点で収容が限界に近いという認識はございませんが、将来的な懸念はあるものと考えております。

以上でございます。

永山議員 収容量が限界に近いという認識はないものの、将来的な懸念はあるということです。

さきの御答弁によりますと出土品は10年で700箱近く増えているという計算ですので、今後10年、15年先、収納場所は問題になると考えます。そのお考えについて伺いたいと思います。

教育こども部長 保管場所に係る将来的な懸念についてでございます。調査によって出土する遺物の量につきましては、調査件数や遺跡の状況などにより大きく変化するため、保管場所が何年後に問題となるか、現時点で具体的にお示しすることは困難でございます。

しかしながら、年数を経るごとに保管すべき遺物は増え続けることとなり、保管場所につきましては大きな課題であると認識をしておりますことから、遅滞なく対応できるよう、可能な限り早期に、その方向性をお示しできるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 本町の現状と認識は分かりましたが、現在、府内で多くの自治体で出土品の保管場所の確保が問題となっているということです。この点について、文化財担当課としての認識を伺います。

教育こども部長 次に、保管場所確保に対する担当課の認識でございますが、本町内の発掘調査によって出土する遺物の大部分は、大阪府における出土品の取扱基準によりまして、将来にわたり保存活用を図る必要性、可能性のある出土物に該当するため、廃棄せず保管することが必要となります。

そのため、年数を経るごとに保管すべき遺物は増え続けることとなり、保管場所につきましては大きな課題であると認識をいたしております。

以上でございます。

永山議員 島本町の保管場所のキャパシティ、収容力を将来に向けて、どのように考えていくのか、対策などをどのように考えているのか、ここで伺います。

教育こども部長 次に、保管場所確保に係る将来の対策についてでございます。保管場所確保の問題につきましては、全国的に課題となっており、文科省においても各自治体に対しアンケートを行って、国が行うべき支援について検討を進めておられます。本町といたしましては、歴史文化資料館及びＪＲ島本駅駅舎倉庫全体で見れば、収容が限界に近いという認識はございませんが、将来的な懸念もあることから、国の動きなどを注視しながら適切に遺物を保管できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 適切な保管ということでは、本町では、ほかの自治体では学校の空き教室などを利用して保管をしていることを聞きますが、本町では、庁舎にも余裕はありませんし、適切な保管というのは漠然と描かれているものであるかどうか、この点、確認したいと思います。

教育こども部長 続きまして、適切な保管についてでございますが、現在の保管場所につきましては、全体で見れば、収容限界に近いという認識ではないため、将来に向けた保管場所を現時点で確保することは現実的ではないと考えております。しかしながら、出土する遺物につきましては、廃棄せず保管することが求められているため、現在の保管場所が有限である以上、将来的に保管場所について、具体的な検討が必要な時期が来ると考えております。

その際には、国や近隣自治体における検討状況や町有施設の保有状況などを踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁をいただいて、この中から状況は分かりました。

出土品については、さきの6月の定例会議の委員会の中で遺物の実物に触れることができないか、検討しているという御答弁がありました。今後の国の方向性にもよりましかねども、保管場所の問題とも併せ関連してくると思いますので、実物に触れられるような企画、今後とも取組を進めていただけたらというふうには考えております。

では少し視点を変えて、民具について伺いたいと思います。ここまでは出土品について伺ってまいりましたが、ここから農具や生活用品など、この民具について質問をいたします。

民具は、どのような経過、経緯でまちに寄贈されるものか。また、保管までに、どのように取り扱われているのか、この点を伺います。

教育こども部長 次に、本町への寄贈経過及び経緯についてでございます。近年では自宅の建て替えや倉庫及び蔵などを整備する際に、古い道具類や食器などの生活用品などを発見され、所有者から地域の歴史資料として展示などに役立ててほしいと申し出られる場合や、御自身や御遺族が大切にしていた古い道具類や調度品を資料館に寄贈したいと申し出られることなどがございます。

これらの申出があった場合は、まずは、学芸員が本町の歴史との関連性や資料の希少性、保存状態などを確認し、資料の受入れについて可否を判断した上で、島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則に基づき、寄贈の手続を行っております。

なお、寄贈された資料につきましては、速やかに付着したほこりや汚れなどを取り除いた後、写真撮影や計測等を行い管理台帳に登録した上で保管をいたしております。

以上でございます。

永山議員 その経過、経緯よく分かりました。では、この民具の保管場所についても伺い

ます。こちらもＪＲ島本駅の駅舎倉庫の中に保管をされるのでしょうか。民具の保管場所と、その収容量について伺います。

教育こども部長 民具の保管場所についてでございます。民具の保管場所については、歴史文化資料館、ＪＲ島本駅の駅舎倉庫及び若山台倉庫の３か所に収蔵しております。保管場所全ての収蔵量といたしましては、令和８年２月時点で合計で約２,０００点となっております。

以上でございます。

永山議員 ２,０００点ということで、大量に出土品の保管がされていることは分かりました。民具は出土品、これはコンテナに収められていますけれども、それとは違って、大きさも形状もまちまちで、積み上げて保管するということが難しいと考えます。

収容量について、この民具についても懸念はないのか。収容量の問題から資料の受入れ、これを控えざるを得ないなど、対応がなされているのか。控えるなどの対応がされているのかについても伺いたいと思います。

教育こども部長 民具の収容量の懸念についてでございます。民具につきましては、その形状や大きさなどが一定でなく、中には農具のように大きく場所を必要とするものもあるため、収容場所の確保については、出土した遺物の保管と同様に大きな課題であると考えております。

次に、収容量の問題から、資料の受入れを控えるなどの対応が行われていないかについてでございますが、民具などの文化財について寄贈の申出があった場合は、本町の歴史との関連性や資料の希少性、保存状態などを確認し、受入れの可否を判断いたしております。

しかしながら、当然その判断においては有限である保管場所を考慮する必要があるため、例えば同種の民具等は受け入れないとの判断をすることもございます。いずれにいたしましても、現在の保管場所につきましては、全体で見れば収容限界に近いという認識ではございませんが、寄贈の申出があった民具などの文化財について、その価値から本町で受け入れるべきと判断したものについては適切に受け入れ、保管をいたしております。

以上でございます。

永山議員 状況が分かりました。民具については奈良県知事によって廃棄発言が話題になりました。

保管の在り方については注目をされているという状況にあります。ここまで、限界に近いということはないようですけれども、今後も適切な受入れを続けていただきたいというふうに思います。

そこで、民具というのはもともと生活の道具として使われてきたものです。保管量の問題もありますけれども、保管にとどまらない利用や使用について、これももともと道具ですので、この利用や使用についてお考えを伺いたいと思います。

教育こども部長 次に、民具の利用及び使用についてでございます。現在、歴史文化資料館では、生活に関するテーマを設けて、所蔵する民具を展示する企画展「むかしの道具」を毎年２月に実施しており、会期中は町内各小学校、小学３年生を対象として、民具を用いた昔の生活に関する体験学習を実施し、郷土教育における教材として活用いたしております。

また、民具が使用に耐え得るか確認した上で、希望者に対して貸出し等も行っております。いずれにいたしましても民具については、貴重な郷土資料であることから、保存を第一に考えつつ、公開活用についても積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁の中で、貸し出すということが言われましたけれども、この貸し出すというのは館外へ持ち出せるという意味で理解をしていいのでしょうか。具体的に御説明をお願いします。

教育こども部長 民具の貸出しについてでございます。島本町立歴史文化資料館施行規則第７条の規定に基づき、所蔵資料の館外貸出しの申請があった場合は、その内容を精査し、条件を付した上で許可し、貸出しを行っております。民具につきましても館外貸出しを行っており、近年では農業体験のための農具の貸出しや教材として小学校に糸車の貸出しを行った例などがございます。

以上でございます。

永山議員 農業体験のための農具の貸出しなど、実態が分かりました。

民具について、民具を使用しながら保存をする緩やかな保存という考え方が提唱されています。国立歴史民俗博物館特任教授の川邊咲子先生が、こちらを提唱されております。保存することと、その民具のヒストリーも含め、地域ぐるみで保存をし、新たな価値を見いだすという考えです。

住民の郷土理解と文化的向上に資するものであり、この条例の目的にも沿うものだと考えますが、この点について伺います。

教育こども部長 緩やかな保存についてでございます。緩やかな保存とは、資料が劣化しないよう収蔵庫に保管し続けるのではなく、資料の状態の変化を共有しつつ、使用しながら保存していくという考えと認識をいたしております。本町におきましても主に民具類につきましては、常設展示や企画展において展示し、来館者に見ていただくとともに、体験学習や館外貸出しなどで実際に使用していただく取組も実施しており、目で見て実際に使用し体験することで、郷土文化の理解と継承につなげております。

今後も個々の性質や状態をしっかりと精査しながら活用可能な資料につきましては、引き続き使用しながらの保存を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 民具について、今、御答弁で示された方向性は好ましいと考えます。郷土の民具をコミュニティで使用する、これをぜひ、引き続き取り組んでいただきた

いと思います。

御答弁から、文化財の保管について、現時点で深刻な状況にないということは分かりました。しかし、これまで島本町では、早い段階で課題解決に向け、見通しを立てて動いておくことができず、結局、対応が後手後手になるという場面が多々あったと思います。この今回の質問を出土品や民具の保存場所の確保を考え始めるきっかけにさせていただきたいと考えます。

では、ここから二つ目の大きな質問を行っていきたいと思います。

島本町立歴史文化資料館等の利用、活用事業について振り返る。これについて質問をいたします。

令和6年度から島本町立歴史文化資料館等の利活用について事業が進められてきました。事業は引き続き進みますけれども、ここで過去に遡って三つの点を確認していきたいと思っています。

まずは一つ目、島本町立歴史文化資料館等の利活用について民間事業者の参入による事業化、これは難しいという結果であったと、私は理解をしていますが、その認識でよいのでしょうか、この点を伺います。

都市創造部長 続きまして、大きな2点目の島本町立歴史文化資料館等の利活用事業を振り返るのうち、民間事業者の参入についてでございます。

歴史文化資料館等の利活用につきましては、現在、策定中の島本駅東エリア活性化基本計画案にもお示しさせていただいておりますが、歴史文化資料館を含むJR島本東エリアは、さらなる活用策が期待できるポテンシャルの高い拠点であると考えられることから、今後、歴史文化資料館等を利活用していただける町のパートナーを探すプロセスの一環として、サウンディング調査を実施いたしました。

その結果、民間事業者の参入は可能性はあるものの、現状においては事業性や整備に少なからずリスクが伴うため、御指摘のとおり、事業化は困難であると判断し、資料館内においては、現在、展示している文化財の展示の継続のほか、一部展示のリニューアルを検討することといたしました。

なお、資料館外における民間活力の導入については、引き続きその可能性を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 事業化が困難であるという判断は確認ができました。

歴史文化資料館が引き続き展示機能を担っていくこと、これは望ましいと考えています。

まちの施策を考えていく上で、事業化が先にあるような発想ではなく、文化財をまちの魅力に高めていくという姿勢が今後も求められていくと考えます。

続いて、二つ目についてです。本来この事業には、島本町歴史文化資料館を所管している教育こども部がしっかりと関わる必要があると思いますが、過去の御答弁

などからは、この関わりが薄かったとの印象を受けています。ただ、実態はどうか、これを会議の在り方をもとに確認をしていきたいと思います。

生涯学習課との連携状態として、会議の回数と、その会議の中に生涯学習課が同席したのは何回あったのか。同席以上の意見を求めた回数も伺いたいと思います。

都市創造部長 次に、生涯学習課との連携についてでございます。島本町立歴史文化資料館等の利活用事業の会議については、事業者との対面やウェブでの事業内容に関する会議、教育委員会をはじめ総合政策部や総務部を含めた庁内の会議、町外現地調査、町内団体ヒアリング、サウンディング調査現地説明会、サウンディング調査個別ヒアリングなどを実施しており、令和6年度及び令和7年度の2年間で、およそ40回程度開催し、そのうち、生涯学習課の参加は、おおよそ10回程度でございます。

また、同課職員が会議に出席しない場合においても、回数は不明ですが、その後、必要に応じて適宜、担当者間で情報共有を行い、意見を伺っております。

以上でございます。

永山議員 御答弁で、会議の参加が10回と、40回中10回であったということは分かりましたが、関わり方として、会議の意思決定に参加をしたのか、ただ、同席にすぎなかったのか。その辺はどうだったのでしょうか、伺います。

都市創造部長 生涯学習課の会議の参加の関わり方につきましては、議題の内容に応じて適宜意見をいただいております。特に歴史文化資料館は生涯学習課が管轄する施設であることから、建物や展示方法、文化財の保存等に影響を及ぼす議題については、具体的な意見をいただいております。一方で、商業振興や観光振興の取組の中で、歴史文化資料館の建物や展示手法、史跡公園の改修等に影響を及ぼさないような議題については、にぎわい創造課を中心として議論を進めることもございました。

以上でございます。

永山議員 ただいま御答弁をいただきましたけれども、展示に関わるような意見を生涯学習課が加わったということでございます。具体的な意見、その参画そのものではなかったのだろうという受け止めを私はいたしました。

ここまで生涯学習課、教育こども部について伺ってきましたけれども、三つ目に入りたいと思います。

健康福祉部の参加についても、ここで聞きたいと思います。

情報公開により入手いたしました資料によれば、事業を進める過程で、担当課が長岡京市にある「なかの邸」というところを視察しています。この「なかの邸」は、登録有形文化財を使った飲食店で、運営に障害のある方が関わっている点で注目をされています。

本町では公共施設で、こうした取組が進められればと思うところです。質問なんですけれども、選ばれた、この視察先は、障害のある方の参画を考えることができる好事例であったと言えるわけです。事業を進めるに当たり、福祉部局との意見交換があつて良

かったと思いますが、当時、この健康福祉部が会議に参加したということは、あったのでしょうか、伺います。

都市創造部長 次に、健康福祉部の参加についてでございます。島本町立歴史文化資料館等の利活用事業に係る会議について、健康福祉部職員の参加はございません。なお、会議は開いておりませんが、歴史文化資料館の活用イメージの一つとして想定いたしました長岡京市にある、国登録有形文化財の「なかの邸」を視察するに当たり、事業者である「暮らしランプ」が、障害者を店舗の従業員として雇用されていることから、事前に事業内容の確認を健康福祉部に行いました。

その際、本町の住民の方も利用されている事業者であることを確認し、本町での事業イメージについての意見を聞くなど、適宜意見交換を実施いたしました。また、現地視察の際に運営事業者は歴史文化資料館の利活用について御意見を伺ったところ、事前に事業者が現地を訪ねられ、確認されており、その上で事業化が困難であるとの回答をいただきました。そのため、暮らしランプのような事業運営については、一定の困難な要因があるものと認識したことから、当初の予定どおり障害者福祉に関する事業者に限らず、広く民間事業者へサウンディング調査を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁について一つ伺いたいと思います。

健康福祉部に、本町での事業イメージについて意見を聞くなど、適宜意見交換を実施したという御答弁でありましたけれども、これは具体的に、どういうものであったか伺います。

都市創造部長 当時、意見交換した際には就労継続支援B型事業所とはどういうもので、A型事業所との違いや作業内容、雇用形態について意見交換をいたしました。また、町内においても就労継続支援B型事業所があることや、町内や町外にて就労継続支援B型事業所を利用されている方に、どのようなお声があるかなどを聞き、現地視察前に事業イメージを形成するための意見交換を行ったものでございます。

以上でございます。

永山議員 意見交換、事業イメージについて意見を聞くということですが、ただいまの御答弁から、健康福祉部との意見交換というよりも就労継続支援制度、その枠組みについて、予備知識としてレクチャーを受けたというのが、より実態に近いのではないかと。会議の参加以前の段階であったということは分かります。

障害のある方の社会参加の可能性を考え得る場面であったと思いますが、ここでは重点を置かず、広く事業の可能性を探る方向に進んだというのが、その後の経緯であったと理解をいたします。ここで角度を変えて、この事業自体、国から交付金が出たものと思いますが、ここに福祉的な要素が加わると交付金の要件を満たさないというような事情があったかどうか、この点について伺います。

都市創造部長 次に、国からの交付金についてでございます。島本町立歴史文化資料館等

利活用事業は、令和５年度から国のデジタル田園都市国家構想交付金を得て実施を始めた、まちの魅力の創造発信事業と連携した取組ではございますが、本事業の内容については、令和５年度申請時に計画していない事業であったことから、交付要件に該当しておらず、町の一般財源のみで実施したものでございます。

なお、国のデジタル田園都市国家構想交付金については、国の地方創生に関する交付金であり、その後、新しい地方経済生活環境創生交付金へと事業が引き継がれ、さらに現在は地域未来交付金となっております。事業が引き継がれるに当たり、一部要件の変更はございますが、地域活性化の取組に、福祉的な要素が加わることで要件を満たさなくなるといったものではないものと認識いたしております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から障害者雇用など、福祉的要素を盛り込むことが交付金申請の妨げにならず、今後の展開も描き得るということが分かりました。

島本町は、公園や公共施設など、住民共有の資源が限られています。施設を使つての事業で、多方面の行政課題の解決を図っていくことが求められるものと考えます。福祉文化的にもカバーができるような事業プランこそが、９月の一般質問でも取り上げました公共性の高い施設と言えるのではないのでしょうか。旧来の施設を使いやすくする、こういったバリアフリーの発想から、障害のある方が主体的に関わっていけるインクルーシブへ、社会の変化が求められています。

にぎわいづくりにおいても、この変化を意識した取組、これが求められているということ了指摘いたしまして、質問を終えたいと思います。

大久保議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、西山議員の発言を許します。

西山議員（質問者席へ） 皆様、おはようございます。

令和８年２月定例会議、大阪維新の会、西山ようこ、一般質問を行います。

健康寿命延伸に向けた小規模公園の活用について。現在、島本町には62か所の小規模公園と13か所の都市公園がございます。町内でよく見かける児童公園と呼ばれる小規模公園には滑り台、ブランコなどの固定遊具が設置されてあります。ブランコ、滑り台などの遊具は５歳くらいまでの子供に人気が高く、バランス感覚、筋力、運動能力の向上にも寄与すると言われております。

公園は子供たちの遊び場として、また、自然の中で、メンタルヘルスを保つ有効な場所でもあります。異年齢の子供たち、また、大人たちが集うことから、交流やルール学習といった社会性を育む場として、地域コミュニティのよりどころや安全な避難場所として機能しています。この小規模公園は、住宅地などの狭小な土地に設けられ、一般的な広さは約100から1,000平方メートル程度で、主に近隣の歩いて行ける範囲に設置されています。

子供の遊び場として位置づけられていても、硬いボールを使う野球やサッカーボール

などのボール遊びが禁止されたり、近隣への騒音の配慮など、遊び方が制限されるようになりました。世界的な温暖化により、暑さ対策も重要課題です。

外で遊ぶことより、室内での遊びに需要が集まり、場所によっては人けのない公園も見受けられます。

一方で、住民の方の健康志向として、令和6年度事務事業成果報告書によりますと、地域で行われている百歳体操の参加者や、町立体育館のトレーニングルーム利用者数は近年増加傾向にあります。町内をウォーキングやジョギングをされている方や、ペットのお散歩風景もよく目にいたします。そこで、ふと疑問も感じました。現在、島本町の公園に続く歩道幅や段差は、ウォーキングをされている方、高齢者、車椅子やベビーカーを押して歩かれている方にとって最適なのでしょうか。

島本町の小規模公園の在り方を検証するとともに、住民の方々への利便性を考慮した小規模公園の活用方法を探りながら、今後の少子化、高齢化社会に向けた取組として、公園を取り囲む歩道整備について質問をいたします。

それでは、島本町での取組についてお伺いいたします。初めに、公園内に運動器具を設置している公園、ベンチを設置している公園、日よけになるような屋根がある建造物がある公園の数を教えてください。また、公共トイレは町内に幾つあり、設置場所もどこにあるか教えてください。

都市創造部長 それでは、西山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

健康寿命延伸に向けた小規模公園の活用のうち、運動器具やベンチなどを設置している公園についてでございます。本町が管理している公園において、健康増進を目的とした健康遊具を設置している公園は、水無瀬川緑地公園や広瀬公園など5か所に設置いたしております。

公園内における公共トイレにつきましては、江川公園や桜井せせらぎ公園など、主に都市公園の6公園に設置いたしております。また、ベンチや日よけとなるあずまややパーゴラにつきましては、桜井せせらぎ公園や藤の木公園など多数の公園に設置いたしております。

以上でございます。

西山議員 ありがとうございます。健康増進を目的とした健康遊具を設置している公園は、町内5か所に設置されているとのこと。健康遊具は何歳から使用可能か、どのように使用すれば効果的かなど説明書きも必要かと思われまします。取扱説明書のような看板はあるのでしょうか。

また、健康増進に向けた取組として、設置場所の公園の場所や地図などもホームページなどで周知されているのかも伺いいたします。

都市創造部長 5か所の公園に設置している健康遊具の対象年齢につきましては、具体的な年齢は記載しておりませんが、大人用、子供の使用はできませんとの表示をしている状況でございます。また、遊具の使用方法につきましては、簡易的ではございますが、

イラストと文字で使用方法を表示したものを各遊具に設置いたしております。

ホームページなどの周知につきましては、現在、都市公園に設置しております代表的な遊具の写真を掲載しており、健康遊具につきましても、公園によっては写真の掲載をしている状況でございます。健康遊具に特化して周知することにつきましては、健康遊具のみならず、本町が管理する約170基の遊具等の周知方法も併せて検討することが望ましいと考えられることから、煩雑にならないような周知方法につきまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員 次に、公共トイレについての質問です。ウォーキングコースに適した若山台付近から東大寺公園、水無瀬川緑地公園付近の河川の沿道を通るコースにおきまして、近くに第二中学校、第二小学校、しまもと里山認定こども園もあり、子供たちだけでなく、保護者の方、見守るボランティアの方など、多数の往来がございます。現在、この周辺には、東大寺公園の移設可能な簡易トイレのみの設置です。河川敷以外で、この付近での一般的な公共トイレの設置は可能かどうか、お伺いいたします。

都市創造部長 当該ルートをウォーキングされる方々に御利用いただけるトイレとしては、現在、若山台公園や東大寺公園、水無瀬川緑地公園に公共トイレの設置をしており、新たな公共トイレの設置につきましては、設置する場所の確保や、近隣住民の方々との調整、公共下水道未整備のエリアにおいては、くみ取り式に限定されることなど、様々な課題があるものと考えております。

今後につきましては、引き続き状況を注視しつつ、住民の皆様のニーズや実態を踏まえ、必要に応じて、新たな公共トイレの設置について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員 町内にある小規模公園は、全体的に日よけになるようなあずまややパーゴラ、遊具など設置され、柵も網目のものを使用されているため、見通しも悪くはありません。ただ、周辺は住宅街であることや広さが限定されているため、球技などの遊びや、大きく走り回ることなどはできません。

このスペースを利用して考えられる心身の健康法として促進できることはございますでしょうか、お伺いいたします。

都市創造部長 町内における小規模公園におきましては、公園面積が限られているため、子供向けの遊具や日よけになるあずまや等を単体で設置している公園が多く、同じ公園内で小さなお子様から大人まで、全ての世代で心身の健康に向けた十分な設備を配置することは困難ではありますが、設置されている施設に応じて公園を選んでいただき、遊具であれば子供の遊び場に、あずまや等の施設であれば休憩スペースや憩いの場などに活用していただくなど、心身の健康増進に寄与できるものと認識いたしております。

以上でございます。

西山議員 御答弁にございましたように、配置されている施設に応じて公園を選んでいただくということ、公園に特色を持たせることで、使用する目的から公園を選択するということが可能です。

面積の限られた小さな公園では、大きな都市公園のように、全ての世代に合わせて十分な設備を配置することは困難です。しかし、子供の多い地区では遊び場として充実を図り、一方で高齢者の多い地区では、日よけやベンチしかなくても、休憩スペースとして選んでいただける場所があってもよいと考えます。

それでは、小規模公園の活用の可能性についてお伺いいたします。

健康寿命延伸に向けた取組として、ウォーキングに適した歩行空間を創造することはできないでしょうか。戸建て住宅に囲まれた小さな公園や道路に面した脇道の公園を歩道に組入れ拡張し、歩行者の休憩場所として遊具からベンチに替えることは可能でしょうか、見解をお伺いいたします。

都市創造部長 次に、ウォーキングに適した歩行空間についてでございます。小規模公園の遊具をベンチに替えることにつきましては、地域の自治会などを通じて、日頃から公園や遊具を御利用されている皆様の御意見をお聞きしながら検討する必要があると考えておりますが、ベンチの設置について、御要望をいただいた公園につきましては、遊具等の安全領域に配慮しながら、可動式のベンチの設置を行うなど、休憩場所の確保に努めているところでございます。

なお、公園を活用した道路と一体となった歩行空間の整備につきましては、御利用される皆様の安全性を確保しながら整備する必要があると考えており、全面が車道に面しておらず、既存の歩行空間と一体利用できる公園などを抽出し、整備に向けた調査を実施してまいりたいと考えております。

また、公園ではございませんが、令和4年度にも町道百山3号線道路改良工事においては、歩行空間の整備に加え、植樹帯とともにベンチを設置するなど、ウォーキングに適した歩行空間の創出に努めているところでございます。

以上でございます。

西山議員 御答弁の中にございました、御利用される皆様の安全性を確保、全面が車道に面していないという点について質問いたします。先日、町内の小規模公園を見てまいりましたところ、入り口以外を網の柵で囲ってある場所が多いことに気づきました。

小さな公園で、出入口が1か所しかなく、中で過ごすことを想定した場合、不審者が入ってきた場合を想定すると、逃げ場がなく、危険なのではないでしょうか。広い公園の場合は何か所か出入口があり、全方位に柵がないことの方が多く、非常時の逃げ場や開放感が感じられることが利点だと考えられます。

住宅内において四方の柵が設置されていることについて、根拠をお伺いいたします。

都市創造部長 公園の外周柵につきましては、公園を御利用される小さなお子様やおもちや等が道路へ不用意に飛び出すことに起因する事故防止や近接する住宅への侵入等を防

ぐことを目的として、利用者の安全及び隣接の防犯やプライバシー等への配慮を目的に周辺環境の状況に応じて設置しているものでございます。

現時点におきましては、住宅開発などが事業化され、公園の移管が予定された場合におきましては、開発の事前協議の段階で外周柵の必要性について判断させていただいており、合わせて2方向の道路に接し、出入口を2か所設けるよう、一律に協議はさせていただいておりますが、事業地の土地利用計画等によっては困難であることもあり、その場合は可能な範囲で出入口の幅を広く整備していただくことや、一方向に2か所設けることなど、防犯対策についても念頭に置き協議を行っております。

以上でございます。

西山議員 渕ノ本第一公園の形状について、この公園は新しく宅地開発された戸建て住宅と同時に設置されたものと推察されますが、戸建て住宅の間を抜けるように歩道として使用されながら、ベンチや植え込みなどで公園の要素も取り入れられています。

1点目といたしまして、なぜ、この形状に仕上げたのか。

2点目、この形状の公園をつくる場合、想定される必要な要素は何か、併せてお答えください。

都市創造部長 江川地区に位置する渕ノ本第一公園につきましては、周辺の宅地開発の際に、開発事業者によって設置され、その後、本町に移管を受けた公園であります。周辺には遊具等を備えた渕ノ本公園が既に設置されていたこともあり、当該公園の設置に当たり、本町と開発事業者で協議を重ねた結果、遊具等は配置せず、植樹等の緑を主体とし、かつ周辺において、周辺にお住まいの皆様の利便性を考慮し、環境保全や景観に配慮した公園として設置されたものでございます。

また、当該形状のような公園を設置する場合に必要な要素は、開発地における土地の形状や周辺の既存公園の状況、周辺自治会の御意見や新たに開発地に住む方の想定されるニーズ等から総合的に判断されることとなります。

以上でございます。

西山議員 宅地開発の場所によっては、土地の広さが十分になく、公園の設置が難しいケースも想定されます。渕ノ本第一公園は、土地の形状を最大限生かして、開かれた空間を景観に取り入れた事例だと考えております。

続きまして、島本町のバリアフリー化について質問いたします。

将来的に高齢者人口が増えると予想されている中、今後、町内では80歳以上、85歳以上の占める割合が増える傾向が見込まれるとのことが第五次島本町総合計画中間点検報告書よりございます。高齢者、身体障害者、また小さなお子様やベビーカーを押しながらの通行、交通環境の改善について、町は、どのような見解をお持ちでしょうか。特に歩行者に向けた歩道整備について、歩道空間の拡幅の観点からお伺いいたします。

都市創造部長 次に、交通環境の改善についてでございます。本町において想定される高齢化に向けた歩道のバリアフリー化については重要な課題であるものと認識いたしてお

り、これまでも、歩行者等が特に多い阪急水無瀬駅周辺において、水路空間を活用した新たな歩行空間の設置や、水無瀬青葉地区における道路勾配の緩和策を行い、通行される方々の安全確保に努めてまいりました。

今後も道路交通環境の改善が必要な住民ニーズが多い箇所については、歩道の拡幅やバリアフリー化などの対策を検討し、全ての方々が円滑に通行できるよう、様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

しかしながら、歩道の拡幅については、沿道の用地取得を伴う場合が多く、所有者の意向や用地取得に伴う費用など、事業化するには課題が多い箇所もございますことから、このような箇所につきましては、現道において可能となる効果的な対策について取り組んでまいりたいと考えております。

なお、令和8年度において、山崎地区における歩道設置に係る実施設計業務や桜井地区における道路拡幅工事の実施に向けた予算を計上させていただいております。

以上でございます。

西山議員 ありがとうございます。山崎地区及び桜井地区の道路拡幅等の実施につきましては、常任委員会にて配置をいたしたく存じます。

続きまして、阪急水無瀬駅周辺の水路を活用した歩行空間の設置についてお伺いいたします。水無瀬山崎幹線の水路を活用して、歩道の拡幅を行っていただいております。確かに広い箇所もありますが、まだ、狭い箇所、高低差のある箇所もございます。車椅子の通行が困難と思いますが、今後の取組として、お伺いいたします。

都市創造部長 町道水無瀬山崎幹線に隣接する水路空間を活用した歩道につきましては、平成24年度にバリアフリー対応の勾配緩和及び路面の滑り止め舗装を実施いたしました。しかしながら、当該歩道は車道の高さより約15センチ程度高く設置しており、車道と同じ高さで設置されている沿道の住宅出入口や当該幹線に隣接する道路の箇所において、歩道にすりつけが生じており、起伏の多い歩道となっております。

これまで、当該箇所は浸水対策事業で水路改修が必要な水路であったことから、上下水道部で水路改修する際に合わせて歩道の改良を検討しておりましたが、水路改修するには、相当な期間や費用が必要となり、ほかの工法による検討もされていることから、歩道改修におきましては、水路改修の時期に合わせない方法も含め、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員 国土交通省が定める歩道有効幅員について、歩行者が実際に通行できる幅員2メートル以上、勾配5%以下、横断1%以下、高さ5センチを標準としているのがございます。実際のところ、道路においては難しいところも多いと思います。おおむね有効幅員2メートルを確保することが困難な箇所の取組として、町が行っていることはありますでしょうか。

現道において可能となる効果的な対策について、どのような見解をお持ちかお伺い

たします。

都市創造部長 本町における歩行空間の確保につきましては、これまでに島本町バリアフリー基本構想に基づき鉄道駅を中心とした、重点整備地区内の生活関連経路を中心に道路構造令、道路構造条例に基づき国からの交付金を活用しながら整備してきた経過がございます。

現在の取組といたしまして、歩道において有効幅員2メートルを確保することが困難な箇所につきましては、路肩の除草や植樹帯の定期的な維持管理を行うなど、有効幅員の確保に努めており、歩道がない町道においても、通学路を中心に、歩行空間の安全対策に努めており、路面のカラー化やポストコーンの設置、通過交通の速度抑制を目的とした路面標示や啓発看板を設置するなど、国からの交付金を活用しながら、歩行者の安全確保に努めております。

以上でございます。

西山議員 町内のバリアフリー化は、計画に対して進んでいるのでしょうか。また、島本町西側は開発が一段落し、バリアフリーを基本とした住空間に整備されました。今後、町内で宅地開発に伴う歩行者空間が拡張される計画があればお示しください。

都市創造部長 次に、町内のバリアフリー化についてでございます。本町では、平成20年3月に策定いたしました島本町バリアフリー基本構想において、この基本構想が一過性の取組で終わることのないよう、策定後も事業の着実な実施、評価、改善を行っていく必要があることから、島本町バリアフリー基本構想継続協議会を設置し、本町におけるバリアフリー化の進捗状況の確認と、今後の課題の検討を行っているところでございます。

島本町バリアフリー基本構想においては整備を必要とする事業を55項目挙げており、このうち43項目を達成し、約78.1%の進捗率となっております。

直近においては新庁舎建設におけるバリアフリー化といたしまして、2階の多目的トイレに大人介護ベッド、1・2階に触地図を設置させていただいたところでございます。また、開発行為に伴う道路整備につきましては、新たな土地利用によって交通量が増加するなど、通行される方々の安全が確保されないなどの状況が想定される場合においては、開発事業者と協議を行い、新たに歩道を整備していただくなどの対応をしていただいているところでございます。

これまで、百山地区における戸建て及び集合住宅や青葉地区、高浜地区における集合住宅などの開発事業の際に歩道を設置していただき、本町に移管を受けた事例がございます。

さらに現在、事業中である百山地内における戸建て住宅及び集合住宅開発において、北側に隣接する中溝水路を暗渠化し、上部空間を歩道として本町に移管される予定となっており、西側についても町道に面した位置に敷地内歩道を整備していただく予定であるなど、歩行空間を確保していただく予定となっております。

以上でございます。

西山議員 歩道整備に向けて取り組んでいただき、ありがとうございます。

百山地区における住宅及び集合住宅開発について、車道に面していることもあり、十分な歩道の確保は必要かと思われます。今後も百山地区の都市整備には注目してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。歩道の整備につきまして、気になる点がございましたので、お聞きいたします。

新庁舎の建て替えに伴う新駐車場の新設につきまして、以前、一般質問にて、広場等の完成に合わせて歩道の整備も実施するとの御答弁でございました。新庁舎からふれあいセンターへつながる車道は道幅狭く、緩やかに湾曲しているため、見通しも悪い状況です。駐車場の入り口付近の整備について、計画をお聞かせください。

総務部長 新庁舎の新たな駐車場入り口の整備についての再質問でございます。もともとありました旧庁舎中庭駐車場の入り口は、庁舎からふれあいセンターに至る車道の曲がり角にあり、見通しが悪い場所に設置されておりましたが、今回、整備する新たな駐車場の入り口については、見通しのよい車道直線部分の中間地点に設置し、また、その幅は余裕を持たせるため、6メートル程度に設定、歩行者及び車の運転手の見通しが確保できるよう計画しております。

以上でございます。

西山議員 ふれあいセンターのほうから下って新庁舎へ向かう場合、車にしろ自転車にしろ湾曲した道の、直線になるということですが、道の中ほどで右折にて道路を横断しなくてはなりません。

大変危険な箇所かと思われます。今後の改善策を検討されることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

大久保議長 以上で、西山議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時11分～午前11時25分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員 (質問者席へ) それでは通告に従い、一般質問を行います。

森林整備について、本町の7割は山岳丘陵地で、身近に豊かな自然があり、住民にとって大切な財産だと思います。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠り荒廃が進んでいます。

山に入ると森林、里山整備のために間伐した竹や木が積み上げられた風景を目にします。大切な森林を整備することは、緑豊かな島本をPRすることにもつながるものと考えます。

また、近年の豪雨や自然災害、山林火災に対する防災・減災につながるものと考えま

す。

また、私の８年前、５年前の一般質問に対する答弁からの進捗状況も含めて伺います。
まちは７割を占める森林をどのように考えているのですか。

都市創造部長 それでは、清水議員の一般質問に御答弁申し上げます。森林整備についてのうち、町域の約７割を占める森林についてでございます。本町の森林は、貴重な地域資源であり、これまでと同様、基本的な方針といたしましては、森林所有者による適切な管理が必要と考えております。

一方で、所有者個人での対応には限界があるものと認識しておりますことから、行政をはじめ、地域住民、地域内企業等が連携して、豊かな森林を保全できるよう取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員 本町の約７割を占める森林のうち、民有地と公有地の割合、面積を伺います。

都市創造部長 最新の2020年農林業センサスによると、本町の森林面積は1,005ヘクタールに対し、民有地は98.6%の991ヘクタール、公有地は1.4%の14ヘクタールでございます。

以上でございます。

清水議員 緑豊かな島本を維持していくためにも、町域の７割を占める森林の整備が非常に大切であると考えますが、町長のお考えを伺います。

町長 島本町は豊富な資源に恵まれており、本町で長年お住まいの方だけではなく近年、本町へ転入された方にとっても、豊かな緑を、これからも維持してほしいという声はよく耳にしております。豊かな緑は豊富な地下水につながるものであり、日々の暮らしに不可欠なものであることから、今後も緑豊かな島本の維持に向けて限りある財源を工夫しながら、大阪府及び町内企業、森林ボランティア団体等と連携し、継続した整備に取り組むことが重要であると考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、町内企業との連携とはどのようなもので、拡充に向けて何かされているのか伺います。

都市創造部長 町内企業との連携につきましては、サントリーホールディングス株式会社と「天然水の森事業」にて連携を取っております。

天然水の森事業は、水源涵養林としての高い機能を持った森林や生物多様性に富んだ森林、洪水、土砂災害などに強い森林、CO₂吸収力の高い森林、豊かな自然と触れ合える美しい森林となるよう、それらの実現に向け、間伐や植樹、作業道の整備はもとより、親子植樹ハイキングなど、様々な森林整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

清水議員 それでは、森林整備の現状について伺います。

都市創造部長 次に、森林整備の現状についてでございます。本町における森林整備の現

状につきましては、令和４年度にデジタル技術を活用した本町の森林の調査を行い、調査結果から風倒木や森林の密度が高い場所といった自然災害が発生しやすい場所を優先に、令和５年度から森林環境譲与税を活用した森林整備を継続して行っております。

以上でございます。

清水議員 それでは、次に、森林ボランティア養成講座修了者の総人数と、講座の成果を伺います。

都市創造部長 森林ボランティア養成講座につきましては、平成18年度から始まった島本町フォレストサポーター養成講座が、令和元年度より、大山崎町との合同開催となり、現在の森林ボランティア養成講座となっております。平成18年度から令和７年度までの受講修了者の総人数は174名でございます。

講座を開催した成果といたしましては、講座修了者を中心に、新たな森林ボランティア団体が立ち上がったことや、森林ボランティア団体への登録者増加などが挙げられ、今日まで各ボランティア団体による継続した森林整備が行われております。

以上でございます。

清水議員 森林ボランティア養成講座の修了者も174名と、あとボランティア団体にも登録されているというので、今後も、その事業は続けていただきたいと思います。

次に、森林整備を進める上での課題について伺います。

都市創造部長 次に、森林整備の課題についてでございます。森林整備につきましては様々な課題があると認識しておりますが、整備にかかる財源確保が課題の一つとして挙げられます。その他にも所有者が不明で整備を行うことができない土地や境界確定がなされていない土地が多くあること、森林ボランティアの担い手の確保といったことも課題であると認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、森林ボランティア団体の数はどのように推移していますか。また、高齢化が進む中、ボランティアの担い手は減少していくと考えますが、若い人に森林に興味を持ってもらうような仕掛けはありますか。

都市創造部長 町内の森林ボランティア団体は４団体であり、ここ数年、団体の増減はございません。しかしながら、高齢化が進み、会員数の減少に課題を感じておられる団体もあり、担い手の確保に取り組む必要があると認識いたしております。

本町では、新たに町外から転入される方が森林に興味を持っておられるケースも多く、それら興味を持っておられる方が気軽に森林と触れる機会を創出できるよう、森林ボランティア養成講座の開催のほかに、サントリー天然水の森事業と連携した親子植樹ハイキングの実施や、島本町産材を活用した新庁舎の備品の木質化等を行ってまいりました。

引き続き間伐等の森林整備だけでなく、植樹といった気軽に参加することも可能な取組を広げ、新たな担い手確保に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員 ただいま答弁あった親子植樹ハイキングの詳細と成果を伺います。

都市創造部長 令和5年6月3日にサントリー山崎蒸溜所が建設着工100周年を迎えることを記念して、大山崎町と合同の天王山親子植樹ハイキングを開催いたしました。

開催当日は島本町及び大山崎町に在住の親子や森林ボランティアの方など、合計71人が参加しました。サントリー山崎蒸溜所近くの椎尾神社をスタート地点として、天然水の森事業の作業道を通り、島本町と大山崎町の府境に位置する場所までハイキングをした後、参加者による植樹を行いました。植樹をする際には天然水の森事業の説明や生物多様性のある森に向けての取組を説明し、住民の方の森林への理解度向上といった成果につながったほか、植樹した場所の紅葉樹林化といった成果がございます。

また、島本町と大山崎町は天王山でつながっており、両町が連携して森林整備の取組を進めていくことを再確認できたことも成果の一つであると考えております。

以上でございます。

清水議員 島本町と大山崎町で連携して天王山の森林整備を行ったということで、今後もその事業については続けていただきたいと思います。

次に、今後の森林整備についての中長期的な計画はあるのですか。

都市創造部長 次に、中長期的な計画についてでございます。本町の森林整備に関する中長期的な計画については、森林整備計画と森林整備実施計画がございます。

一つ目の森林法に基づく森林整備計画は、森林の保全と持続的な利用を長期的な視点で確保することを目的としており、森林の多面的機能を健全に維持するための整備方針を定めたもので、具体的には保安林や公益的機能を果たす森林の維持管理、伐採や植林の適切な方法、優先的に整備すべき森林区域の指定などを記載しております。

二つ目の森林整備実施計画は本町が実際に行う整備活動に関する詳細を定めたものであり、伐採や植栽、間伐といった森林施業の内容と時期、対象区域の明確化などを記載した具体的な行動指針でございます。

以上でございます。

清水議員 森林整備は一朝一夕でできるわけではなく、地権者の高齢化が進み、境界確定の情報も少なくなり、境界確定が困難になると考えます。また、森林整備を進めることで、防災・減災にもつながるものと考えます。このような状況で、島本の大切な財産である町の7割を占める森林を、今後どのように整備していくのか、町長の見解を伺います。

町長 森林整備を進めるには、地権者との連携が不可欠であり、地権者の高齢化により境界確定が困難になることは課題であると認識をいたしております。

一方で、それら境界確定の困難さは全国共通の課題であり、国においても現状に即した制度の見直しについて継続した議論が行われております。

本町といたしましては、国の制度見直しや他自治体の効果的な事例等を引き続き調査研究をしつつ、まずは防災・減災につながる森林の整備を優先して行ってまいりたいと

いうふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 分かりました。それでは、改めて森林整備実施計画の詳細と進捗状況を伺います。

都市創造部長 森林整備実施計画については、島本町の森林を航空写真やデジタル測量といったものを参考に、風倒木の発生箇所や森林密度の高い箇所等を調査し、整備の優先箇所を示した計画でございます。

令和５年度に計画の策定に取り組み、令和６年度から計画に基づく整備を実施しております。進捗状況としましては、令和６年度に広瀬地区の風倒木発生箇所を整備し、令和７年度は桜井地区の森林整備を実施いたしております。

桜井地区につきましては、風倒木の発生箇所が残っていることから、令和８年度以降も継続した整備を進めてまいります。

以上でございます。

清水議員 次に、今後、森林整備を進める上で、所有者の敷地境界が未確定である森林については、森林所有者の同意がなければ整備ができないと考えます。したがって、境界を明確にする必要があると強く感じています。当町の森林部分の境界把握はどの程度できていますか。

都市創造部長 次に、境界の把握についてでございます。本町の森林部分における境界把握については、地籍調査が未実施のため、正式な境界確定はできておりません。また、整備に当たっては地籍調査を実施しているほうが、より円滑な事業が実施できるものと認識いたしておりますが、本格的な調査には事業費や人的負担も非常に大きく、現時点において実施する予定はございません。

なお、地籍調査の導入は見送っているものの、森林整備に当たっては、これまでの資料等を基に地権者の同意をいただきながら、サントリーの天然水の森事業や、大阪府保安林事業なども進められている状況でございます。また、これまでサントリー天然水の森事業においては、特に境界が複雑な山崎地区においては整備が困難な状況でございましたが、森林環境譲与税を活用し、大沢地区の旧町立キャンプ場跡地と併せて、山崎地区の山林においては境界確定業務を実施いたしました。これらの内容は、整備に当たっては有効な制度を有しており、本地区の整備についても今後、促進されるものと期待しております。

なお、それ以外の地域の境界確定業務については現時点で行う予定はないものの、桜井地区など、町域内の山林において、地権者に同意をいただきながら、森林環境譲与税を活用した計画的な整備を順次行っております。

引き続き計画的な整備を行いながら、地籍調査の導入に関しては、国の動向等も注視しつつ、長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 地籍調査と境界確定業務との違いを伺います。

都市創造部長 地籍調査と境界確定業務の一般的な違いについてでございますが、地籍調査については主に市町村が主体となって、一筆ごとの所有者や地番、地目、境界面積を測量調査し、正確な地籍図と地籍簿を作成する事業でございます。

次に、境界画定業務でございますが、土地の所有者が隣接地所有者と立会い、合意の上で土地の境界を明確にし、確定する手続のことでございます。

大沢地区及び山崎地区にて行った境界確定業務については、委託事業者が事前調査により大まかな地籍図を作成した上で、隣接する所有者同士の立会いを中心とした境界の確定を行いました。それら立会いの結果を基にした地籍図及び地籍簿の資料作成を行ったものでございます。

これら業務につきましては、正確な地籍図や地籍簿、隣接する所有者同士の押印を交わした文書の作成等は行っておらず、森林整備に必要な情報を調査し、確定することを目的として実施したものでございます。

以上でございます。

清水議員 それでは、概算でいいのですが、同規模の面積を地籍調査と境界確定業務を行う場合の費用の違いを伺います。

都市創造部長 近年の取組の中では、地籍調査と境界確定業務の費用を比較検討していないため、現時点においては、費用の違いを把握いたしておりません。

以上でございます。

清水議員 国が推進する地籍調査とは、どのような内容で、事業の経費は、どのようなになっているのですか。また、具体的には当町の負担や土地所有者の負担を伺います。

都市創造部長 国が推進する地籍調査の中で、特に山間部については航測法を活用した地籍調査がございます。これまでの地籍調査は現地において関係者が立会いし、筆界を確認することを原則として実施してきましたが、高齢化や土地所有者の不在等により従来の手法による地籍調査が、ますます困難になってきております。

また、土地の所有者等においても植生に覆われた場所や、急峻で危険な場所での現地立会いは大きな負担となってきたことから、山村部における調査については、近年の測量技術の進展により高精度な空中写真、航空レーザー測量データを活用した新手法が航測法として省令に位置づけられ、徐々に導入が進んできているものでございます。

これらの地籍調査を推進するための国の支援策として、地籍調査を行う職員を対象とした研修の実施や、地籍調査に関する高度な知識を有した地籍アドバイザーの各自治体派遣がございます。

なお、この地籍アドバイザーの派遣に要する費用については、町や所有者の負担が発生しないものでございます。

以上でございます。

清水議員 それでは、新手法である航測法とは、どのようなもので、今までの手法と比べ

費用の違いを伺います。

都市創造部長 航測法は、高精度な空中写真や航空レーザー測量データといったものから得られるリモートセンシングデータを活用した手法でございます。

航測法の手法の一例としましては、これまでは土地所有者による現地立会いの下で筆界案を作成し、境界位置を確認しておりましたが、微細な地形や植生等をリモートセンシングデータで把握した上で筆界案を作成し、土地所有者が一堂に集まり、確認してもらうことで、土地境界位置を確認するといったものがございます。

これまでの手法と比較すると、現地立会いに必要な労力や時間など、土地所有者の負担軽減や行政コストの削減につながる可能性がある手法であると認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、先ほど答弁のあった地籍アドバイザーとは、どのような業務の方で、町の負担はどの程度軽減されるか伺います。

都市創造部長 地籍アドバイザーとは、地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で、市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されております。

要望のあった地域、内容に応じて地籍アドバイザーを選定し、必要な期間、派遣するものであり、地籍調査の実施に当たって問題が生じた場合や、地籍調査の着手準備時のアドバイス、講習会での講師など、様々な場面で活用可能な制度となります。

地籍調査の準備段階等に当たっては有益な制度であるものの、地籍調査を行う場合、本町では地籍調査に関する知識や資格を有した職員がいないことから、調査作業を事業者へ委託することが想定されるため、町の負担は軽減されるものの、調整等に一定の負担はあるものと考えております。

以上でございます。

清水議員 本町は地籍調査の緊急性を認識しているのですか。

都市創造部長 森林整備をより一層推進するための手法の一つとして、地籍調査の実施も検討してまいりましたが、土地が細分化され、権利関係が複雑な都市部において、一体的な地籍調査を行うことは、国の支援策が一定あるものの、多大な予算と労力が必要となることから、緊急性の度合いについては慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

以上でございます。

清水議員 労力が必要ということなのですが、山林の境界確定を進める上でマンパワーの削減策として、例えばドローンによる空撮なども最近の調査手法であると思いますが、どのようにお考えですか。

都市創造部長 ドローンによる空撮については、マンパワーの削減のみならず、急峻な地形を有する本町の境界確定業務において有効な調査手法の一つであると考えております。

以上でございます。

清水議員 本町の他部署でも活用できると考えるドローンの導入の考えはないのですか。

都市創造部長 ドローンの活用については、防災や人命救助等、様々な場面での活用が進んでいるものと認識いたしておりますが、その活用に当たっては、操縦可能な職員の育成が必要であり、導入後も適切な維持管理を行う必要があることから、ドローン導入については慎重な検討が必要であると考えております。

今後もドローンの活用も含め、先端のデジタル技術を活用した事例等を調査研究し、本町において有効な手法であると確認できた際には、具体的な活用手法等について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも活用を検討していただきたいと思います。

地籍調査への着手が遅れてしまうと、山林所有者の高齢化や担い手不足などにより、土地境界の調査に必要な現地での物証、高齢化からの境界に関する情報も失われ、時間が経過すればするほど、調査が困難になると考えるのですが、当町はどのようにお考えですか。

都市創造部長 境界確定業務においては、山林所有者の情報が有効であり、時間が経過するほど、調査が困難になるものと認識いたしております。一方で整備予定地の土地所有者に整備意向を確認した結果、各所有者から了承が得られ、一体として森林整備が可能となった箇所については、必ずしも地籍調査等を経ずとも整備を進めております。

そのため、現時点におきましては、町内森林全体の地籍調査について、早急に実施が必要との判断には至っておりません。引き続き森林の状況の危険度と、その作業効率性に必要な地籍調査業務との優先度を検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、最後に町長に伺います。平成30年12月の会議の町長の答弁では、それなりの費用がかかってくることも考えられますので、慎重に財政のことも考えながら、どういうふうになれば効率的にやっていけるのかということも含めて、近隣自治体の先進事例も調査研究しながら、今後、担当部と相談しながら検討していきたいと思っていますと答弁していますが、この7年間、どのような調査研究をし、検討したのか、進捗を含め伺います。

町長 本町における森林整備につきましては、大阪府や町内企業による整備が可能な範囲においては、積極的に連携を行うことで、町としての財政負担の抑制に努め、それら整備の対象外の範囲については、デジタル技術を活用した調査結果を踏まえつつ、災害リスクの高い箇所を優先して整備を進めてまいりました。

これらの整備につきましては、限られた財源の中で効率的な作業を検討して実施をしてきたものと認識をいたしております。また、森林整備については、住民の方が目にする機会が少ない取組であり、その重要性を感じる機会が少ないことから、農林業祭などにおける森林ボランティア団体と、住民の皆様のコミュニケーションの場の提供や、新

庁舎にて間伐材を活用した備品の木質化を実施することで、木に触れる機会を創出するなど、様々な事例を研究して実施をしてまいりました。

なお、本町では国からの森林環境譲与税について、令和7年度時点で譲与された額を全額執行する予定であり、積極的な執行を求められる財源の趣旨に沿った森林整備事業を実施してきたものであると考えております。

以上でございます。

清水議員 町長の答弁にもあったように、地籍調査ではなくてもいいですから、森林の整備を進めていただきたいと思います。

地権者の高齢化が進み、境界確定の情報が少なくなります。ぜひとも島本町の財産である魅力的な森林の総合的な維持管理を含め、一日も早く進めていただくこと。特に大きな課題である境界確定については、今後、国の地籍調査の動向も含め検討をしていたくことを要望し、質問を終わります。

大久保議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時57分～午後1時00分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、ナカジマ議員の発言を許します。

ナカジマ議員 (質問者席へ) それでは、よろしくお願いいたします。

令和8年2月定例会議、ナカジマより一般質問をさせていただきます。

内容は、防災無線を活用した認知症徘徊者の早期発見をです。

認知症になると、家の中や外を歩き回るといった行動が見られます。これは周辺症状という症状が原因で、主な症例は不安、興奮、徘徊などがあります。認知症患者の方は、意味もなく徘徊をしているわけではなく、ここは自分の家ではないと思い込んでしまい、自分の家を探しに行くように出かけてしまうケースが多いと言われています。

そして、家や施設を飛び出してしまうと、途中で目的を見失ってしまい、最終的には行方不明となってしまう可能性があるのです。

近年では、認知症による徘徊の行方不明者数が増加しており、2024年の1年間で認知症が原因で警察に届出があった行方不明者は1万8,121人となり、高齢化を背景に、その数は年々増えていっています。また、これらのデータは行方不明の届出があった場合のみの数字となっているため、届出のない数を含むと、その数は数倍になると予想されています。

行方不明者の多くは警察や身内によって所在が確認されていますが、一方で491の方が発見されずに亡くなっています。そして、その8割近くが5キロ以内の生活圏内で発見されていたという事実があります。認知症患者を介護する家族も24時間体制で介護するのは難しく、現状のままでは対応が後手に回っているため、徘徊の問題を解決するのは難しいと言われています。

高齢化社会の今、認知症患者の徘徊は社会問題となっていますが、今後は、さらに徘徊の行方不明者が増加する可能性があり、行政としても被害を少なくするために積極的に対策を行う必要があると考えます。

そこで質問です。行政として認知症患者の徘徊があった場合、どのような対応をするのか、お願いします。

健康福祉部長 それでは、ナカジマ議員の一般質問に御答弁申し上げます。防災行政無線を活用した認知症徘徊者の早期発見をのうち、認知症の徘徊があった場合の対応についてでございます。認知症高齢者が徘徊により行方不明になり、家族や支援者から町に相談があった場合は、認知症高齢者等見守りネットワークを活用して、協力機関による搜索協力や他の自治体への情報提供など、広域への情報提供等の対応ができる旨を説明し、希望があれば町から各機関に氏名、特徴、不明時の服装や写真などの情報をメール、またはファクスで送付し、発見に向けての協力依頼を行います。

加えて、家族や支援者から高槻警察署へ行方不明届の提出をお願いするとともに、本町からも高槻警察署に情報提供を行うなどの対応をしております。

以上でございます。

ナカジマ議員 お答えありがとうございます。

それでは、以下は町ホームページからの抜粋です。認知症高齢者等見守りネットワークの仕組みについて。御家族などが認知症高齢者などの行方不明に気づいた際、高槻警察署に行方不明者届を提出した上で、島本町認知症高齢者等見守りネットワーク搜索依頼書に必要事項を記入し、島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事務局まで提出します。島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事務局から協力機関へ発見協力依頼を行います。協力機関は、日常業務の中で登録者の発見に協力します。とあります。

認知症高齢者による徘徊は搜索、そして、発見が早ければ早いほど事故発生率が如実に低下するというデータもあり、発見までのスピードが何よりも重要となってきます。

ホームページを見る限りでは、認知症高齢者の徘徊事例が出た場合、実際に搜索するまでには高槻警察署に行方不明者届を提出。それから、島本町認知症高齢者等見守りネットワーク搜索依頼書に必要事項を記入。そして、それを島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事務局に提出。その手続を経て島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事務局から協力機関へ発見協力依頼を行う。協力機関は日常業務の中で、登録者の発見に協力するといった流れになっています。

一刻を争う状況が予想される場面において、あまりにも煩雑な手続になっていると思われませんが、御家族から搜索の依頼があってから、実際に搜索の協力体制が整うまでにはどのぐらいの時間がかかるのか、お答えをお願いいたします。

健康福祉部長 御家族からの搜索依頼の受付につきましては、実際は対面ではなく、電話でやり取りを行うことがほとんどでございます。連絡を受けた担当課職員が御家族から必要事項の聞き取りを行い、その情報と既存の登録情報を基に、担当課からネットワー

ク協力機関にメール配信を行っていることから、過去の事例で申し上げますと、実際に受付から配信までにかかる時間は30分程度でございます。

以上でございます。

ナカジマ議員 了解いたしました。また、同じように島本町認知症高齢者等見守りネットワークのホームページには、御家族等から依頼があった場合、手続を経た後、島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事務局から協力機関へ発見協力依頼を行います。協力機関は日常業務の中で登録者の発見に協力します。とありますが、この協力機関とは、どこになるのか。また、協力機関は日常業務の中で登録者の発見に協力しますとありますが、どのくらいの数の方の方が検索に協力していただけるのか、また、日常業務の中で発見に協力します。これは、どれくらいの能力を検索に割いていただけるのか、分かる範囲内でお答えをお願いいたします。

健康福祉部長 認知症高齢者等見守りネットワークの協力機関につきましては、町内の介護サービス事業所、医療機関や薬局、認知症施策の推進の協定を大阪府と締結している民間企業などに登録の呼びかけを行っており、現在53の事業所に協力機関として登録をいただいております。

各協力機関の検索協力の内容につきましては、それぞれの機関で職員が外回りや訪問の際に意識をしてもらったり、介護事業所によっては知っている利用者である場合などは、心当たりを探されるなどの対応も取られているとお聞きをしております。なお、協力いただける人数や労力につきましては、各協力機関の体制等により異なるため、一概に申し上げることはできませんが、可能な範囲での御協力をいただいているものと認識をしております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。それでは近年の島本町における認知症患者の徘徊事例をお答えをお願いいたします。また、どのような経緯で見つかったなど、詳しい経緯も含めてお答えをお願いいたします。

健康福祉部長 次に、徘徊の事例についてでございます。

本町で認知症高齢者が行方不明となった事案は、ここ数年は少ない年でも年間10件程度は発生しており、今年度も、これまでに7件発生しておりますが、幸い全員が無事に保護されています。

発見、保護に至った経緯につきましては、今年度の発生事例を例に取りますと、行方不明となり各機関に捜索依頼していた方が、高槻市内で歩行中に警察に保護された事例、茨木市の駅で駅員に話しかけ、保護された事例、自宅から行方不明になった後、自力で戻ってこられた事例、住民の方が迷っておられるのではないかと気づき、警察に通報し、保護された事例、民生委員から町に連絡があり、見守りネットワークに登録されていたので、支援者や住所が判明した事例、近隣住民に自宅までの帰り方が分からないと声をかけ、その住民と近所の小学生が一緒になって自宅を見つけて案内した事例など、発見

に至る経緯は様々でございます。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。ここ数年は、少ないとしても年間10件程度は発生しているとのことですが。

これは行政、もしくは警察に連絡があったケースのみと考えると、本当に大きな問題だと思います。日々、家族がいつか行方不明になってしまうかもしれないといった不安の中で過ごしている方が多くいるという事実を重く受け止めなくてはならないのではないのでしょうか。しかし、認知症患者による徘徊が起こってしまうのも、また事実であり、認知症患者の徘徊を事前に防ぐためにも、また、仮に起こってしまった場合でも、迅速に対応できるように、町内における認知症患者の把握が必要になってきますが、行政として、どの程度把握していますでしょうか。また、こういった仕組みを構築しているのか、併せてお答えをお願いいたします。

健康福祉部長 次に、認知症患者の把握についてでございます。認知症と考えられる対象者数につきましては、要介護認定調査で作成する主治医意見書の記載項目の一つである認知症高齢者の日常生活自立度において、何らかの介護、支援を必要とし、認知症がある高齢者とされる「Ⅱ a 以上」に該当する方の人数で把握をしております。

令和7年12月末時点での該当者は986人であり、同時期の65歳以上の高齢者の約11%の割合となっております。

令和5年度に策定した第9期保健福祉計画及び介護保険事業計画において、令和5年4月1日時点では836人で、高齢者が占める割合は9.4%であったことから、高齢者の高齢化が進むにつれ、認知症の症状を持つ高齢者も増加している状況にあり、今後もさらに増えていくものと見込んでおります。

認知症の症状は様々であり、徘徊は、その一つでございますが、時には行方不明になってしまうことがあります。

本町では、対応策の一つとして、先ほども御紹介した認知症高齢者等見守りネットワークを整備しており、家族等から認知症の相談があった際や認定調査等において、認知症があると考えられる場合には、この制度の登録、利用を御案内しております。また、警察が認知症高齢者の徘徊保護事案を把握した場合には、家族等の了解の下、担当課に事案についての情報提供があることから、その際には家族等に対して、認知症高齢者等見守りネットワークへの登録の呼びかけを行うなど、できる限り周知を図れるような仕組みを構築しております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。何らかの介護、支援を必要とし、認知症がある高齢者とされる「Ⅱ a 以上」に該当する方の人数が令和7年12月末時点で986人とのことですが、そのうち何人の方が認知症高齢者等見守りネットワークに登録されていますか。

健康福祉部長 令和7年12月末時点で認知症高齢者等見守りネットワークに登録されてい

る方は55名であり、全員が要介護認定調査で作成する主治医意見書の記載項目の一つである認知症高齢者の日常生活自立度において、何らかの介護、支援を必要とする認知症がある高齢者とされている「Ⅱ a 以上」に該当する方となっております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。認知症がある高齢者とされる「Ⅱ a 以上」に該当する方の人数が986人とのことですね。そのうちの55名が認知症高齢者等見守りネットワークに登録されているとのこと、若干少ないような気がしますので、今後も周知徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、先日、とあるまちに訪れていた際、防災行政無線から、どこどこにお住まいの誰々さんが行方不明となっております。年齢は幾つで、服装はこんな感じです。早期発見に御協力をお願いしますといった内容がおもむろに流れてきました。

その後、無事に発見されたという旨の無線も流れてきましたが、地域住民が全員で認知症患者の徘徊に取り組んでいると感じられる、そんな一幕でした。

認知症患者による徘徊に関する事例を調べていくと、先ほどもお伝えしたとおり、早期発見こそが、事故や死亡のリスクを大きく下げることにつながると啓蒙されています。

そこで島本町においても、認知症患者の徘徊事例が発生した際に、迅速に防災行政無線を活用した呼びかけができるように運用方法を整理しておくべきと考えますが、行政の見解をお示してください。

総務部長 次に、防災行政無線を活用した呼びかけについてでございます。

防災行政無線につきましては、災害時などにおける避難情報や緊急地震速報などの緊急情報を住民に迅速に伝達することを目的に、各地域に設置している屋外スピーカーより、無線により放送しているものです。

運用につきましては、島本町防災行政無線運用規程に基づき実施しているもので、災害時以外にも行政情報として、選挙の際の投票の呼びかけや行政が実施するイベント中止時のお知らせなどにも担当課からの依頼により放送しております。

現在のところ、本町におきましては、認知症徘徊者の情報呼びかけをするために防災行政無線放送の利用を実施したことはございませんが、高槻警察署との間で防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書を締結しております。認知症の方に限らず、行方不明者の捜索手段として、警察より要請がありましたら、防災行政無線により放送することは可能であると考えておりますので、今後、担当課とも協議の上、他団体の取組なども調査し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員 全国多くの自治体で、警察からの要請によって認知症徘徊者の捜索依頼を防災行政無線によって行われています。特に、島本町のように小規模かつ人口密度の高い地域では、防災行政無線による通達は非常に効果が高い手段と考えられます。高槻警察署との間で防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書を締結している

ことは分かりましたが、それをどのように運用して活用していけば、その効力を最大限発揮できるのかを熟考していただき、防災行政無線を活用した認知症患者の事故防止に役立てていただけたら幸いです。

また、同じような手法として、各自治体の公式LINEを活用した徘徊者の呼びかけを行っている自治体もあります。公式LINEであれば、防災行政無線のように聞き取りにくいや音がうるさいといった懸念も払拭でき、情報伝達の方法としては効率的に思いますが、島本町公式LINEを活用しての徘徊者の取組はできないものか、御答弁お願いいたします。

総合政策部長 次に、公式LINEを活用した呼びかけについてでございます。

他自治体の公式LINEでも行方不明者の呼びかけをしている事例があることを確認しており、本町でも公式LINEの活用は可能であると考えております。

なお、本町で同様の呼びかけを行う場合には、個人情報に十分配慮した上で、警察や御家族の方など、関係各所の同意や確認など、発信内容には十分な注意が必要であると考えております。

以上です。

ナカジマ議員 最近では、認知症患者にGPSを保持してもらい、もしものときの早期発見に役立てているケースが多く見られます。認知症の方が行方不明になることを未然に防ぐため、近隣自治体を含め、多くの自治体で、条件は様々ですが、認知症患者へのGPS貸出しサービスが行われています。

先ほどの答弁でもありましたが、島本町には、道に迷ったり買物でミスをするなど、生活に支障を来す可能性のある症状とされるランクのⅡaの方が986名おられます。本町においても、また、地域同様、GPSの貸出しサービスを開始することはできないのか、行政の見解をお示してください。

健康福祉部長 次に、GPSの貸出しサービスについてでございます。

認知症による徘徊で行方不明事案に対応するためには、議員御指摘のとおり、GPSによる対象者の位置情報の把握は、一つの有効な手段であると考えられます。現行の介護保険制度では、GPS端末のみの貸出しは給付対象としておりませんが、要介護2以上、もしくは要介護1であっても、医師による認知症の診断があった場合には、福祉用具の一つとして、認知症高齢者の方が1人で自宅を出ようとした場合にセンサーが反応し、家族等に知らせる認知症老人徘徊感知機器がレンタル対象用品として設定されており、それに付随する機器としてGPS発信装置をセットで貸出しする場合などは、介護保険給付の対象となる場合がございます。

また、介護保険の給付対象外ではございますが、所持品の紛失防止のための機器やスマートフォンの通信機能を活用することで御本人の居場所を把握することもできることから、現在、家族等から徘徊への対応での相談があった場合には、これらの手段がある旨の案内をしております。

ただ、介護保険の福祉用具で対応する場合、要介護認定を受けている必要があることから、導入までに時間がかかり、対象者も限られてくことや、GPSによる追跡の受信機能や通信費用などについては介護保険給付の対象外で、自己負担での利用となるなどの制約がございます。そのため、自治体によってはGPS端末を独自に貸し出し、もしくは当該福祉用具の介護保険給付対象外の部分の費用負担の助成を実施しているところがあることは承知をしております。

担当部局におきましては、現時点ではGPS端末貸出しサービス等の御要望は把握をしておりますが、今後も他の自治体におけるGPS端末の貸出しや利用に関しての負担補助などの独自制度につきまして、引き続き、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。

大阪府は全国で最も認知症患者の徘徊事例が多い地域となっています。そして、多くの府内の自治体でGPS貸出しサービスが行われていますので、ぜひとも参考にさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

これまでに、他自治体における防災行政無線の活用やGPSの貸出し等の例を出しましたが、本町では認知症患者の徘徊事例が出た際には、警察によってそのエリアの防犯カメラを一つ一つ確認するといった地道な作業をすることもあると聞き及んでおります。警察からの依頼があれば、町としても防犯カメラの映像を提供することになるかと思いますが、その運用方法をお示してください。

総務部長 次に、防犯カメラの運用方法についてでございます。

警察による防犯カメラ画像の確認及び画像データの提供については、刑事訴訟法第197条第2項による捜査関係事項照会書による依頼をもって対応しているものです。画像データの確認や画像データ取得には専用画像表示端末を使用し、操作方法やパスワードが必要なため、職員がカメラを設置している現地に警察官と同行、または照会のあった時間帯のデータを取得し、提供するのが基本的な運用でございます。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。

認知症患者の徘徊事例が出た場合、少しでも早くその行方を知っておくべきことを考えると、防犯カメラに映ったデータを提供するに当たっての警察とのやり取りを簡略化する仕組みが求められます。早期発見のためにも、警察官とのやり取りを効率化するにはどのようにすればいいかとお考えでしょうか。

総務部長 次に、警察とのやり取りの効率化についてでございます。

画像データの取得には、高所に設置したカメラ本体に内蔵している記録媒体を取得するか、カメラ直下でワイヤレス機能によりデータを受信する方法がございますが、直接、記録媒体をカメラから取り出すには、路上での脚立による高所での作業となり、転落な

どの事故の危険も伴う反面、短時間での作業となります。一方で、ワイヤレスによるデータ取得では、1日分の画像データを取得するのに約2時間を要し、データ取得が完了するまで、その場で待機する必要がございます。どちらも一長一短であり、効率化について検討する中で、高槻警察署とは島本町防犯カメラ運用管理に関する協定書により、防犯カメラの設置位置の情報及び専用画像表示端末の貸出しについて取決めを行っており、高槻警察署員には専用画像表示端末の操作方法やパスワードをあらかじめ通知しております。

高槻警察署より照会があった場合には、端末を貸し出し、本町の職員が立ち会うことなくデータ取得できるよう運用しております。しかしながら、警察からの照会については、全国都道府県の各警察署から個別に依頼があるため、高槻警察署以外の警察署からの依頼については、町職員が現地へ臨場し、データ取得作業を実施しており、より一層の効率化について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。

現状、できることの効率を少しでも上げることが事故発生確率を下げることに繋がると思っていますので、より一層の効率化について検討していただきますようお願いいたします。

続きましては、地域全体で行う認知症患者の徘徊による事故の防止事案について述べさせていただきますと思います。

他の自治体では、認知症サポーター養成講座を定期的に行ったり、小中高生にも受講してもらうことによって、地域全体で認知症に関する知識を増やし、登下校や部活活動の最中に、徘徊などで困っている高齢者を見かけたら、声をかけて警察署や行政に連絡をするといった体制を時間をかけて整えています。私自身も、この問題に対しては地域全体で見守ることが最も大切かつ有効な手段だと考えますが、本町における認知症患者の徘徊に対する取組はどのようなものがあるかお示してください。また、今後どのような取組を考えているか、併せてお願いいたします。

健康福祉部長 次に、徘徊に対する取組についてでございます。

本町での認知症高齢者の徘徊に対する取組につきましては、先ほど御紹介させていただきました認知症高齢者等見守りネットワークを整備し、対応しております。また、認知症による徘徊に関しては、日頃から周囲や地域による見守りも重要であるとの観点から、認知症サポーター養成講座の開催や、小学校4年生を対象としたキッズサポーター養成講座も実施し、認知症の知識や対応等についての周知や啓発にも取り組んでおります。

今後につきましては、認知症高齢者はさらに増えていく見込みであり、徘徊事案もさらに増えてくることが考えられます。このため、現在、他の自治体でも徘徊による行方不明事案への対策として、ネットワークの構築だけでなく、議員から御紹介いただいた

ような各種の独自の取組が実施されていることから、本町においても情報収集を引き続き行い、有効と思われるものについては、導入に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございます。

ぜひとも、導入に向けて前向きに取り組んでいただけたらと思います。

それでは、最後に、認知症患者の事故によって多額の損害賠償が求められた事例を御紹介したいと思います。私は、このようなことが本町で起こらないように、事前に対策を打つべきと考えています。

10年ほど前になりますが、2016年3月に愛知県大府市で、J R 東海の共和駅構内での認知症高齢者の事故に対する最高裁の判決が出ました。その概要は、以下のとおりです。

2007年12月、家族が目を離した隙に、要介護度4の認知症患者、当時91歳の男性の方ですが、線路内に立ち入って電車にはねられて亡くなりました。J R 東海は、その家族、当時85歳、妻は要介護1に対し、事故により振替輸送費等の損害賠償約720万円を求める裁判を裁判を起こしました。

1審では家族の過失責任を認め、約720万円の賠償、2審でも、同居して主に介護を担っていた妻に監督責任があったと約360万円の賠償が命じられました。しかし、その後の最高裁では、監督義務者不在と判断され、結果的に賠償請求は棄却されましたが、同時に、もしも監督責任を問える客観的状況があれば、認知症患者が起こした事故の責任を問われる可能性があるということが明確になった事例です。

この裁判の判決を受けて、認知症患者への個人賠償責任保険の重要性が全国で問われ、最近では、認知症高齢者の賠償補償を無料でカバーする自治体が増え始めています。島本町には多くの踏切があり、同じような事故が起こらないとも言い切れない環境と判断しますが、他自治体で進めている認知症患者への個人賠償責任保険の無料化を本町でも実現できないか、御答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 次に、個人賠償責任保険の無料化についてでございます。

認知症の方の個人賠償保険の加入費用の公費負担につきましては、以前に一度、検討したことがございましたが、本町の担当課等に寄せられた認知症の相談の中では、賠償保険に関する相談事例がなく、また、全国的に見ても、実施自治体が非常に限られていたことなどから、当時は制度化は行わず、認知症の早期発見の体制整備や普及啓発を進めていくことで、地域での見守り体制を整備し、その中で認知症の方の事故などを未然に防ぐための施策に力を入れていくとした経緯がございます。

これまでのところ、認知症の賠償保険の公費負担に関する相談について、直接聞いている事例はございませんが、最近では、大阪府内でも当該事業を実施する自治体が増えてきており、北摂地域でも開始された自治体もございます。令和8年度には、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を包含した形で、第10期保健福祉計画及び介護保険事

業計画の策定を行う予定であることから、計画策定の際に、実際に認知症の介護をされている家族や支援者の方の御意見、また、ほかの自治体での導入状況等の情報収集を行い、本町での実施の必要性について改めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員 認知症の患者数が2030年には523万人に上ると言われています。それは、高齢者の14%に当たる7人に1人が認知症患者となる計算です。そう考えると、私たちの周りの方が、いつ認知症になったとしてもおかしくはありません。認知症患者の方やその家族が、苦しい思いやつらい思いをしないように、行政主導で地域全体で考えることが必要な時期が迫りつつあります。

大阪府内でも、富田林市や泉南市、河内長野市などで独自の認知症条例が制定されました。また、昨年12月定例会議では、東田議員の一般質問でも、本町における認知症条例の制定の必要性が問われております。山田町政におかれましては、小さな町の豊かな暮らしを掲げて3期目となります。住民同士の距離が近いことがこの町のいいところだと、以前、町長がおっしゃっていたことを印象深く、言葉としてよく覚えています。今回、私は認知症患者に対して、町として、また地域として何ができるのか、どういったサポートが取れるのかといった視点で一般質問を行いました。住民同士の距離が近いからこそ、また、小さな町だからこそできる認知症患者に対するサポートやサービスが多々あると感じています。そして、そのような取組を行政主導で真剣に取り組むことによって、地域住民にも認知症とはどういったものかといったことが浸透し、その結果、行方不明や死亡といった痛ましい事故のリスクを大きく減らすことにつながり、町長が目指す住民同士のつながり、つまり、共助の文化が育っていくものと考えます。

島本町が認知症患者にとっても、また、その家族にとっても安心して暮らせるまちになるように、住民相互のネットワークをより強固にする取組をつくっていくことを強く要望して、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

大久保議長 以上で、ナカジマ議員の一般質問を終わります。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員（質問者席へ） それでは、通告に従い、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

地方公務員の守秘義務について。

地方公務員法第34条第1項では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」同第2項は、「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。」とあります。地方公務員法第34条に定める守秘義務は、当然に尊重されるべき規定であります。その範囲や適用の判断が不明確である場合、住民の知る権利や議会審議に影響を及ぼす可能性もあります。本町の守秘義務の範囲や研修の状況につ

いて見解をお伺いしたいと思います。

質問です。

地方公務員法第34条に、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とありますが、守秘義務をどのように定義しますか。地方公務員法の趣旨も踏まえてお尋ねします。

総合政策部長 それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

地方公務員の守秘義務についてのうち、守秘義務の定義についてでございます。

地方公務員法第34条では、守秘義務について定められており、職員に対して、在職中・退職後にかかわらず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、また、法令による証人等となり、職務上の秘密を発表する必要がある場合にも任命権者の許可を受けなければならないとされています。この守秘義務が定められる根拠は、行政運営を遂行するに当たっては、膨大かつ様々な個人の情報や企業活動に関する情報を収集し、蓄積しなければ、行政の目的を達成することができないこと、これらの情報がみだりに外部に漏えいされることになると、それによって不利益を受ける者等が生じ、行政への情報の提供に非協力的となり、または行政に対する不信の念を引き起こすこととなること、そして、これにより行政が必要とする情報を円滑に収集することが困難となり、行政の執行に重大な支障を来し、その目的の達成に困難の生じることが容易に推測されること、以上のような考えがございます。

このような観点から、職員に守秘義務を課すことにより、行政に対する住民の信頼を確保し、情報の取得を確実なものにすることを図り、行政の目的の達成に資することが地方公務員法第34条の趣旨であると理解をしております。

以上でございます。

山口議員 任命権者の許可を受けなければならないと答弁にありますが、本町では、任命権者は誰になりますか。

総合政策部長 本町における任命権者は、町長をはじめ、議会の議長、教育委員会、消防長、上下水道事業の管理者の権限を行う町長、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会でございます。

以上でございます。

山口議員 地方公務員法第34条の職務上知り得た秘密とは、具体的にどのようなことを指しますか。

総合政策部長 次に、職務上知り得た秘密についてでございます。

地方公務員法第34条第1項に定める職務上知り得た秘密とは、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のことをいいます。自らが担当する職務に関する秘密、いわゆる職務上の秘密を含むほか、担当外の職務に関する事項であっても、職務に関連して知り得たものであれば、職務上知り得た秘密として守秘義務の対象となります。例えば、職員が連絡調整のために他の部署に出向いた際に、そこでたまたま見聞きした住民に関する

情報などは、その職員にとって職務上知り得た秘密となります。

なお、守秘義務の対象となる秘密とは、過去の行政実例においては、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいうとされ、また、最高裁においては、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと定義されております。

以上でございます。

山口議員 守秘義務について、職員や会計年度任用職員に対して研修や指導はどのようにされていますか。

総合政策部長 次に、職員に対する研修や指導についてでございます。

本町では、現状、守秘義務に特化した研修等は行っておりませんが、正職員に対しては、例年、新規採用職員研修において地方公務員法に関する研修を行い、その中で、地方公務員が遵守すべき義務の一つとして、守秘義務について説明しております。

また、会計年度任用職員に対しては、その任用時に会計年度任用職員制度に関する周知資料を配付しており、その中で服務上の義務の一つとして、守秘義務の概要についても紹介しております。関連いたしまして、情報公開、個人情報保護及び情報セキュリティにつきましても、毎年度、定期的に職員研修を実施しております。さらに、毎年12月には会計年度任用職員を含む全ての職員を対象に、綱紀の保持に関する通達を町長名で発出し、その通達において、配慮すべき事項の一つとして地方公務員法にも規定されている職務上知り得た秘密を漏らさないことを挙げることにより、守秘義務の遵守の徹底を図っております。

以上でございます。

山口議員 会計年度任用職員の任用時に配布する資料に、服務上の義務で秘密を守る義務、「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。」と記載がありますが、福祉や教育、受付窓口等の個人情報に触れる会計年度任用職員に、この簡潔な記載のみで十分であると認識しているのかお伺いします。

総合政策部長 任用時などに会計年度任用職員に配布する制度周知資料に関しましては、給与や勤務条件などに関する制度全般の概要について把握していただくために作成しているものでございます。

この資料の中で、地方公務員法に基づく服務上の義務についても、職員に認識していただきたい重要な事項の一つとして列記しておりますが、資料の性格上、概括的な記述としております。

また、服務上の義務のうち、守秘義務に関する記載内容について、これまでのところ、職員の方々から所属課または人事課に問合せや意見などをいただいたことはないため、所管といたしましては、直ちに見直す状況にはないものと認識をしておりますが、今後、より詳しい記載の必要があると認められました場合には、全体の分量や内容のバランス

に配慮しつつ、適宜、資料の改訂について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 守秘義務違反があった場合、本町はどのように対処しますか。処分内容についても伺います。

総合政策部長 次に、守秘義務違反があった場合の対処についてでございます。

職員において守秘義務違反と認められる行為があった場合には、地方公務員法のほか、町の懲戒処分等の指針に基づき、対処いたします。

非違行為等の態様や、非違行為による影響の程度、その他の事情を総合的に勘案した結果、懲戒処分相当と判断されたときには、指針に定める標準例を踏まえ、具体的な処分量定を決定します。

本町の懲戒処分の標準例では、非違行為の種類が秘密漏えいの場合、その内容を三つの区分に分け、その区分に応じ、それぞれ処分の種類を定めております。内容によって設定する処分の種類は異なりますが、秘密漏えい全体で見た場合、最も重い処分で免職、最も軽い処分で戒告としております。

以上でございます。

山口議員 過去に守秘義務違反で懲戒処分がありましたか。あった場合は、どのような懲戒処分でしたか。

総合政策部長 本町において守秘義務違反の事由により懲戒処分を行った事例につきましては、現在、確認できる過去20年程度の期間においては、ございません。

以上でございます。

山口議員 守秘義務を理由として、本来、公開可能な情報まで非公開とすることがないよう、どのようなチェック体制を取っているのかお伺いします。

総合政策部長 次に、公開可能な情報の取扱いについてでございます。

個人情報など、一般的に秘密に当たると理解されるものを除き、各部署が所管する事務事業において、どのような事実が秘密に該当するののかということについて、事前にその該当性を審査・判断するような体制はございません。

実務におきましては、個別具体の事実や情報について、先ほど申し上げた秘密の定義を踏まえ、その事実が一般的に知られていないものであるかどうかや、実質的にこれを秘密として保護するに値すると認められるかといった観点から、一義的には所管の部署において判断されるものであると承知しております。

また、情報公開制度におきましては、情報公開条例等に基づいて適切に公開・非公開の判断を行い、公開が妥当と判断される場合には、原則公開に基づいて、厳格に非公開情報の有無や範囲を峻別するようにしております。

さらに、公開決定の処理に当たっては、情報公開制度統括する政策企画課のチェックを通す体制を取ることで、事務の適正を確保するようにしております。

以上でございます。

山口議員 その事実が一般的に知られていないとの答弁ですが、その判断は具体的にどのような基準やガイドラインに基づいて行われていますか。お尋ねします。

総合政策部長 公務現場において、事実の非公知性の有無を判断するに当たり、その判断のよりどころとなる具体的な基準やガイドラインというものは、現状、国においてその見解を示したものは特にないと認識をしており、本町においても定めておりません。

非公知性につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、公には知られていない状態にあることのほか、知ろうとしても容易に知ることができない状態にあることをいうと理解されていますので、その都度、この考え方を念頭にして、個別に該当の有無を判断するものと承知しております。

なお、この考え方を踏まえますと、情報公開制度に基づく請求に対し、非公開となる情報のほか、町のホームページ等で発信されていない情報や町が作成する資料に掲載されていない情報などについては、非公知性を有するものと理解して差し支えないと考えられます。

以上でございます。

山口議員 一義的には所管の部署において判断されるということですが、部署ごとに判断が分かれる可能性はないでしょうか。判断の統一性は、どのように確保していますか。全庁的な統一基準が必要だと思いますが、いかがですか。

総合政策部長 守秘義務における秘密につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの、または非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと定義されておりますので、この定義に照らし合わせて、個別具体の事実について秘密に当たるか否かを判断することとなります。

秘密の該当性に関する統一基準につきましては、地方公務員法の解釈にいかなる事実が秘密に該当するかということは、個々の事実について一定の利益、すなわち保護されるべき利益の社会的価値を判断して決めるほかないであろうとあり、現状、国等において参照となるべき事例がない中で、これを町が独自に作成することは困難であると認識をしております。しかしながら、本町が保有する情報であれば、情報公開制度に基づき、その情報の公開を請求することが可能であり、かつ、その公開に当たっては、情報公開条例に定める基準に基づいて公開・非公開を判断することとなりますので、同制度を利用されることにより、議員の御指摘の判断の統一性についても、一層、確保されるものと考えております。

以上でございます。

山口議員 守秘義務かどうかの最終判断は、どなたになりますか。

総合政策部長 対象となる事実が秘密に該当するかは、実務上、所管の部署または必要に応じ、その上席者等の判断によるところですが、職員による特定の行為を守秘義務違反

と認めるか否かの判断は、法令上、当該職員の服務を監督する任命権者が担っており、仮に争いとなった場合には、その秘密の該当性の是非に関して、司法が最終的な判断をすると承知をしております。

以上でございます。

山口議員 例えばですが、学校や幼稚園、保育所等の町の施設で鍵が壊れて開けることができなくなり、本町の指示により、担当部署で修理をすることになりましたが、修理することができず、その修理の方法を家族や第三者へ相談した場合、これは守秘義務違反に該当しますか。

総合政策部長 議員が例示された場合における該当性の有無につきましては、その詳細の状況に応じてケース・バイ・ケースと考えられ、一概に確定的な見解をお示しすることはできかねます。その事実が非公知の事項であるかどうか、また、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるかどうかの観点から判断され、仮に、それが施設の安全管理上、秘匿することが適当であると客観的に認められるような情報を含む場合には、秘密に該当する可能性もあるものと考えられます。

また、一般論といたしまして、施設の修繕等に関する対応方針は、家族等ではなく、当該施設または組織において検討され、必要に応じ、専門業者等に相談が行われるものと理解をしております。

以上でございます。

山口議員 この例えは、答弁にありますように、一般的に了知されていない事実であります。保護者や住民が知ることできます。答弁にありますそれを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものとは私には考えられません。反対に、窓を閉めることができなくなり、犯罪を誘発するような懸念があれば、秘密にしなければならないと思いますが、再度、見解をお伺いします。

総合政策部長 先ほど御答弁したとおり、法律上、いかなる事実が秘密に該当するかということは、個々の事実について一定の利益、すなわち保護されるべき利益の社会的価値を判断して決めるほかないと解されており、例示のような場合でも、どこのどのような鍵がいかなる経緯で壊れたのか、その具体の状況や影響、また、その事実を第三者に知らせた時期などの条件によって、保護をされるべき利益の社会的価値の評価も様々であると考えられます。

一般論として、単に施設の鍵が壊れているという程度の内容だけであれば、直ちに該当することはないと考えられますが、例えば、壊れた原因に子供が関わっている場合で、その具体の事実を漏らしたときには、鍵が壊れた事実だけでなく、子供のプライバシーにも関わるものであることから、その情報の管理には慎重な配慮が求められるような場合も想定されます。

また、御質問にもありましたように、付随する情報の内容により、防犯上の観点から公開すべきでない場合も想定されます。そのため、一概に確定的な見解をお示しできな

い旨の御答弁をさせていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、そのような場合の対応については、まずは施設を管理する責任者に相談し、責任者の指示に従うのが適当であると考えます。

以上でございます。

山口議員 本町が現場の職員で修理をするように指示等を行うことは、よくあることだと思います。しかしながら、修理ができなかったらどうするのかということが確立していないので、家族や第三者へ相談したものです。組織の在り方について、少し問題があるのではないかと思います。私は、このたとえば守秘義務に該当しないと考えるので、本町の職員が現場の職員へ守秘義務に該当するようなことを言えば、現場の職員は萎縮してしまうのではないかと危惧します。

質問に移ります。

守秘義務と住民の知る権利とのバランスについて、本町の考え方をお伺いします。

総合政策部長 次に、守秘義務と知る権利のバランスについてでございます。

地方公務員法における守秘義務は、職員の服務規律の一つとして定められたものであるのに対し、情報公開制度における非公開情報は、原則公開の例外として、情報公開条例で公開できない範囲を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にするものであります。

一方で、情報公開条例において非公開情報としている情報は、本町において秘密として取り扱うべき情報とすることができますので、職員はこれに従って情報管理を行う必要があります、これに反して非公開情報を漏えいした場合には、守秘義務違反に問われる可能性がございます。

また、職員が業務の中で接する大量かつ様々な種類の情報のうち、いずれかが非公開情報に該当するかは、その判断が難しい場合もあり、閲覧請求等に基づき、実施機関として決定を行うべきところ、漏えいにより第三者の利益を害した場合には、回復困難となるおそれもありますことから、個々の職員においては取り扱う情報の内容等により、問合せ対応などの場面で慎重な対応が求められる場面もございます。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、情報公開や個人情報保護、その他情報管理に関する諸制度を適正に運用することによりまして、住民の皆様の知る権利の保障に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 守秘義務の判断は、情報公開や住民の知る権利とも密接に関係する重要な行政判断だと思います。守秘義務の解釈が過度に広がれば、本来、公開すべき情報まで非公開される懸念もあります。守秘義務の適用範囲を必要以上に拡大しないための歯止めはあるのか、町長に見解を求めます。

町長 秘密を守る義務は、地方公務員法により課せられた、職員にとっては大変重要な服務義務でございます。一方で、仮にその解釈が過度に広がれば、別の懸念が生じる可能

性があることも理解するところでございます。そのような中、住民の皆様の知る権利の保障につきましては、先ほど担当部長から御答弁を申し上げましたとおり、情報公開や個人情報保護、その他の情報管理に関連する諸制度を適正に運用することにより、その保障を図ってまいりたいと考えてございます。

また、それらの制度においても、第三者保護などの観点から、公開範囲の判断が難しい場合など、慎重な対応を取らざるを得ない場合もございますが、法令上、情報公開決定の適正を制度的に担保するものとして、行政不服審査法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えが用意されており、本町の各機関において、諸制度の適正運用を図っていくことが大前提ではありますが、これらの救済制度を含めて、適切な情報公開の実施と、これによる住民の皆様の知る権利の保障の両立を確保するものでございます。

私からは、以上でございます。

山口議員 地方公務員法第34条に定める守秘義務は、権利利益を保護するための重要な規定であります。しかしながら、その趣旨を超えて広く解釈されることがあれば、職員に過度な萎縮を生じさせかねません。

守秘義務が組織を守るための盾ではなく、守るべき法益を限定するための規律であると思います。職員や会計年度任用職員へ研修等を通じて守秘義務の本旨が何であるのかを改めて明確にし、その適正な範囲と運用基準を庁内に周知徹底するとともに、職員が萎縮することのない組織運営を強く求めます。

以上で、質問を終わります。

大久保議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 01 分～午後 2 時 15 分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 (質問者席へ) 2026年2月の一般質問を行います。

一つ目、島本町の公園が不足していることについてです。

現在、本町では、島本駅西地区をはじめとする開発に伴い、新たな公園が設置され、その数や面積が数字上、増えています。しかし、住民の実感はどうでしょうか。子供が思い切り走り回れる広さがない、公園が少ないという声がいまだに届いています。数字は増えても、実感は伴わない。ここには大きな課題があると考えます。

総合計画では、公園について増加を目指すとしています。しかし、その方策としては、開発が実施される際に公園の設置を要望すると、公園面積の確保に努めると記載されるのみです。この手法では、開発による人口流入と公園の確保が常にセットとなるため、面積が増えても、分母となる人口も同時に増えることから、住民1人当たりの公園面積は一向に改善されません。

そこで、以下の点について伺っていきます。

直近10年間における町全体の公園の数の推移と住民1人当たりの公園面積の推移を伺います。

その際、桜井駅跡史跡公園の都市公園への種別移行は、面積という点で実質の変化ではないので、これを含む形で計算してください。

都市創造部長 それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな1点目、島本町の公園が不足していることについてのうち、住民1人当たりの公園面積についてでございます。

平成27年度から令和6年度までの10年間における町管理公園の箇所数の推移につきましては、平成27年度は73か所、平成30年度に五反田公園が移管されたことで74か所となり、令和5年度には、桜井せせらぎ公園及び楠公園が移管されたことで76か所となり、現在に至っております。

次に、住民1人当たりの公園面積の推移につきましては、平成27年度末から平成29年度末までは、1人当たり約3.9平方メートル、平成30年度末には、公園の増加により、約4.0平方メートルとなりました。その後、令和4年度末までは約4.0平方メートルを推移し、令和5年度末には、公園の増加により4.11平方メートル、令和6年度末には、人口増加により4.03平方メートルとなっております。なお、令和8年1月末時点におきましては、近年の人口増加の影響もあり、住民1人当たりの公園面積は3.91平方メートルとなっております。

以上でございます。

中田議員 公園の数と面積は増えても、1人当たりの公園面積は人口増に押され、直近では3.91平方メートルに低下した実態が明らかとなったと思います。受動的な確保だけでは、住民のゆとりが目減りし続けるという現行施策の限界が数字に表れています。

現在、国の都市公園法に基づく参酌基準では、1人当たり公園面積は10平方メートル以上と定められています。しかし、本町の1人当たりの公園面積は3.9平方メートルに過ぎません。国の示す最低限の目安である市街地における基準の5平方メートルにすら遠く及ばず、全国平均である10.9平方メートルと比較すれば、その3分の1程度という現状です。

北摂の自然に恵まれたはずの島本町が、実際には大阪市の3.5平方メートルや川崎市の4.0平方メートルといった高層ビルやオフィス街が密集する大都市と同水準の低さです。開発によって数は増えたと言えども、1人当たりの面積が国の示す市街地の基準である5平方メートルを割り込み、3.9平方メートルにとどまっている以上、住民が享受できるゆとりが担保されているとは言えません。緑豊かな住宅都市を掲げながら、その実態は国の参酌基準すら満たせない公園不足の街になっています。

質問です。

この矛盾した現状をまちはどのように認識しているのか。また、改善していくつもり

があるのか。そもそも、町は、都市における公園の役割をどのように捉えているのか。三つについて見解を求めます。

都市創造部長 次に、公園に対する町の見解についてでございます。

本町における住民1人当たりの公園面積は約3.9平方メートルであり、都市公園法で国が参酌すべき基準として、住民1人当たりの公園面積は、都市計画区域内で10平方メートル、市街地で公園面積5平方メートルに満たない面積になっており、過去から本町の公園における重要な課題の一つであるものと認識いたしております。このことから、過去から開発が行われる際には、事業者に対して都市公園法に定められた基準以上の公園面積を確保するよう要請してきており、今後も改善に努める必要性を認識しております。

しかしながら、多くの場合、事業者は採算性などの理由から、基準となる面積の確保にとどまることがほとんどであり、さらに、開発地以外の市街地において公園を設置することも、用地や財政面での制約から難しい状況にあることから、改善するためには、現状として多くの課題を抱えているのが実態でございます。

しかしながら、公園は単なるレクリエーションの場としてだけではなく、都市景観の向上や環境改善、防災機能の強化、生物多様性の確保など、都市部において欠かせない重要な役割を果たす施設でございます。今後も公園の必要性を認識しながら、面積の増加はもとより、限られた面積の中での機能の改善に向けても適宜取り組んでまいります。

以上でございます。

中田議員 答弁では、基準割れを重要な課題と認めつつも、対策としては、単なる面積の増加と従来の方針に終始した点は、残念なところです。

言及されていた機能改善については重要なことで、進めていただきたいと思います。これだけでは面積不足の根本解決にはなりません。行政自らが主体となって現状を打開しようとする具体性が必要だと思います。

質問です。

まず、本町の1人当たりの公園面積が3.91平方メートルまで低下している点についてです。

公園の1人当たり面積は、都道府県別で見ると、大阪府は最下位です。さらに、その最下位の大阪府の43自治体の中でも、本町は下位に位置しています。市街地だから土地がないと言われますが、同水準なのは、繰り返しますが、高層ビルが密集する大阪市、大阪市は3.5平方メートルですが、といった大都市です。一方で、近隣の高槻市は1人当たりの公園面積が6.0平方メートルや摂津市は5.7平方メートルと、本町を大きく上回っています。土地がないから仕方がないという答弁は通用しないと思います。本町は、全国最下位の中の下位という現状でよしとするのでしょうか。町長に伺います。

町長 本町における公園面積につきましては、近年、増加傾向ではあるものの、人口増加により、3.91平方メートルにとどまっており、都市公園に定める参酌すべき基準に満た

ない状況であることは課題であると認識をしております。しかしながら、1人当たりの公園面積を短期的に増加させることは、大規模な公園を設置するほか、現実的に困難であることから、公園には位置づけられないものの、新庁舎の広場やふれあいセンターの水景施設の改修による空間の確保などに取り組んでいるところでございます。

今後におきましては、島本町公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新を行うなど、公園の質の向上に努めるとともに、都市部における公園確保策や開発指導時の対応など、先進自治体の取組を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 面積確保を困難として、公園外の空間で補うとする回答でしたが、一方で、先進自治体の調査・研究への言及は、一歩前進と評価したいところです。ただし、これを先送りの口実にはしてはならないと思います。具体的なアクションが起こるのかどうか、注視していきたいと思います。

次の質問です。

さらに深刻なのは、この3.91平方メートルという数字すら実態を反映していない点です。面積に算入されている淀川河川敷公園のうち、台風被害で草が繁茂し、利用不能な約1ヘクタールが含まれています。これは、町の公園面積の13分の1にも当たる広さです。実際には使い物にならない場所で数字を稼いでいるこの現状についても見解を求めます。

都市創造部長 淀川河川公園島本地区の一部について、平成30年の台風21号による災害により、本来の野球場グラウンドとしての機能がなくなり、草等が繁茂している状況になっていることは認識いたしており、過去から、公園管理者であります国土交通省に復旧に向けた要望をしておりますが、当該公園の利用客数などから、現在も復旧されていない状況となっております。

本町といたしましては、当該公園を多くの方々に御利用いただくよう、今年度、国道171号に隣接する箇所に公園案内看板の設置及び車両が出入りしやすいよう、進入道路の拡幅を要望し、国土交通省において実施していただきました。

今後におきましても、当該公園は市街地における公園に比べ利用用途も広く、本町における重要な公園であることから、引き続き、公園管理者である国土交通省に対し、淀川河川公園の整備・推進を要望してまいります。

以上でございます。

中田議員 看板設置等の小規模改善は行っているものの、それにとどまって本質的な復旧は国への要望止まりということだと思います。実体のない空間を算入し続けることは、公園不足の現実を曖昧にし、住民の生活実感から乖離してしまうと思います。

次の質問です。

伺います。淀川河川公園の計画区域には、高槻市境界までの未整備区間が含まれています。河川敷の土地の管理主体は国であることは承知していますが、例えば、グランリ

バー前の予定地などを町が自ら財政投資を行い、公園として活用することは、河川事務所と町の取決めの範囲内で可能であるように思えるのですが、その可否を確認させてください。

都市創造部長 本町域内の淀川河川公園における整備区域の拡大につきましては、これまでに公園管理者である国土交通省淀川河川事務所に要望を行ってきた経過がございますが、現時点においては、平成23年度に策定されました淀川河川公園島本地区公園整備計画に基づき、現在、公園として開放しているエリアにおける既存施設の改修や利用者の促進を行っていくことを優先しており、当該区域については、当面は生物多様性に配慮した自然ゾーンとしての活用を行っていく方針である旨、聞き及んでおります。

本町が河川管理者である国土交通省に対して未整備区域を町が財政投資を行い、公園として指定することの可否は、本町と国土交通省の協議によるものと考えております。仮に整備した場合、本町の公園施策の課題となっている住民1人当たりの公園面積を増やす点においては即効性がある一方で、現在の当該公園の利用状況から、利用者増加の見込みが大幅に期待できないことや、周辺交通アクセス道路の改善をする必要等があり、公園整備に係る経費に加え、さらなる財政負担が想定されるなど、課題が多いものと認識いたしております。

今後、住民の皆様からの御要望や状況の変化を踏まえながら、公園区域拡大に向けては、長期的な視点で、引き続き国土交通省と協議し、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

様々に課題があるものの、協議の先とはいえ、未整備区域の活用がある意味、確保策にもなり得るということは確認できました。

国に委ねるだけでなく、町が主体となって、公園面積の拡大ですね、道筋をつける積極的な働きかけを求めたいと思います。

次の質問です。

先ほど答弁にあった機能の改善についてです。

もちろん、既存の公園の質を高めることは重要です。しかし、質の向上に重点を置くという議論が許されるのは、少なくとも国が示す市街地の参酌基準5平方メートルをクリアし、量が確保できている自治体においてではないでしょうか。

基準を割り込み、人口急増によって1人当たり面積が下がり続ける負のスパイラルの最中にある島本町が、質の向上でお茶を濁し、これまでの延長線上にある開発任せの面積増だけでよしと判断できる状況ではないと考えます。この点、町長の見解を伺います。

町長 短期間のうちに公園面積を増やすための手法といたしましては、例えば町が所有する森林や淀川、水無瀬川などの河川区域など、まとまった面積を公園として区域指定することも可能ではありますが、アクセスが悪く、住民の皆様にとって安全で安心

して御利用いただけない場所に公園を整備することとなるため、本町にとっては有効な施策ではないというふうに考えております。

現在、取り組んでおります公園の質の向上につきましては、令和3年度に住民アンケートを実施した中での住民の方々からの御意見を反映することや、老朽化による遊具の更新など、本町として可能となる効果的な対策に尽力している状況でございます。

公園面積の増加に向けた取組につきましては、限られた島本町域の土地を活用しながら、長期的なスパンで検討するとともに、住民の皆様の御意見などを踏まえながら、地域の皆様に親しまれる公園づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 繰り返しますが、質の議論は量の確保と並行すべきものです。短期的な面積増は困難と退ける姿勢からは、行政主導で現状を変えようとする危機感があまり伝わってこなかったというのが、正直な感想です。

次です。

本町の公園面積の内訳を見ると、淀川河川公園を除く公園のうち、2割弱がいわゆる小規模な公園で占められています。本来、公園が本来の役割を果たすためには、一定規模以上の広さが不可欠です。しかし、現状、本町においては、開発行為に伴って細切れに設置された小規模公園が目立ち、まとまった広さを持つ公園が決定的に不足していると考えます。国は住民に最も身近な公園——これを街区公園と呼ぶのですが、その標準として、面積0.25ヘクタールを示していますが、これに相当する、もしくはこれ以上の面積がある公園が他自治体と比較して圧倒的に少ないのが本町の現状です。

1人当たり面積が少ないと合わせて、数字は増えても実感は伴わないの要因はここにもあるのではないのでしょうか。これが本町の公園における大きな課題であると考えます。まとまった広さを持つ公園がないことについてどう認識しているのか伺います。

都市創造部長 次に、まとまった広さを持つ公園についてでございます。

国土交通省において、街区公園の標準面積である0.25ヘクタール程度の面積を確保した公園は、本町域内には少なく、また、島本町域内の市街地における土地利用の状況等を考慮いたしますと、新たにその規模の公園を整備するための用地を確保等することは困難であると認識いたしております。

まとまった公園面積の確保に向けた取組といたしましては、近隣で複数の開発事業が行われる場合には、それぞれ別々に公園を整備するのではなく、開発事業者と協議を行い、複数の事業にまたがって、まとまった規模の公園を一体的に整備していただくようお願いしています。

平成30年度には、集合住宅の開発と戸建て住宅の開発に伴う公園を一体整備する形で五反田公園として整備していただき、町へ移管していただいた事例がございます。

現在、百山地内において戸建て住宅開発と集合住宅開発が近接した箇所です事業中であり、同様の協議を進め、一体整備に向け、事業進捗をしていただけている

状況となっております。

今後も町域内での開発行為に伴い公園の移管が計画される際には、事業者との協議をしっかりと行い、広く住民の皆様に親しんでいただける公園整備に向け、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 事業者への一体的整備を成果とされる五反田公園ですが、それですら0.08ヘクタールと国の示す街区公園の標準面積の3分の1程度にとどまっているのが現実です。現に利用者からは、狭い中で小学生と乳幼児が入り乱れ、危険で怖いという切実な声が上がっています。開発行為に付随して生まれる余剰地を待つだけの手法では、安全でまとまった広場を確保することは事実上不可能であるのではないかとということが答弁を通じて明らかになったと思います。

質問です。

答弁では、街区公園の標準面積である0.25ヘクタール以上の確保は困難であるとされました。しかし、本町が目指すべきまちづくりの基準とあまりにかけ離れた実態について、再度、再考を求めたいです。

本来、都市公園は、住民の利用実態に合わせて系統的・合理的に配置されるべきものとされています。国の基準によれば、小学校区に相当する人口約1万人の住区というものに対し、それぞれ0.25ヘクタールある街区公園が4か所、2ヘクタール程度の近隣公園が1か所配置されることが標準とされています。人口3万人、四つの小学校区を抱える島本町においては、この基準を単純に当てはめても、少なくとも12から16個程度の0.25ヘクタールの街区公園と数か所の近隣公園が必要なはずです。

ところが、本町の実態はどうでしょうか。0.25ヘクタールを超える公園は、江川公園、東大寺公園、緑地公園、桜井せせらぎ公園、史跡桜井駅跡公園、若山台公園の僅か6か所しかありません。まちづくりの基礎となる住区という概念から見て、この圧倒的な欠落を町はどう説明するのか、見解を求めます。

都市創造部長 平成24年度の都市公園法の改正において、都道府県や市町村といった地方公共団体が、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を都市公園法を参酌しながら進めることと方針が示されたものと認識しております。

このことを踏まえ、現時点での本町の状況につきまして御説明いたしますと、当該法改正以降に本町で都市公園として指定いたしました公園は、桜井せせらぎ公園及び史跡桜井駅跡公園の2施設が該当いたします。いずれの公園も0.25ヘクタールを上回っており、国の参酌基準である街区公園の標準面積を超えるものとなっております。

当該法改正以前から管理している公園につきましては、国の参酌基準よりも小規模なものが多い状況であり、また、その他の小規模な公園も点在しております。近隣市においても、本町と同様に様々な規模の公園が管理されているものと認識しております。

一方で、他市町村の事例になりますが、公園施策の長期的な方向性を示す意味として、

国の参酌基準を基に都市公園の配置及び規模に関する基準を条例化し、都市公園を設置する際の指標として、独自の参酌基準を設けている自治体も多くあります。

本町におきましては、現時点で新たな都市公園を設置する予定はございませんが、本町が管理する都市公園やその他の公園の現状を踏まえ、長期的な視点で公園の在り方を住民の皆様を示すことは必要であると認識いたしており、引き続き、先進自治体の条例化をはじめとする事例等を調査・研究を行うとともに、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 答弁では、法改正以降の状況に触れていましたが、平成24年の法改正以前には、公園の配置や規模については、より厳格な国の基準が存在していました。本町の公園面積が不足している現状は、その当時から自治体としての責務を果たせていなかった結果と言わざるを得ないのではないかと思います。また、例示された桜井せせらぎ公園は、開発面積に応じた最低限の基準を適用した結果に過ぎず、史跡桜井駅跡公園も既存の施設の種別を都市公園に移管したものであって、公園が増えたわけではないです。一方で、今後の在り方として、条例化の調査・研究に言及された点は一步前進と受け止めます。

法改正から14年、独自の配置基準を空白のままにしてきたことが、1人当たり公園面積が改善されない根本要因の一つではないでしょうか。この点は早急な改善を図るよう強く求めておきます。

質問です。

町は用地確保が困難と言いますが、それは用地がないのではなく、行政主体のランドデザインと取得努力が欠けていた結果ではないでしょうか。開発のついでに生まれた空き地を待つだけの手法には限界があります。既成市街地での新設が容易でないことは承知していますが、困難だと諦めて現状に甘んじれば、増やせるものも増やせません。

例えば、島本高校跡地の活用についてです。現状では、第三小学校の対応のほうが現実的には優先かもしれませんが、例えばとして、主体的に協議を申し入れる、あるいは淀川河川敷の未整備区域を町自らが整備させてもらうといった、あらゆる機会のあらゆる可能性を模索すべきではないでしょうか。

まとまった面積を確保するという明確な方向性さえ持てば、可能性はゼロではないと考えます。将来のまちづくりへの責任を持ち、今こそ攻めの公園確保に踏み出すべきと考えます。町長の見解を伺います。

町長 公園面積の積極的な確保策として、島本高校跡地や淀川河川公園における町管理公園への転用につきましては、過去、庁内においても議論を行っております。

島本高校跡地を町が購入し、公園として活用することにつきましては、1人当たりの公園面積を増加させる有効な手法ではありますが、莫大な財政負担を伴うことや、広大な用地面積であるものの、利便性における課題等があるなど、現実的には困難であるも

のと認識いたしております。

また、淀川河川敷の未整備区間を河川管理者である国土交通省と協議を行いました。本町が積極的に公園に改修することにつきましては、島本高校跡地の活用と同様に課題が多いものと考えており、現段階においては、まとまった公園を設置することは困難な状況でございます。

このような現状ではあるものの、公園は多くの機能を持ち合わせた重要な公共施設であり、課題に真摯に取り組む必要があると認識をしております、これまでの開発に伴う整備による増加にとどまらず、先進自治体の事例など、実現可能な方策について調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 これまでの答弁を通じて、町は単なる公園面積増や開発に伴う面積増という従来の方針を超え、より踏み込んだ姿勢ですね、条例化のことなどを示されました。

そこで、町長に伺います。

今後は、単に総面積を増やす、質を向上させるだけでなく、1人当たりの公園面積をいかに底上げするかを目標として掲げ、行政が主体となって取り組んでいくということと理解してよいでしょうか。町長のお言葉でお聞かせください。

町長 現時点におきましては、本町域内の公園面積の確保を短期的な視点で実現する場合には、先ほども申し上げたとおり、島本高校跡地や山崎地域の事業所跡地などを公園用地として買収し、整備を行うことや、淀川河川区域を本町が管理する公園として開設するなどの手法が考えられますが、いずれにいたしましても、財政的な課題や公園利用者に対する利便性の問題が多くあり、現実的には困難であるというふうには考えております。このことから、短期的に1人当たりの公園面積を大幅に増加させることは困難であり、長期的な視点で検討していく必要がありますが、本町の規模や既に設置されております公園の状況、市街化区域における土地利用等を踏まえた上で、先進事例を参考にしながら、課題解決に向けた方向性を検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 まとめですが、開発に伴う整備にとどまらず、実現可能な方策を検討すると明言されたことは、これまでの停滞から一歩踏み出したものと評価するものです。狭い町域の中、用地確保が難しいことは理解しておりますが、今後は単なる数字合わせではなく、一人一人が使える公園の広さを底上げすることは明確に目標に掲げ、ルール化することを求めまして、次の質問に移ります。

二つ目、小規模保育所の卒園後の3歳の壁についてです。

先日、ある保護者から、小規模保育所を卒園した後、希望した園の中で調整が行われると思っていたのに、希望外の園を割り当てられた、これでは仕事が続けられないという切実な相談が寄せられました。私がここに至るまでの経緯を確認したところ、今回のケースは、事前の行政の説明に用いた文言が、行政の意図と異なったものになっていた

ために生じた事態のように思われました。

どの保育所を利用できるかは、働く保護者の労働環境や生活に影響し、場合によっては職を変えなくてはならなくなる可能性もある重要な問題で、希望の保育所を利用できるよう、保護者は様々な努力をしていると聞き及んでいます。選考がある以上、希望が100%通る保証はありませんが、それでも、保護者にとって、どの保育所に行けそうか、または行けそうにないのかの見通しを正しく得ることは重要です。今回、紹介した事案は、その点で課題があるものと言えます。

そこで、以下の点について伺います。

小規模保育所を卒園した児童のうち、希望した施設に入れなかったケースは、これまで何件あったのか。また、その年度内の推移を伺います。

教育こども部長 続きまして、大きな2点目、小規模保育所卒園後の3歳の壁のうち、小規模保育事業所を卒園後における希望施設へ入所できなかった件数についてでございます。

小規模保育事業所を卒園され、その翌年度の4月入所決定時に希望される保育施設に入所できず、連携施設を御案内した件数につきましては、直近5年間におきまして、令和4年度及び令和5年度は1件もなく、令和6年度は3件、令和7年度は1件、令和8年度は4件、計8件でございます。

以上でございます。

中田議員 次の質問です。

町の保育所等入所手続案内にあるQ&Aでは、Q2として小規模保育所を卒園したときに希望施設を確認していただき、利用調整を行います。希望施設への案内ができない場合は連携施設や案内できるように調整しますとあります。一方、Q3には希望されていない保育所等では利用調整を行いませんと明記されています。留保条件は一切ありません。両者は矛盾しており、これを読んだ住民が、小規模保育所卒園時において希望しない施設に行かされる可能性はないと考えることは不当ではないと思われます。相談のあった住民が希望しない施設に行かされる可能性がないと考えたことについて、行政は住民の側の責任だと認識されているのか伺います。

教育こども部長 次に、保育所等入所手続案内に関する記載内容についてでございます。

担当課窓口での配布や町ホームページで公開している保育所等入所手続案内におきましては、よくある御質問Q&Aの項目として、Q2に「小規模保育事業所を卒園した場合、3歳児からほかの希望保育所等へ転園できますか？」に対して、答えといたしましては、「転園可能です。卒園前に、希望施設を確認させていただき、利用調整を行います。希望施設への案内ができない場合は、連携施設へ案内できるように調整します。」と記載しております。

また、Q3、「申込時に希望した保育所等でのみ、利用調整が行われるのですか？」に対して、回答としては、「はい。希望されていない保育所等では利用調整を行いません。」

ん。」と記載しております。

保育所等への入所審査に当たっては、審査基準を示した上で公平公正に厳正な審査を行うものであり、一般の入所申込者につきましては、保育所等入所申込書に記入された希望施設において利用調整を行い、希望していない施設に関しては利用調整を行わないこととしております。

一方で、小規模保育事業所を卒園される方につきましては、既に保護者が就労等の状況にあり、当該事業所の卒園後にいずれの施設でも入所ができなかった場合、各御家庭の状況が大きく変わってしまうことが想定されることから、希望施設の範囲で入所ができなかった御家庭に対する特例の救済措置として、連携施設への入所を御案内しているものでございます。

よくある御質問、Q & AにおけるQ 2につきましては、小規模保育事業所に特有の事例として端的に説明したものであり、これまでも本想定質問に対して御意見をいただくことはなく、住民の皆様にも誤解なく御理解いただける内容であるものと考えておりました。

しかしながら、今般、初めての御指摘ではありますが、小規模保育事業所に入所されている方を対象とした想定質問であるQ 2の部分と通常の新規入所申込者を対象とした想定質問であるQ 3の部分において、私どもの認識と異なる理解をさせてしまったという点については、今後の資料作成時において、さらにブラッシュアップして分かりやすい資料づくりに努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、そのような理解をされたことについて、当該申請者に非があるという認識に立ったことではないことを申し伝えます。

以上でございます。

中田議員 いろいろと強弁されていますが、二つの Q & Aを普通に読めば、相談者の解釈以外あり得ません。町はこれまで指摘がなかったとおっしゃいますが、これまでは件数が極めて少なく、当事者が声を上げられずに飲み込んでただけということも十分に考えられます。問題が顕在化していないことと説明に問題がないことは、全くの別物であるということだけは指摘しておきたいと思います。

一方、今回、行政が認識と異なる理解をさせてしまったと事実を認め、資料のブラッシュアップに努めると明言されたことは、今後の再発防止に向けた前向きな姿勢として受け止めるものです。

質問です。

入所案内等の際、卒園後の転園において、希望していない施設でも利用調整が行われる可能性があるということを具体的な文言で明記すべきです。もし、事前に希望どおりにいかない可能性があるという見通しが立っていれば、住民の側で早めに対策を講じることできます。保護者が予測を立てられるよう、また、これに加え、連携園がどこなのかなどの一覧表を公開しておくなど、情報提供の在り方を改善すべきと考えます。伺

います。

教育こども部長 次に、希望していない施設における利用調整の可能性の明記及び連携施設の公開についてでございます。

小規模保育事業所を卒園される際の転園に係る利用調整につきましては、事前に個別に通知を行い、転園申込みをいただいております。希望されない施設への利用調整につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、担当課窓口での配布や町ホームページで公開している保育所入所手続案内の中に、よくある質問Q&Aといたしまして、希望施設への案内ができない場合は連携施設へ案内できるよう調整する旨、記載しておりますとともに、対象者への個別の通知におきましても、希望施設への入所が不可となる場合は、小規模保育事業所が提携している連携施設へ案内できるよう利用調整を行いますと明記をいたしております。

また、入所されておられます各小規模保育事業所におかれましても、利用者に提示する重要事項説明書において連携施設に明記し、口頭にて説明していると聞き及んでおります。

以上のとおり、現状におきましても、複数の機会をもって情報提供に努めているところではございます。しかしながら、今回、私どもの意図する考えが当該申請者の理解と異なった点については、今後の資料作成時において、さらにブラッシュアップして分かりやすい資料づくりに努めてまいりたいと考えております。

例えばですが、希望されていない保育所等では利用調整を行わないとした通常の新規入所申込者を対象とした想定質問であるQ3の部分において、小規模保育事業所卒園時における転園申込みの場合はこの限りではないなどの留保条件を明示するなど、現時点での案として検討しております。

また、連携施設の公開につきましては、これまでも御質問いただければ全て公開していたものではございますが、さらに保護者の皆さんの立場に立って、令和8年4月からはホームページに掲載するとともに、令和8年度保育所等入所手続案内も更新し、連携施設を掲載することといたします。

以上でございます。

中田議員 保護者の皆さんが正しい見通しを持って預け先を選択できるよう、今後の情報提供及び入所調整においては、行政として細心の注意を払った丁寧な運用説明を強く求め、この件は終わります。

次です。

歴史公文書保存に向けた整備状況と実効性についてです。

令和6年12月の一般質問において、町が文書取扱規程を改定し、永年保存を廃止したことに対し、住民の共有財産である公文書の保存の考え方について、また、歴史的文書の定義や選別基準が未整備のまま、先行して有期化に踏み切った――最長30年ですね、不備を指摘しました。その際、山田町長からは、令和6年度をめどに、歴史公文書の位

置づけ、選別、保存期間延長、廃棄の統一的基準を整備し、必要な文書を後世に引き継げるよう取り組むとの答弁をいただきました。令和7年度も下半期に入っております。この件がどこまで具体化され、実効性のあるものになっているのかを確認するため、伺います。

歴史公文書の定義と選別基準の策定状況について、前回の答弁で、国や他自治体を参考に具体化するとありました。現在、町として歴史公文書に該当する文書の定義及び具体的な選別基準は策定されたのか伺います。

特に、昨年度、例に挙げた町議会の議事録、都市計画審議会の議事録、それ以外にも、災害の記録や自然環境に係る調査データなどは、確実に歴史公文書として永続的な保存が担保される仕組みになったのか、具体的に伺います。

総務部長 続きまして、大きな3点目の、歴史公文書保存に向けた整備状況と実効性についてのうち、歴史公文書の定義と選別基準についてでございます。

令和6年12月議会の中田議員の一般質問に対する答弁において、令和6年度を目途に、歴史公文書への位置づけ、選別や文書保存期間延長、廃棄の統一的基準等に関し、整備を進め、必要な文書を後世に引き継げるよう取り組んでまいりたいとお答えしておりましたが、現時点において、他先行自治体の状況把握などに時間を取り、歴史公文書に該当する文書の定義及び具体的な選別基準については検討中でございます。引き続き、策定に向けての事務を進めているところでございます。

現在の案としては、主に町の組織、機能、政策等に関する文書、町民の権利義務等に関する文書、社会環境、自然環境等に関する文書、本町の歴史、文化、学術、事件等に関する文書を考えております。例に挙げられた町議会の議事録は、議会において作成され、町長に送付されているもので、その保存年限について法定されたものはないものと認識しておりますが、議会等における審議の経過や結果を知る手がかりになるものでございますので、歴史公文書として永年保存すべきものと思料しております。また、都市計画審議会など、附属機関の議事録につきましても、政策の検討過程に関する重要な情報が記載されているものについて、歴史公文書とする方向で検討しております。また、災害の記録、自然環境に係る調査データにつきましても、本町の事件等に関する重要な情報が記録された文書、自然環境に関する重要な情報が記録された文書であるため、歴史公文書とする方向で検討中でございます。

以上でございます。

中田議員 いただいた答弁ですね、国の公文書管理法の趣旨にのっとったもので、議事録や災害、自然環境に係る記録を歴史公文書として永年保存する検討案だと思います。私が以前の質疑で求めており、答弁されていた内容そのまま合致するものと思います。その方針で着実に基準策定を進めていただくことをお願いし、次の質問です。

文書保存期間延長、廃棄統一の統一的基準の周知徹底についてです。

昨年度の答弁では、新たな制度が確立するまでは、不当な廃棄が起こらないよう、全

庁的に周知するとのことでした。特にこの1年間は、新庁舎への移転という大きな節目があり、膨大な文書の整理整頓が行われる中で、物理的に廃棄が加速しやすい状況にありました。こうしたリスクの高い時期において、実際に保存期間が満了した文書、あるいは永年保存が有期保存へ切り替わった文書などは、どのように取り扱われたのか。あわせて、策定中または今、策定中の統一的基準について伺います。

移転作業のような多忙な現場において、個々の職員が迷うことなく、その文書の歴史的価値を正確に判断できるような具体的かつ実効性のある基準となっているのか伺います。

総務部長 次に、文書保存期間延長、廃棄の統一的基準についてでございます。

保存期間が満了した文書について、歴史公文書の選別基準を策定するまでの間における廃棄防止の措置についてでございます。

令和6年12月以降、庁舎内メール等により書庫に保存されている保存期間が満了している文書、永年保存から有期の保存に変えた文書について、廃棄しないよう周知を図っております。また、新庁舎へ移転する際には、保存年限が満了しており、例年、廃棄している一部の文書については、保存場所確保の観点から、旧教育センターへ保存場所を移動させているところです。

次に、統一的基準については、国や先行して実施されている他自治体の事例を参考に検討しております。国においては、行政文書の管理に関するガイドライン別表第2に、歴史資料として重要な公文書として、さきに申し上げた四つの類型を示されており、その内容を本町においても判断基準として採用したいと考えております。

また、本町の文書取扱規程別表において、事務の分類、文書の種類とその保存年限を規定しており、この別表をベースとして、歴史公文書として移管の有無を表示することにより、全ての職員が迷うことなく処理できるものと思料しております。

以上でございます。

中田議員 別表への明記という手法が、どこまでどうなのかというところは、また実際に運用する中で現場の課題を丁寧に酌み取りながら、本町への最適な形へと改善していくことを期待しております。

質問です。

住民への公開と共有財産としての活用について、歴史公文書として特定された文書は将来的にどのように保管され、また、住民がアクセスできる、閲覧できる環境を整えていくのか、現時点でのビジョンを伺います。

総務部長 次に、住民への公開についてでございます。

住民への公開と共有財産としての活用についてでございます。

紙による歴史公文書については、書庫において保存することを想定しています。また、住民の方にどのような文書が歴史公文書として保存されているかは、目録作成により確認していただくことになると考えております。

電子文書の取扱いや町ホームページでの閲覧など、検討すべき課題は多くあると思いますが、歴史公文書の活用について、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 住民がその価値を享受できる共有財産です。紙の目録だけでなく、電子文書の扱いやホームページ公開なども、ぜひ環境整備していただきたく、開かれた行政に向けた前向きな検討を期待します。

公文書は住民の共有財産であり、知る権利を保障する重要な知的財産です。この仕組みを形骸化させず、実効性のある運用にと育ていただくことを求めてください。

……（質問時間終了のブザー音）……

大久保議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 00 分～午後 3 時 15 分まで休憩）

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、すえおか議員の発言を許します。

すえおか議員（質問者席へ） 2026年 2 月議会一般質問、島本町立中学校の校則の見直しについて、まず、質問したいと思います。

2017年に大阪府立高校の元生徒が、生まれつき茶色の毛であったにもかかわらず、黒毛染めを強制されたことに対して精神的苦痛を受けたとして、損害賠償を行うという事件が大きく報道されました。このことについては、大阪府議会でも大変な多くの質問があったらしく、理不尽な校則に対して社会的な大きな反響にもつながり、大阪府教育委員会も府立学校に対して、府立学校における生徒指導に関わる校則などについてという通知を出し、時代に合わない校則の見直しを求めました。

また、文部科学省は、2022年12月に生徒指導提要进行を改訂し、2025年 7 月 2 日付で校則などの見直し状況調査結果及びこれを踏まえた対応について、各校、通知を行い、校則を絶えず点検し、時代に即して見直しを行うよう求めています。

以上を踏まえて、島本町の町立中学校のいわゆる校則（生徒規則、生徒会規則）について、以下、質問したいと思います。

文部科学省は、公立中学校・高等学校の全国の学校を全部調査して、2018年以降に 91%の学校が校則の見直しを行っているというアンケート結果で公表しています。本町において2018年以降、どのような校則の見直しを行ったかお答えください。

教育子ども部長 それでは、すえおか議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな 1 点目、島本町立中学校の校則の見直しについてのうち、本町において2018年以降、どのような校則の見直しを行っているかについてでございます。

町立中学校における学校の決まりである、いわゆる校則の見直しの取組につきましては、刈り上げた部分とそうでない部分の境目が明瞭に分かる髪型、いわゆるツーブロッ

クが禁止となっていたものについて、それぞれの中学校で令和4年度及び令和5年度に廃止しております。また、昨年度の主な校則見直しといたしましては、防寒具を着用できる期間を限定していたものを廃止したことや、制服のスラックスについて、熱中症予防の観点から、ハーフ丈の着用を可能としたこと、学校内においては、ブレザーを着用することとしていたものを、セーターやカーディガンでも可能としたこと、ストレートパーマを含む縮毛矯正を認めるようになったことが挙げられます。

以上でございます。

すえおか議員 先ほど答弁いただいたように、髪型や防寒着などの校則が近年、見直されたということが分かりました。また、全国調査で校則の変更を行ったという学校ですが、約85%が、生徒または保護者から意見を聴取する機会を設けていたと答えています。本町はどのような意見聴取をする機会を設けましたか。

教育こども部長 次に、本町ではどのような意見聴取する機会を設けたかについてでございます。

町立中学校における校則変更の際の生徒からの意見聴取の機会といたしましては、過去には紙媒体により、意思のある者が提出する形式にて行っておりましたが、今年度は、全生徒に1人1台配備したタブレットを活用して、生徒会が主体となり、生徒全員に対してアンケートを実施して意見聴取を行ったと聞いております。

アンケート結果につきましては、クラスごとに集計を行い、クラス内で話し合いを行った上で生徒会にて審議し、最終的に校長の決定により校則を変更することとなっております。

以上でございます。

すえおか議員 生徒会を中心に、生徒から意見を聴取して校則変更につながったということが分かりました。

調査の対象校の71%は、校則などの制定または変更に関する手続を定めていたというふうに答えていますが、本町では変更の手続などを定めているのでしょうか。お答えください。

教育こども部長 次に、校則等の制定または変更に関する手続についてでございます。

これまでの校則の見直しにつきましては、全て生徒発信であり、生徒間及び教職員間の十分な協議を踏まえるという一定の手続の基、行っております。

校則の見直しについての問題提起につきましては、生徒だけではなく、教職員や保護者からなされることも想定されるため、校則の見直しに関する手順フローを今年度、新たに作成いたしました。今後、校則の見直しの必要が生じた際には、これらのフローも踏まえつつ、これまで同様に、生徒間及び教職員間の十分な協議を踏まえるという手順に従い、各中学校において見直しを図ってまいります。

以上でございます。

すえおか議員 校則の見直しの手順フローというのを定めたというふうな答弁がありまし

た。具体的にその手順フローはどのようになっていますか。また、熊本市が作成した校則、生徒指導の在り方の見直しQ & A、令和3年5月31日において、熊本市保護者から年度内に1回は意見を集める場を設けていると定めていますが、定期的に保護者から意見を集める場をつくることに前向きな検討が必要だと考えますが、それについて島本町の見解をお聞かせください。

教育こども部長 校則の見直しの手順フローについてでございます。

今年度、町立小中学校において作成いたしました校則の見直し手順フローについて、具体的に申し上げますと、児童生徒、保護者、教職員から校則に関する意見や提案があった場合は、生徒会や児童会執行部の児童生徒と担当教員が予備検討を行い、提案の背景や社会的整合性等を整理いたします。その後、全校アンケートやクラス協議等を実施することで広く意見を聴取し、そこで得られた意見を基に、再度、生徒会や児童会執行部の児童生徒と教職員が連携しながら協議を行い、校長による最終承認を経て校則の改正がなされるという流れになっております。

具体的な保護者からの意見聴取につきましては、PTA等の会議体での協議内容や、年に一度、全ての保護者に対して学校運営状況に関するアンケートを行っておりますことに加え、学校公開や授業参加の際にもアンケートに記入する機会を設けております。

以上でございます。

すえおか議員 保護者からもアンケートの機会を通じて意見聴取するというような流れ、そして、手順フローが明確に定められており、校則の変更につながる話合いが行われるという仕組みについて分かりました。

では、次ですね、文部科学省の調査対象校、全国の調査において、57%が校則などを学校のホームページに掲載しているというようなアンケート結果になります。大阪府教育委員会は、府立学校の全てで原則的に校則をホームページへの掲載を求めています。本町の中学校ではどうなっていますか。

教育こども部長 次に、校則のホームページへの掲載についてでございます。

第一中学校におきましては、学校紹介の項目の中で、日常生活の留意点として学校ホームページに掲載しており、第二中学校におきましては、学校のお知らせ欄に、生徒規則注意事項として学校ホームページに掲載をいたしております。

以上でございます。

すえおか議員 本町においても、ホームページに生徒会規則などが掲載されていることは分かったんですけども、この答弁をいただくまで、ああ、ここにあったのかというのは、なかなか自分のほうでも気づきにくい場所にあったので、もうちょっと分かりやすい形で校則の掲載というのも期待します。

それで、次に、全国の学校ですけれども、校則に明記されない学校でいろんな独自のルールがあるというふうに一般的に言われています。本町の中学校では、そのような校則に記載されていないような独自のルールはありますか。あるなら、それを具体的にお答え

ください。

教育こども部長 次に、校則に明記されていない独自のルールについてでございます。

いわゆる校則として明記されていない内容につきましては、用事がない場合は他学年のフロアへ行かない、スポーツドリンクを持参してもよい、授業中の水分補給は可能等の口頭もしくは校内掲示等の方法で伝達するルールが存在しております。これらのルールにつきましては、いわゆる校則として定めていないものの、学校生活上の留意点として各校において協議され、年度初め等に各学級において生徒に対して丁寧に説明しております。

以上でございます。

すえおか議員 校則に明記されてないルールなんですけども、全て校則に記載するのが適当かというのは、ちょっと考えないといけないと思うんですけども、ただ、校則に記されていないルールについても、例えば2023年2月定例会議で、中田議員の一般質問に対する答弁でも、ほかのクラスに入らないなどのルールがあり、校則などに明記されていないルールについて、今後どのように取り扱っていくかについては、その課題を児童生徒、保護者などと学校が必要に応じて議論し、決めていくべきであると考えておりますと答弁しています。明記されていない学校内の独自ルールも、校則と同じように見直しの手順フローに基づいて、場合によっては変更が可能であるべきだと考えますが、町の見解をお答えください。

教育こども部長 校則に明記されていないルールの変更についてでございます。

いわゆる校則に明記されていない学校生活上の注意事項につきましても、これまで各校において随時見直しを実施しておりますことから、引き続き、当該手順フローに基づいて見直し及び変更を行うよう、各学校に指示を行っております。

以上でございます。

すえおか議員 独自ルールも見直し手順のフローに基づいて変更が可能だということが分かりました。

先ほど、最初に言ったように、大阪府立高校での地毛指導で裁判になったということは、本当に社会的に大きな影響もあり、これに付随して、全国でも調査が別途行われたりして、生まれつき茶色の生徒というのは実際に8%ぐらいいて、その1割程度が中学校時代にもう地毛指導が行われているというアンケート結果があります。島本第一中学校、第二中学校のいわゆる校則において、染色の禁止が明記されていますが、黒毛染しなければ授業を受けさせないといった強制的な指導や地毛証明書の提出など、人権侵害として一般的に批判されているような行為は行っていないですか。また、くせ毛の生徒がパーマ禁止の校則の下に縮毛指導を受けている生徒が全国の中で存在していると言われているが、両中学校のいわゆる校則において、パーマの禁止が明記されていますが、縮毛指導などの矯正が行われていないか。また、黒髪や髪がストレートではない生徒にどのような頭髪指導を行っているかお答えください。

教育こども部長 次に、地毛証明書や縮毛指導等の頭髪指導についてでございます。

町立中学校におけるいわゆる校則では、頭髪の規定にパーマや染色は禁止というルールを設けております。しかしながら、生まれつき黒髪ではない生徒や髪がストレートではない生徒に対しましても、それらを強制するような頭髪指導は行っておりません。逆に、昨年度からは、ストレートパーマを含む縮毛矯正を認めることといたしております。

以上でございます。

すえおか議員 次です。

頭髪指導については、そのような強制的な指導を行っていないという答弁をいただきました。

次に、中学校では、地域によって自転車通学が認められていますが、特に冬季は非常に寒く、防寒着によって健康を維持することが不可欠だと思っています。通学時にコートを着用することや、タイツ、手袋、マフラー、ネックウォーマーなど、社会通念上、当然の防寒着の着用は認められるべきだと考えますが、認められているでしょうか。また、授業中の膝かけを使用することなどができるでしょうか。お答えください。

教育こども部長 次に、中学校における防寒着の着用についてでございます。

現在、町立中学校では、通学時に防寒着として指定のウインドブレーカーをはじめ、タイツや手袋、マフラー、ネックウォーマー等の防寒具につきましては、着用の制限はいたしておりません。また、授業中の膝かけの使用につきましても使用可能といたしております。

以上でございます。

すえおか議員 今さっき答弁いただいた指定のウインドブレーカーなんですけども、逆に言うと、生徒が独自にコートを着用するのを禁じているということだと思んですけども、先日、最高気温1度の日もありました。私も学校教員もやっていたんですけども、教員のほうはね、ダウンジャケットなどを着て通学している一方で、生徒はウインドブレーカーでしか許されないという、健康を維持するのに適切な校則なのかというのは疑問を持ちます。なぜ、学校指定のウインドブレーカーでしか登校できないようになっているのか、その理由を答弁いただきたいと思います。

教育こども部長 ウインドブレーカー以外を着用しての登校についてでございます。

現在、町立中学校で防寒着として指定されているウインドブレーカーにつきましては、制服と同様のものとして扱われておりますため、登下校時には指定の防寒着を着用しております。また、町立中学校におけるいわゆる校則におきましても、ウインドブレーカーとともに着用いたします制服等に重ね着をすることは禁止しておりませんので、個々の体調や寒暖への対応も可能であると考えております。

現状、各中学校におきまして、ウインドブレーカー以外の防寒着着用を求める要望は、生徒及び保護者のいずれからとも上がっていないと聞き及んでおりますが、今後、見直しを求める声が高まった場合は、先ほど申し上げました校則に関する見直しフローを基に、

生徒の健康保持を第一とし、体調や寒暖に応じた防寒対策が適切に行われるよう、各校において検討を進めるよう指示しております。

以上でございます。

すえおか議員 近年、健康に関する校則に関しては、特に水を授業中、飲めるようになったりとか、健康上の配慮というのは非常に重要になってきますので、生徒、保護者など、教員など、話し合いながら、時代に即した校則は何なのかというのを常に見直しをしていただきたいというふうに思っております。

では、次に、都市農地保全を進めるため、田園住居区域の活用について質問したいと思います。

2015年の都市農業振興基本法の制定により、市街化区域の農地が都市にあるべきものと位置づけられました。しかし、市街化区域の農地は、1968年の都市計画法制定時に線引きが行われ、当時から将来的に宅地化されることを見込んで、固定資産税や都市計画税が段階的に増額される仕組みになっています。島本町の市街化区域の農地は、近年、高い固定資産税や都市計画税もあり、売却により宅地化が進んでいる中、農地保全について対策をしていく必要があると思い、以下、質問します。

島本町の現在、市街化区域の農地面積の最近15年、10年の減少面積と減少率をお答えください。

近年、住民からも本当に市街化区域の農地がなくなっている、何とかしてほしいという声も、いろんなところで聞かせていただいています。それに対して、本当にどのような問題があるかと認識しているのか、町のほうで見解もお答えください。

また、現在の都市固定資産税や都市計画税が、市街化区域の農地所有者にとって過重な負担になっていると認識していないか、町の見解もお答えください。

都市創造部長 続きまして、大きな2点目の、都市農地保全を進めるため、田園住居区域の活用のうち、市街化区域の農地面積についてでございます。

島本町における市街化区域の農地面積の推移について、15年前の平成21年には約18ヘクタールであったものが、現在では約12ヘクタールとなり、減少率は約33%となっております。また、10年前の平成26年の面積は約15ヘクタールで、減少率は約19%となっております。農地の減少については、地域の地産地消の取組を支える農業基盤の低下、住民が自然に楽しむ場としての機能の喪失、生物多様性が失われることによる自然環境の喪失が懸念されるほか、防災面での緑地の役割低下といった課題がございます。

次に、固定資産税や都市計画税に関する御指摘については、市街化区域内の農地所有者にとって負担が大きいものと認識しております。一方で、都市計画における公平性や税制全体のバランスを維持する必要があり、慎重な対応が求められますが、本町におきましては、地域事情に即した税負担の軽減に関する方策として、三大都市圏の特定市以外の自治体ではあまり見られない生産緑地地区を導入し、さらに、対象となる農地の下限面積を引き下げて、都市農地の保全に努めているところでございます。

以上でございます。

すえおか議員 今さっきの答弁で、この15年で市街化区域の農地、3分の1の6ヘクタールの農地が減少していると答えていますが、これはJ R島本駅西地区の開発で市街化調整区域が市街化区域の農地として変更された部分が新たな面積として含まれていると認識しています。それで、その面積をちょっと引いて計算しないといけないと思うので、それがどのくらいの面積の市街化調整区域の農地が土地区画整理事業後、市街化区域の面積として編入されたか、そして、改めて土地区画整理事業で市街化区域に編入された農地の面積を除いて、市街化区域の15年間と10年間の面積の減少率と現在の面積をお答えください。

都市創造部長 J R島本駅西地区の開発において、市街化調整区域の農地が約9.7ヘクタールが土地区画整理事業の対象になり、それら農地が宅地等へ開発され、現在、市街化区域の農地として約1ヘクタールが存続しております。

土地区画整理事業の農地面積を除いた市街化区域の15年間と10年間の面積の減少率と現在の面積につきましては、J R島本駅西地区にて編入された残存する農地約1ヘクタールを除くと、現在の市街化区域の農地面積は約11ヘクタールとなり、15年前の平成21年から現在では、減少率約39%、10年前の平成26年から現在では、減少率約27%となっております。

以上でございます。

すえおか議員 今さっき答弁あったように、市街化調整区域の農地、J R島本駅西地区の開発で8.7ヘクタールぐらい減少し、また、この15年間で、もう11ヘクタール、つまり約39%、本当に多くの農地が市街化区域の農地でも減少しているという、町としても対策を取らなければいけない、そんな状況であるというふうに確認できていると思います。

次に、2017年の都市計画法及び建築基準法の改定により、市街化区域の用途地域として、田園住居区域が創設されました。この田園住居区域に指定された場合は、農地の固定資産税が300平方メートルを超える部分に関しては、2分の1の減免が受けられ、20年、営農を継続していなくても相続税猶予制度を活用できるなど、税金面で大きな特色があります。

一方で、農地の開発行為は市町村長の許可が必要になり、300平方メートルを超える開発行為は禁止されているなど、土地の利活用に制限が加わります。しかし、住居専用区域で農業用の施設を建てるのが現在、できませんが、この田園住居区域に変更すれば、建てることのできるに変更されるなど、営農継続面でも大きなメリットもあります。

島本町の市街化区域にあるの農地を保全していく上でも有力な都市計画の手法であると認識していますが、本町で田園住居区域に用途区域を変更する上での課題について、どのようなものがあるかお答えください。

都市創造部長 次に、田園住居区域の課題についてでございます。

田園住居区域につきましては、平成30年4月1日に施行された改正都市計画法及び建

築基準法に基づき新設された13番目の用途地域でございます。田園住居地域は都市郊外において低層住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な住環境と営農環境を形成しており、農と住が一体となった環境を将来にわたり守ろうという機運が醸成されている地域等に設定するもので、御指摘のように、田園住居地域内の宅地化農地について、営農者に有意な税制措置がなされるなどの特徴がございます。

田園住居地域を含む用途地域の指定や変更に当たりましては、大阪府が策定された用途地域の指定のガイドラインに適合する必要があるがございます。田園住居地域を指定する場合、地域の規模は低層住宅地の良好な居住環境及び良好な営農環境を確保できる規模として、原則としておおむね5ヘクタール以上とすることとなっております。また、田園住居地域は、建築物の高さの制限は原則10メートル、そして、外壁の後退距離としては1.0メートルまたは1.5メートルを指定することとなっております。仮に農地が集積する地域で田園住居地域を指定する場合、農地周辺の既存建築物がこれらの基準を満たさず、既存不適格となる可能性があり、用途地域を変更する場合においては大きな課題となるものと考えております。

また、現行の島本町都市計画マスタープランにおきましては、都市農地の保全に係る記載はあるものの、手法として田園住居地域の指定の検討等については掲げておらず、こうした面でも導入には課題があるものと考えております。

いずれにいたしましても、田園住居地域に用途地域を変更するような検討を行う場合におきましては、当該地域内の農業従事者への意向確認を行い、その結果を踏まえた上で慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 大阪府のガイドラインにおいても、田園住居地域を指定する場合、おおむね5ヘクタール以上というガイドラインがあるというふうにお答えいただきました。高さの基準が10メートル、もしくは特例で12メートルまでガイドラインで適合するという話も書かれているんですけども、既存不適格になる建物、建築物が生じてしまうという問題点を挙げておられました。

田園住居地域において、3階程度という建築物の高さが10メートルというのは適合すると思うんですけど、既存不適格にならない地区を面的に結び合わせれば、おおむね5ヘクタールという基準に合わせて田園住居区域の地域を島本町でも十分設定するのは可能だと考えています。

また、都市計画マスタープランにおいても、市街地内に点在する都市農地などについては、防災や景観、環境保全などの多面的な機能を評価し、保全活用を促進しますというふうにマスタープランに書かれています。P57に明記されています。このことから、田園住居地域など都市計画の手法を使いながら都市農地の保全を行うことは、十分可能だと考えています。

景観や住環境の保全と都市農地の保全の緊急性から、田園住居地域の設定を含めた

様々な都市計画の手法を使った都市農地の保全策について、今後検討していくことについて、改めて町の見解をお答えください。

都市創造部長 田園住居地域に関する再度の御質問でございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、既存不適格となる可能性がある項目といたしましては、10メートルの高さ制限のみならず、1.0メートルまたは1.5メートルの外壁後退につきましても課題の一つであると考えております。

また、本町におきましては、これまで市街化区域内の既存の用途地域から田園住居地域への変更を検討したことはなく、面積要件や既存建築物が既存不適格となるか否か等の詳細な検証を実施していないため、現時点において、田園住居地域の設定の可否についてお答えすることは困難であるものと考えております。

また、御指摘のとおり、都市計画マスタープランにおきまして、都市農地の保全について記載しておりますが、記載内容に関しましては、第1章の全体構想のうち、市街地及び住環境整備の方針に記載しておりますことから、町全体として生産緑地地区の指定を通じて都市農地を保全する方針としてお示ししているものでございます。

田園住居地域への用途地域への変更につきましては、これまでに農業団体等から正式な御要望をいただいたことはございませんが、今後、そのようなお声をいただいた際におきましては、次回以降の都市計画マスタープラン改定時に、第1章の全体構想のみならず、第2章の地域別構想において、具体的な地区等も踏まえて反映を検討する必要があるものと考えております。

最後に、今後の都市農地の保全策といたしましては、令和8年度に生産緑地地区の新規指定に係る業務を実施予定でございます。この業務におきまして、市街化区域内の農地を所有されている方を対象にアンケートの実施を予定しており、田園住居地域に関する制度的な周知に加え、田園住居地域に関する御意見を伺うことについても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 都市農地保全について、都市計画の手法を使って保全していくような質問をさせていただきました。

次に、財源もつくっていかねばならないと思っています。農地保全、そして森林整備ですね、これについては先ほども清水議員の質問もありました地籍調査協会策定にもお金がかかるという中で、森林環境譲与税の財源を500万円程度、毎年充当しているというのが島本町の実情だと思っています。

農地保全、森林整備への一般財源からの支出が乏しい状況の中で、地下水をつくり、災害から守ってくれる農地森林維持のため財源をつくることを重要な課題だと認識していますが、実際に今、島本町ですね、日常から地下水を無料でくみ上げを行っている企業・事業所から協力をいただくという手法も考えていく必要があると思っています。

まず、地下水くみ上げ企業・事業所は、2024年度にどのくらい島本町の地下水を利用

していたか、集計をお答えください。また、地下水調整の協力金をもらっているとお聞きしていますが、その額はどのくらいか。また、払う基準はどのようなものになっているかお答えください。

都市創造部長 続きまして、大きな3点目の、地下水くみ上げ企業から水源維持のための協力金のうち、昨年度の状況についてでございます。

地下水のくみ上げを行っている企業・事業所における令和6年度の地下水くみ上げ状況といたしましては、揚水量が約6割を占める上下水道部を含め、486万7,974立方メートルの揚水量となっております。また、各企業・事業所の水準点測量調査に係る島本町地下水利用対策協議会への負担金につきましては、令和6年度については、3年に一度の水準点測量調査の実施がなかったことから、負担金の徴収は行われておりませんが、令和7年度につきましては、当該調査が実施される年度に該当するため、各企業・事業所が合計235万1,800円を負担しております。

なお、水準点測量調査に係る負担金の基準につきましては、島本町地下水利用対策協議会規約に基づき、調査委託料の2分の1を各事業所における地下水くみ上げ量の過去3年の平均実績に応じて負担することとなっており、調査費の残り2分の1は町の補助金を財源としております。

以上でございます。

すえおか議員 地下水を今、協力金、調査について頂いているという話はありませんでしたが、地下水、半分程度、水道水を利用している長岡京市です。公益財団法人長岡京市水資源対策基金を設立し、そこに地下水くみ上げ企業20社から基金の要綱に基づいて自主的に寄附を行ってもらおうという形で、農地森林維持のために事業を行っています。

長岡京市の要綱では、0から3,000立方メートルまで2,000円、3,001から1万立方メートルまで、1立方メートル当たり1円、1万1立方メートルから3万立方メートルまで、1立方メートル当たり2円、3万立方メートルを超える分については、1立方メートル当たり2.5円になっています。本町の2023年度実績に基づいて、長岡京市の基金と同じ計算式で計算すると、394万8,132円頂いていることになります。

また、熊本市は、74万人の政令指定都市ながら、水道水の地下水利用率が100%、地下水源を保つために、水田維持や森林整備のために積極的な独自の施策を行っています。

熊本市周辺11市町村、約100万人の水道水のほぼ100%が地下水で成り立っており、熊本市周辺11市町村と熊本県は、共同で公益財団法人熊本地下水財団を設立して、農地森林保全による地下水涵養の活動を行うため、財団は地下水くみ上げ事業所から1立方メートル当たり5.7円の寄附を受けています。

本町の2023年度実績で計算すると、166万1,977立方メートルなので、947万3,269円の寄附金になります。水道水の90%を地下水に頼る本町は、長岡京市や熊本地域と同じように、一定の地下水を利用している企業・事業所から農地森林の維持に数百万円の追加の財源を確保することは必要なことではないかと思っています。本町が長岡京市や熊本

地域と同じような協力の仕組みを導入するのにどのような課題があると考えていますか。
お答えください。

都市創造部長 次に、協力金の仕組みの導入についてでございます。

地下水を利用しておられる企業や事業者に一定の負担をしていただくことについてでございますが、これまでも本町におきましては、地下水の保全を図り、地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって生活用水の確保及び地域産業の健全な発達と地下水の汚染及び地盤沈下の防止に資することを目的として、町内の地下水利用者及び町の代表者をもって組織する島本町地下水利用対策協議会を設置し、水準点測量業務等を実施しているところでございます。

この水準点測量業務におきましては、その調査委託料の2分の1を会員の負担により賄っておりますことから、地下水の保全を目的とした一定の財政負担をされております。また、御紹介いただきました他自治体で取り組まれております農地や森林保全を目的とした基金団体の設立や財源確保の体制構築については、本町といたしましても一つの手法であると考えております。

しかしながら、独自の協力金制度の導入は、基本的に新たな負担と受け止められ、経済的に厳しい状況にある民間事業者にとって、拒否感や批判が生じる可能性があることから、資金の要旨等を明確化した上で、導入による具体的な環境保全や改善の成果が重要になるものと考えております。

また、公平性の観点から、負担割合についても、収入規模や利用規模など、様々な視点で慎重に設定する必要があり、協力金を財源とする仕組みづくりについては、このような様々な課題があると考えております。

以上でございます。

すえおか議員 協力金をもらっているといっても、3年に一度、230万円ちょっとということで、1年間に合わせて80万円弱ということで、非常に少ない額だと思っています。他自治体のように、数百万円、十分に負担をお願いできるような地下水利用料がある状況の中で、しっかりと協力金の負担をお願いすることは必要だと思っています。

企業・事業所が直接町に寄附した場合、全額が損金算入できますし、公益財団法人を設立した場合にも、寄附に関して40%の税額控除を受けることもできます。あくまで、これは要綱に基づいて、ほかの自治体も協力金という形で寄附をお願いするという形になっています。そのような仕組みであることから、過大な負担にならないというふうに考えています。

本町においても、雨水を吸収し、水源になっている農地や森林を保全していくことは非常に重要だと考えていますが、改めて町長に、熊本地域や長岡京市、秦野市など、先行自治体と同水準の地下水への協力金を求めることについて見解をいただきたいと思います。特に、この15年で39%、市街化農地もなくなっています。そして、島本の森林、非常に今、地権者も分かりにくくなっている中で、財源を確保して森林整備に動かない

といけないと、そのような状況にもなっています。改めて、町長のこの協力金に対しての見解をお願いしたいというふうに思います。

町長 地下水利用に関する協力金につきまして、再度のお尋ねでございます。

農地や森林保全をはじめ、環境に配慮した施策を強化する上で、その財源の確保につきましては、本町といたしましても重要な課題であるものと認識をいたしております。このことから、今後も持続可能な地下水保全の取組を継続するとともに、新たな財源による仕組みづくりにつきましては、他自治体の取組についてしっかりと調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大久保議長 以上で、すえおか議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般費質問を終結いたします。

日程第2、第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第1号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第2号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第2号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第1号議案 町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第1号議案について質問いたします。

道路の路線認定については、住宅開発によって新たな道路が増えた場合、これがほとんどの場合でしたけれども、今回、山崎41号線の路線認定については、これは山崎のサントリーの社宅と山崎幼稚園に挟まれた道路から水無瀬川の緑地公園に向かってつながっている部分なんですけど、ここが新たに路線認定をされるということになります。まず、この部分、現在の敷地利用はどうなっているのか。また、これを路線認定するということで、変更の主な理由というのはどういうものか。現状のままで支障があったのかどうか。また、ここを公園の一部とせずに、道路とするような必要性があったのか。メリットについても伺います。

都市創造部長 山崎41号線の路線認定に係る御質問でございます。

当該敷地は、現在、町営緑地公園住宅の敷地であり、主として町営緑地公園住宅入居

者や水無瀬川緑地公園利用者等のＪＲ山崎駅方面への動線となっているほか、町営緑地公園住宅への緊急車両の経路等として利用しているところでございます。

次に、町営住宅敷地から道路への変更の主な理由といたしましては、温水プール、新体育館建設計画に伴い、町営緑地公園住宅の敷地としている当該敷地を新体育館等利用者也使用することを位置づける必要性が生じたためでございます。

これに伴い、町といたしましては、町営緑地公園住宅入居者の用に供する動線と新体育館等利用者の用に供する動線との供用について、国や大阪府と協議を行ってまいりましたが、今般、国から公営住宅法上、公営住宅敷地は公営住宅の敷地としての利用が大原則となることから、本来の目的でない体育館等の用途に用いる敷地と併用することは支障があるとの見解が示されたため、町営緑地公園住宅敷地としての用途を廃止することとし、道路として取り扱うことが望ましいと判断したところでございます。

次に、公園の一部とせず、道路とした理由についての御質問でございます。

当該敷地には、町営緑地公園住宅から下水管や雨水管のほか、町営緑地公園住宅につながる電気の配線が地中に埋設されており、今後においても、これらの地中埋設物を継続的に維持管理する必要があるため、公園でなく、道路の地中埋設物として占用することが一般的であることに加え、当該敷地は現在、主に重車両対応のコンクリート舗装が施されているため、現状に即して道路として管理することが好ましいと判断したところでございます。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

今回、町営住宅の敷地が道路ということで、敷地全体が減少することになりますけれども、そのことが町営住宅の利用者の方にとってマイナスとして表れるようなことは想定されるでしょうか。そのほか、波及して周辺に影響を及ぼすようなことがあればお聞かせください。

都市創造部長 山崎41号線の路線認定に係る再度の御質問でございます。

御指摘のとおり、町営緑地公園住宅の敷地を道路とすることで、町営緑地公園住宅の敷地は減少いたします。しかしながら、さきに御答弁申し上げておりますとおり、現状、当該敷地は町営緑地公園住宅等からＪＲ山崎駅方面への動線として利用されておりますが、道路として利用する場合においても、当該敷地の使用に当たっての用途はほとんど変化することがないため、町営緑地公園住宅入居者をはじめ、現状、当該敷地を利用されている方にとって影響はほとんどないものと考えております。

次に、当該敷地を道路とすることで起こり得る事象といたしましては、緑地公園住宅の敷地が減少することで、近傍同種の住宅の家賃が下がり、それと連動し、町営緑地公園住宅入居者のうち、収入超過者の家賃が下がるものと考えております。

なお、入居者へ毎年度、通知する町営住宅収入認定等通知書において、町営緑地公園住宅敷地の隣に新体育館等が今後、建設される予定であるため、敷地の一部を町道に変

更する予定であり、これに伴い、町営緑地公園住宅の敷地面積が減少することから、収入超過者の家賃が下がる可能性がある旨、通知させていただいております。

以上でございます。

すえおか議員 山崎41号線について、温水プール、新体育館建設に伴った町営住宅の敷地を町道路線に認定するという議案であると認識していますが、その必要性は今さっき説明していただいたんで、この計画自体が、駐車場が大幅に増設されたり、120台もの車を止めることができるというような計画になっていたり、日常的に利用する車の量が周辺でも増加することが想定されて、道路に関しても周辺住民への十分な計画の説明が行われるべきだと思いますが、現在、行われているのでしょうか。お答えください。

都市創造部長 広い部分において、住民に対する御説明というのは行えておりません。ただ、先ほども別の議員からの御質問にございましたとおり、町営住宅の入居者に対しては、収入等の通知のときに、一定、体育館ができる、町営住宅の敷地が減る等々の内容については通知の中に記させていただいております。

以上です。

すえおか議員 先ほど、永山議員での答弁でも、公営住宅の敷地は町営緑地公園住宅入居者用と新体育館など利用者用の動線の共用は大阪府下はできないというような形になり、町道への編入を行おうとしていると。現時点で、少なくとも町道の編入に関して、町営住宅の住民にしっかりと口頭の説明を行っていない理由をお答えください。

また、体育館などの整備に併せて道路としての整備などの説明も行われるべきだと思うんですけども、前回、去年の6月議会で、今後、事業の進捗状況を踏まえ、説明会の開催時期などについて検討してまいりたいと考えておりますと教育こども部長が答えました。教育こども部などが出席して、町が新体育館などの整備に関して住民説明会を開催した場合、このような道路などの疑問に対して都市創造部というのは今後答えるつもりがあるのかお答えください。

都市創造部長 町営住宅の住民に、まず説明を行っていない理由でございますが、町道認定後も直ちに道路認定を予定している部分の現況が変化するわけではなく、町営緑地公園住宅入居者の通行等に影響がないと考えているためでございます。

以上を踏まえ、道路管理者としても、町営住宅管理者としても、町営緑地公園住宅入居者への説明会は予定いたしておりません。

なお、入居者へ、先ほども申しましたが、毎年度、通知する町営住宅収入認定等通知書において、町営緑地公園住宅敷地の隣に新体育館等が今後、建設される予定であるため、敷地の一部を町道に変更する予定である旨の通知を入居者全員に行っております。

次に、今後、教育こども部などが出席して、町が新体育館等の整備に関する住民説明会を開催した場合における都市創造部としての出席につきましては、その時点における状況や内容等を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員 先ほども、この道路は直ちに影響がないという言い方をしたんですけども、でも、今後、体育館が建設された場合、本当に多くの住民にこの道路はどこが出入口になるかも含めて、車の動線がどうなるか、交通量がどれぐらい増えるのか、マイクロバスはどう通っていくのか、あと、道路の外に車の駐車がこれから増えていかないか、道路上の駐車が増えていかないと、様々な疑問、実際に今でも山崎地域の住民から寄せられたりもしています。この中で、今まだ住民説明会も開いてない、交通がどうなるかも説明していない、その中で町道の編入だけ、体育館建設とともに前もって進めていくという町の姿勢というのは、プロセスとして瑕疵があると考えていますので、この第1号議案ですね、特にこの山崎41号線について、編入することに関しては反対の討論に代えさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 賛成の討論の方がありませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンをボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違い等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

大久保議長 賛成多数であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時10分～午後4時25分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、第２号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第２号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンをボタンの点滅後に押してください。

（ 投 票 ）

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

（ 全 員 賛 成 ）

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第２号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６、第３号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の民生教育消防常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものととめていただくとともに、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、民生教育消防常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、民生教育消防常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7、第4号議案 島本町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。
これより、本案に対する質疑を行います。

西山議員 島本町都市公園条例改正につきまして、国土交通省が定める都市公園法運用指針によりますと、公園施設の建築面積の基準について、公園施設として設けられる建築物の都市公園の敷地面積に対する割合について、100分の2を超えてはならないとしながら、法改正による第4条第1項ただし書施行令第6条関係によりますと、従来からの基準を十分参酌した上で、地域の実情に応じて当該地方公共団体自らが条例で定めることとしつつ、特例の範囲が公共オープンスペースという都市公園本来の機能を勘案してもなお、都市公園の機能の増進に資するものかどうか等の観点から、十分に検討して判断すべきであるとしています。

また、休養施設、運動施設、共用施設、災害応急対策拠点や避難地、避難路としての機能をより一層発揮させることを目的とした施設について、建蔽率の特例を設け、施行令第6条第2項で定める100分の10を参酌して条例で定める基準を限度として、建蔽率を上乗せすることができるものとしています。

このように柔軟性を持たせる条例内容ではありますが、新体育館はどれほどの建築面積が必要と考えられているのでしょうか。この100分の10に当てはまる範囲なのか、この改正案が必要となった根拠をお伺いいたします。

都市創造部長 新体育館等につきましては、施行令第5条第4項に規定する運動施設に当たり、都市公園法第4条ただし書都市公園法施行令第6条第1項及び同条第2項に基づき地方自治体の条例に定めることで、都市公園法に定める建築可能建蔽率100分の2に100分の10を加算することができると定められております。このことから、本条例を改正することにより、建築可能面積は、公園敷地に対し100分の12になり、この範囲において既存の公園施設が占める面積や、今後、状況に応じて公園施設を増築する可能性も踏まえ、新体育館の建築面積について協議をしているところでございます。

また、公園施設の設置基準については、都市公園法に規定され、都市公園の敷地面積に対する建築面積の総計の割合は2%を参酌して条例で定めることとされており、これに加え、運動施設や休養施設、文化財施設、屋根つき広場、仮設公園施設等の公園施設面積については都市公園法施行令に規定され、それぞれの面積を参酌して条例で別途定めることとされておりますことから、本条例の改正を行うものでございます。

以上でございます。

西山議員 それでは、新体育館以外に、緑地公園内に日よけのオープンスペースやあずまや、パーゴラなど、併設することは可能でしょうか。お伺いいたします。

都市創造部長 新体育館の建築面積率につきましては、今後の事業者募集や設計などを進めていく中で最終決定されるものと聞き及んでおります。つきましては、運動施設を含め、公園施設の建築面積の総計が公園面積の100分の12以内において、新体育館及び防

災倉庫、トイレなどの既存建築物の面積を踏まえた上で、あずまややパーゴラの併設は可能であるものと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 まず、公園の建築物の面積基準、2%までとして特例としての上限を今回、それぞれ施行令で書かれている同じ建築物の面積基準までを上限として、今回、都市公園条例を改正して定めるのはどのような意味があると考えているのかお答えください。

都市創造部長 公園施設の設置基準については、都市公園法に規定され、都市公園の敷地面積に対する建築面積の総計の割合は2%を参酌して条例で定めることとされており、これに加えて、運動施設や休養施設、文化財施設、屋根つき広場、仮設公園施設等の公園施設面積については、都市公園法施行令に規定され、それぞれの面積を参酌して条例で別途定めることとされております。

公園における役割といたしましては、利用者の方へ憩いやレクリエーションの場を提供すること、緑豊かな空間としての景観を提供すること、また、災害時における避難地等として広大なオープンスペースを確保することなどがございます。このことから、新体育館等整備事業が具体化されたことにより、条例において公園施設の設置基準を新たに定め、設定した基準に基づき事業を実施することで、公園全体の機能を担保するものでございます。

以上でございます。

すえおか議員 今、部長から、運動施設や休養施設、文化財施設、屋根つき広場、仮設公園施設などの公園施設面積については、都市公園法施行令に規定され、それぞれの面積を考慮して条例で別途定める必要があるとの答弁をいただきました。つまり、公園に対して建築物を建設しようとする場合、都市公園法の施行条例を参考に特例に関する条例を特別につくっていなければ、公園面積の2%を超える建築物は建てることできないということになっていると理解しています。つまり、今回の条例改正案は、公園面積の2%を超える建築物を公園に建てる予定となっている温水プール、新体育館整備を進めることを前提とした条例改正案ということが出来ます。

現在のところ、新体育館建設の面積は、水無瀬川緑地公園の面積の何%の計画になっていますか。

また、現在、島本町は公園が不足していると声がたくさん届いてます。特に私が総合政策審議会の委員をやらせてもらったときも、子育て世代の住民を中心に、子供の遊び場が不足しており、公園の遊べる場を増やしてほしいという切実な声がたくさん届いていました。今回、整備用地として使用する予定の水無瀬川緑地公園のはらっぱ広場、ちびっこ広場、レクリエーションの場としても、山崎保育園の園児の遊び場ともなっており、様々な年代の子供たちにとっても非常に価値が高い場所です。

今回、改正は子供たちや親子連れの遊び場だった公園面積を温水プール、新体育館の建設用地として使用し、120台の駐車場を新たにすることを前提としており、公園の

使用方法としても大きな変更が伴う条例改正案になっています。そのため、条例改正案が議会で審議される前に、新体育館をつくる計画について広範な住民に対する説明会を開く必要があったと考えます。町として、住民説明会を行わず、温水プール、新体育館整備を前提とした今回の都市公園条例改正を行おうとすることは問題があると考えています。

先ほども言いましたように、教育こども部としても、説明会の開催時期については検討してまいりますという答弁を去年6月にいただいております。都市公園条例改正案と温水プール、新体育館の建設費の議案が上程される2月議会の前に説明会を行うべきだったし、説明会を開催するよう、今回、都市公園条例改正案を提出した都市創造部として、教育こども部に働きかけを行うべきだと考えますが、見解をお答えください。

都市創造部長 本条例を改正することにより、建築可能面積は公園敷地に対し100分の12になることから、この範囲において既存の公園施設が占める面積や、今後、状況に応じて公園施設を増築する可能性も踏まえ、新体育館の建築面積について協議をしているところでございます。

水無瀬川緑地公園において体育館棟を建設することにつきましては、公園建設時から構想があったものが具体化されたものであり、また、体育館やプールは公園内における運動施設としての位置づけであることから、お子様をはじめとする住民の皆様が御利用できる運動機能を有した施設であるものと考えております。

また、公園の一部を駐車場とすることにつきましては、これまで当該公園になかった体育館やプールなど、より幅広い用途で御利用いただける施設が建設されることから、建設に伴い、一定の駐車場の設置は必要であるものと考えており、当該駐車場が体育館等を利用する方のみならず、公園利用者の方にも御利用いただくことが想定され、幅広い目的のために利用することが可能であることから、体育館やプールに来られた方々が、併せて公園を御利用いただくなど、公園利用者の増加につながるものと考えております。

このことから、公園管理者としては、説明会の開催に向けた働きかけは行っておりませんが、新体育館等建設事業は本町における大きな施策の事業であることから、事業主体として所管しております教育こども部において事業の進捗状況を踏まえ、適切な時期に開催を検討されるものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 今回の建築物の制限面積ですね、それについてですが、一般的に、都市公園内の建築物というのは、公園施設として公園面積に算入されると思います。確認なんですけど、統計上、公園面積という数値に、今回の、例えば、この条例を制定した後で体育館が建ったときに、数値に変化は生じるのか伺います。

都市創造部長 体育館やプールなどの運動施設は、都市公園法における公園施設であるため、公園面積に算入するものでございます。このことから、統計上の公園面積の数値に変化は生じないものでございます。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

建築物が建ったところも引き続き公園面積としてカウントされるということですね。

先ほど、私の一般質問でも、すえおか議員からもありましたが、町民からは公園が狭い、少ないという声がたくさん寄せられています。今回の条例改正によって、その建築物の制限、建てられる面積というのを一定、決めるわけですが、それによって新体育館のことやプールの新設がなされるわけで、その利便性が向上するという面は理解できる一方で、物理的に地面の面積だったりオープンスペースが消失するということも意味すると思います。たとえ統計上の公園面積という数値が変わらなくても、子供たちが自由に走り回ったり、町民が自由に歩き回れる純粋な広場が削られることは、町民からの貴重な憩いの場を奪うことになると思います。新体育館建設によって失われるこの自由のオープンスペース機能をどのように補完して、あるいは担保していくお考えか伺いたいということと、もう一つは、広場としてですけど、地面のほうについてもですが、建築物が建つことによって、地面、緑地面積が減ることもまた意味します。行政も公園の役割を単なるレクリエーションの場としてだけでなく、都市景観の向上や環境改善、防災機能の強化、生物多様性の確保など、都市部において欠かせない重要な役割を果たす施設と述べられています。建築面積が増える分、失われる緑や地面に対し、例えば近隣への代替緑地の確保など、緑化の推進のための具体的な補填対策をどう講じるのか、この2点、伺います。

都市創造部長 水無瀬川緑地公園において広場の箇所に新体育館を建設することで、自由なオープンスペースは減少いたしますが、新たな施設は公園が本来有している運動機能を備えた施設であるため、お子様をはじめ、高齢者の方まで幅広い年代の方が御利用いただけるような施設が検討されており、多くの住民の皆様に御利用いただくことで、引き続き、憩いの場を提供していけるものと認識いたしております。

次に、失われる緑や土の面に対してでございます。

水無瀬川緑地公園の設置当初から、運動施設建設の構想があった中で、将来的に広場を転用することにより、緑地面積は減少するものと認識いたしております。このことから、緑化推進については本町としても重要な課題であるとは認識いたしております。そのため、代替緑地の確保は周辺の土地利用から困難な状況ではございますが、施設敷地内において、可能な限り緑化を推進することなど、緑地面積の確保に努めていただけるよう協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今、一つ目のほうの質問に対して、新施設が運動機能を備えて幅広い年代が利用できることで憩いの場が継承されるというふうに言われましたが、それは問いに対する答えになっていなくて、私が伺っているのは、予約不要で、誰でもいつでも、目的を問わず自由に使える屋外のオープンスペースが物理的に消えてしまうということに対し

ての補完策をどう考えているかということ伺いました。

体育館の更新やプールの新設が町民の利便性を高める側面というのは、再度言いますが、理解しておりますが、予約や料金が必要な施設内活動はやっぱり放課後に子供たちが駆け回る広場の代わりにはなり得ません。建物ができることで失われる自由に使える屋外オープンスペースの機能をいかに担保していくのかという点を再度伺います。

都市創造部長 御指摘のとおり、誰もが自由に使える屋外のオープンスペースが物理的に消失することは事実でございます。公園建設時から運動施設の建設について構想があったものの、平成15年の開設以降、約20年間にわたり、お子様をはじめとする多くの方に広場を御利用いただいていたことは、本町といたしましても認識いたしております。

しかしながら、近隣の土地利用状況から、同規模の広場を近隣地域に確保することは、現状、困難ではございますが、隣接する箇所において、今後、開発等の行為が想定される場合においては、住民の皆様に対し、よりよい屋外のオープンスペースである公園を設置していただけるよう協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員 この都市公園条例改正案なんですけども、やはりこれは新体育館建設、プール建設を前提とした、今、2%までしか認められていない運動施設を12%まで建てる公園内で建てることできるようにするために条例改正案を今、上程しているというふうに受け取っています。その上で、幅広い年代の方々がその運動施設を利用できるので、オープンスペースの減少というのがある種、相殺されるとみなすような答弁もなされましたけども、やはり先ほども指摘もありましたけど、これ、有料なんですね、まず。無料で子供たちだけで遊べるスペースと有料のスペース、予約が必要で行けるスペースとは全然違う趣旨のものです。これを同じような形で混同してほしくはないと思っています。その上で、さらにこれ、平日の昼間はほとんど実質、マイクロバス2台で1クラス行かないといけないんで、小学校4学校、中学校2学校という本当に多くの生徒を輪番で平日昼間、授業を受ける施設にしようとしているということは、平日昼間、ほとんど貸切りになってしまう、プールも使えないというような状況で、平日昼間のスペースとしても結構大きく失われてしまっているということも認識していただきたいと思っています。

なので、体育館はもともと町立体育館、今の体育館の場所がありますが、それは移転の場所なのでスペースも増えていませんし、逆に言うと、オープンスペースの場所が著しく減ってしまうと。それをこのような十分な住民説明会も開いていない、住民の中で、

私はコンセンサスも得られていない、そのような計画を今回、まだ住民説明会を開かれていない段階で条例改正案を出されたということは、非常に大きな瑕疵があると考えまして、反対の討論に代えさせていただきたいと思っています。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第4号議案 島本町都市公園条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

本案は、新体育館の整備に伴い、建築物の建築面積の制限面積を決める基準を定めるものです。これは、老朽化した体育館の更新、プールの新設に向けた条例整備として理解するものです。また、これによって、町民のスポーツ・レクリエーション環境を向上させる側面については理解することですし、必要なことだと思います。

しかし、質疑でも明らかにしたとおり、これによって、統計上、公園面積が変わらずとも、住民が20年にわたり享受してきた自由に駆け回れる屋外の広場や緑地が物理的に消失することも併せて意味しています。有料予約制の施設内活動は、子供たちが放課後にふらりと立ち寄れるような自由な空き地——公園の代わりにはなり得ません。

質疑において、町はこのオープンスペースの消失について、今後、近隣開発等の機会において、よりよい屋外広場の確保に向けた協議を行うという姿勢を示されました。この答弁は、失われる機能に対する行政の責任を明確にしたものであり、今後の主体的な取組を強く注視していく必要があると思っています。

ここで強く申し述べたいのは、公園の質や建物の議論の以前に、本町が抱える根本的な面積不足への対応です。さきの一般質問でも指摘したとおり、本町の1人当たりの公園面積は3.91平方メートルと国の基準を大きく割り込み、人口増の中で減少の一途をたどる負のスパイラルの状態にあります。今回の条例改正は、言わば公園の中に建物を建てるルールを定めるものですが、本来、町が真っ先に着手すべきは、都市公園法第3条に基づく公園の配置及び規模に関する基準を条例に位置づけることです。1人当たり何平方メートルを目指すのかという行政の意思を数値目標として明文化し、開発任せではない主体的な公園確保のランドデザインを早急に示すべきです。

以上、失われる広場機能への代替案を確実に講じること及び1人当たり面積の底上げを目標とした抜本的な施策転換を強く求め、本案への賛成討論といたします。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

西山議員 大阪維新の会を代表いたしまして、賛成の討論といたします。

現段階では、新体育館の建築物面積がまだ確定されておらず、はっきりとした建築面積について議論するということは難しいと考えます。

新体育館以外にも、駐車場であったり休憩場所等、運動機能に付随する設置が可能である広さが想定されていることから、今回の条例がなければ、次の建設計画が策定でき

ないものと考え、賛成の討論いたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

大久保議長 賛成多数であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月4日午前10時から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会とし、次会は3月4日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

(午後4時54分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

西 山 議 員 健康寿命延伸に向けた小規模公園の活用

清 水 議 員 森林整備について

ナカジマ議員 防災行政無線を活用した認知症徘徊者の早期発見を

山 口 議 員 地方公務員の守秘義務について

中 田 議 員 1. 島本町の公園が不足していることについて

2. 小規模保育所卒園後の「3歳の壁」について

3. 「歴史公文書」保存に向けた整備状況と実効性について

すえおか議員 1. 島本町立中学校の校則の見直しについて

2. 都市農地保全を進めるため、田園住居区域の活用を

3. 地下水くみ上げ企業から水源維持のための協力金を

第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

第 2 号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

第 1 号議案 町道路線の認定について

第 2 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

第 3 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について

第 4 号議案 島本町都市公園条例の一部改正について

令和 8 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 3 号

令 和 8 年 3 月 4 日（水）

島本町議会 2 月 定例会議 会議録（第 3 号）

年 月 日 令和 8 年 3 月 4 日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	9 番	山 口 博 好
10 番	西 山 ようこ	11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子
13 番	川 嶋 玲 子	14 番	野 口 日 利 美		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	石 原 誠 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	総 務 部 長	永 田 暢	会 計 管 理 者	杉 木 利 徳

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和 8 年島本町議会 2 月定例会議議事日程

議事日程第 3 号

令和 8 年 3 月 4 日（水）午前 10 時開議

日程第 1	第 5 号議案	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 10 号）
	第 6 号議案	令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 7 号議案	令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
	第 8 号議案	令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2	第 9 号議案	令和 7 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）
	第 10 号議案	令和 7 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3	第 11 号議案	島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	第 12 号議案	島本町職員旅費条例の全部改正について
	第 13 号議案	証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
	第 14 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
	第 15 号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
	第 16 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	第 17 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
	第 18 号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
	第 19 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第 20 号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第 21 号議案	島本町奨学資金条例の廃止について
	第 22 号議案	令和 8 年度島本町一般会計予算
	第 23 号議案	令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第 24 号議案	令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第 25 号議案	令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
	第 26 号議案	令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算

第 2 7 号議案	令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第 2 8 号議案	令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第 2 9 号議案	令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第 3 0 号議案	令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第 3 1 号議案	令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第 3 2 号議案	令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第 3 3 号議案	令和 8 年度島本町水道事業会計予算
第 3 4 号議案	令和 8 年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。前会に引き続き、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第5号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第10号）から第8号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括議題といたします。

なお、本案4件は一括質疑とし、討論採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案4件に対する質疑を行います。

月足議員 皆様、おはようございます。令和7年度一般会計補正予算について、1点質問させていただきます。

淀川河川公園島本地区テニスコートの利用補助について、こちら28万円でございますが、この補助の利用者数が想定を大きく下回ったとのことですが、その要因と思われる理由を幾つかお示してください。

教育こども部長 おはようございます。それでは、補正予算についての御質問でございます。

本年度、淀川河川公園島本地区テニスコート利用料補助事業として、本町所有のテニスコートと使用料が同額となるような補助する社会実験を行いました。その結果といたしまして、社会実験実施期間は3か月間90日であり、1日5枠とすると全部で450回利用枠があったわけですが、利用された回数は23回のみであり、大幅に少なく、またその23回の利用についての利用グループは7組のみであり、利用者は限られていたこと、さらに利用の全てが土日であり、平日の需要は一切ございませんでした。

このことから、当該地テニスコートの利用者が以前から少なかった理由として、東大寺公園テニスコートの利用料の差に起因するものではなかったと分析をいたしております。

また、同時に行った利用者アンケートにおいても、東大寺公園テニスコートの予約が取れないときに利用しているといった御意見があったことから、料金が同じであっても優先して選択されるテニスコートではなかったことがうかがえる御意見を受けております。

これらが利用者数が想定を大きく下回った要因ではなかったかと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 先ほども東大寺テニスコートとは違って、淀川河川敷のテニスコートの利用補助っていうのが28万円減額になっているんですけども、先ほどお答えいただいたようなところ以外で、特に東大寺テニスコートより距離的に離れていることなどがテニス

コート の立地として難しいという理由で利用者が少ないという理解でもよろしいのか、答弁をお願いします。

教育 ども部長 テニスコート利用補助についてのお尋ねでございます。

先ほど月足議員の御質問に対しても御答弁させていただいたんですが、今回の少なかった理由といたしましては、私どもが利用料に対しての差があることが大きな要因ではないかなということの社会実験を行ったんですが、この状態を見れば利用料の差が起因するものではなかったということと、テニスコートの予約が取れないときにのみ利用していたという御意見があったことからすると、料金だけが問題ではなかったというのがまず 1 点あります。

今、すえおか議員のほうからおっしゃられた利用者数を大きく下回ったことについて、距離的な問題があったと言えるのではないかとのお尋ねでございますが、利用者が少ないということについては距離ということにつきましてはお住まいの地域によっては淀川テニスコートへの距離は変わりますし、お近くにおられた方のみが今回使われたという実態として内容にはなっておりませんので、一概にそのことが要因であるとは言えないかなというふうに思っております。

以上でございます。

ナカジマ議員 スポーツ推進費について、1 点お伺いさせていただきます。

工事関連委託料のボーリング調査についてですが、こちら大きな減額となっておりますが、その内容についてまず御説明をお願いいたします。

またですね、こちら新体育館を建てるに当たっての大切な業務になっているかと思いますが、そちらのボーリング調査についての結果の御説明、併せてお願いいたします。

教育 ども部長 ボーリング調査についての 2 点のお尋ねでございます。

ボーリング調査業務につきましては、体育館等整備を予定している当該地の地耐力等を調査するために実施した業務でございまして、業者選定におきましては、指名登録のある全 21 者を指名し指名競争入札を行い、20 者が応札し、落札業者を決定いたしました。

主な減額理由といたしましては、予定価格が 1,285 万 3,500 円に対し、最低落札価格が 506 万円となっており、予定価格と落札額に大きな差が出たことによるものでございます。

そして、ボーリング調査についての結果でございますが、計画地の地盤状況を確認するため、地表から深度、深さ 30 メートルまでのボーリング調査を計 5 か所で実施いたしました。一般的に 6 階建て以上の高層建築物においては、地盤強度を示す指標である N 値について 50 以上となる支持層が 5 メートルから 8 メートルの厚さで存在することが求められますが、今回の調査ではこれらの N 値及び層の厚さの要件を満たす地層として、深度 14 メートルから 25 メートルの約 11 メートルが支持基盤として分布していることを確認することができております。

また、液状化判定の結果については、比較的強い揺れとして分類される震度 5 弱であ

っても、調査地の地盤を構成する全ての地層において、液状化する可能性はないとの結果が出ております。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより順次、討論・採決を行います。

それでは、第5号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第10号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第6号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第6号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第7号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第7号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第8号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第8号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2、第9号議案 令和7年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)及び第10号議案 令和7年度島本町下水道事業会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は一括質疑とし、討論採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案2件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより順次、討論・採決を行います。

それでは、第9号議案 令和7年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第9号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第10号議案 令和7年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3、第11号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算までの24件を一括議題といたします。

初めに、町長から令和8年度の施政方針について説明がございます。

町長（登壇） 令和8年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員のみなさまはもとより、住民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

令和7年4月の町長選挙におきまして、住民のみなさまのご支援、ご信託を賜り、島本町政3期目の重責を担わせていただいてから、一年弱が経過いたしました。

令和7年は、長年の懸案であった新庁舎棟が完成し、5月から供用を開始いたしました。令和8年7月には、広場棟の完成を予定しており、多くのみなさまにご期待をいただいております。

本事業では、本町の行政・防災の拠点として、安全で快適な役場機能の充実はもとよ

り、セキュリティ強化やデジタル化の推進、住民のみなさまの利便性の向上を念頭に取り組んでまいりました。職員一丸となり、新たな気持ちで町政のさらなる向上をめざしてまいります。

令和8年度の主要施策のうち、特に重点的に取り組む施策といたしましては、まず、物価高騰対策として、国の重点支援地方交付金を活用した商品券事業により、住民・事業者のみなさまの生活の一助になるよう円滑な推進に努めてまいります。

あわせて、保護者負担の軽減を目的に中学校給食費を1年間無償にするなどの取組を着実に進めてまいります。

なお、小学校給食については、令和8年度から国による給食費の無償化が実施される予定でございます。

次に、待機児童対策については、第一幼稚園における3年保育、開園時間の延長及び昼食提供の開始による機能拡充、町内私立幼稚園の認定こども園化、町内の既存施設における弾力的運用の活用などに取り組み、保育需要の受皿の確保に努めてまいります。

次に、新体育館整備事業では、デザインビルド方式による設計・建設事業者の募集・選定を行い、整備事業者を決定するとともに、本町の求める要求水準等が着実に設計・施行が行われているかを確認するためのモニタリング支援業務を委託し、着実に事業を進めてまいります。

次に、地域ごとの良好な住環境や景観形成を目的とした「高さ規定に係る都市計画変更業務」では、「建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針」に基づき、高さ制限の手法や具体的な高さの数値等の制度設計に取り組んでまいります。

また、防犯対策の推進に係る取組として、通学路や交通量の多い場所に防犯カメラを増設し、犯罪の抑止につなげ、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

この他にも、町政に係る課題は様々ございますが、引き続き「小さなまちの豊かな暮らし」の実現に向け、一つひとつの課題に向き合い、財政との整合を図りながら、取組を前進させてまいり所存でございます。

引き続き、議会や住民のみなさまと対話を重ねながら、健全で安定した財政運営のもと、各分野のまちづくりを総合的に推進し、将来にわたって持続可能な住民サービスが提供できるよう全力で取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、各種主要施策を総合計画に掲げる「7つのまちづくりの基本方針」に沿って、順次申し述べます。

2 令和8年度主要施策

(1) 思いやりとふれあいのまちづくり

はじめに、「思いやりとふれあいのまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。

昭和60年に施行した「島本町人権擁護に関する基本条例」については、人権を取り巻く近年の動向等を踏まえ、規定の追加等の改正を検討してまいります。

また、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨のもと、平和意識の普及・高揚に努めてまいります。

人権文化センターについては、引き続き、関係団体とも連携し、多様な手法を用いて人権啓発等に取り組むとともに、交流拠点及び住民のみなさまの諸活動のための貸館施設として、多くのみなさまにご利用いただけるよう努めてまいります。

男女共同参画については、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会づくりに向け、「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発などに取り組んでまいります。

令和7年度に再開をしたタウンミーティングについては、引き続き取組を継続し、対話を通じた町政への住民参画を推進してまいります。

自治会については、地域の実情に応じた活動が継続できるよう、必要な支援に努めるとともに、集会所への支援の在り方についても調査・研究を進めてまいります。

第二コミュニティセンターについては、地元自治会の集会所に移管することをめざし、移管条件等の具体的な協議を行ってまいります。

（２） 自然と調和した快適なまちづくり

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてでございます。

公用車については、温室効果ガスの発生を削減するため、更新に合わせて、ガソリン車に替えて電気自動車1台を購入いたします。

地球温暖化対策については、第六期島本町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するとともに、引き続き、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組んでまいります。

清掃工場については、広域連携を目指しつつ、一定の目途が立つまでの間は、老朽化等により整備が必要な箇所から改修工事を実施し、機能維持に努めてまいります。

交通環境の改善に向けた取組については、関係部局において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めてきており、その結果をとりまとめ、公表してまいります。

令和3年度に更新した「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路法で定められた5年毎の法定点検を実施し、橋梁の健全度把握を行うなど、橋梁の適切な維持管理に努めてまいります。

町道山崎2号幹線において、隣接する水路上部空間を活用した歩道の新設に向けて実施設計を行ってまいります。

桜井五丁目地内における道路幅員が狭隘で急勾配かつ見通しの悪い区間において、本町が管理する水路空間を活用し、離合が可能となる幅員を確保するための工事を実施い

たします。

公園の長寿命化については、令和４年度に策定した「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、水無瀬川緑地公園内の大型ローラー滑り台の更新工事を行い、計画的な維持管理に取り組んでまいります。

上水道については、大阪広域水道企業団から年間配水量の約１割の高度浄水処理水を受水し、複数水源の確保に努めてまいります。また、さく井の揚水試験を行うなど、自己水源の安定確保を図るとともに、水道水の水質監視に努めてまいります。

下水道整備のうち汚水整備については、桜井四丁目地区における、工事の実施に向けた実施設計業務を実施いたします。また、公共下水道島本１号汚水幹線にて腐食が進んでいる管渠の管更生工事を行ってまいります。

令和７年度に引き続き、「水道事業ビジョン」における投資計画及び「島本町水道管路更新等計画」に基づき、水道管路の更新・耐震化など各種事業を進めてまいります。

山崎ポンプ場については、雨水ポンプ（No. ３ポンプ）等の雨水処理設備の増設を行い、山崎地区等の雨水対策に取り組んでまいります。

（３） 安全・安心なまちづくり

次に、「安全・安心なまちづくり」についてでございます。

国の防災基本計画および大阪府の地震被害想定の見直しを踏まえ、島本町地域防災計画を修正いたします。また、大阪府による土砂災害計画区域の高精度化に伴い、ハザードマップを修正し、全戸配布いたします。

民間集合住宅「ライオンズガーデン水無瀬グランリバー」と締結した「大規模な水害および地震発生時における指定避難所の指定に関する協定」に基づき、必要な防災資機材等を購入し、備蓄いたします。

災害時に支援が必要な高齢者等の「個別避難計画」について、引き続きプラン作成を推進してまいります。

災害発生時における消防機能を維持・継続するため、老朽化したキュービクルを更新するとともに、タンク車及び救急車の更新を行ってまいります。また、尺代地区の消防分団の建て替えについては、地元の意向なども踏まえて、関係部局で協議を行ってまいります。

救急隊員の資質及び救命効果の向上を目的に、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、住民のみなさまの救急要請に的確に対応するとともに、建築物の大規模化・複雑化に伴い、予防技術の資格取得に努め、高度化・専門化する予防業務を適切に実施してまいります。

また、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急安心センターの積極的な活用、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発に努めてまいります。

（４） 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」についてでございます。

国民健康保険については、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざす大阪府国民健康保険運営方針を踏まえた事務及び保健事業を実施してまいります。また、令和8年度から健康保険料に併せて、子ども・子育て支援金の徴収が開始されるため、保険料の賦課等適切な事務執行に努めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

生活困窮やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」については、関係部署や関係機関と連携し、実施に向けた検討・準備を引き続き進めてまいります。

令和7年度にごみ出し支援を試行的に実施して得られた成果や課題をもとに、ごみ出しが困難な高齢者等を対象に、引き続き試行的に実施いたします。

高齢者施策及び介護サービスの実施方策や見込み量等を定める「保健福祉計画及び介護保険事業計画」について、令和9年度から11年度までを計画期間とする次期計画の策定に取り組んでまいります。

障害福祉サービス等の実施方策や見込み量等を定める「障害福祉計画（障害児福祉計画）」について、令和9年度から11年度までを計画期間とする次期計画の策定に取り組んでまいります。

医療的ケアが必要な障害者を受け入れる町内の通所施設を対象として、看護師配置費用等の補助を創設いたします。

障害者の住まいの確保を図るため、障害者グループホームの開設費用の補助制度を拡充いたします。

聴覚障害者が来庁しなくても電話で問い合わせ等ができるよう、手話に対応するオペレーターを介して会話ができる「手話リンクサービス」を導入いたします。

令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」において、早急に方向性を示すこととしていた東大寺公園テニスコートについて、尺代地区の阪急グラウンドテニスコート跡地を借用し、移転整備に向けて取り組んでまいります。

（５） 子どもたちを健やかに育むまちづくり

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」についてでございます。

妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である「地域子育て相談機関」を設置し、相談支援体制の充実を図ってまいります。

ファミリー・サポート・センター事業については、多胎児、ひとり親、生活保護世帯の負担軽減を図ることを目的に、利用料の減免制度を創設する一方、提供会員への報酬を増額し、提供会員の確保に努めてまいります。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度については、民間保育施設において受け入れを開始し、子育て環境の更なる充実を図ってまいります。

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、令和8年10月から

「子育て世帯訪問支援事業」を実施してまいります。

養育環境等に課題を抱える児童の居場所として「児童育成支援拠点事業」を令和8年10月から実施し、児童虐待防止に努めるとともに、こどもの健全な育成を図ってまいります。

ふれあいセンター敷地内北側の屋外水景施設については、来館者の憩いの場はもとより、子どもの遊び場として、広場への改修に向けた設計業務を行ってまいります。

子どもたちの放課後の居場所づくりについては、全ての小学校で実施している放課後子ども教室（校庭開放）の実施期間を拡大し、夏季休業期間に加え、その他の長期休業期間の実施に向けた検討を進めてまいります。

また、在籍校だけではなく全校横断的な利用を可能といたします。

「子どもの居場所づくり支援事業」を拡充し、地域で学習支援を行う団体等への補助制度を創設するほか、子ども食堂への補助については、支援が必要な困窮世帯等に食事の持ち帰り提供を行う「テイクアウト事業」への加算を追加いたします。

大型開発に伴う人口増加に対応した良好な教育環境を確保するため、児童・生徒の将来見込数の推計を基に、普通教室の確保が困難と見込まれる場合には、施設面における対応を含め様々な方策について検討してまいります。

学校施設については、「学校施設長寿命化計画」に基づき、中長期的な視点に立った計画的かつ効果的な予防保全型の維持管理に取り組んでまいります。令和8年度においては、第二小学校の北館校舎長寿命化改修工事及び第二中学校体育館長寿命化改修設計を進めるとともに、各小中学校の空調機器について更新時期となっていることから、小学校4校の空調設備改修設計業務及び中学校2校の改修工事を進めてまいります。

タブレット端末を学校生活の様々な場面で利用するとともに、授業支援ソフト等を活用し、個別最適な学習と協働的な学習を推進してまいります。

外国語に親しみ、英語でのコミュニケーション能力育成の土台とすることを目的に、引き続き町立の全ての小学校や幼稚園、保育所にネイティブスピーカーの外国人英語指導助手（ALT）を配置してまいります。

また、中学校では、より実用的な英語でのやりとりする力を身につけるため、外国人講師との1対1によるオンライン英会話を継続して実施いたします。

全ての子どもが個性や能力を最大限に伸ばし、自律し、社会参加ができるようなインクルーシブな学びの場を構築してまいります。

保育所・幼稚園及び小中学校では、みづまるキッズプランで育む自己表現力、課題探求力、社会参画力の育成に向けて、各教科・活動において指導の充実を図ってまいります。

一部の部活動において、拠点校方式を導入するとともに、部員数の少ない部活動においては、合同練習を行う等の合同部活動を必要に応じて活用し、今後その拡充についても検討してまいります。

令和6年度から第二中学校に設置している学校運営協議会を第一中学校にも設置し、「地域に開かれた学校」づくりの実現に努めてまいります。

(6) 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

次に、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」についてでございます。

都市農業については、多様な担い手による営農環境の整備に努め、蛾の被害が深刻化している筍栽培の状況を踏まえ、防除の補助制度を創設するなど、引き続きその振興に努めてまいります。

森林整備については、森林環境譲与税を活用しながら、森林整備実施計画に基づく整備を継続的に行ってまいります。

文化財への興味関心が高まるよう、各種企画展や関連するイベント、親子で文化財に親しめるような体験学習の開催、ホームページへのコラム掲載などの周知、啓発を行ってまいります。

歴史文化資料館の耐震化と具体的な建物の保存方法を明確にしながら、建物の活用を検討するため、保存活用計画を策定いたします。また、住民のみなさまがより来館したくなる資料館となるよう、有識者の助言を受けながら、館内展示のリニューアルについて検討してまいります。

高槻市との観光振興に関する連携については、これまで実施している中将棋に関する取組をはじめ、今後事業区域を拡大する高槻市観光協会に対する支援を行うなど、事業連携のさらなる充実に努めてまいります。

島本駅東エリアの公共施設について、駅東エリア一帯が歴史・文化の発信拠点として、にぎわい創出の場となるよう、歴史文化資料館及び駅前広場、史跡桜井駅跡史跡公園の整備に向けた事業計画の策定などに取り組んでまいります。

(7) 持続可能なまちづくり

最後に、「持続可能なまちづくり」についてでございます。

受益者負担の適正化及び財源確保を目的に、町が保有している駐車場の有料化に向け、費用対効果を踏まえた考え方を整理したうえで、有料化に向けて取り組んでまいります。

行政サービスの提供を将来にわたって持続可能なものとするため、国や府の動向なども注視しながら、引き続き、広域連携の推進に向けて取り組んでまいります。

国が進める自治体情報システムの標準化・共通化について、継続してガバメントクラウドへの移行作業を進め、順次基幹系業務システムの標準化対応を実施してまいります。

庁舎広場棟及びふれあいセンター1階諸室の庁内ネットワークの無線化を行い、ペーパーレス化の推進とともに、業務の効率化に取り組んでまいります。

公金収納のデジタル化に対応するため、財務会計システムの改修等を行ってまいります。

働き方改革の推進及び行政サービスの質の向上に資することを目的に、現行午前9時から午後5時30分までである開庁時間を、令和8年5月1日以降、午前9時から午後5

時まで30分短縮いたします。

役場庁舎における電話応対については、事前に自動音声にて通話内容を録音している旨をご案内したうえで通話録音を実施いたします。この取組により、業務の公正かつ適切な執行を確保し、住民サービスの向上とトラブル防止を図ってまいります。

本町の財政運営については、歳入において町税及び地方交付税が増額となる中、歳出においては、新庁舎の建設や人事院勧告に伴う人件費支出の増加が見込まれ、その財源不足を補填するため、財政調整基金や公共施設整備積立基金等の繰入による予算編成となっております。

今後、保育・医療や介護に係る社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設への対応など、大きな財政支出を控えていることなどから、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、特定財源をはじめとする歳入確保、補助金の見直しや交付税措置のある起債の活用とともに、デジタル化による事務の効率化や事務事業の見直しなど、行財政改革に引き続き取り組み、各種施策を着実に推進できるよう、適正な財政運営に努めてまいります。

これらを踏まえ、各種施策を実施するため必要な予算として、

一般会計	174億 300万円
各特別会計	75億 302万3,000円
水道事業会計	11億4,230万円
下水道事業会計	26億1,080万円
合 計	286億5,912万3,000円

でございます。

以上、令和8年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。

議員のみなさま、住民のみなさまには、さらなるご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

大久保議長 続いて、各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

以上で、町長の施政方針並びに各議案についての説明は終わりました。

それでは、これより町長の施政方針並びに第11号議案から第34号議案までの24件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑は、自由民主クラブ、大阪維新の会、人びとの新しい歩み、公明党、東田議員、月足議員、河上議員、すえおか議員の順で行います。

なお、本案24件を各常任委員会に付託し、審査することになっております。大綱質疑が当初予算及び関連議案に対する大綱的な質疑と施政方針に対する代表質問であることを踏まえた上で、質疑の内容が範囲を超えないようお願いします。

それでは最初に、自由民主クラブの発言を許します。

福嶋議員（登壇） それでは、令和8年度施政方針及び当初予算案に対し、自由民主クラブを代表し、大綱質疑を行います。

物価高騰や人件費上昇が続く中、厳しい財政環境の下で編成作業に当たられた町長をはじめ各位の御努力に、まずもって敬意を表するものであります。

その上で、本予算案が町の将来像を具体化する転換点となるのか、それとも将来負担を固定化する年度になるのか、町政運営の方向性を左右する重要な分岐点に立つ予算であると強く認識しております。単年度収支にとどまらず、中長期的視点から財政の持続可能性をどのように確保していくのか。その基本的な考え方を確認する観点から、順次質疑を行います。

建設的な議論を通じて、本町の発展と住民生活の安定に資する委員会審議へとつながることを期待し、質疑に入ります。

大きな第1の分野、持続可能な財政基盤の確立について伺います。

第1問、本町の財政運営の基盤について伺います。本年度は、大型事業が最終段階を迎えるとともに、経常経費の増加傾向も見られます。将来にわたり持続可能な財政運営を確保できるのか、改めて確認する必要があると考えます。

一つ目、令和8年度予算編成に当たり、現時点での令和7年度決算見込みをどのように把握し、どのような考え方で予算に反映されたのか伺います。

二つ目、今後の中長期財政収支見通しについて、歳入歳出の推計をどのような前提条件の下で算定しているのか、その基本的な考え方を伺います。

三つ目、地方交付税制度の見通しや国の財政運営の動向が本町財政に与える影響をどのように分析し、どの程度リスクとして織り込んでいるのか伺います。

第2問、基金の状況について伺います。

基金は、将来の財政調整機能を果たす重要な財源であり、大型事業が続く局面においては、その水準が財政の安定性を左右するものと認識しております。

一つ目、令和8年度末時点での基金残高見込みについて伺います。

二つ目、今後5年から10年程度の基金残高推計をどのように見込んでいるのか伺います。

三つ目、標準財政規模に対する割合という観点から、現在の水準をどのように評価し

ているのか伺います。

四つ目、災害や突発的支出を想定した場合の対応力について、どのように検証しているのか伺います。

第3問、財政の弾力性について伺います。

経常経費の増加が続く中、経常収支比率は町の政策選択の余地を測る重要な指標であると認識しております。

一つ目、令和8年度当初予算ベースでの経常収支比率の見込みについて伺います。

二つ目、今後の見通しをどのように推計しているのか伺います。

三つ目、比率上昇が続いた場合に備え、歳出構造の見直し等を含め、どのような対応方針をお持ちか伺います。

四つ目、一定水準を超えた場合の内部的な見直し基準やルールの有無について伺います。

第4問、大型事業実施後の財政運営を考える上で、公債費の動向は極めて重要であります。

一つ目、今後5年間の公債費の見通しについて伺います。

二つ目、金利上昇局面を想定した財政運営の基本方針について伺います。

三つ目、実質公債費比率及び将来負担比率の推移見込みについて伺います。

四つ目、公債費償還のピーク年度をどのように認識しているのか伺います。

第5問、財政調整基金の取崩しは一時的には有効な手法ではありますが、依存体質とならない運営が求められます。

一つ目、今後の財政調整基金残高の見通しについて伺います。

二つ目、基金に大きく依存することのない中期的な方針について伺います。

三つ目、将来世代への負担を抑制するための財政規律の具体策について伺います。

以上、財政基盤について伺いました。

次に、第2の分野に移ります。新体育館整備とスポーツ拠点形成について伺います。

第6問、新体育館等整備事業について伺います。

基本計画では、「誰もがいきいき輝けるスポーツ・ウェルネス拠点」が基本コンセプトとして掲げられております。基本方針のうち、1、住民の誰もが訪れやすく、気軽にスポーツに親しむことができる施設、2、ライフステージに応じた体力づくり・健康づくりができる施設、これらを具体化することが重要であります。

一つ目、基本コンセプトを具体化する施設機能、ゾーニングについて伺います。

二つ目、ライフステージ別の健康づくり機能をどのように反映させるのかについて伺います。

第7問、水無瀬川緑地公園と一体となった交流拠点形成について伺います。

基本方針の3、水無瀬川緑地公園と一体となって住民が集い、交流の場となる施設、これをどのように実現していくのかが問われます。

一つ目、公園と体育館をどのような動線や空間構成で結び、交流機能を高めるのか伺います。

二つ目、屋外空間の利活用構想について伺います。

三つ目、年間を通じたにぎわい創出の仕組みについて伺います。

第8問、デザインビルド方式により事業を進めるとのことですが、運営視点の反映が極めて重要であります。

一つ目、施設運営を見据えた設計とするため、どの段階から運営の視点を反映させるのか伺います。

二つ目、運営事業者の関与時期について、基本的な考え方を伺います。

第9問、新体育館整備に当たり、島本町の理念や要求水準が確実に実現される仕組みが不可欠であります。

一つ目、島本町の求める要求水準が確実に実現されているかを確認する体制について伺います。

二つ目、基本コンセプトや目標を設計施工へどのように具体的に反映させる仕組みとなっているのか伺います。

第10問、近年、資材価格の高騰や人件費上昇が続いており、事業費増嵩のリスクへの備えが重要であります。

一つ目、資材高騰や設計変更等による事業費増嵩リスクへの対応について伺います。

二つ目、将来世代への負担を抑制するための財政確保及び起債活用の考え方について伺います。

第11問、尺代テニスコート整備について伺います。

基本計画において早期検討が掲げられ、1年で代替案を検討され、2年先には供用を開始される計画を立てられたことは評価しております。

一つ目、これまでの検討経過と整備機能の方向性について伺います。

二つ目、借用条件や運用コストを含めた事業スキームについて伺います。

以上、新体育館整備等について伺いました。

次に、第3の分野に移ります。教育環境の持続可能性について伺います。

第12問、近年の猛暑を踏まえ、児童生徒の学習環境の確保は喫緊の課題であります。

一つ目、小中学校空調改修3か年実施計画のスケジュールと学校運営への影響について伺います。

二つ目、遮熱や換気対策を含めた総合的な環境整備の考え方について伺います。

第13問、小中学校の給食費無償化は、保護者負担軽減に資する重要な施策であります。

一つ目、令和8年度の一般財源負担額について伺います。

二つ目、今後も持続可能な制度設計となっているのか伺います。

三つ目、国制度化動向の見通しについて伺います。

四つ目、恒久財源確保策をどのように検討しているのか伺います。

第14問、タブレット端末の活用が進められておりますが、学習効果と教員負担軽減の両立が重要であります。

一つ目、持ち帰りや家庭学習に対する基本方針について伺います。

二つ目、教職員への支援体制や研修の状況について伺います。

三つ目、生成A I 利用への基本姿勢について伺います。

第15問、第一中学校へ学校運営協議会の展開について伺います。

学校と地域が目標を共有し、協働して学校運営に参画する仕組みは今後ますます重要になると考えております。現状認識と課題についてお教えてください。

第16問、防犯カメラの増設について伺います。

通学路等安全確保を目的とした防犯カメラの増設について伺います。

一つ目、設置場所の選定基準について伺います。

二つ目、維持管理費を含めた長期的運用方針について伺います。

第17問、下水道整備について伺います。

生活基盤の強化と防災機能の向上は、安全安心のまちづくりの根幹であります。

一つ目、桜井四丁目地区工事のスケジュールについて伺います。

二つ目、山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事の想定効果及びスケジュールについて伺います。

第18問、消防団詰所整備について伺います。

地域防災力の維持向上のためには、消防団活動の基盤整備が不可欠であります。

一つ目、尺代地区分団建て替えのスケジュールについて伺います。

二つ目、今後の更新計画の考え方について伺います。

以上、安全安心の基盤整備について伺いました。

最後に、第5の分野に移ります。まちづくりと生活機能について伺います。

第19問、道路整備と交通対策について伺います。

町民の日常生活を支える道路環境の整備はまちづくりの根幹であり、安全と利便性を高める基盤施策であります。

一つ目、町道広瀬桜井幹線改良工事の内容と工程について伺います。

二つ目、新体育館周辺の狹隘道路対策について伺います。

三つ目、外出支援及び地域公共交通の計画的取組について伺います。

第20問、公開型G I Sは、島本マップで代表されるように早期に運用が開始され、順次改善が行われていると認識しております。G I Sは、行政の可視化と業務効率化を同時に進める重要な基盤です。

一つ目、公開型G I Sの令和8年度の取組内容について伺います。

二つ目、統合型G I Sの運用推進による業務効率化及びデータ更新体制の考え方について伺います。

三つ目、防災活用への展開について伺います。

第21問、まちづくりの中でも子供たちの健やかな成長を支える遊びの環境整備は重要であります。そこで、緑地公園の遊具更新について伺います。

一つ目、大型ローラー滑り台更新のスケジュールについて伺います。

二つ目、年間を通じ、安定した遊びの提供を確保する考え方について伺います。

第22問、島本町こどもすこやかセンター開設に伴い、子供連れの利用者の増加が見込まれる中、安全で多世代が利用できる空間整備の観点から、水景施設改修について伺います。

一つ目、屋外水景施設改修により、どのような広場機能を想定しているのか伺います。

二つ目、高齢者を含む引率者や夏の熱中症など様々な想定課題に対し、どのような仕組みで対策を検討し、実現に導かれるおつもりか、安全対策及び整備スケジュールについて伺います。

第23問、蛾被害が深刻化している筍栽培の状況を踏まえた防除補助制度の内容及び支援方針について伺います。

以上を踏まえ、島本町が持続的成長局面にあるのか、それとも財政構造の転換を必要とする局面にあるのか、その認識を踏まえた令和8年度予算であるのか、最後に町長の見解を伺い、自由民主クラブを代表しての私からの大綱質疑を終わります。

大久保議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時59分～午前11時15分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長 それでは、自由民主クラブを代表されての福嶋議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

1点目の「中長期財政収支見通し」についてでございます。

令和7年度の決算見込みは、令和8年度の予算編成事務を開始する10月上旬、直近の補正予算を加味した予算現額を基に、収入済額や不用額見込みを考慮し作成しており、予算への反映につきましては当該決算見込みに基づき、直近決算の伸び率や人事院勧告等を勘案し、当初予算見込みを作成し、町議や予算編成事務の説明会で示すとともに、引き続き経常経費の節減、見直しや財源確保に努めるよう要請したところでございます。

次に、今後の中長期財政収支見通しについてでございます。

大阪府と共同で作成している島本町中長期財政シミュレーションの推計の前提条件は、費目によって異なるものの、主に人口推計、直近決算等による伸び率を掛けるものと、建設事業費のように町の建設事業見込みを反映させるものがございます。

人口推計によるものは、町税や繰出金、直近決算等によるものには固定資産税や扶助費などとなっております。

次に、地方交付税制度や国の財政運営の動向の町財政への影響でございます。

島本町中長期財政シミュレーションについては、あくまで現時点での制度等に基づくシミュレーションになっていることから、制度の変更等によりどのような影響があるか

といった分析やリスクを勘案した推計等はありませんが、シミュレーション期間中の基金残高が一定、制度変更によるリスク等への体制となるものと考えております。

続きまして、2点目の「基金残高の将来推計」についてでございます。

令和8年度末時点での基金残高見込みについては作成途中ではございますが、令和6年度決算を反映した島本町中長期財政シミュレーションでは、財政調整基金が21億6,800万円、一般会計の基金総額では58億6,300万円となり、令和6年度決算時点での基金残高と比較して、財政調整基金が約1億5,000万円、基金総額で3億3,200万円の減となる見込みでございます。

次に、今後5年から10年程度の基金残高推計の見込みにつきまして、同じく島本町中長期財政シミュレーションでは、令和13年度に財政調整基金が13億5,700万円、基金総額で40億8,200万円、令和18年度では財政調整基金が11億3,400万円、基金総額では33億5,900万円となる見込みでございます。

次に、標準財政規模に対する割合につきまして、財政課で作成しております「島本町のお財布事情」では、財政調整基金の残高について、地震や台風などの災害に迅速に対応することや経済情勢が急速に悪化したとしても住民サービスを維持するため、標準財政規模の20%を目安に確保するよう努めることとしております。

令和6年度決算においては、標準財政規模81億1,000万円に対して、財政調整基金23億2,000万円で割合は28.6%となり、目安となる20%を確保できております。

次に、災害や突発的施設に対する対応力でございます。

先ほども申し上げたとおり、現時点では標準財政規模に対して財政調整基金が20%を超える水準となっていることから、一定の対応力は有しているものと考えております。

続きまして、3点目の「経常収支比率の見通し」についてでございます。

令和8年度当初予算ベースでの経常収支比率につきましては、113.3%となっております。なお、この数値は予算ベースによるものであることから、不用額となる金額も含んでおり、決算時点では低くなると見込んでおります。

次に、経常収支比率の今後の見通しにつきましては、近年の物価高騰や金利の上昇等が継続すれば、経常的な歳出が増加することとなり、これは経常収支比率の上昇要因となり、一方で国全体として税収が増加傾向にあるなど経常的な歳入の増加については、経常収支比率の改善要因となります。

なお、島本町中長期財政シミュレーションでは、歳入歳出が経常的であるかどうかを分けて推計していませんが、経常的な歳出が増加傾向である中で経常収支比率は低下しにくいものと考えております。

次に、比率の上昇が続いたときの対応方針につきましては、本町の税収は類似団体と比較すると法人町民税が大きい構造となっており、企業の業績に左右されることで単年度の経常収支比率の変動についても比較的大きくなるため、短期的に傾向を把握するのは難しいものの、上昇傾向が確認されてからでは対応が後手になり、急な方針転換等に

より住民サービスへの影響が大きくなることが想定されます。

このことから、引き続き経費の節減、事業の見直しや財源確保に努める必要があるものと考えております。

続きまして、4点目の「公債費増加への対応」についてでございます。

今後5年間の公債費の見込みにつきましては、島本町中長期財政シミュレーションにおいて、建設事業費の見込みを基に町債の発行を推計し、既存の町債の償還に今後の町債発行に係る公債費を推計して加算しております。

令和6年度決算に基づく島本町中長期財政シミュレーションでは、今後5年間では庁舎の建て替えや新体育館の建設に係る町債を発行することから、令和6年度と比較して2億円から3億円程度増加し、その後、減少していく見込みとなっております。

次に、金利上昇局面における財政運営につきましては、金利上昇局面において町債発行による利払いの負担が大きくなる一方、債券運用等による利子収入が大きくなることが想定されます。引き続き、交付税措置のない起債を取りやめるなど、利払いを少なくするとともに基金運用に取り組むなど、町債及び基金による財源バランスを考慮する必要があるものと考えております。

次に、実質公債費比率及び将来負担比率の推移につきましては、実質公債費比率はおおむね公債費の残高と同様の動きをし、将来負担比率は町債残高と基金残高の増減に影響を受けます。

なお、島本町中長期財政シミュレーションでは具体的な数値を推計していないものの、公債費、町債残高及び基金残高を勘案すると、短期的にはいずれの比率も上昇し、その後、横ばいかやや減少するものと見込んでおります。

次に、公債費償還のピークにつきましては、島本町中長期財政シミュレーションでは、借り換えの影響を除くと新体育館建設に係る借入れを行った直後の令和13年度が最大となるものと見込んでおります。

続きまして、5点目の「基金取崩しの方針」についてでございます。

今後の財政調整基金の見通しにつきましては、島本町中長期財政シミュレーションでは、令和16年度まで財源不足額が発生し減少傾向となるものの、令和17年度以降は一定財源不足が解消される推計となっております。

次に、基金への依存につきましては、恒常的に基金の取崩しにより財源を賄う予算執行は持続性がなく、また災害や突発的な支出に備え、財政調整基金については一定の額を確保しておく必要があるものと考えております。引き続き、経費の節減、事業の見直しや財源確保に努め、財政調整基金については標準財政規模の20%を目安に確保するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、将来世代の負担の抑制策につきましては、先ほども申し上げたとおり、財政調整基金については標準財政規模の20%を目安に確保するとともに、町債の発行については一度発行すると公債費が生じ、削減等ができない固定経費となることから、主に施設

整備による便益と負担の世代間の公平性を確保する観点からも、一定発行の抑制が必要であると考えております。

つきましては、各種財政指標等についてその傾向を常に把握するとともに、経費の節減、優先順位に基づく事業の見直しや財源確保等に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、10点目の「事業費抑制と財源確保」についてでございます。

資材高騰や設計変更等によるリスクへの対応につきましては、まずは工事内容等の見直しにより需用費の抑制を精査することになりますが、やむを得ず増額となる場合には、活用する国庫補助金や交付税措置のある町債の増額等による財源確保に努めるとともに、必要に応じて基金の取崩しによる対応を行います。

次に、財源確保及び起債の活用につきましては、活用できる国庫補助金等の特定財源及び交付税措置のある起債について確実に確保するとともに、運営に当たっても適切な利用料を設定すること等により、将来世代への負担を残すことのないよう堅実な財政運営に努める必要があるものと考えております。

続きまして、16点目の「防犯カメラ増設」についてでございます。

防犯カメラの設置場所につきましては、PTA連絡協議会から要望いただいた通学ルートにおけるトンネル、狭隘な道路、見通しが悪い、または人通りの少ない箇所等とともに、高槻警察署から助言を受けた交通量の多い箇所を選定しております。

増設する防犯カメラについては、5年間のリース契約を予定しております。リース契約満了後の運用としては、以下の二つの選択肢が考えられます。

一つ目としては、リースアップした機種をそのまま活用し、保守契約を行う方法、二つ目として新しい機種と交換する方法がございます。今後リース契約期間である5年間の使用状況や運用実績を踏まえて、最適な方法を慎重に検討してまいります。

続きまして、17点目の「下水道整備計画」についてでございます。

桜井四丁目地区の下水道工事の整備スケジュールにつきましては、本年度に実施設計業務を予定しており、令和9年度から工事に着手し、おおむね3か年をかけまして約5ヘクタールの面整備による供用開始区域の拡大に向け、事業計画を進める予定でございます。

次に、山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事の想定効果とスケジュールにつきましては、公共下水道淀川右岸流域関連公共下水道事業計画に基づき、3台目の雨水ポンプを増設するものでございます。

増設による効果につきましては、口径1,350ミリメートル、揚水量として1分間当たり216立方メートルの機能を備えており、設置後は3台の雨水ポンプの同時運転が可能となり、1分間の揚水量といたしまして雨天時最大648立方メートルの放流が可能となるものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、令和7年度に地方共同法人日本下水道事業団と工事委託に関する協定を締結し、現在雨水ポンプと除じん機などの関連設備の機器製作

を鋭意進めているところでございます。

なお、機器の製作期間は本年12月頃を予定しており、令和9年4月末までには機器の据付け工事を完了し、出水期までの稼働に向け事業を進めてまいります。

続きまして、18点目の「消防団詰所整備」についてでございます。

尺代分団詰所につきましては、現在公会堂を利用しており、隣接するものを含め老朽化が著しく、建て替えの時期を迎えております。そのため、詰所の建て替えにつきまして公会堂の在り方も含め、地元自治会や関係部局間で調整を図りながら取り組んでいるところでございます。

しかしながら、公会堂の立地場所が土砂災害警戒区域内にあることや、公会堂が自治会所有であることなどの課題があり、現時点で建て替え時期等のスケジュールをお示しする状況にはございません。引き続き、地元自治会や関係部局間で課題解決に取り組んでまいります。

次に、今後の更新計画につきましては、島本町消防団詰所等個別計画に基づき、桜井西側分団詰所、高浜分団詰所の順に取り組んでまいり予定でございます。

続きまして、大きな19点目の「道路改良と交通対策」のうち、「町道広瀬桜井幹線」についてでございます。

桜井五丁目地内道路改良工事につきましては、道路幅員が狭隘で急勾配かつ見通しの悪い区間において、車両の離合が可能となるスペースを本町が管理する水路空間を活用して設置するもので、令和7年度から実施設計を進めてきたものでございます。

工程につきましては、水路内での工事となることから、渇水期である秋から冬頃での工事を予定しております。

次に、新体育館周辺の狭隘な道路対策についてでございます。

新体育館周辺の交通安全対策につきましては、来館される方が多く利用されることが想定される町道山崎2号幹線において、水路用地を活用した歩行空間の整備を計画しております。

また、当該緑地公園に隣接する民間事業者における新たな土地利用がなされる際には、事業者に対し周辺に歩行空間を確保していただくよう協議を行ってまいりたいと考えております。

さらに、新体育館周辺には幅が狭い箇所が複数ございますが、抜本的な対策を行うために必要な用地の確保が難しい状況などから、このような箇所については実施可能な対策として、路面標示の追加やポストコーン設置などを行い、交通安全対策に努めてまいります。

次に、外出支援などの取組についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部と高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の3部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めております。

内容につきましては、第五次島本町総合計画や島本町都市計画マスタープランなどに記述されている本町の交通施策に関する基本的な理念等を踏まえ、現状の課題を整理するとともに、財政との整合等を踏まえた今後の現実的な取組の進め方を検討し、明らかにすることを目的として資料の作成を進めております。

公表時期については明確にはお答えできませんが、令和8年度のできるだけ早い時期に取りまとめを行い、公表する予定でございます。

続きまして、大きな20点目の「公開型・統合型GIS活用方針」のうち、「令和8年度の取組」についてでございます。

令和7年3月に公開型GISを用いて段階的に地図情報を公開しており、ベンダーから提供されたシステムログによれば、令和8年1月末時点で延べ6,800回のマップ閲覧が記録されており、このうち都市計画情報、道路情報、上下水道情報が全体の6割以上を占めております。

このことから、特に事業者において都市インフラ情報の確認に利用されているものと推察しております。

令和8年度以降につきましては、年度更新等があったデータを更新することで可能な限り情報の最新化を図るとともに、広報誌等での周知に努め、事業者や住民による利用促進を努めてまいります。

次に、業務効率化及びデータ更新の考え方についてでございます。

庁内での地図情報共有システムである統合型GISについて、令和6年度末の稼働以降、公有地情報や避難行動要支援者情報などを関係課間で共有し、業務の効率化に活用しているところであり、令和8年度以降におきましても他自治体での事例を参考にしながら、有効な活用方法を検討し、各課での運用促進を図ってまいります。

また、データ更新に関しましては、庁内で共有しているデータについて関係課が連携・調整の上、データの精度と鮮度、費用対効果などを総合的に考慮し、更新可能な項目から順次実施してまいります。

次に、防災活用への展開についてでございます。

地図上に様々な情報を重ねて分析ができるため、災害に備えた防災対策をはじめ、発災時の活用などを見込んでおります。現在、洪水や土砂災害などのハザードマップや避難所等の情報を掲載しており、災害時の被害状況などをリアルタイムにプロットすることで、避難や防災対応がより効果的に実施できるものであり、引き続き、より効果的な活用について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、21点目の「緑地公園遊具更新」についてでございます。

島本町都市公園長寿命化計画に基づき、更新を予定しております水無瀬川緑地公園における大型ローラー滑り台の更新スケジュールでございますが、極力、公園利用者が少ない時期に実施することが望ましいと考えており、現時点の予定では夏頃から滑り台の製作を行い、冬場に更新工事を行う予定としております。

次に、年間を通じ安定した遊びの提供を確保する考え方につきましては、昨今の気象状況から夏場は猛暑日が続く、本町といたしましても公園施設において猛暑対策を行うことが重要な課題であると認識しております。

これまで日陰スペースとなるあずまやの設置や、樹木の剪定方法の見直し、水無瀬川緑地公園においては自動販売機の設置などの対策を実施しており、また今後更新する遊具については、夏場でも暑くなりにくい部材の選定を検討するなど、引き続き猛暑対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、草刈りや公園遊具の安全点検を定期的に行うなど、適切な維持管理に努め、公園利用者の方々に安全で快適な遊び場が提供できるよう努めてまいります。

続きまして、22点目の「水景施設改修方針」についてでございます。

ふれあいセンターでは、島本町こどもすこやかセンターが開設され、子供連れの来館者が増加することが見込まれるため、現在停止しております屋外水景施設を来館者の憩いの場はもとより、子供の遊び場としても御利用いただける広場に改修するための設計業務を行ってまいりたいと考えております。

広場につきましては様々な年齢層の来館者の利用やイベント時の活用なども想定し、大型遊具などの構造物の設置は考えておりませんが、水景施設や水路や高木の根上がりによって生じている床の段差を解消し、植物によるグランドカバーにより平たんな広場に整備する予定でございます。

次に、想定課題の対策及び整備スケジュールについてでございます。

広場につきましては、熱中症対策のための日よけの設備の設置は考えておりませんが、夏場についてはふれあいセンター管内の休憩スペースも併せて御利用していただきたいと考えております。また、高齢者を含む引率者にも憩いの場として御利用いただけるよう、ベンチの設置を考えております。

整備スケジュールにつきましては、令和8年度は設計業務を行い、令和9年度に工事を実施する予定でございます。

続きまして、23点目の「筭防除補助制度」についてでございます。

タケノコ栽培におけるタケノコのノメイガ類の食害については、昨年からの被害の報告があり、令和7年7月には大阪府とJAたかつきによる現地確認も実施されております。

本町におきましてはその後、関係機関と連携を図りながら方策の検討を行ってまいりましたが、食害対策として農業機械導入における補助制度を導入いたします。

制度導入に至る経緯といたしましては、今般JAたかつきにおいて新たに農薬の噴霧器を購入され、有償で貸与される予定との方針を伺ったことから、本町におきましては機械の賃借に要した費用の2分の1の1日当たり2,500円を補助金として交付することとしております。

また、支援の方針につきましては、生産竹林における地域の取組として実施いただくことが望ましいと考えており、補助対象は実行組合を予定しております。

続きまして、24点目の令和8年度予算に関する見解についてでございます。

施政方針でお示しいたしましたように、町税や地方交付税等の一般財源については増加傾向にあるものの、新庁舎の建設や人事院勧告に伴う人件費支出の増加が見込まれるほか、今後、保育・医療や介護に係る社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設への対応など大きな財政支出を控えていることなどから、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、特定財源をはじめとする歳入確保、補助金の見直しや交付税措置のある起債の活用とともに、デジタル化による事務の効率化や事務事業の見直しなど行財政改革に引き続き取り組み、これまで以上に財政規律のある町政運営を行っていく必要を認識し、令和8年度予算編成を行ったものでございます。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

6点目の「新体育館の施設機能」のうち、「基本コンセプトを具体化する施設機能、ゾーニングについて」でございます。

島本町新体育館等整備基本計画では、基本コンセプトを「誰もがいきいき輝けるスポーツ・ウェルネス拠点」と定め、その基本コンセプトを具体化するために五つの基本方針を掲げ、導入する施設機能を示しております。

具体的に申しますと、スポーツ機能として、観覧スペースを設けた第1体育室、第2体育室、第3体育室及び各器具庫の整備を体力づくり、健康づくり機能として、トレーニングルームと屋内プールを交流機能として、休憩スペースとエントランスホールの整備を行う予定としております。

また、環境配慮機能として、自然エネルギーの活用、省エネ技術の採用、景観デザインへの工夫を目指すとともに、防災機能として備蓄倉庫と非常用発電機の整備を、管理サービス機能としてメンテナンス性や効率的な管理諸室を配置することとしております。

次に、「ライフステージ別の健康づくり機能」についてでございます。

バレーボールやバドミントン等の競技スポーツだけではなく、健康づくりや体力づくりにも利用できるようヨガや軽体操など、多目的に利用できる第2体育室と第3体育室を整備するほか、屋内プールを整備いたします。

また、トレーニングルームについても多くの世代に御利用いただけるようなトレーニング機器の選定について検討を進めてまいります。

続きまして、7点目の「緑地公園との一体整備」のうち、「公園と体育館をどのような動線や空間構成で結び、交流機能を高めるか」についてでございます。

新体育館等については、公園の運動施設として整備するものであり、公園との一体的な利活用という視点は大変重要であるものと考えております。

今回の新体育館等整備は、設計施工一括方式、いわゆるデザインビルド方式によって行うため、発注者が受注者に対してどのような建物を造ってほしいかという条件や品質

の最低ラインをまとめた指示書となる要求水準書を作成し、提示いたします。

この要求水準書において、交流機能の確保について明記し、具体的な動線や空間構成については民間事業者の創意工夫やノウハウによる提案を受けることになります。

いずれにいたしましても、新体育館等が交流の拠点となるような誰にでも開かれた施設となるよう要求水準書で求めるとともに、事業者提案の審査を行ってまいります。

次に、「屋外空間の利活用構想」についてでございます。

今般の新体育館等整備につきましては、公園内に整備される施設であり、また屋内プールなど現在の体育館にはない機能が加わることから、今までの利用者に加えてさらに多くの住民の皆様にご利用いただくことができる人的交流の拠点施設になるものと考えております。

整備後の本施設を中心とした活用方法につきましては、庁内関係部局と検討してまいりたいと考えております。

次に、年間を通じたにぎわい創出の仕組みについてでございます。

この施設を生かして、どのようににぎわい創出につなげていくかという点につきましては、公園を含めた周辺の状況も踏まえ、関係部局と検討してまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「運営事業者の関与時期」についてでございます。

施設の設計段階から運営事業者が関わる手法もございますが、今回の手法といたしましては、運営事業者の募集については整備事業者とは別で募集・選定を行うことといたしております。

なお、新体育館等の運営については、指定管理者制度の導入を予定しており、指定管理者の募集・選定を行う必要がありますが、指定管理者の募集を行うにはどのような施設になるかといった情報が必要となるため、実施設計が終わった段階の令和10年度中の募集を予定しております。

続きまして、9点目の「モニタリング体制の確立」のうち、「町の求める要求水準が確実に実現されているかを確認する体制」についてでございます。

デザインビルド方式によって新体育館等を整備するに当たっては、本町が求める要求水準等を満たした設計・施工がなされているかを確認していくことが必要でございます。通常の建築業務であれば本町の職員がその確認を行います。今回の新体育館等については、本町において体育館、プール等の整備を経験した職員がいないため、専門的見地からのモニタリング支援について業務委託を行うものでございます。

次に、「理念や目標を設計・施工へどのように反映させる仕組み」についてでございます。

新体育館等整備の理念や目標を設計・施工に反映させるためには、事業者募集段階から本町が求める事項を要求水準書等に記載し、事業者からの提案を求めていく必要があると考えております。

また、設計・施工段階においても、モニタリング支援業務を活用しながら、要求水準書や事業提案書等に基づき、業務が適切になされているかをチェックしていくことにより、本町の意図と差異が生じることがないように事業を進めてまいります。

続きまして、11点目の「尺代テニスコート整備」のうち、「尺代テニスコート整備に至るこれまでの検討経過と整備機能の方向性」についてでございます。

東大寺公園テニスコートについては老朽化が著しく、早期の対応を求められていることから、島本町新体育館等整備基本計画において、水無瀬川緑地公園における整備の可能性について検討いたしました。

その結果、整備検討区域内での整備が困難であることが判明したため、今後の対応について再度検討し、できるだけ速やかに一定の方向性を示すこととしておりました。その後、本町では整備の方法や場所等について検討しており、どのような方法で整備することがよいか様々な検討をしておりましたが、民有地ではございますが、運用を終了した阪急阪神ホールディングス株式会社所有の尺代テニスコート跡地を借用してテニスコートを移転整備できないか、同社と協議させていただき、現在詳細について協議交渉中ではありますが、本町が借り入れることに関しておおむね承諾いただくことができる見通しが立ったことから、今回新たに整備するための設計予算を計上させていただいたところでございます。

整備機能の方向性につきましては、具体的な移転整備内容について現時点でお示しできる段階ではございませんが、島本町新体育館等整備基本計画策定時のアンケートやパブリックコメントなどでオムニコートの整備、また東大寺公園テニスコート同様に複数面の整備を求める声が多かったことから、これらの御意向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、「借用条件や運用コストを含めた事業スキーム」についてでございます。

借用条件や運用コストにつきましては、現在、当該土地所有者と協議交渉中でございますので、現時点でお示しすることはできません。

いずれにいたしましても、整備につきましてはその契約時点からのスタートとなりますことから、現時点では具体的なスケジュールも示すことはできませんが、本町の思いといたしましては令和8年度に設計業務を行い、設計に基づいて令和9年度に工事を実施した後、令和10年度からの供用開始を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の「小中学校空調改修」についてのうち、「3か年実施計画のスケジュールと学校運営への影響」についてでございます。

まず、3か年の実施スケジュールについてでございます。

各小中学校の空調機器につきましては、児童生徒の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として良好な教育環境を継続して維持していくために必要不可欠な機器でございます。そのため、財政の平準化を図りつつ、経年劣化により使用できない期間ができるだけ発生しないよう、3か年計画で空調設備を改修することといたしました。

具体的な整備内容といたしましては、各校でおおむね15年程度経過した普通教室等の空調機器等を順次改修するもので、中学校は令和7年度に実施設計を行い、令和8年度から令和10年度に改修工事を実施いたします。

次に、小学校につきましては令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から令和11年度にかけて改修工事を実施する予定としております。

次に、学校運営への影響についてでございます。

工事の実施に当たりましては、授業等の学校運営及び児童生徒等の安全な学校生活を確保する必要があると考えております。そのため、影響を最小限に抑える方策といたしましては、長期休業期間中に工事を実施するなどが考えられますので、請負業者との契約締結後、直ちに学校長と調整し、円滑に工事を施工してまいります。

次に、「遮熱や換気対策を含めた総合的な環境整備の考え方」についてでございます。

小中学校施設につきましては、令和3年6月に策定した「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、適切な時期に改修工事を行い、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、断熱、日射遮蔽等の省エネルギー化や地球温暖化防止対策に取り組んでいるところでございます。

特に、遮熱や換気対策といたしましては、夏場の暑さの影響を受けやすい各小中学校の教室において、遮熱カーテンを整備したり、第一小学校や第二小学校の体育館の改修時に断熱化を図ったりするなど、環境改善に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的な要請に応じるための改修となるよう努めてまいります。

続きまして、13点目の「給食無償化の財源」についてのうち、「令和8年度の一般財源負担額」についてでございます。

まず、小学校の給食賄い材料費につきましては、歳出予算として1億2,051万3,000円を計上し、歳入予算としては給食費負担軽減交付金等を同額計上いたしております。

そして、中学校の給食賄い材料費につきましては、歳出予算として6,851万4,000円を計上し、歳入予算として重点支援地方交付金等を同額計上いたしておりますことから、町の負担はございません。

次に、「今後も継続可能な制度設計か」についてでございます。

小学校の給食費の無償化につきましては、国において歳出改革や租税特別措置の見直し等により財源を捻出し、地方分についても財源確保を図り、恒久財源を確保することが不可欠であり、責任をもって対応すると示されていることから、今後も継続して実施されるものと認識いたしております。

また、中学校の給食費につきましては、令和8年度は国の重点支援地方交付金を活用し、無償とする予定でございますが、令和9年度以降の方針につきましては、現時点では未定でございます。

つきましては、小学校同様、国において恒久的財政措置をしていただけるよう要望し

てまいりたいと考えております。

次に、「国制度化動向の見通し」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、小学校の給食費につきましては令和8年度から国の制度により無償化の予定でございます。

しかしながら、中学校の給食費の無償化につきましては、現在国等からの通知はなく未定でございますが、小学校同様、国において恒久的に財政措置していただけるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

続きまして、14点目の「ICT活用と教育支援」のうち、「タブレット端末の持ち帰りや家庭学習に対する基本方針」についてでございます。

町立学校におけるタブレット端末の活用につきましては、授業での活用以外に日々の宿題や夏休みなど長期休暇に取り組む課題にタブレット端末を活用するよう学校長に指示しております。

また、宿題等の学習課題以外にも、児童生徒それぞれが必要に応じ自宅等にタブレット端末を持ち帰り、デジタルドリル等を活用することを可能としております。

なお、課題や宿題の内容といたしましては、デジタルドリルで教職員が配信した箇所や自らの苦手とする箇所に取り組むもの、レポートや発表資料を作成し、授業支援ソフト上で提出するもの等があり、各校でタブレット端末の活用を推進しております。

今後につきましても、学校内はもちろん、家庭学習における活用を前提とした積極的な活用を推進してまいります。

続きまして、15点目の「学校運営協議会の展開」のうち、「現状認識と課題、今後の方向性」についてでございます。

保護者及び地域住民等により構成される学校運営協議会につきましては、令和6年度に第二中学校に設置することで、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することを通じて地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進してまいりました。

今年度の成果といたしましては、第二中学校の1年生が取り組んだ町内の福祉に関する学習において、学校運営協議会委員にも校内でのパネルディスカッション形式で意見交流等の発表を参観いただき御意見を頂戴するなど、「地域とともにある学校」づくりが浸透してきたところであり、現状におきまして大きな課題はないものと認識しております。

今後につきましては、中学校区として学校運営協議会を設置し、小学校と中学校の綿密な連携の下で「地域とともにある学校」づくりを実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。詳細等は委員会にて審査させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で、自由民主クラブを代表しての大綱質疑、終わらせていただきます。

大久保議長 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時57分～午後1時00分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大阪維新の会の発言を許します。

ナカジマ議員（登壇） それでは、令和8年度山田町長の施政方針及び一般会計予算に対し、大阪維新の会を代表し、大綱質疑を行います。

令和7年は大阪・関西万博の成功を受けて、運営費は最大で約370億円の黒字の見込み、経済波及効果は約3.6兆円と言われており、今後ますますの大阪の発展が期待されます。

このような中、昨年10月には自由民主党、高市政権と日本維新の会が連立政権を結ぶこととなりました。副首都法案の議論が進む中、先日の大阪府知事選挙においては大阪都構想を掲げ、吉村代表が当選しました。険しい道のりになるかと思いますが、大阪都構想並びに副首都大阪の実現に向けて、大阪全体で動いていけるように期待したいと思います。

また、世界に目を向けると、トランプ大統領は令和8年1月7日、国連をはじめとする66の国際組織や国際機構、条約などからの脱退を指示する大統領令に署名しました。このように、アメリカが国連組織から離脱することは共通の国際ルールではなく、アメリカ独自のルールで動くことを示しており、環境、エネルギー、貿易の各分野で国際秩序にのっとなって動いてきた日本企業に大きな影響を与えられそうです。これは安全保障や環境問題等への影響など、世界の潮流が大きく変わった歴史的な出来事と言えるのではないのでしょうか。

また、いまだ終結を見ないウクライナ戦争、イスラエルによるガザ地区への侵攻、アメリカ・イスラエルとイランの双方による攻撃など、非常に不安定な世界情勢が続いており、日本においても中国が尖閣諸島に対する力による現状変更への手を緩めません。あわせて国内では、食料品を中心とした物価高騰や人手不足、人口減少が続いています。

島本町におきましては、一時的な人口増加による待機児童対策と小中学校の受入れ体制、町立体育館等の整備、清掃工場の建て替えを含むごみ行政問題など、多額の予算を必要とする案件を含む様々な課題を抱えています。

山田町長におかれましては、小さなまちの豊かな暮らしの実現に向け、一つ一つの課題に向き合い、財政の整合を図りながら取組を前進させるとのことですが、一時的に人口増加をするものの、将来的には超少子高齢化の時代を迎える現状にあります。厳しい国内外の現状に合わせて、財源の根幹となる納税者が中長期的に見れば減少していく中、島本町が今後も単独運営で存続可能な自治体となり得るのか、町長のお考えをお伺いするとともに、以下、具体的な内容についてお伺いいたします。

「特に重点的に取り組む施策」について。

令和7年5月から新庁舎棟が供用を開始し、令和8年7月には広場棟の完成を予定しているとのことですが、以前より駐車場が遠いなど町民の皆様に御不便をおかけしていると考えますが、何か対策等を検討されたのかお伺いします。

物価高騰対策として、国の重点支援地方交付金を活用した商品券事業により、住民利用者の生活の一助になるよう円滑な推進に努めるとのことですが、住民の方から要望の多い現金給付など、将来的には別の手法を検討する考えはあるか。

また、保護者負担の軽減を目的に、中学校給食費を1年間無償にするなどの取組を着実に進めるとのことですが、財源の根拠と今後の見通しをお伺いします。

待機児童対策については、第一幼稚園における3年保育、開園時間の延長及び給食提供の開始による機能拡充、町内私立幼稚園の認定こども園化、町内の既存施設における弾力的運用の活用などに取り組み、保育需要の受皿の確保に努めるとのことですが、具体的な保育需要の見積りと、どれほどの受皿になると考えているかお伺いします。

新体育館等設備事業では、デザインビルド方式による設計、建築事業者の募集・選定を行い、整備事業者を決定するとともに、本町の求める要求水準等が着実に設計・施工が行われているかを確認するためのモニタリング支援業務を委託するとのことですが、事業を推進するに当たり、どのような課題があるのかお伺いします。

地域ごとの良好な住環境や景観形成を目的とした高さ規定に係る都市計画変更業務では、建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針に基づき、高さ制限の手法や具体的な高さの数値等の制度設計に取り組むとのこと。その具体的なタイムスケジュールと府立島本高校の跡地整備にも影響があると推察しますが、見解をお伺いします。

防犯対策の推進に係る取組として、通学路や交通量の多い場所に防犯カメラを増設し、犯罪の抑止につなげ、安全で安心なまちづくりに努めるとのことですが、具体的な設置場所や財源の根拠をお伺いいたします。

続きまして、1番、「思いやりとふれあいのまちづくり」について。

昭和60年に施行した島本町人権擁護に関する基本条例について、人権を取り巻く近年の動向等を踏まえ、規定の追加等の改正を検討するとのこと。

しかしながら、学校教育においての北朝鮮による日本人拉致問題の取組はどのような状況でしょうか。拉致問題は現在も進行形であり、風化させてはならない重要な人権問題です。本町の今後の取組や現状をお伺いします。

男女共同参画については、性別に関わりなく一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会づくりに向け、「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発に取り組んだとのことですが、その内容をお示してください。

令和7年度に再開したタウンミーティングについては、引き続き取組を継続し、対話を通じた町政への住民参画を推進していくとのことですが、タウンミーティングではど

のような内容を話したのか、御説明をお願いいたします。

自治会について、地域の実情に応じた活動が継続できるよう必要な支援に努めるとともに、集会所への支援の在り方についても調査研究を進めるとのことですが、具体的にどのような支援をお考えかお伺いします。

第二コミュニティセンターについて、地元自治会の集会所に移管することを目指し、移管条件等の具体的な協議を行うとのことですが、そのタイムスケジュールと移管することを目指すことになった経緯をお伺いいたします。

2番、「自然と調和した快適なまちづくり」について。

公用車について、温室効果ガスの発生を削減するため、更新に合わせてガソリン車に変えて電気自動車1台を購入するとのことですが、本町としてどのぐらいの温室効果ガスの削減効果が期待されますか。また、電気自動車の問題点について把握されているのかお伺いします。

清掃工場について、広域連携を目指しつつ一定のめどが立つまでの間は、老朽化等による整備が必要な箇所から改修工事を実施し、機能維持に努めるとのことですが、具体的に一定のめどとはどのような状況を想定されているのか。

また、最悪の事態を想定して、ごみの有料化で一定期間のごみ処理もシミュレーションする必要があると考えますが、本町の見解をお伺いします。

交通環境の改善に向けた取組については、関係部局において現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進め、結果を公表するとのことですが、タイムスケジュールと内容についてお伺いします。

町道山崎2号幹線において、隣接する水路上部空間を活用した歩道の新設に向けて、実施設計を行うとのことですが、そのタイムスケジュールと財政の根拠についてお伺いします。

桜井五丁目地内における道路幅員が狭隘で急勾配かつ見通しの悪い区間において、本町が管理する水路空間を活用し、離合が可能となる幅員を確保するための工事を実施するとのことですが、そのタイムスケジュールと問題点や課題等ないのかお伺いいたします。

上水道について、大阪広域水道企業団から年間配水量の約1割の高度浄水処理水を受水し、複数水源の確保に努めるとのことですが、現状の問題点と今後の見通しについてお伺いします。

下水道整備のうち、汚水整備について桜井四丁目地区における工事の実施に向けた実施設計業務を実施するとのことですが、タイムスケジュールと今後の計画についてお伺いします。

また、公共下水道島本1号雨水幹線にて腐食が進んでいる管渠の管更新工事を行うとのことですが、タイムスケジュールをお伺いします。

ポンプ場については、雨水ポンプ等の雨水処理設備の増設を行い、山崎地区等の雨水

対策に取り組むとのことですが、どのような問題があったのか御説明をお願いいたします。

3番、「安心・安全なまちづくり」について。

民間集合住宅「ライオンズガーデン水無瀬グランリバー」と締結した大規模な水害及び地震発生時における指定避難所の指定に関する協定に基づき、必要な防災資機材等を購入し備蓄するとのことですが、具体的な計画とタイムスケジュールをお伺いします。

災害時に支援が必要な高齢者等の個別避難計画について、引き続きプラン作成を推進するとのことですが、大災害に備えて作成が急がれます。進捗状況と具体的なタイムスケジュールをお伺いします。

4番、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」について。

国民健康保険について、令和8年度から健康保険料に合わせて子ども・子育て支援金の徴収が開始されるため、保険料の賦課等適切な事務執行に努めるとのことですが、具体的な内容をお伺いします。

生活困窮やひきこもり、ヤングケアラーなど複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業について、国内部署や関係機関と連携し、実施に向けた検討、準備を引き続き進めていくとのことですが、予算の根拠と対象者人数や事業開始までのタイムスケジュールをお伺いいたします。

令和7年度にごみ出し支援を試行的に実施して得られた成果や課題を基に、ごみ出しが困難な高齢者等を対象に引き続き試行的に実施するとのことですが、その成果と課題をお伺いします。

高齢者施策及び介護サービスの実施方策や見込み量等を定める保健福祉計画及び介護保険事業計画について、令和9年度から11年度までを計画期間とする次期計画の策定に取り組むとのことですが、具体的な内容をお伺いします。

令和6年度に策定した島本町新体育館等整備基本計画において、早急に方向性を示すこととしていた東大寺公園テニスコートについて、尺代地区の阪急グラウンドテニスコート跡地を借用し、移転整備に向けて取り組むとのことですが、今後のタイムスケジュールと具体的な移転整備の内容をお伺いします。

5番目、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」について。

妊産婦、子育て世代、子供が気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である地域子育て相談機関を設置し、相談支援体制の充実を図るとのことですが、現状を踏まえてどのような成果を期待されているのかお伺いします。

ファミリー・サポート・センター事業について、多胎児、独り親、生活保護世帯の負担軽減を図ることを目的に、利用料の減免制度を創設する一方、提供会員への報酬を増額し、提供会員の確保に努めるとのことですが、現状の提供会員数と対象人数、課題をお伺いします。

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、令和8年10月から子育て世帯訪問支援事業を実施するとのことですが、対象人数と具体的な内容をお伺い

します。

ふれあいセンター敷地内北側の屋外水景施設については、来館者の憩いの場はもとより、子供の遊び場として広場への改修に向けた設計業務を行うとのことですが、どのような広場をイメージしているのか、具体的な御説明をお願いいたします。

子どもたちの放課後の居場所づくりについて、全ての小学校で実施している放課後子ども教室の実施期間を拡大し、夏季休業期間に加え、その他の長期休養期間の実施に向けた検討を進めるとのことですが、課題や期待される効果について伺います。

また、在籍校だけでなく、全校横断的な利用を可能とするとのことですが、横断的な利用の具体的な内容と効果をお示してください。

「子どもの居場所づくり支援事業」を拡充し、地域で学習支援を行う団体等への補助制度を創設するほか、子ども食堂への補助については支援が必要な困窮世帯等に食事の持ち帰り提供を行う「テイクアウト事業」への加算を追加するとのことですが、課題や期待される効果について伺います。

大型開発に伴う人口増加に対応した良好な教育環境を確保するため、児童生徒の将来見込み数の推計を基に、普通教室の確保が困難と見込まれる場合には、施設面における対応を含め様々な方策について検討するとのことですが、その検討内容とタイムスケジュールをお伺いさせていただきます。

外国語に親しみ、英語でのコミュニケーション能力を育成の土台とすることを目的に、引き続き町内の全ての小学校や幼稚園、保育所にネイティブスピーカーの外国人英語指導助手を配置し、中学校では、より実用的な英語でのやり取りをする力を身につけるため、外国人講師との1対1によるオンライン英会話を継続して実施するとのことですが、小中学校一貫教育の観点からも、小学校においてもオンライン英会話事業やAIを利用した英会話事業の拡充が必要と考えますが、本町の見解をお伺います。

一部の部活動において拠点校方式を導入するとともに、部員数の少ない部活動においては、合同練習を行う等の合同部活動を必要に応じて活用し、今後その拡充について検討するとのことですが、対象の部活動とその具体的な内容をお伺います。

令和6年度から第二中学校に設置している学校運営協議会を第一中学校にも設置し、地域に開かれた学校づくりの実現に努めるとのことですが、現在、第二中学校に設置している学校運営協議会の成果と今後の具体的な活動内容についてお伺いさせていただきます。

6番、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」について。

都市農業について、多様な担い手による営農環境の整備に努め、蛾の被害が深刻化している筍栽培の状況を踏まえ、防除の補助制度を創設するなど、引き続きその振興に努めるとのことですが、本町として多様な担い手の方のニーズ等を把握されているのかお伺います。

森林整備について、森林環境譲与税を活用とありますが、現在の活用状況をお示しく

ださい。また、「森林整備実施計画に基づく」とありますが、具体的にどの整備を継続的に行うのかお示してください。

歴史文化資料館の耐震化と具体的な建物の保存方法を明確にしながら、建物の活用を検討するため保存活用計画を策定いたします。また、住民の皆様がより来館したくなる資料館となるよう、有識者の助言を受けながら館内展示のリニューアルについて検討することですが、その具体的な内容をお伺いします。

高槻市との観光振興に関する連携については、これまで実施している中将棋に関する取組をはじめ、今後事業区域を拡大する高槻市観光協会に対する支援を行うなど、事業連携のさらなる充実に努めるとのことですが、その具体的な内容と本町のメリットについてお伺いします。

島本駅東エリアの公共施設について、駅東エリア一帯が歴史文化の発信拠点としてにぎわい創出の場となるよう、歴史文化資料館及び駅前広場、史跡桜井駅跡史跡公園の整備に向けた事業計画の策定などに取り組むとのことですが、予算規模等どのようなイメージをしているのかお示してください。

7番、「持続可能なまちづくり」について。

受益者負担の適正化及び財源確保を目的に、町が保有している駐車場の有料化に向け、費用対効果を踏まえた考え方を整理した上で有料化に向けて取り組むとのことですが、具体的に想定されている場所とタイムスケジュールをお伺いします。

働き方改革の推進及び行政サービスの質の向上に資することを目的に、現行午前9時から午後5時半までである開庁時間を、令和8年5月1日以降、午前9時から午後5時までに30分短縮することですが、町民の皆様の意見等聞き取りはされたのか、またぎりぎりに来庁された方の対応は検討されたのかお伺いします。

役場庁舎における電話対応について、事前に自動音声にて通話内容を録音している旨を案内し、通話録音を実施する取組により、業務の公正かつ適切な執行を確保し、住民サービスの向上とトラブル防止を図るとのことですが、現状の課題と将来はAIでの対応も可能になると考えますが、本町の見解をお伺いします。

今後、保育、医療や介護に係る社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設への対応など大きな財政支出を控えていることなどから、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況ですが、今後、財政状況が改善をしていく材料が人口増加、優良企業の誘致以外にあるのでしょうか。毎回お聞きしますが、町長の言われる小さなまちの豊かな暮らしとはどのような状況を想定されているのか。

また、その実現のためにどのような財源を生む施策を実行されてきたのか、真の行財政改革に取り組むためには本町の身の丈に合った予算編成を組む必要があり、本町単独の持ち出しで優先順位の低い事業が予算編成に上がっていないのかお伺いします。

安易な理想論では小さな自治体の存続は現実的に厳しい時代となりました。今後の町長の覚悟と見解をお伺いさせていただきまして、大綱質疑を終わりたいと思います。

以上です。

町長 それでは、大阪維新の会を代表されてのナカジマ議員の大綱質疑に御答弁を申し上げます。

初めに、「存続可能な自治体運営」についてでございます。

本町は現在、住宅開発による人口増加局面にあり、本年1月に公表いたしました人口推計資料におきましては、今後約20年間は現状と同規模以上の人口で推移し、生産年齢人口についても同様の見込みであるなど、全国の多くの地方公共団体とは異なる状況でございます。

国の地方制度調査会では、首相の諮問に基づき、人口減少による課題などに対応し、将来にわたって地域の特性に応じた持続可能な行政サービスを提供するため、今後の国、都道府県、市町村間の役割分担の在り方などの議論が始まったところでございます。

本町といたしましては、こうした国の動向も注視しながら、将来の人口減少を見据え、自主財源の確保やデジタル技術の活用、多様な主体との連携などに努めるとともに、交通利便性に優れた立地条件や良好な居住環境などを生かし、住み続けたいと思っただけの魅力ある地域づくりを進めることで、人口減少を最小限に食い止め、持続可能なまちを目指してまいります。

続きまして、「特に重点的に取り組む施策について」のうち、「新庁舎における駐車場」についてでございます。

新庁舎建設工事期間中は、新庁舎建設や旧庁舎減築改修に当たって工事ヤードの確保、安全面への考慮などから、当該建物付近での駐車スペースを設けることはできないため、来庁者用駐車場の不足への対応として、近隣の民間用地の臨時駐車場として確保するよう交渉を行っていましたが、所有者からの了承を得ることができず、公用車を近隣の民間駐車場等に分散配置し、来庁者用駐車場を確保するなどの対応を行ってまいりました。

また、広報誌やホームページを通じて、徒歩や自転車での来庁をお願いするとともに、役場前来庁者用駐車場が満車の場合は、ふれあいセンターの御利用を案内し、1台でも多く来庁者用駐車場を確保できるよう努めているところでございます。

さらに応急的な対応といたしましては、高齢者、障害者の方などへは事前にお申出をいただければ車椅子を駐車場までお持ちする旨、ホームページなどで周知に努め、対応しております。

次に、「物価高騰対策」についてでございます。

国の重点支援地方交付金については昨年12月の臨時会議で御審議いただいた際に、即効性や事務費に対する御意見を多くいただいたところであり、今後についてはデジタルの活用など工夫が必要であるとの認識を御答弁させていただいたところでございます。

なお、現金給付につきましては、一定まとまった金額の交付金が見込まれる際には選択肢の一つになり得るものと考えております。

また、中学校給食費の財源につきましては、商品券事業と同様に国の令和7年度補正予算で追加された重点支援地方交付金を根拠として1年間無償といたしますが、今後につきましては交付金の動向等も踏まえ検討したいと考えております。

次に、「高さ規定」についてでございます。

まず、高さ規定に係る都市計画変更業務に係る具体的なタイムスケジュールについてでございます。

令和8年度から令和9年度にかけて、建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針を基に、具体的な制限内容を検討し、令和10年度から法律に基づく都市計画手続を進め、令和11年度より新たな高さ制限の運用を開始する予定としております。

次に、府立島本高校の跡地整備への影響についてでございます。

府立島本高校跡地に係る売却スケジュールにつきましては、地権者である大阪府に確認いたしましたところ、「令和9年度中旬に学校用地の商品化を目指している。」との御回答をいただいております。

本町における新たな高さ制限の運用開始を令和11年度に予定しておりますことから、現在大阪府に対し、本町が令和8年度から実施する当該業務のスケジュールと整合を取っていただくよう要請しているところでございます。

次に、「防犯対策」についてでございます。

防犯カメラを設置する箇所につきましては、PTA連絡協議会からいただいた要望により、第一小学校の通学路に3台、第二小学校及び第二中学校の通学路に10台、第三小学校の通学路に3台、第四小学校の通学路に3台、第一中学校の通学路に1台、第一幼稚園の通園路に3台、合計23台となります。

さらに、高槻警察署とはこれらの設置への相談を行うとともに、交差点や交通量の多い道路への設置として、さらに4台加えてはどうかとの助言をいただきましたので、合わせて設置箇所は合計27台となります。

なお、これらの設置は全て本町の一般財源にて対応いたします。

続きまして、大きな1点目の「思いやりとふれあいのまちづくりについて」のうち、「男女共同参画」についてでございます。

人々の暮らしの根底には長年に渡って形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込みなどがあるとされ、アンコンシャス・バイアスと呼ばれるこうした意識は、幼少の頃からの周囲からの声かけなどにより形成されると言われております。

このため、こうした固定的な意識や偏見などを子供たちに植え付けず、また様々な世代で意識を変えていくことが重要である旨、人権啓発施策審議会でも御意見をいただいておりますので、広報誌やホームページなどの媒体を通じた啓発や講座の開催などを通じ、気づきと行動変容のきっかけとなるような機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、「タウンミーティング」についてでございます。

令和7年12月から再開をしたタウンミーティングでは、私から主要施策について説明した後、地域の課題や町の改善に向けた提案について意見交換を行いました。訪問する地域や参加者の年代によって多様な御意見をいただいております、教育環境、道路交通施策、地域のブランディングなど、幅広い分野にわたる御提案を頂戴しております。

いただいた御意見、御提案については各担当課に共有を行い、今後の町政運営の参考とさせていただくとともに、町としての見解や具体的な進め方をお示しできる内容については、適宜まとめた上で公表する予定でございます。

次に、「自治会」についてでございます。

自治会への支援につきましては、これまでも補助金の在り方について議論されておりますが、近年では集会所の修繕や新規加入者募集のための事業などへの具体的な支援を求める声が寄せられております。限られた財源の中でこれらの意見に応えるには、既存の補助制度の一部見直しが必要だと認識しておりますので、自治会の御意見を伺いながら、集会所修繕の支援策や新規事業を含めた補助制度の在り方に関する議論を進め、地域の活性化や住民同士の交流が促進されるよう、持続可能な支援制度の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、「第二コミュニティセンター」についてでございます。

現在、同センターの管理運営委員会に唯一自治会として参加されているユニライフ山崎自治会と移管の条件等について協議をしているところでございます。今後、一定の協議がまとまった際には、議員の皆様にご説明させていただき、なるべく早い時期に必要な予算措置をした上で移管に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、協議に至った経緯につきましては、現在第二コミュニティセンターに対してのみ管理運営に係る補助金を交付しており、過去の常任委員会や定例監査において、他の集会施設との公平性の観点も踏まえて検討されたいといった御意見をいただいていたことを踏まえ、自治会集会所として移管すべく取り組んでいるものでございます。

続きまして、大きな2点目の「自然と調和した快適なまちづくりについて」のうち、「電気自動車の購入」についてでございます。

公用車の更新に合わせて電気自動車1台を導入することによる温室効果ガス削減効果につきましては、電気自動車は走行中に排出される二酸化炭素がゼロであることから、同じ走行距離においてガソリン車よりも削減効果が高くなることが期待されています。

環境省の資料によりますと、年間走行距離が1万キロメートル程度の車両の場合、ガソリン車から電気自動車に切り替えることで、約0.6トンのCO₂削減が可能となる試算がございますが、町全体に対する影響は限定的であり、今後電気自動車の普及率が向上すれば町全体での削減効果が期待されるものと考えております。

次に、電気自動車の問題点については、まず充電設備が整備されていない地域では、充電の手間や設備費用が課題となること、電気自動車のバッテリー寿命や使用済みバッ

テリーのリサイクル及び適切な処理が課題であり、これらが環境に与える影響についての懸念等が考えられます。

また、電気自動車は走行時に二酸化炭素を排出しないものの、充電時に使用する電力元が化石燃料に依存している場合、間接的に二酸化炭素を排出していることになります。

このことから、電気自動車の導入に当たっては、導入効果と上記の課題を勘案し、本町の取組として温室効果ガス削減に資するよう努めていく必要があるものと考えております。

次に、「清掃工場」についてでございます。

清掃工場における最悪の事態を想定したごみ処理のシミュレーションでございますが、有料化による搬入量の削減や財政的な効果は一定見込めるものの、御指摘のような課題に対する抜本的な解決手法には結びつきにくいものと考えており、試行的に有料化を行い検証するということは現時点では想定しておりません。

なお、平成27年度に締結いたしております北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る総合支援協定書において、災害の発生または事故等により清掃工場が緊急停止や処理能力が低下した場合などの取決めが定められており、緊急時の際には当該協定書に基づき、北摂地域の関係自治体と臨時的な受入れに関する協議を行った上で、都度対応してまいりたいと考えております。

また、大阪府北部地震においても前例があることから、当時の方法を踏まえた対応が一定可能であると考えております。

次に、「交通環境の改善」についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部、高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の3部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めております。

内容につきましては、第五次島本町総合計画や島本町都市計画マスタープランなどに記述されている本町の交通施策に関する基本的な理念等を踏まえ、現状の課題を整理するとともに、財政との整合等を踏まえた今後の現実的な取組の進め方を検討し、明らかにすることを目的として、資料の作成を進めております。

公表時期については明確にはお答えできませんが、令和8年度のできるだけ早い時期に取りまとめを行い、公表する予定でございます。

次に、「町道山崎2号幹線」についてでございます。

町道山崎2号幹線の歩道設置に向けた実施設計業務につきましては、業務内容といたしまして現地測量や歩道詳細設計、雨水排水設計、図面や報告書作成などを予定しており、業務期間については約8か月程度の期間を想定しております。

また、財源につきましては国の交付金も活用する計画としており、年度当初から国に対し社会資本整備総合交付金の申請を行い、交付決定後に入札手続を進め、委託業者との契約締結を経て令和8年度中の完了を目指しております。

次に、「桜井五丁目における道路拡幅」についてでございます。

桜井五丁目地内道路改良工事につきましては、水路内での工事となることから、渇水期である秋から冬にかけての工事を予定しております。

課題や問題点につきましては、狭い道路での作業となるため、工程により車両の通行止めが必要となりますことから、近隣住民の皆様をはじめ、自治会や日常的に利用されている福祉ふれあいバスや周辺幼稚園のバス、通過交通車両等に対し事前の周知及び調整が必要となります。

また、当該工事箇所が住宅地、通学路に近接しているため、交通安全対策はもちろんのこと、工事中の騒音や振動についても、その抑制対策を検討し、十分な対策を行った上で工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、「上水道」についてでございます。

本年度も複数水源による安全と安定給水を図るために、引き続き大阪広域水道企業団から年間配水量のおよそ10%の高度浄水処理水を取水してまいります。

現在の現状の問題点と今後の見通しについてでございますが、最近における給水人口の増加に伴う水需要の増加に対応するため、広瀬取水井新設工事を実施し、全体として安定した地下水の供給ができることから、今後ともこれまでどおり年間配水量のおよそ約10%の高度浄水処理水の受水を維持しつつ、安定した水道水の供給ができるものと考えております。

次に、「下水道」についてでございます。

桜井四丁目地区における下水道整備のタイムスケジュールと今後の計画についてでございます。

桜井四丁目地区の污水整備のタイムスケジュールにつきましては、本年度に実施設計業務を予定しており、令和9年度から工事に着手し、おおむね3か年をかけまして約5ヘクタールの面整備による供用開始区域の拡大に向け、事業計画を進める予定でございます。

今後の計画につきましては、桜井四丁目地区の污水整備が完了後、桜井五丁目地区の污水整備に着手してまいります。

次に、管更生工事のタイムスケジュールにつきましては、制限付き一般競争入札となりますことから、本年4月から入札事務を進め、6月頃の入札執行を予定しております。

なお、污水排水量の減少する夜間での工事を予定しており、山崎ポンプ場内の污水ポンプ井への最大貯留量の関係から数時間程度しか作業ができないなどの制約もあり、管更生工事の期間といたしまして約9か月程度が必要なことから、令和9年3月末頃の完成を見込んでおります。

次に、「山崎ポンプ場」についてでございます。

山崎地区等の雨水対策への取組につきましては、令和2年度に事業着手しました公共下水道山崎雨水幹線の整備が完了したことにより、水路の流下能力が強化され、雨天時

における山崎ポンプ場への雨水流入量が水路整備前より増えますことから、雨水排水に必要な雨水ポンプ3台目を増設するものでございます。

続きまして、大きな3点目の「安全・安心なまちづくりについて」のうち、「指定避難所」についてでございます。

民間集合住宅である「ライオンズガーデン水無瀬グランリバー」と避難所指定に関する協定については、昨年12月7日に締結をいたしました。避難所として必要な備蓄品につきましては、年度当初より購入を進め、町が保有する備蓄食料、毛布、携帯用トイレなどを含め、出水期までに避難所への備蓄を完了させる予定でございます。

次に、「個別避難計画」についてでございます。

個別避難計画につきましては、まず令和5年度に試行的に5件を作成し、令和6年度には福祉介護事業所に作成を委託して26件を作成いたしました。令和7年度はさらに委託事業所を増やし、40件程度を作成見込みとなっております。令和8年度には70から80件程度の作成を予定しており、令和8年度末には計画作成対象者のうち、優先度が高い方の計画策定がおおむね完了する見込みでございます。

続きまして、大きな4点目の「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくりについて」のうち、「国民健康保険」についてでございます。

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の給付拡充のための特定財源を全世代、全経済主体から公的医療保険の枠組みを活用して拠出するものでございます。

町といたしましては、国民健康保険料に合わせて賦課徴収を行うため、現行の国保システムの改修を令和7年度から令和8年度にかけて段階的に実施をし、賦課開始に向け、保険料算定方式や賦課限度額の設定など、正確な保険料計算が行われるよう、システムの運用を徹底してまいります。

また、被保険者の皆様に制度への理解を深めていただくため、令和8年度の保険料賦課決定通知書の送付に際し、制度の趣旨や活用先などを分かりやすくまとめたリーフレットを同封するなど、丁寧な情報発信を行ってまいります。

次に、「重層的支援体制整備事業」についてでございます。

重層的支援体制整備事業は、生活困窮者やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する取組であり、現在、関係機関、関係部署と連携をし、検討や準備作業を進めているところでございます。

令和8年度の関連予算としては報償費として講師謝礼を計上しており、引き続き研修や実施に向けた検討を実施する予定でございます。

事業開始までのタイムスケジュールにつきましては、令和8年度中に必要な体制や予算等を整理した上で実施計画の策定などを行い、令和9年度からの実施を目指して準備を進めてまいります。

なお、この事業の支援対象者については、高齢者や障害者、生活困窮者、独り親家庭、ひきこもりの方など様々な分野の対象者のうち、複合課題を抱えるなど対応が困難で複

数分野での連携が必要なケース等を抽出し、各機関が連携して支援を行うものであることから、その性質上、現時点で対象者の数を特定することは難しいものと考えております。

次に、「ごみ出し支援」についてでございます。

令和7年度からごみ出しが困難な高齢者の方々等へのごみ収集支援を試行的に実施してまいりました。導入の成果といたしましては、時間帯や回収場所などを柔軟に対応した結果、対象者の方々から高い評価をいただいているところであり、少しずつ件数も増加してきております。

なお、これまでも制度の周知に努めておりますが、現時点におきましても住民ニーズの動向の把握しづらい面もあることから、令和8年度におきましても試行実施とさせていただいたところでございます。

また、令和7年度に定めた要件の基準等是不変しないことといたしましたが、一方で当初の想定より1世帯当たりのごみの量が多いことや、対象者の方々との収集日の日程調整に時間を要すること、また分別が容易にできない方々への対応が困難であることなどの課題がございますことから、本制度の充実に向け、これら諸課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」についてでございます。

介護保険事業計画は3年間を計画期間とし、その間の介護保険に係る事業の方向性やその費用などを推計し、65歳以上の第1号被保険者の保険料を設定するもので、令和8年度は令和9年度からの3年間を計画期間とした第10期の介護保険事業計画の策定に着手いたします。

計画の具体的な内容につきましては、令和8年1月に実施したニーズ調査等の結果や今後の高齢者人口など本町の高齢者を取り巻く環境、令和8年夏頃に国から出される予定の各自治体で介護保険事業計画を策定するに当たっての共通の方針の内容等を踏まえて、介護保険事業運営委員会において審議し、作成していくことになります。

また、本町ではこれまで、介護保険事業計画に併せて高齢者福祉や高齢者の保健事業の取組や方向性などを内容に盛り込んでいる保健福祉計画を策定しており、今回も同様に策定を予定しております。

加えて、第10期の計画では、各自治体で取り組む認知症に係る各種施策や、その方向性を定める認知症基本法に基づく認知症施策推進計画も包含した計画として策定する予定でございます。

続きまして、大きな5点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくりについて」のうち、「地域子育て相談機関」についてでございます。

地域子育て相談機関につきましては、子育て世帯の身近な相談機関として保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援の施設や事業を行う場での実施を想定しており、業務内容としては相談支援、子育て世帯に対する情報発信、子育て世帯とつ

なかる工夫及び関係機関との連携を行うこととなっております。

実施内容といたしましては、現在、地域子育て支援拠点事業を担っている施設を地域子育て相談機関に指定し、令和8年10月から2か所を開設する予定としており、期待する成果といたしましては、地域で相談支援や情報発信等を行うことにより、町のこどもすこやかセンターの役割を補完し、相談支援体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、「ファミリー・サポート・センター事業」についてでございます。

ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数でございますが、令和8年2月17日時点の登録数は、提供会員が35名、利用会員が17名で、このうち実際に活動されている会員数は10名程度となっております。また、依頼会員は307名登録されていますが、利用しておられる会員数は30名程度となっております。

転入等により子育て世帯が増える中、提供会員の確保が課題であり、現状はペアを組んでいる方が対応できない場合は、別の提供会員に対応していただく等の調整をしておりますが、今後、より利用ニーズが高まることが予想されるため、引き続き確保に向けた取組を継続してまいります。

次に、「子育て世帯訪問支援事業」についてでございます。

子育て世帯訪問支援事業につきましては、若年妊婦やヤングケアラーなど支援が必要な世帯を対象に訪問支援員が御自宅に訪問し、家事や育児等の支援を通じて養育環境を改善することで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、子育て支援の強化を図るものでございます。

なお、対象人数につきましては10月からの半年間で延べ50件程度の訪問を想定しておりますが、実利用者数としては15世帯程度と考えております。

次に、「ふれあいセンター屋外水景施設の整備」についてでございます。

ふれあいセンターでは島本町こどもすこやかセンターが開設され、子供連れの来館者が増加することが見込まれるため、現在停止しております屋外水景施設を来館者の憩いの場はもとより、子供の遊び場としても御利用いただける広場に改修するための設計業務を行ってまいりたいと考えております。

広場につきましては、様々な年齢層の来館者の利用やイベント時の活用なども想定し、大型遊具などの構造物の設置は考えておりませんが、水景施設の水路や高木の根上がりによって生じている床の段差を解消し、植物によるグランドカバーにより平たんな広場に整備してまいります予定でございます。

次に、「子どもの居場所づくり支援事業の拡充」についてでございます。

令和8年度から子どもの居場所づくり支援事業を拡充し、学びの場への補助として地域で無償で学習支援を行う団体等への補助を創設いたします。これにより、子ども食堂以外に学習支援を行う居場所を確保してまいりたいと考えております。

また、子ども食堂への補助には「テイクアウト」加算を追加し、弁当などの持ち帰り

用の食事を配布します。これにより、食堂への参加が難しい困窮世帯等への支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

こうした学びの場や子ども食堂は小規模な団体や個人が運営し、ボランティアの協力で成り立っている場合が多く、スタッフの確保など運営体制の充実が課題であると認識をしております。

続きまして、大きな6点目の「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」のうち、「都市農業の多様な担い手」についてでございます。

担い手のニーズにつきましては、町内外に幅広く調査等を行ってはおりませんが、ファミリー農園の募集を広報誌等で行う際の応募状況や、日常的な新規就農希望者からの相談などで一定把握をしており、必要に応じて新たな就農を希望される地域において説明会を行うなど、マッチングに向けた取組を進めているところでございます。

これまでもファミリー農園のあっせんや新規就農の相談により、農業に関心のある方の掘り起こしなどの支援を行ってまいりましたが、ここ数年は個人のみならず、法人なども新規就農や就農面積の拡大を希望される事例もございしますことから、これらの際において農地所有者とのマッチングや大阪府みどり公社へのあっせんなどを実施しているところでございます。

これらの取組は、これまで一個人では難しかった地域としての農地保全の課題を解決できる可能性もあると考えており、法人をはじめとする農地所有者以外の多様な担い手が地域の都市農業を支えられる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、「森林整備」についてでございます。

森林環境譲与税については令和元年度から譲与を受けており、これまでの使途につきましては令和3年度及び4年度は森林整備を行うために必要な境界確認業務、令和5年度はデジタル技術を活用した森林調査業務、令和6年度は広瀬地区の風倒木処理及び桜井地区の森林整備に向けた所有者意向確認等の実施、令和7年度は桜井地区の森林整備及び新庁舎設置備品の町内産材を使った木質化を行っております。

森林整備実施計画では、町内の森林の風倒木の状況や木々の密度等の調査に基づき、災害等につながる危険性が高い市街地近辺の風倒木の処理や間伐を優先した整備を行うこととしており、自然災害等の抑制を優先し、限られた財源を有効に活用した森林整備を継続的に行ってまいりたいと考えております。

次に、「高槻市との観光振興に関する連携」についてでございます。

高槻市との観光振興に関する具体的な連携の内容につきましては、高槻市観光協会案内所や高槻市観光協会のホームページ、たかつき観光アプリにて島本町の案内を開始いたします。

そのほかに、高槻市の観光プログラム「オープンたかつき」にて、島本町のプログラムの新規開発及び実施や、これまでも実施してまいりました高槻市長との中将棋対局といった各種広域プロモーション事業を行ってまいります。

高槻市との観光振興に関する連携のメリットといたしましては、近隣自治体を中心としたプロモーションの強化がございます。これまで本町で活躍する魅力的な人材の発掘と体験プログラムの開発や、お土産商品の開発に努めてまいりました。

多くの魅力的な人材の発掘や複数の体験プログラムや商品の開発が進む中で、町外からの来訪者につながるプロモーションが課題となっており、高槻市と連携することで近隣自治体を中心に広域への情報発信も含めたプロモーションの強化につながるものと考えております。

次に、「島本駅東エリアの整備」についてでございます。

島本駅東エリアの整備については、令和7年度中に基本計画を作成し、令和8年度に具体的な整備内容や整備範囲について検討してまいります。

令和7年度末において、モデルプランを踏まえた概算事業費を算出する予定であります。これらを基に令和8年度におきまして事業内容を精査した上で、詳細の予算規模等をお示しさせていただくことを予定しております。

いずれにいたしましても、島本駅東エリア一帯が本町の歴史文化の発信拠点となるよう、歴史文化資料館や史跡桜井駅跡史跡公園、駅前ロータリーにおいて、魅力の向上を図るための一定の整備を行うことを前提として検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな7点目の「持続可能なまちづくりについて」のうち、「駐車場の有料化」についてでございます。

第7次島本町行財政改革方針では、健全な財政を堅持するため、特定財源の確保、受益者負担の適正化、保有資産の有効活用に取り組むことを掲げており、他団体でも事例が多い駐車場の有料化について、本町においても検討する必要があると考えております。

検討の対象としては、役場、ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園などのほか、駅前ロータリーの駐車場を考えておりますが、有料化の判断には立地条件などを踏まえた採算性の観点が不可欠であり、また施設の設置目的などによりましては無料時間などの設定が必要と考えておりますことから、全ての駐車場を一律に取り扱うのではなく、様々な観点を基に総合的に判断していく必要があると認識をしております。

本年2月には町保有駐車場に関するアンケートを実施したところであり、いただいた御意見も考慮した上で令和8年度のなるべく早い段階で町としての考え方をお示したいと考えております。

次に、「開庁時間の短縮」についてでございます。

検討に当たり、来庁者から直接御意見を伺ってはおりませんが、時間帯ごとの窓口への来庁者数などを分析し、平均的に17時台の来庁者は僅かであることや、コンビニ交付など本町における行政のデジタル化の状況を勘案し、実施可能と判断したものでございます。

また、職員の勤務時間に変更はございませんので、短縮後の閉庁時刻である17時まで

に来庁していただければ手続きをしていただくことができますが、あわせて各窓口の業務の必要性や特殊性に応じて、臨時に夜間・休日窓口を実施したり、相談支援業務等においては事前の申出により個別に開庁時間外で対応したりすることで、住民サービスが低下することのないよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、「役場庁舎における電話対応」についてでございます。

役場庁舎での電話対応につきましては、住民の皆様へのサービス向上を図るため、これまで誠実で丁寧な案内を心がけてまいりましたが、電話におけるトラブルが発生してしまう状況もしばしば発生しております。

こうした背景から、通話内容を正確に記録することで対応の公平性や適切な執行を確保し、住民サービスの質の向上を図るとともに、不当要求等を未然に防止することで職員が安心して働ける環境整備を進めたいと考え、導入を予定するものでございます。

また、今後の技術革新に伴い、AIを活用した電話対応においても住民サービスの確保が可能と判断されるようになった場合は、改めてその導入についても検討してまいりたいと考えております。

次に、「財政状況等」についてでございます。

財政状況の改善につきましては、外的な要因によるものは町の努力のみでは難しいことから、行財政改革方針に基づき、引き続き事務の効率化、保有資産の活用、公共施設の適正管理等を着実に進めていく必要があるものと考えております。

小さなまちの豊かな暮らしにつきましては、多様な主体が参画をし、連携・協働してまちづくりに取り組むことや互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくりを想定したものでございます。

また、そのため財源を生む施策について、これまで第6次島本町行財政改革プラン、第7次島本町行財政改革方針に基づき、補助金、個人給付の見直し、ふるさと納税の充実や高槻市との消防指令センターの共同運用等に取り組んできたほか、公共施設総合管理計画及び各施設の長寿命化計画等に基づき、施設保有量の圧縮や計画的な維持保全による長寿命化によるライフサイクルコストの縮減に努めてきたところでございます。

なお、本年度の予算の編成についても特定財源の状況、必要性や緊急性を勘案し、優先度の高いものを計上しております。今後も引き続き、行財政改革方針に基づき、規律を持った財政運営に取り組むほか、事業の内容を勘案し、優先度の低くなった事業の統廃合を行うとともに、優先度の高い事業に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

「特に重点的に取り組む施策について」のうち、3点目の「待機児童対策」についてでございます。

令和7年度には、複数の大型集合住宅への入居が開始され、就学前児童を含む世帯も多く転入されたところでございます。近年の保育需要の増加も相まって、令和8年度4

月入所に係る1次受付数は転園希望者も含め351件であり、前年と比較し107件、率にして43.8%増となっており、引き続き保育需要は増加している状況でございます。

第一幼稚園の機能拡充及び町内私立幼稚園、認定こども園化等による保育の受皿の増加につきましては、まず第一幼稚園における就労支援型の利用枠といたしまして、3歳児から5歳児までについて各18人の計54人分を確保するとともに、山崎幼稚園の認定こども園化により、1歳児8人、2歳児12人、3歳児から5歳児まで各20人の計80人を保育認定枠として設定されており、両施設の受皿拡大により計134人分の定員増加を図ることができたものでございます。

その他の保育施設におきましても、従前から継続して弾力的運用を活用しており、令和8年度におきましても小規模保育事業所を除く全ての民間保育施設で、認可定員を上回る受入れを行っていただく予定となっております。

今後におきましても増加が見込まれる保育需要に対しましては、引き続き町内の既存施設を最大限活用しつつ、その後の全国的な人口減少を見据え、中長期的な視点に立った対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、「事業推進の課題」についてでございます。

新体育館等の整備業務につきましては、本町の公共施設整備において初めて設計・施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式を採用する事業でございますので、その進め方に対して軽減がないという点が最も大きな課題であると考えております。

しかしながら、事業者選定においては今年度、整備事業者選定支援業務を委託した事業者と連携を図りながら、事業者選定事務等を進めるとともに、また、事業者選定後においてはモニタリング支援業務を活用し、本町が求める要求水準等を満たした設計施工がなされているかを専門的見地から確認していくことで課題は解消できるものと考えており、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな1点目の「思いやりとふれあいのまちづくりについて」のうち、「学校教育における北朝鮮による日本人拉致問題の取組」についてでございます。

北朝鮮による拉致問題につきましては犯罪行為であり、決して許されるものではなく、人権侵害事象として啓発することは非常に重要であると認識しております。

学校現場の現状でございますが、中学校におきましては社会科の歴史的分野や公民的分野の学習において、政府の拉致問題対策本部が作成したアニメ「めぐみ」を活用し、拉致問題について学習を行っております。また、小学校におきましては、児童の発達段階を踏まえ考慮しなければならないこともあり、アニメ「めぐみ」の活用には至っておりませんが、拉致問題については6年生の社会科において、日本と国際社会を取り巻く問題として教科書を用いて学習しております。

教職員につきましては、小中学校全ての教職員がアニメ「めぐみ」を視聴しており、拉致問題に対する理解を一層深めて授業を実施しているものと認識しております。今後も人権尊重に向けた取組の重要性を児童生徒及び教職員が認識しつつ、拉致問題をはじ

めとする様々な人権課題の解決に向けた教育について推進してまいります。

続きまして、大きな4点目の「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくりについて」のうち、「尺代テニスコートの今後のタイムスケジュールと具体的な移転整備の内容」についてでございます。

まずは、今後のタイムスケジュールでございますが、現在、現地の借用について当該土地所有者と交渉を行っているところであり、整備についてはその契約時点からのスタートとなることから、現時点では具体的なスケジュールをお示しすることはできません。

しかしながら、本町の思いといたしましては、令和8年度に設計業務を行い、設計に基づいて令和9年度に工事を実施した後、令和10年度からの供用開始を目指してまいりたいと考えております。

具体的な移転整備内容についてでございますが、現時点ではお示しできる段階にはございませんが、島本町新体育館等整備基本計画策定時のアンケートやパブリックコメントなどで、オムニコート of 整備、また、東大寺公園テニスコート同様に複数面の整備を求める声が多かったことから、これら御意向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな5点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくりについて」のうち、「校庭開放」についてでございます。

現在、子供たちが放課後に安全で安心して活動できる場を提供することを目的として、学校授業日及び本年度から夏季休業期間を拡大し、町内全ての小学校において校庭開放を実施しております。

まず、夏季休業期間中に実施した結果の課題と効果についてでございます。運営面における大きな課題は特になく、円滑に事業を実施することができ、また、夏季休業期間中における子供たちの居場所を確保できた点においても一定の効果があったものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、校庭開放の取組が保護者や児童に認知されるよう案内を工夫するなど、より多くの児童に参加していただけるように努めてまいります。

次に、全校横断的な利用の具体的な内容につきましては、令和8年度から児童の在籍校にかかわらず、町内全ての小学校で実施する校庭開放に参加することが可能となるよう、運用を見直すことを想定しております。

このことによる効果といたしましては、児童の交流関係の多様化や校区にかかわらず、児童を受け入れている民間学童保育士の子供たちが柔軟に校庭開放を利用できるようになるものと考えております。

次に、「良好な教育環境の確保」についてでございます。

令和5年6月1日に施行いたしました島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づき、毎年度通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と協議の上、教育環境保全対策区域を指定し公表することで、住宅開発に伴う児童数の急増に適

切に対処し、本町の良好な教育環境の保全に努めてまいりました。

しかしながら、第三小学校区におきましては、ＪＲ島本駅西地区等の開発により、今後児童数が大幅に増加していくものと認識しております。当該区域の児童生徒が安心して登校していただける良好な環境を維持するため、教室の転用等の既存施設の有効活用、また状況によっては施設整備についても検討が必要と考えております。

いずれにいたしましても現時点において、具体的な方針やスケジュールをお示しできる段階にはございませんが、これまでにない児童生徒数の増加に適切に対応できるよう、様々な可能性のある手法を迅速に検討してまいりたいと考えております。

次に、「小学校におけるオンライン英会話やＡＩを利用した英会話授業の拡充」についてでございます。

現在、小学校、幼稚園、保育所における外国人英語指導助手であるＡＬＴの配置につきましては、児童が実際に目の前のＡＬＴとやり取りする体験を通じ、積極的に英語を使ってコミュニケーションを取ってみようとする気持ちを醸成し、今後の英語学習の基礎となる態度を育むとともに、多文化理解を促進することを目的としております。

小学校におけるオンライン英会話授業やＡＩを活用した英会話授業の導入に関しましては、国や大阪府、近隣自治体の動向を注視し、現行のＡＬＴ配置による効果を十分生かしつつ、本町の教育環境にとってどのような手法がより適切で効果的であるかを、今後も必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、「部活の拠点校方式と合同部活」についてでございます。

中学校部活動の拠点校方式につきましては、在籍校に希望する部活動がない場合、学校間で協定等を締結の上、編成される一つの部活動に参加を認めるものでございます。このたび対象となりますのは、第一中学校のダンス部と第二中学校の男子テニス部及び水泳部であり、本年度も試行的に実施しております。来年度以降はクラブ編成の時期に改めて通知を行い、拠点校方式を活用したい生徒への丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

また、部活動の合同練習等につきましては、必要に応じて適宜様々な部活動で実施しておりますが、今年度につきましてはサッカー部において単独でのチーム編成が困難なため、合同チームで試合に出場しております。

いずれにいたしましても、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保しつつ、教職員の働き方改革にも配慮した中学校部活動の運営について今後も指導助言してまいります。

次に、「学校運営協議会の成果と今後の具体的な活動内容」についてでございます。

保護者及び地域住民等により構成される学校運営協議会につきましては、令和６年度に第二中学校に設置し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することを通じて地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進してまいりました。

今年度の成果といたしましては、第二中学校の1年生が取り組んだ町内の福祉に関する学習において、学校運営協議会委員にも校内でのパネルディスカッション形式で意見交流等の発表を参観いただき御意見を頂戴するなど、地域とともにある学校づくりが浸透してきたと認識しております。

今後につきましては、中学校区として学校運営協議会を設置し、小学校と中学校の綿密な連携の下で地域とともにある学校づくりを実現してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな6点目の「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」のうち、「歴史文化資料館の保存活用計画の館内展示のリニューアル」についてでございます。

保存活用計画につきましては、施設や計画の概要、保存対象範囲の設定や保存・修理・維持に関する方針などを定めた保存管理計画、建造物や周辺環境などを区分し、区分ごとの保全方法を定めた環境保全計画、火災・地震・台風などへの対策などを記した防災防犯計画、公開の方法や利用方法などを定めた活用計画、計画実行のための体制や役割分担、スケジュールなどを掲載し、歴史文化資料館の文化財としての価値、守るべき場所や部材を明確にしていまいります。

この保存活用計画を基に設計を行い、建造物の文化財としての価値を保護した上で適切に活用できるよう、耐震補強を含めた整備を進めてまいります。

また、歴史文化資料館のリニューアルにつきましては、現在の所蔵資料の魅力を生かしつつ、文化財のほうや普及啓発に努めておりますが、耐震補強工事に合わせて専門知識を有する有識者の指導助言を得て、展示方法や魅力発信、文化財のほうへ啓発方法などを見直してまいります。

以上でございます。

ナカジマ議員 ありがとうございました。細部につきましては、各常任委員会にて審査させていただきますので、よろしくお願いいたします。

大久保議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時12分～午後2時25分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

中田議員(登壇) 人びとの新しい歩みを代表し、2026年2月定例会議大綱質疑を行います。

1、財政の健全性と住民福祉への投資バランス。

令和8年度の施政方針では、例年どおり財政状況の厳しさが強調されています。しかし、町税収入の堅調な推移と基金の積み増しにより、町が自由に使える一般財源は過去最高水準にあると考えます。以下の点を伺います。

歳入における町税収入は増加傾向にあり、地方交付税等を合わせた一般財源総額を見れば、本町の基礎的な財政力はむしろ強化されていると考えます。また、新庁舎や新体育館といった大型の施設整備に備えが必要であることは理解しますが、一方で基金も相

当積み上がっています。他自治体に比して、投資の余力は十分にあると考えます。その余力を今、住民の切実なニーズに還元することこそが生きた財政運営であると考えます。見解を問います。

2、島本町地域防災計画の修正。

地域防災計画の修正に関連し、本町の実態に即した実効性について伺います。町はこれまでの計画では、有馬－高槻断層の最大震度6強としてきましたが、国の想定では西山断層帯による地震で本町の市街地の広範囲で震度7が予測されています。能登半島地震の教訓は想定外をなくすことです。

今回の修正で西山断層帯の追加や最大震度想定の見直しは行われるのでしょうか。直下に二つの断層を抱える本町の地理的特性を踏まえ、実態に即した被害想定と対策のアップデートを求めます。

能登半島地震では、長期化する避難生活の質が問われました。本町においてもスフィア基準を指針に据え、トイレ、キッチン、ベッドの確保など避難者の尊厳を守る環境整備が不可欠です。今回の修正でいかに具現化されるのか伺います。

3、駐車場有料化方針の決定プロセスと妥当性。

施政方針で示された公共施設駐車場の有料化について、その目的と妥当性を問います。本来こうした住民負担を伴う更新決定に当たっては、まず現状の課題を把握し、住民アンケート等を通じて広く意見を聴取した上で慎重に検討されるべきです。今回アンケートの実施を前に有料化という方向性が決まっているのはプロセスの不備ではないでしょうか、見解を伺います。

有料化の目的として施設の利便性向上等が挙げられていますが、具体的にどのような不便を解消しようとしているのでしょうか。駐車場の逼迫が課題であれば、満車率や平均滞在時間等の客観的なデータを示すべきです。実態調査なしに手法としての有料化だけが独り歩きしている現状について、妥当性を伺います。

受益者負担を理由とする一方で、町は公共環境の改善や外出支援にも取り組んでいます。公共施設へのアクセスに負担を強いる有料化はこれらの施策と矛盾するものであり、単なる住民への負担の付け替えになりかねません。駐車場有料化は公共施設の利用のしやすさを後退させるものではないか、認識を伺います。

4、期末手当の支給対象となる会計年度任用職員の処遇改善。

12月議会では会計年度任用職員の処遇改善に対し、近隣自治体との比較という名目で報酬の再検討とセットで期末手当の月数を段階的に正職員に近づけていくという、慎重ながらも是正に向けた前向きな答弁がありました。これは大いに進めていただきたいですが、一方で近隣自治体との年収比較において、仮に他自治体と数字上の遜色がなかったとしても、それでよしとはできません。

本町では、学童保育指導員の不足が4年も続いており、現場の欠員こそが処遇の不十分さを物語る何よりの証拠です。他市の平均値に固執し、目の前の深刻な労働力不足を

放置することは現場の安全性等の欠如を招き、結果として住民サービスを著しく低下させます。

他市と比較する外の基準以上に欠員状況という内の危機を重く受け止め、指導員等の安全確保のために月数格差の是正や号給上限の撤廃といった抜本的な処遇改善を早期に決断すべきです。見解を伺います。

5、住民の生活実態に即した介護施策の展開。

第10期計画の策定では、自治体が地域住民の介護保障にどう責任を持つのか、その覚悟が厳しく問われています。現在、全国的には訪問介護の維持が困難となり、介護空白が生じる自治体も現れていますが、本町の事業者や利用者が直面している現状と課題をどう認識していますか。国の基本方針は負担増と給付抑制に傾倒していますが、これを追認するのではなく、本町の住民の生活実態に即した評価こそ必要です。

特に、要介護1、2のサービス移行や自己負担増が議論される中、町はサービス難民や介護離職を防ぐ実効性のある受皿をどう構築するのか、単なる国の方針の範囲にとどまらない本町の持続可能なビジョンを伺います。

6、国保における健康寿命延伸に向けた取組と基金の活用。

医療費の抑制と健康寿命の延伸を両立させる鍵は、特定健診の受診率向上にあります。本町の受診率は40%弱と微増傾向にあるものの、令和5年度の目標値60%には遠く及んでおらず、さらなる対策が急務です。

例えば、SNSやアプリ等を活用した個別勧奨の強化や、受診者へのポイント付与といったインセンティブ施策の導入は受診者控えのアプローチとして極めて効果的と考えます。

あわせて、基金の活用方針についてです。近年の基金残高は増加傾向で、これを単に安定運営のための保留財源とするのではなく、今こそ予防健康づくり事業へ戦略的に投資すべきです。発症及び重症化予防への先行投資こそ、将来的な医療費適正化を実現し、結果として住民負担の軽減に資する最善の道と考えます。

7、子どもの遊び場の確保と利便性向上について。

子ども・子育て計画のアンケートの中で公園についての意見で最も多いのは、ボール遊びができる場所の不足です。狭い市街地に住宅が密集する本町では、小規模な公園はあってもまとまった広さの公園は少ないです。

今回提案されているふれあいセンター屋外広場の改修は、こうした状況の改善に資する取組と評価しますが、広さや「思い切りボール遊びができるか」という観点からは依然として場が不足していると言わざるを得ません。子供の健やかな成長を支える環境整備は自治体の責務です。

現在、町内で公式にボール遊びが許可されている公園はどこでしょうか。公園の不足を補う上で校庭開放の果たす役割は大きいです。今回提案のある長期休暇中の開放拡充は評価しますが、アンケートには道具を持ち込みたい、せめてキャッチボールをという

切実な声が寄せられています。現状、高学年でも楽しめる球技等ほどの程度認められているのでしょうか。管理上の都合ではなく、安全を確保した上での柔軟な対応を求めます。

雨天時の遊び場の不足も深刻です。プレイルームの限定的開放は一步前進ですが、子育て世代が急増する中、未就園児親子が予約なしで利用できる場の確保が不可欠です。ふれあいセンター内に常設な場を設けるべきではないでしょうか。

8、第六期地球温暖化対策実行計画の策定に向けた提言。

第六期実行計画の策定に当たり、政府が掲げる2035年度60%削減等の目標と整合する実効性が問われています。本町の第五期計画における最新の排出状況は、令和5年度実績で基準年度14.7%減にとどまり、26年度39%削減という目標の達成は極めて厳しい状況です。計画の策定には相応のコストと時間を要します。単なる絵に描いた餅で終わらせないためにも、新たな計画では行政が率先して車両更新に併せた全公用車のEV化や公共施設への再エネ導入を最大限加速させる具体的なロードマップを示すべきです。

9、清掃工場とごみ減量。

本町の清掃工場は耐用年数を超え、老朽化が深刻な課題です。令和8年度の運用管理コストも年間約6億円に上り、本町の物件費を押し上げる主要因です。広域連携に向けた現在の状況と今年度の具体的な取組予定を伺います。

企業と連携したリサイクルや生ごみ処理機助成補助など現行施策は評価しますが、さらなる積み上げが不可欠です。燃やすごみを減らすことはCO₂排出抑制に直結します。循環型社会の構築が急務となる中、環境負荷と処理コストの双方を削減するため、資源化の徹底など攻めの減量施策をどう加速させるのか伺います。

10、JR島本駅東エリアにおける「緑の拠点」創出と差別化戦略。

現在示されている活性化基本計画において、駅前における緑の量と質の確保こそが本町のブランド力を左右する最重要課題であると考えます。昨今、大阪のうめきたの取組に見られるように、都市の真ん中に圧倒的な緑の空間を創出することで、環境価値を高め世代を呼び込むことがトレンドとなっています。

本町においても申し訳程度の植栽にとどまるのではなく、都市の中の緑という視点を取り入れ、駅前の貴重な空間を圧倒的な緑の拠点として整備すべきではないでしょうか。近隣の他都市にまねできない、島本らしい緑と共生する駅前という差別化を図るべきと考えます。また、本計画における緑化の役割をどう位置づけているのか伺います。

11、高さ制限導入に向けた策定プロセスの透明性と住民参画。

高さ制限について、いよいよ具体的な手法や数値設計を策定する段階に入ります。既に多くの開発が進んでしまった現状で遅きに失した感はありませんが、それでもなおこの制度設計はまちの将来像を決定づける極めて重要な局面にあります。

先日実施された素案に対する住民周知、意見募集公募の結果を踏まえ、以下の点を伺います。

パブコメ等で住民からどのような意見が寄せられ、現状の課題や住民の懸念をどう総括しているのか。令和8年度以降に実施される具体的な制限内容の検討において、意見をどう計画へ反映させるのか。委託先や手法といった具体的な検討業務の形態はどういうものを予定しているのか、専門家のみならず公募員など住民代表が参画する仕組みはあるのか、その進捗状況を住民がリアルタイムあるいは段階的に確認できる場をどう担保するのか、決まった後に知らせるのではなく、策定過程そのものの透明性をどう確保していくのか、見解を伺います。

12、交通環境改善に向けた検討状況と今後の展望。

施政方針には、「公共交通環境改善の協議・検討を進めてきた」とあります。住民の関心の高いこの問題について伺います。

具体的にどのような課題が抽出され、現時点でどこまで方針が固まっているのか。今後のスケジュール、到達目標をお示しください。

庁内検討会議に当事者である住民代表や交通関連の学識経験は参画するのか。職員のみ現状維持の議論に陥る懸念があります。客観的・専門的な視点、そして利用者の切実な声をどう反映させているのか伺います。

市街地から距離のある尺代、大沢など、深刻な移動困難に直面する地域への「個別解」が必要です。現時点で検討されている具体策を伺います。

福祉ふれあいバスで定員超過で乗車できない事態が発生していることは喫緊の課題です。車両の増便、小型車両の活用、ルート再編など、乗車困難を物理的に解消されるためにどうするのか伺います。

市街地、とりわけ楠公通り周辺の渋滞が悪化しています。住民からは車での送迎が困難、生活に支障が出ているといった切実な訴えが届いています。町内渋滞ポイントについての認識と分析を伺います。

13、待機児童対策と将来推計に基づく施策展開。

待機児童数は全国的に減少傾向ですが、流入超過が続く本町では保育ニーズが高まっており、新たに待機児童が発生する事態になっています。子育て世帯が安心してキャリアと育児を両立できる環境構築は最優先課題です。

これまでに第一幼稚園の機能拡充や小規模保育所の増設など、受皿確保について対策を講じられてきたことは評価しますが、現在進行中のマンション開発や世帯流入を踏まえ、本町における保育ニーズのピークを何年後と予測し、その際最大でどれぐらいの待機児童が発生すると見込んでいるのか。今後どのような具体的かつ実効性がある待機児童ゼロへの取組を進めていくのか伺います。

14、学童保育環境の抜本的改善と長期休暇中の昼食提供。

学童保育は共働き世帯等の子供たちが1日の多くの時間を過ごす生活の場であり、その環境の質は子供の健やかな育ちに直結するために極めて重要です。本町では、利用者が年々増える一方で、現場では深刻な指導員不足が常態化しています。その結果、場が

確保できても指導員が足りないためにクラスを増やせず、国の指針1クラスおおむね40人以下を上回る状態で運営されているところが現在4か所あります。この状態を町はどう認識し、解決しようとしているのか、指導員の確保策と一人一人の子供に目が届く適切な支援体制の構築に向けた方針について伺います。

あわせて、保護者から要望の多い長期休暇中の昼食提供について伺います。

猛暑の中での弁当持参は食中毒のリスクや保護者の負担増など課題が多いです。子育てしやすいまちを標榜する本町として、民間デリバリーの活用や学校給食施設の有効活用など、検討を始めるべきと考えます。見解を伺います。

15、歴史文化資料館の展示内容の抜本的刷新。

本町の歴史は縄文遺跡、奈良時代の瓦窯跡、東大寺の荘園、鎌倉時代の水無瀬離宮、西国街道戊辰戦争の舞台など、教科書に必ず出てくるような歴史の断面がそのまま残っています。しかし、現状の常設展示はこのまちの歴史、重み、すごみに対して内容・演出ともに不十分と言わざるを得ません。

リニューアルに当たっては、島本の歴史を日本史全体の文脈の中に分かりやすく位置づけ、その重要性を誰もが理解できる本町の機運な歴史的価値に見合う高水準な展示への刷新を強く求めます。見解を伺います。

16、平和意識の普及に向けた「地域の記憶」の展示導入。

施政方針に掲げられた「平和意識の普及に」を具現化するためには、不安定な国際情勢を鑑み、単なる啓発にとどまらない平和を自分事として捉える施策が必要です。そのためには、地域の身近な戦跡や歴史を知ることが有効です。例えば、戦時中に戦意高揚の聖地とされた桜井駅跡など、町内の戦争の遺跡を多角的にひも解くことで、より深い平和学習が可能になると考えます。

地域にはこうした記録を丁寧に掘り起こして活動されている住民の方もいらっしゃいます。歴史文化資料館のリニューアルに合わせて、町民の生活に根差した具体的な戦争の記憶を常設展示に導入することは、そのリアリティを次世代へつなぐ大きな力となります。郷土史の中の平和の記憶をどう位置づけ、住民の意識に訴えかける展示を実現させるのか伺います。

17、部活動の「地域展開」と教員の働き方改革の推進。

文科省は2026年から31年度を部活動改革実行期間と定め、休日の地域展開を原則完了させる方針を示しました。本町の取組について伺います。

施政方針にある拠点校方式の導入は、この地域展開に向けた具体的な取組と理解してよいのか。新ガイドラインで改革の責任主体と明記された市町村、令和8年度から始まる実行計画に向けどのようなロードマップを描いているのか。拠点校方式は生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に資する一方で、部活動改革において欠かせないポイントは教員の負担軽減、勤務状況を改善すること、学校教育の質の向上を図る働き方改革の推進にもあります。教員の負担軽減に資する取組を

どのように進めるのか伺います。

18、テニスコートの整備と住民との合意形成。

本町のスポーツ環境の充実、特にテニスコートの確保は、住民から強い要望が寄せられている課題です。これまでの社会実験の経緯について伺います。

東大寺公園からの移転先として提案されている尺代のテニスコート跡地——旧阪急です。以前より求めてきた最低2面のコート確保と附帯施設の設備の整備予定について伺います。

新体育館整備に伴う意見聴取では、テニスコートの確保に関する切実な要望が数多く寄せられていました。コートの移転先は利用者にとって後の活動継続に関わる重大な関心事であり、テニス団体をはじめとする関係者との丁寧な合意形成が不可欠です。現在どのような協議が行われ、寄せられた住民意見を具体的にどう計画へ反映させるのか、見解を伺います。

淀川河川敷テニスコートの利用補助に関する社会実験アンケート結果をどう分析し、総括しているか、実験で見えた課題や利用者の声を本格的な利用支援や制度設計にどう生かすのか伺います。

19、水道管路の耐震化と物価高騰下における水道料金。

水道事業は市民生活と経済活動を支える最重要インフラです。管路の更新、耐震化について、現状と今後の展望について伺います。

本町の管路における耐震適合率の現状、全国や府内平均と比較した立ち位置、令和8年度の事業実施による数値のうち、向上見込みと評価されるエリアを具体的にお示ください。

災害時の避難所や重要施設の供給量が優先的に整備されているか伺います。

現状、資材高騰や電気料金の上昇、老朽管更新への投資増など、水道経営を取り巻く環境は厳しさを増し、料金値上げに踏み切る自治体も全国的に増えています。水道ビジョンに示された料金体系が今後も維持できるのかは町民の大きな関心事です。現在の認識と今後の見通しを伺います。

令和3年度施政方針では、水道の審議会の設置に向け事務を進めると記載がありました。設置に向けた進捗を確認します。

20、水道水におけるP F A S低減対策と広瀬取水井の活用。

安全な水道水の供給は自治体の最重要課題の一つです。地下水90%の水道水がアイデンティティの本町ではなおさらです。現在、P F A S数値は国の目標値を下回っていますが、依然として一定の値が検出され続けています。大藪浄水場の原水は現在7か所の井戸から採取していますが、検出値は井戸管で最大で1.7倍の開きがあります。令和8年度新たに稼働する広瀬取水井のP F A Sの値を伺います。

本町のP F A S対策として、相対的に検出値が低い井戸の取水比率を最大限に高め、相対的に値の高い井戸の比率を下げる運用を行うことについて、以前前向きな答弁があ

りました。当面の対応として、この手法は有効であると考えます。広瀬取水井が稼働を開始するタイミングこそ、本手法を本格的に導入し、供給水のPFAS濃度をさらに低減させるための取組を進めるべきです。見解を伺います。

関連して、本町の測定データ推移を確認すると、井戸水の平均値よりも浄水のほうが僅かに高い傾向が続いています。一般的に処理工程を経ることで、数値は維持低減されと考えますが、この逆転現象の要因をどう分析しているのか伺います。

21、都市農地の保全と多様な担い手による営農環境の整備。

本町の市街地に点在する農地は、単に食料を生産する場にとどまらず、美しい景観や生物多様性、そして災害時の避難スペースなど同多面的な機能を有しています。宅地開発が進む中で、こうした市街地に残る農地の存在こそが島本らしさの象徴であり、次世代に引き継ぐべき貴重な財産であると考えます。

多様な担い手による営農環境の整備とは、具体的にどのような形を想定されているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

町長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての中田議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

1 点目の「財政の健全性と住民福祉への投資バランス」についてでございます。

議員の御指摘のとおり、町税や地方交付税等の一般財源総額、基金残高は増加傾向にあります。一方で、新体育館の整備などの大型事業のほか、新庁舎建設工事に係る調査への償還、近年の物価高騰、人件費の増加等の経常経費についても増加傾向にあることから、今後においても引き続き事業の見直し等の行財政改革に取り組みつつ、住民ニーズを適切に把握するとともに、優先順位をつけて必要な事業に財源を投入してまいりたいと考えております。

続きまして、2 点目の「地域防災計画の修正」についてでございます。

島本町地域防災計画の修正につきましては、大阪府が発表する有馬一高槻断層の地震動などの情報に合わせて適切に修正を進めていくとともに、御指摘の京都府から大阪府にかけて位置する西山断層帯地震について、最新のデータが新たに発表されておりますので、こちらも併せて計画に掲載し、島本町における被害想定及び必要な対策について検討を進めてまいります。

また、避難生活の質の向上に関しては、国においてスフィア基準を取り入れたガイドラインが提示されております。しかしながら、スフィア基準では避難所面積の大幅な拡充が必要となるなど、幾つかの課題が存在しております。

そのため、現在、大阪府及び各市町村が導入に向けた検討を進める中で国への提言を行う予定としており、その結果を受けて同基準に基づき、避難所生活の質の向上に取り組んでいく予定でございます。

続きまして、3 点目の「駐車場有料化方針の決定プロセスと妥当性」についてござ

います。

第7次島本町行財政改革方針では、健全な財政を堅持するため、特定財源の確保、受益者負担の適正化、保有資産の有効活用に取り組むことを掲げており、他団体でも事例が多い駐車場の有料化について本町でも検討していく旨、これまでも一般質問などの場でお示ししてまいりました。

しかしながら、この検討は本町の全ての駐車場を有料化するといった結論ありきで進めているものではなく、立地条件などを踏まえた採算性の観点や施設の設置目的などにより無料時間などの設定が必要と考えておりますことから、様々な観点を基に総合的に判断していく必要があると認識をしております。

また、例えば駅前ロータリー駐車場の実態として、長時間駐車の問題がありますので、有料化によりこうした課題の解決と施設の利便性向上にも寄与するものと考えております。

公共施設に附帯する駐車場につきましては、施設の一定空間を占有する便益を受けている利用者と利用しない人との間で公平性に差が生じている一方で、町では外出支援にも取り組んでおりますので、各施設の状況に応じた対応が必要と考えております。

なお、本年2月には、町保有駐車場に関するアンケートを実施したところであり、いただいた御意見も考慮した上で、町としての考え方をお示ししてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「期末手当の支給対象となる会計年度任用職員の処遇改善」についてでございます。

本町におきましては、これまでも正職員と同様に会計年度任用職員についても人事院勧告に準じた給料表や賞与の引上げ改定、また給料表の遡及適用の実施等の措置を講じることにより、行政の様々な分野で貢献していただいている会計年度任用職員の方々の処遇改善やこれによる職員の生活の維持安定を図り、安定的かつ持続的な行政運営の実現に努めているところでございます。

今後も質の高い行政サービスを安定継続的に提供していくことができますよう期末手当の支給月数のほか、会計年度任用職員の処遇の在り方の見直しにつきましては、引き続き会計年度任用職員制度に関する国の見解や府内自治体の状況等を踏まえながら、職員団体とも協議を重ねて適切に検討し、対応してまいります。

なお、令和8年度中には近隣自治体等に対し、会計年度任用職員に係る給与実態調査を予定しておりますことから、格差是正のための改善の必要性が認められた場合には、安定した人材確保を図る観点からも適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の「住民の生活実態に即した介護施策の展開」についてでございます。

介護保険制度は介護保険法に基づき、基本的に全国一律に展開されているものでございますが、相談支援に係る体制、認知症は介護保険サービス外のほかの資源開発、医療

と介護の連携などは各市町村の状況に応じて施策展開されることが求められております。

このことから、町の介護を取り巻く実態に合わせた介護保険事業計画となるように、策定に当たっては必ず高齢者のニーズ調査や在宅で介護されている方の実態調査を行い、その結果を踏まえて、かつ学識経験者や関係団体、機関、地域の住民等で構成される介護保険事業運営委員会での審議を経て策定しております。

現在、全国的に介護従事者の高齢化やそれに伴う減少と新規人材の確保が大きな課題となっており、それについてはまだ大きく支障が出ている状況ではございませんが、各介護保険サービス事業者と意見交換する中で、本町でも同様の問題に直面してきていると認識をしております。

こうした状況を踏まえ、本町での介護の提供が今後も持続可能なものとなるよう、他の自治体での取組等も参考にして、第10期介護保険事業計画の策定に当たってまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の「国保における健康寿命延伸に向けた取組と基金の活用」についてでございます。

現在、大阪府民を対象としたスマートフォンアプリ「おおさか健活マイレージアスマイル」というアースサービスが実施されており、歩く、体重の記録、歯磨き、朝食を取る、健康コラムを読むなどでポイントをためることで、週ごとや月ごとに抽せんに参加でき、3,000円相当の電子マネー等が当たります。

また、国民健康保険の会員には特定健康診査の受診で1,000円相当の電子マネーが付与されたり、健康予測AIのサービスなどが利用できます。

議員御指摘のとおり、町においても健診インセンティブの重要性については認識をしており、特定健診未受診の方には年2回の受診勧奨を送付しており、あわせてアスマイルの周知についても必ず行っているところでございます。

また、国民健康保険制度を持続可能なものとし、将来的な保険料負担の抑制を図るには、特に生活習慣病を背景に持つ疾患の発症予防と重症化予防に注力することが重要であると認識をしております。

令和8年度の町独自制度の保健事業として、引き続き特定健診の検査項目の追加、人間ドック費用の初回申請者への助成拡充、その他の独自保健事業として各種がん検診の無料受診、希望者に追加検査としてピロリ菌検査と前立腺検査を一部負担1,000円での受診等を予定しております。

また、今後基金を活用し保険事業を拡大するに当たっては、特定健診の受診率向上や医療費の削減が見込まれる費用対効果の明らかなものを選定する必要があると考えており、国からの情報提供や他市町村の事例の情報収集に努め、必要に応じて検討してまいります。

続きまして、大きな7点目の「子供の遊び場の確保と利便性向上」のうち、「ボール遊びができる公園」についてでございます。

本町において、公式にボール遊びが許可されている公園につきましては、本町が管理する水無瀬川緑地公園や若山台公園と、国土交通省が管理する淀川河川公園がございます。島本町都市公園条例において、他の来園者に危害を及ぼすおそれのある行為は禁止事項として定めているところであり、ボールが原因で他の利用者にけがを負うようなトラブルが発生することが予測される場合については、ボール遊びを控えていただいている状況でございます。

次に、ふれあいセンター内での子供の遊び場についてでございます。

ふれあいセンター内の子供の遊び場としては、令和7年1月からふれあいセンター1階に常設のキッズコーナーを設置するとともに、本年1月からキッズコーナーに隣接するプレイルームを試行的に開放しております。

ふれあいセンター内における未就園児の親子のための常設の場につきましては、貸館施設等遊び場の事業として確保する必要がある等の課題があることから、現時点では専用の部屋を確保することは困難ではございますが、まず実施可能な取組としてプレイルーム開放の試行実施の結果を踏まえ、開放日は限定的になりますが、4月以降もプレイルームの開放を継続する方向で準備を進めてまいります。

続きまして、8点目の「第六期地球温暖化対策実行計画の策定に向けた提言」についてでございます。

第六期地球温暖化対策実行計画の策定に当たりましては、目標達成のために実現可能性の高い取組につながるよう努めてまいりたいと考えており、また計画の推進に当たりましては行政が率先して取り組み、地域全体の意識を向上させることが重要であると認識をしております。

なお、次期計画策定に当たりまして、公用車の電動化や公共施設への再生可能エネルギー導入についても議論を行うことが想定されますが、これまでの取組における課題を振り返り、計画期間内におけるロードマップの策定や進捗管理を丁寧に行うなど、より実効性の高い計画の策定を目指してまいります。

続きまして、大きな9点目の「清掃工場とごみ減量」のうち、「広域連携」についてでございます。

ごみ処理の広域化につきましては、現時点で具体的にお示しできる事項はございませんが、引き続き広域連携による課題解決を目指して取り組んでまいり所存であり、そのめどが立つまでは現施設の延命化を図りながら不測の事態が生じないよう、安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

次に、「環境負荷の削減」についてでございます。今後のごみの減量化対策につきましては、現在実施しております生ごみ処理機やコンポスト購入補助や配食用油の回収によるリサイクル、雑誌類の再資源化などの事業のさらなる周知を図ってまいります。

また、その他の方策についても近隣自治体の取組などを調査研究しながら、より効率的かつ効果的な事業の導入についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、10点目の「JR島本駅東エリアにおける緑の拠点創出と差別化戦略」についてでございます。

島本町立歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡史跡公園の利活用を検討するに当たり、令和6年2月に実施をしたLINEアンケートにて、「島本駅東側周辺はどのようなエリアになったらよいと思いますか」という質問に対して、「緑が豊かで自然に触れられるエリア」との回答が最も多かったことなども踏まえ、「都市の中の緑」といった視点を取り入れ、整備を進めることの必要性があるものと認識をしております。

一方で、史跡桜井駅跡史跡公園にて一部枯れ枝が落下することを未然に防いだ事例もあり、不特定多数の方が滞在する場所における安全性の確保をはじめ、オープンスペースとしての開放感の創出や夜間等における防犯面の観点などとのバランスが求められるものであり、適切な緑との調整の検討が必要であると考えております。

なお、島本駅東エリア活性化基本計画案における緑化の役割については、計画内に記載の島本駅東エリアの導入機能として、「島本駅東エリアのまとまった緑が確保できるオープンスペースを生かし、四季の変化が感じられ一年を通じて快適に過ごせる緑の空間を創出します。」と記載しており、重要な導入機能の一つとして位置づけているところでございます。

続きまして、11点目の「高さ制限導入に向けた策定プロセスの透明性と住民参画」についてでございます。

まず、建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針に係るパブリックコメントに関する質問でございます。

パブリックコメントでいただいた御意見に対する町の考え方につきましては、関係各課に意見照会を行い、各課からの意見を踏まえ鋭意作成しているところでございます。そのため現時点におきましては、いただいた御意見に対し、町としての課題や住民の皆様の懸念等に対して詳細な分析を実施できておりませんが、主な御意見といたしましては、令和8年度以降の予定などのスケジュールに関する御質問や、基本方針の文言に対する修正案、地域ごとにおける具体的な制限内容の御提案などでございます。

次に、地域ごとにおける具体的な制限内容につきましては、建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針に基づき、より詳細な検討を踏まえ、地域ごとに建築物の高さ制限を行ってまいりたいと考えております。

その際、パブリックコメントでいただいた地域ごとにおける具体的な制限内容に関する御提案や御意見につきましては、令和8年度以降の業務において新たな高さ制限の内容を検討する上での判断材料の一つとして活用させていただきたいと考えております。

次に、検討業務の形態についてでございます。

「高さ規定に係る都市計画変更業務」につきましては、業務委託を予定しており、委託先につきましては「プロポーザル方式」により業者選定を予定しております。

次に、本業務における住民の皆様への参画についてでございます。

本業務につきましては、令和５年度より実施しております建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務と同様、専門家の意見を伺いながら具体的な制限内容を検討してまいりたいと考えております。

住民の皆様の御意見につきましては、令和７年度に実施をいたしましたパブリックコメントにおいても今後の方向性についての御意見をお伺いしているほか、令和８年度以降においてもアンケート調査を実施するなど、住民の皆様の御意見をお伺いしながら詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、学識経験者や公募委員の皆様に御参画いただいております島本町都市計画審議会におきましても進捗状況を御報告の上、御意見等をいただいております。

次に、「高さ規定に係る都市計画変更業務」に関する啓発方法につきましては、町ホームページより進捗状況の報告を予定しているほか、必要に応じアンケート調査前などにパネル展示を行うなど定期的に情報発信を行い、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな12点目の「交通環境改善に向けた検討状況と今後の展望」のうち、「課題やスケジュール等」についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部と、高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の３部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めており、令和８年度のできるだけ早い時期に取りまとめを行い、公表する予定でございます。

庁内検討会議ですので構成メンバーは職員ですが、検討に当たっては広聴窓口や各部局に寄せられた住民の皆様からの御意見を踏まえることはもとより、別途有識者や交通事業者との意見交換の機会を捉えて情報収集し、それらも踏まえて資料作成を進めており、市街地から距離のある集落地域の対応につきましても現時点で決まったものはございませんが、個別の検討が必要であることは十分認識をしております。

次に、「福祉ふれあいバス」についてでございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、昨年度から特にルート１での利用者数が増えていることに伴って、江川地区で積み残しが複数回発生しており、当該地域で御利用の皆様には御不便をおかけしております。この積み残しへの対応につきましては、ルートや時刻表の小規模な変更なども含め、現在の福祉ふれあいバスの運行形態の中での応急的な対策を担当部局で検討しているところであり、できるだけ早い時期に対策を講じてまいります。

次に、「楠公道路など」についてでございます。

本町が認識している町内の主な渋滞箇所につきましては、楠公通りと桜井五丁目地内にある八幡川水路から府道西京高槻線に接続する箇所が挙げられます。この箇所は慢性的な渋滞ではありませんが、朝夕の時間帯などに渋滞が発生することがあるものと認識

をしております。

これらの渋滞の主な原因についてでございますが、楠公通りにおきましては水無瀬駅から島本駅方面へ向かう車両が健康モール前で若山台方面へ右折する際に列をつくり、直進や後続車の進行が妨げられることや、島本駅方面から水無瀬駅方面へ向かう車両が水無瀬駅前山側の交差点で左折する際に、横断する歩行者を待つことにより国道171号に向かう後続車の進行が妨げられることなどで渋滞が発生しているものと考えております。

また、桜井五丁目地内では道路の幅員が狭く、見通しも悪いことから車両同士が擦れ違うことが難しい状況となり、複数の車両が同時に滞留した際には身動きが取れなくなることもあり、これが渋滞の原因になっているものと考えております。

続きまして、19点目の「水道管路の耐震化と物価高騰下における水道料金」についてでございます。

水道管路の耐震適合率につきましては、令和7年度末見込みではございますが37.3%でございます。全国や府内平均との比較につきましては、水道統計資料などから令和5年度末との比較とはなりますが、全国平均では38.1%、府内平均が35.4%となっております。

次に、令和8年度事業への取組につきましては、旧役場庁舎前道路である町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線と旧役場庁舎前交差点からふれあいセンターまでの町道広瀬桜井幹線に埋設されている配水管の耐震化を予定しております。

本工事の完成により、役場ふれあいセンター町立第三小学校までの配水管の耐震化が完了し、耐震適合率につきましては令和7年度末の37.3%から0.6ポイント上昇し、37.9%を見込んでおります。

なお、令和3年度に策定しました島本町水道管路更新等計画では、災害時の避難所や重要施設への耐震化を優先的に整備することとしており、学校などの施設が強化されることで災害時などの重要給水施設としての拠点になるものと考えております。今後も引き続き本計画に基づきまして、事業の進捗を図ってまいります。

次に、水道事業経営を取り巻く環境につきましては、議員御指摘のとおり、最近における資材費の高騰や電気料金等の上昇により厳しい状況にあります。令和3年3月に策定しました島本町水道事業ビジョンにおいて、計画期間である令和15年度までの投資・財政計画を示しておりますが、経営戦略の中間見直しの時期に合わせ、令和7年度に島本町水道事業ビジョンの中間見直しにおいて、これまでの実績を踏まえた最近における人件費や物件費等の上昇を見込んだ投資・財政計画を作成しております。

現在の認識と今後の見通しでございますが、今回の中間見直しを踏まえたものとして人口の増加に伴い、島本町水道事業ビジョンでは見込んでいなかった広瀬取水井新設工事及び広瀬取水井導水管新設工事が必要になったことや、島本町水道管路更新等計画の実施において、人件費や資材費等の高騰による工事請負費の増額もあり、今後の水道事

業経営は島本町水道事業ビジョンで示していた投資・財政計画よりも厳しいものになることが見込まれます。

審議会の設置に向けた進捗についてでございます。審議会の設置につきましては既に導入されている団体の事例を見ますと、常設となっているものやそうでないものなど、その形態や委員の構成と人数は様々なものとなっております。また、審議事項につきましては事業計画や会計に関することが審議会付議案件となっているなど、経営事業運営に関することについて意見・助言を受けるために活用されております。

審議会の設置につきましては、今後の水道事業や下水道事業の経営健全化を進めていく上で必要か否かを含め慎重に検討しているところでございます。

先ほど水道事業経営の今後の見通しについて、島本町水道事業ビジョンの中間見直しを踏まえ御答弁申し上げましたが、今後厳しい水道事業経営の状況が続く見込みであれば、次回の島本町水道事業ビジョン策定時において水道事業の経営健全化を踏まえた投資・財政計画を立てる必要がありますので、水道事業経営の状況を注視し審議会の設置を進めていきたいと考えております。

続きまして、20点目の「水道水におけるP F A S低減対策と広瀬取水井の活用」についてでございます。

広瀬取水井におけるP F A Sの水質検査につきましては、令和7年度に4回実施しており、最小値が8ナノグラム、最大値が12ナノグラムでございます。

次に、P F A Sの低減対策といたしまして、令和8年度から広瀬取水井の給水開始を予定しており、保有する井戸のうちP F A Sの数値が低い井戸の取水割合を高め、P F A Sの値が高い掘込や天薬の2井からの取水量を減らした運用を行う予定でございます。

本年度では、広瀬取水井の給水開始に伴い、取水開始後の濃度変化に注視しながらP F A S濃度の低減対策に取り組んでまいります。

次に、原水と浄水での数値につきましては、令和6年度から原水と浄水のP F A S検査を実施しており、令和6年度は原水14ナノグラム、浄水14ナノグラムでしたが、令和7年度では原水14ナノグラムに対して浄水16ナノグラムと数値が増加しております。本町では、P F A Sの水質検査結果が2か年と比較するデータが少ないことから、具体的な要因を特定することは困難ではございますが、考えられる要因といたしましては、原水の濃度変化による数値が上昇した結果の可能性があるのではないかと、検査機関であります大阪広域水道企業団から聞き及んでおります。

また、他の水道事業体でも本町と同様の現象が起こりますことから、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」で示されている20%の測定誤差の許容範囲の可能性があると考えております。

続きまして、21点目の「都市農地の保全と多様な担い手による営農環境の整備」についてでございます。

議員御指摘のとおり、平成28年に都市農業振興基本法が制定され、これまで以上に都

市農地の多面的な機能を効果的に活用することが求められているところでございます。本町におきましては、これまでも農地所有者やその家族のみならず、新規就農希望者やレジャー目的として農業に触れる方への支援を行っておりますが、ここ数年は個人のみならず法人なども新規就農や収納面積の拡大を希望される事例もございます。

このような際には、農地所有者とのマッチングや大阪府みどり公社へのあっせんなどを実施しているところであり、必要に応じて新たに就農を希望される地域において農地所有者に対する説明会を行うなど、マッチングに向けた取組を進めているところでございます。

これらの取組はソフト面での営農環境整備であると捉え、これまで一個人では難しかった地域としての農地保全の課題を解決できる可能性もあると期待しており、法人をはじめとする農地所有者以外の多様な担い手が地域の都市農業を支えられる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな7点目の「子どもの遊び場の確保と利便性向上について」のうち、「校庭開放」についてでございます。

校庭開放につきましては、子供たちが放課後等に安全で安心して活動できる場を提供することを目的として、学校授業日の放課後に学校の校庭等を開放し実施しておりました。

しかしながら、令和6年度第1回島本町子ども・子育て会議におきまして、町内に公園が少ないことや公園でのボール遊びができないことなど、子供たちが活発に活動できる居場所の確保について、委員から御意見をいただいたことを受けまして、令和7年度から夏季休業期間にも拡大し、町内全ての小学校において校庭開放を実施したところでございます。

校庭開放に参加する児童は校庭にある遊具や校庭開放用としてあらかじめ用意した遊具を活用し遊んでいただいております。球技ができる遊具といたしましては、サッカーボール、ドッジボール、ソフトバット及び柔らかボールなどを用意しており、児童はサッカーやドッジボールや柔らか野球をしております。

なお、遊具につきましては、児童の安全面や管理面を考慮して持込みは認めておりませんが、児童のニーズに沿った遊具を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、13点目の「待機児童対策と将来推計に基づく施策展開」についてでございます。

大型集合住宅の開発に伴う人口流入や保育を希望される世帯の割合の増加等により、今後におきましても保育需要は増加していくことが見込まれております。そのような状況を踏まえ、今後における就学前児童人口の推移につきましては、現時点で把握

している宅地開発以外に大きな開発を行われず、かつ世帯構成や出生者数に大きな変動がないことを前提といたしまして、令和12年度から令和14年度頃までがピークとなると想定しており、可能な限り弾力的運用を活用した場合には、年度当初には待機児童は発生しないと見込んでいるものの、1年間を通じた待機児童ゼロの達成は厳しい状況であると考えております。

今後の対策につきましては、議員御指摘の第一幼稚園の機能拡充や小規模保育事業所の開所とともに、令和8年度から山崎幼稚園の認定こども園化が行われるなど、さらなる保育環境の拡充を図ることにより、一定の受入れ枠の確保を行ったところでございます。

これらの新たな取組に加え、増加が見込まれる保育事業に対しましては、引き続き町内の既存施設を最大限活用しつつ、その後の全国的な人口減少を見据え、中長期的な姿勢に立った対応を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、14点目の「学童保育環境の抜本的改善と長期休暇中の昼食提供」についてでございます。

まず、学童保育室の人員確保についてでございます。

学童保育室を円滑に運営するため、指導員等の確保は重要な課題であると認識しております。しかしながら、慢性的に指導員不足が続いている中、指導員等を確保するため、これまでも行ってきた奉仕資格等を有しない無資格者に対する指導補助員の募集に加え、学校を経由しての保護者等への募集広告の配布を行うなど、様々な方策を講じているところでございますが、依然必要な人員を確保することに苦労しているところでございます。

第四学童保育室においては、1クラス40人を超えて運営している状況ではございますが、これは平成28年度から29年度にかけて整備した第四学童保育室の面積が他の学童保育室と異なり、通常の教室面積を大幅に上回った保育室として整備したことから、単純に国の指針を上回ることが課題となるものではなく、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、児童1人につき1.65平方メートル以上の専用区画の面積は当然のことながら確保した上で運営しておりますことを御理解賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、人材確保策については現在の策を継続するとともに、近隣自治体の人材確保策を調査研究してまいりたいと考えております。また、室長をはじめ指導員としっかりと連携し、利用する児童の安全・安心を担保した適切な学童保育室運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、長期休業中の昼食提供についてでございます。

本町の学童保育室を利用されている保護者の皆様が長期休業期間中の学童保育室での昼食として、選択制の弁当や給食の提供を要望されていることや、そのような昼食の提供を実施している自治体があることは認識いたしております。

しかしながら、昼食の提供に当たりましてはアレルギー等への対応、提供事業者の確保及び回送、配膳の問題に加えて、これらの対応に必要な人員配置等多くの課題があるものと考えております。

つきましては、昼食提供の実施については慎重に対応する必要があるものと考えております。

続きまして、15点目の「歴史文化資料館の提示内容の抜本的刷新」についてでございます。

歴史文化資料館につきましては、現在の所蔵資料の魅力を生かしつつ、文化財の保護や普及啓発に努めているところでございます。今回、耐震補強工事に併せて専門的知識を有する有識者の指導助言を得て、展示方法や魅力発信、文化財の保護や普及啓発方法などについて見直しを行い、住民の皆様にとってより来館したくなる史料館となるよう、館内提示のリニューアルを行ってまいります。

続きまして、16点目の「平和意識の普及に向けた『地域の記憶』の展示導入」についてでございます。

歴史文化資料館では、本町の歴史文化を偏りなく学習できるよう、歴史、考古、民俗などのジャンルに分け、本町の特徴を示すことができるものを中心に、ある程度全ての時代、種類の資料を展示しております。現在、平和に特化した資料展示については行っておりませんが、本町で所蔵している資料の質・量などを踏まえ、令和8年度に予定しております展示内容の見直しと併せ、検討してまいります。

続きまして、17点目の「部活動の『地域展開』と教員の働き方改革の推進」のうち、「拠点校方式」についてでございます。

中学校部活動の拠点校方式につきましては、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保しつつ、教職員の働き方改革にも配慮した中学校部活動改革の一環であると認識しております。

令和8年度から令和10年度までの「改革実行期間 前期」におきましては、拠点校方式及び合同部活動制度を実施しながら、それぞれの部活動の部員数等に注視し、部活動数の精選について検討してまいります。

次に、「部活動に係る教員の負担軽減に資する取組」についてでございます。

部活動実施に係る教職員の勤務状況につきましては、令和6年度に実施しました部活動に係るアンケート調査におきましても、約67%の教職員が負担に感じるとの回答を行っておりますことから、負担軽減に資する取組を実施すべきと認識しております。

しかしながら、学校から部活動を切り離すと仮定した場合、いわゆる地域クラブ活動の受皿となる団体の確保や選定等をクリアしなければならない課題が多数ございます。今後の負担軽減に資する取組といたしましては、拠点校方式や合同部活動制度、外部指導者を活用しながら状況に応じて部活動数を精選し、一つの部活動に関わる教職員数を増加させていくことなども検討しながら、本町における部活動改革を実施してまいります。

す。

続きまして、18点目の「テニスコートの整備と住民との合意形成」のうち、「コート付帯設備の整備予定」についてでございます。

テニスコートや付帯設備等の具体的な移転整備内容につきましては、現在、現地の借用について当該土地所有者と交渉を行っているところであり、整備についてはその契約時点からのスタートとなることから、現時点ではお示しできる段階ではございませんが、島本町新体育館等整備基本計画策定時のアンケートやパブリックコメントなどで、オムニコートの整備、また東大寺公園テニスコート同様に複数面の整備を求める声が多かったことから、これら御意向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 詳細は委員会にて質疑していこうと思います。

大久保議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時20分～午後3時35分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

野口議員（登壇） 令和8年2月定例会議施政方針に対し、公明党を代表して大綱質疑を行います。

まず初めに、先週アメリカ・イスラエルによるイランへの攻撃が始まり、未来ある100人以上の子供たちが犠牲になったことに心を痛めております。また、ロシアによるウクライナ侵攻も4年目になり、終わりの見えない状況に不安を感じています。原油価格の上昇も伝えられており、今後ますますの物価高騰を懸念されるところです。一日も早い解決と平和を願っております。

それでは、質疑を始めさせていただきます。

1. 防犯カメラについて。

以前より要望しておりました通学路や交通量の多い場所に防犯カメラを増設していただけることは安心・安全につながり、大変評価しております。また、島本町PTA連絡協議会からも、下校時の子供たちのさらなる安全確保のためにも要望もあったかと思えます。また、道路以外の場所、公園等への設置についてお伺いします。

2. 自治会について。

年々自治会加入世帯が減少しています。加入世帯増に向け転入者への案内、役員への負担軽減や活動に向けての支援等に取り組まれておりますが、現在の状況と今後の取組についてお伺いいたします。

3. 桜井五丁目地内における道路幅員確保の工事について。

桜井五丁目地内の町管理の水路上を活用し、車両のスムーズな離合が可能となる幅員を確保するための工事が実施されることは、通行車両等や通学児童の安全確保にもつな

がり大変評価いたします。今後のスケジュールについて伺います。

4. 島本町水道管路更新等計画について。

島本町水道管路更新等計画について調査された結果と、今後の取組について伺います。

5. 指定避難所の指定に関する協定について。

大規模な水害及び地震発生時における指定避難所の指定に関する協定について、具体的な内容をお聞かせください。

6. 公園の長寿命化について。

島本町公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園における遊具の更新工事を進めていますが、これまでの進捗状況と今後の取組を伺います。

7. 島本町地域防災計画の修正について。

ハザードマップの修正と全戸配布の時期はいつ頃になるのかをお伺いします。

8. 島本町東エリアの公共施設について。

駅東エリア一帯が歴史文化の発信拠点としてにぎわい創出の場となるよう、事業計画の策定に取り組むとありますが、具体的な計画、スケジュールなど決まっているものなどあればお聞かせください。

9. 待機児童対策について。

第一幼稚園における3年保育、開園時間の延長及び給食提供の開始による機能拡充、町内私立幼稚園の認定こども園化など、保育需要の受皿の確保に努めるとのことですが、昨今の住宅開発に伴い子育て世代が増加し、保育ニーズはますます高まっている中、待機児童対策において改善や効果についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

10. 清掃工場について。

耐用年数が大幅に過ぎている中、毎年老朽化による整備箇所が増加しているのではないかと感じます。住民生活に直結する清掃工場の適正な維持管理は必要と理解するものですが、広域連携の実現に向けての具体的な御見解と、令和8年度取組があればお示しください。

11. 交通環境の改善に向けた取組について。

関係部局において、現状の課題と今後の方策について協議・検討を進めてきておられるとのことですが、具体的にお示しください。また、結果の取りまとめ、公表のスケジュールについてお伺いいたします。

12. 個別避難計画について。

これまでの進捗状況と、令和8年度のプランの作成計画をお示しください。また、作成後の対象者に対する想定避難訓練等の状況もお聞かせください。

13. ごみ出し支援について。

令和7年度は試行的に実施をされましたが、成果と課題についてお示しください。また、その成果と課題を踏まえ、令和8年度において改善される点があればお聞かせくだ

さい。

14. 手話リンクサービスについて。

サービスの具体的な内容と導入時期についてお示してください。

15. 地域子育て相談機関の設置について。

妊産婦、子育て世帯、子供が気軽に相談できる子育て世帯の相談機関として設置をされますが、支援内容と体制について具体的に御説明をお願いいたします。

16. 子育て世帯訪問支援事業について。

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、令和8年10月から実施をされますが、具体的な事業内容と対象者はどのような方なのか、お伺いいたします。

17. 児童育成支援拠点事業について。

児童虐待防止に努め、子供の健全な育成を図るため、令和8年10月から家庭や学校に居場所がない子供たちを支援する場所を開設されますが、具体的な事業内容と開設場所はどこなのかをお示してください。

18. 子どもの居場所づくり支援事業について

地域において子供に無償で学習支援を行う場所を運営する団体等への補助を新設されますが、補助対象の団体をお聞かせください。

19. 部活動について。

拠点校方式を導入するとともに、部員数の少ない部活動においては合同練習を行う等の合同部活動を必要に応じて活用し、その拡充についても検討されるとのことですが、なぜそのようになったのか、経緯と取組内容をお示してください。

20. 高槻市との観光振興に関する連携について。

今後、事業区域を拡大される高槻市観光協会に対する支援を行うなど、事業連携のさらなる充実について具体的に御説明をお願いいたします。

21. 予防技術の資格取得について。

建築物の大規模化、複雑化に伴い、高度化、専門化する予防業務を適切に実施されるとのことですが、予防技術の資格とはどのようなものなのか。また、どのように生かしていけるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

町長 それでは、公明党を代表されての野口議員の大綱質疑に御答弁を申し上げます。

1点目の「防犯カメラ」についてでございます。

P T A連絡協議会からの要望では、公園に防犯カメラを設置する要望は含まれておりませんが、既に公園管理者によって設置されている防犯カメラもございます。今回新たに設置する防犯カメラは27台で、既設の自治会設置の防犯カメラは48台、公園などの施設管理目的のカメラは14台、通学路には20台で、合計109台のカメラを設置することになります。

設置に当たっては、高槻警察署の助言もいただきながら設置箇所を精査したものであり、本町内の全域について一定網羅し、さらなる治安の維持、犯罪、事故の抑止力の大幅な向上につながるものと考えております。

続きまして、2点目の「自治会」についてでございます。

自治会支援につきましては近年、役員負担の軽減に向けた工夫改善により、より身近な活動を可能とする連携対象自治会の枠組みの新設、転入手続の際に自治会加入の案内を配布し、加入促進に努めるなど、自治会長連絡協議会と意見交換を行いながら順次取り組んできたところでございます。

現在は、自治会長の皆様から御相談、御要望の多い自主開所支援の在り方について調査研究を進めているところであり、引き続き地域代表者会議などの場で意見交換を行いながら、具体的な支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「桜井五丁目地内の道路拡幅」についてでございます。

桜井五丁目地内道路改良工事につきましては、道路幅員が狭隘で急勾配かつ見通しの悪い区間において、車両の離合が可能となるスペースを設置するものでございます。

なお、工事のスケジュールにつきましては、当該工事が主に水路内における工事となることから、渇水期である秋から冬にかけて工事を予定しております。

続きまして、4点目の「水道管路更新等計画」についてでございます。

本計画につきましては、令和4年度から令和15年度までを計画期間としており、主に重要給水拠点となる施設までの水道管の耐震化を目的に計画を策定しているものでございます。

現在の進捗状況につきましては、島本町水道管の更新等計画に基づき、古くなった水道管の更新及び耐震化を進めており、今後も引き続き水道管路の強靱化に向け取り組んでまいります。

続きまして、5点目の「指定避難所の指定に関する協定」についてでございます。

民間集合住宅である「ライオンズガーデン水無瀬グランリバー」と町が締結した協定につきましては、大規模な水害や地震が発生した際にマンションの共有スペースを避難所として開設することを目的とし管理組合と締結したもので、最大収容人数は60名となっており、開設の要件として水害時には淀川の水位が上昇した場合を想定しており、逃げ遅れた近隣住民がおられた際の緊急避難を受け入れるための避難所として運用する予定でございます。

続きまして、6点目の「公園の長寿命化」についてでございます。

島本町公園長寿命化計画につきましては、国からの交付金を活用し都市公園を対象に、令和5年度より遊具などの公園施設の更新を順次進めております。令和6年度までに全98か所中19か所の更新を完了いたしました。令和7年度には水無瀬川緑地公園のジャングルジムをはじめとする10か所の更新を実施しており、令和8年度につきましては水無瀬川緑地公園における大型ローラー滑り台の更新を予定しております。

また、今後につきましては本計画に基づき、令和14年度までに残りの68か所の遊具等の更新を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の「地域防災計画」についてでございます。

大阪府が地震の被害想定の見直しや土砂災害警戒区域の高度化を進めていることを受け、島本町としてもこれらを反映した地域防災計画及びハザードマップの修正を予定しております。現在、大阪府では、被害想定の見直しを令和8年度中に完了する予定で進められており、ハザードマップの配布時期については令和8年度末をめどとしております。また、地域防災計画の修正についても同様に、令和8年度末の完了を見込んでおります。

続きまして、8点目の「島本駅東エリア」についてでございます。

島本駅東エリアについては、暫定の計画スケジュールではございますが、令和7年度中に島本駅東エリア活性化基本計画を策定した後、令和8年度に詳細な整備内容の検討、令和9年度に整備に関する設計、令和10年度に整備を実施し、令和11年度を目安に新たな島本駅東エリアとしてオープンすることを計画しております。

なお、令和8年度においては令和7年度のモデルケースを踏まえ算出した概算事業費を基に、より具体的な事業費の算出や事業スキーム等を検証し、事業化に向けて取り組んでまいり予定でございます。

続きまして、10点目の「清掃工場」についてでございます。

ごみ処理の広域化につきましては、現時点で具体的にお示しできる事項はございませんが、引き続き広域連携による課題解決を目指して取り組んでまいり所存であり、そのめどが立つまでは現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、11点目の「交通環境の改善に向けた取組」についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部と高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の3部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めております。

内容につきましては、第五次島本町総合計画や島本町都市計画マスタープランなどに記述されている本町の交通施策に関する基本的な理念等を踏まえ、現状の課題を整理するとともに、財政との整合等を踏まえた今後の現実的な取組の進め方を検討し、明らかにすることを目的として、資料の作成を進めております。

公表時期につきましては明確にはお答えできませんが、令和8年度のできるだけ早い時期に取りまとめを行い公表する予定でございます。

続きまして、12点目の「個別避難計画」についてでございます。

個別避難計画につきましては、まず令和5年度に試行的に5件を作成し、令和6年度には福祉介護事業所に作成を依頼して26件を作成いたしました。令和7年度にはさらに委託事業所を増やし、40件程度を作成見込みとなっております。令和8年度には70から

80件程度の作成を予定しており、令和8年度末には計画作成対象者のうち優先度が高い方の計画策定がおおむね完了する見込みでございます。

また、対象者の避難訓練につきましては、現時点では対象者や支援機関による自主的な訓練などが数件実施されている状況でございます。町といたしましては、まずプランの新規作成を行い、作成委託事業者がプランの定期更新を行う際に併せて個別の訓練やシミュレーションの実施を促進し、計画内容の見直しに反映してまいりたいと考えております。

続きまして、13点目の「ごみ出し支援」についてでございます。

令和7年度からごみ出しが困難な高齢者の方々等へのごみ収集支援を試行的に実施をまいりました。導入の成果といたしましては、時間帯や回収場所などを柔軟に対応した結果、対象者の方々から高い評価をいただいているところであり、少しずつ件数も増加してきております。

なお、これまでも制度の周知に努めておりますが、現時点におきましても住民ニーズの動向を把握しづらい面もあることから、令和8年度におきましても試行実施とさせていただきます。

また、令和7年度に定めた要件の基準等は変更しないことといたしましたが、一方で当初の想定より1世帯当たりのごみの量が多いことや、対象者の方々との収集日の日程調整に時間を要すること、また分別が容易にできない方々への対応が困難であることなどの課題がございますことから、本制度の充実に向け、これら諸課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、14点目の「手話リンクサービス」についてでございます。

聴覚や都合に困難のある方が、ビデオ通話機能のある媒体を使用し、手話通訳オペレーターを介して役場に直接問合せができるサービスでございます。まずは、代表番号に電話がかかり、そこから各担当課へつなぐことになります。島本町ホームページなどにオペレーターにつながるリンクを貼りますので、利用者はそこにアクセスすることで事前登録不要、通話料無料で利用することができます。

導入時期につきましては、令和8年度当初からの運用に向け登録手続を行っているところでございます。

続きまして、15点目の「地域子育て相談機関の設置」についてでございます。

地域子育て相談機関につきましては、子育て世帯の身近な相談機関として、保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援の施設や事業を行う場での実施を想定しており、業務内容としては、相談支援、子育て世帯に対する情報発信、子育て世帯につながる工夫及び関係機関との連携を行うこととなっております。

実施内容といたしましては、現在地域子育て支援拠点事業を担っている施設を地域子育て相談機関に指定し、令和8年10月から2か所を開設する予定としており、地域子育て支援拠点事業において配置されている職員で対応することとし、いずれの施設も常勤

職員 1 名、非常勤職員 1 名の計 2 名の職員体制を予定しております。

地域で相談支援や情報発信等を行うことにより、町のこどもすこやかセンターの役割を補完し、相談支援体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、16点目の「子育て世帯訪問支援事業」についてでございます。

子育て世帯訪問支援事業につきましては、若年妊婦やヤングケアラーなどの支援が必要な世帯を対象に、訪問支援員が御自宅に訪問し、家事や育児等の支援を通じて養育環境を改善することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、子育て支援の強化を図るものでございます。

続きまして、17点目の「児童育成支援拠点事業」についてでございます。

児童育成支援拠点事業は、家庭や学校に居場所がない子供たちを支援する場所を開設し、生活習慣の改善や学習サポート、食事の提供、進路相談等を行うとともに家庭や子供の状況を把握し、必要に応じて関係機関への連携を図ることで虐待を防止し、健全な成長を支援する事業でございます。

主に、学齢期以降で養育環境に課題がある家庭や不登校や学校に馴染めない子供等を対象と考えております。

なお、開設場所につきましてはプロポーザル方式により事業者を選定予定のため、現時点では未定でございます。

続きまして、18点目の「子どもの居場所づくり支援事業」についてでございます。

令和 8 年度から子どもの居場所づくり支援事業を拡充し、学びの場への補助として地域で無償で学習支援を行う団体等への補助を創設いたします。本事業の対象要件といたしましては、月に 2 回以上開催し、おおむね 5 人以上の児童の利用が見込めること、無償で学習指導を行うこと、大学生、教員免許所持者、学習指導経験のある人等の指導員を 1 名以上配置すること等としております。

続きまして、20点目の「高槻市との観光振興に関する連携」についてでございます。

高槻市との観光振興に関する具体的な連携の内容につきましては、高槻市観光協会案内所や高槻市観光協会のホームページ、高槻観光アプリにて島本町の案内を開始いたします。

その他の取組といたしましては、高槻市の観光プログラム「オープンたかつき」にて、島本町のプログラムの新規開発及び実施や、これまでも実施してまいりました高槻市長との中将棋対局といった各種広域プロモーション事業を行う予定としております。

続きまして、21点目の「予防技術の資格取得」についてでございます。

新たな建築物や既存建築物の維持管理には、消防関係法令によりまして防火上の観点から消防の指導が必要となります。大規模な開発や建物の高度化・複雑化によりまして、日々法制度や技術基準が多様化し、消防設備の設置基準や建物特性に応じた専門性の高い知識が必要となります。

消防庁長官が定める予防技術検定には、防火査察、消防用設備、危険物の三つの資格

があり、合格した職員を予防技術資格者として配置し、防火指導、立入検査の充実を図り、住民の皆様の安心安全を支える予防行政の根幹を担う制度として、消防本部で資格取得に取り組んでいるものでございます。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

9点目の「待機児童対策」についてでございます。

第一幼稚園の機能拡充及び山崎幼稚園の認定こども園化による成果等につきましては、まず、第一幼稚園における就学支援型の利用枠といたしまして、3歳児から5歳児まで各18人の計54人分を確保し、令和8年度4月入園に係る1次受付期間に受け付けた申込みについて、37人に対して保育要件を必要とする就労支援型への入園許可を行いました。

次に、山崎幼稚園につきましては、令和8年度から1歳児8人、2歳児12人、3歳児から5歳児まで各20人の計80人を保育認定枠として設定されており、同じく1次受付期間中の申込みについて29人に対し当該施設の入所承諾を行っております。

当初の決定以降に入園・入所の辞退や追加の決定等があり、若干の増減が見込まれますが、いずれにいたしましても保育が必要な子育て世帯の皆様の希望にお応えできる新たな取組として大きな成果が得られたものと考えております。

続きまして、19点目の「部活動」についてでございます。

令和7年12月に文部科学省が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、改革の理念として、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが掲げられています。

また、本ガイドラインにおいて、部活動の地域展開について令和8年度から令和10年度までを改革実行期間の前期、令和11年度から令和13年度までを改革実行期間の後期と位置づけられ、各自治体において部活動改革を推進することが示されております。

以上のことから、本町において実施可能な部活動改革について検討した結果、令和8年度から一部の部活動において拠点校方式を導入することといたしました。

今後は、自校に希望する部活動がない場合に他校の部活動への参加を認める拠点校方式や、少人数ではチームを編成できない際に複数校での合同チーム編成を可能とする合同部活動を実施しながら部活動数の精選を実施することで、一つの部活動に関わる教職員数を増やし、教職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

野口議員 種々御答弁ありがとうございます。詳細につきましては各常任委員会にて確認させていただきます。

これで大綱質疑を終了いたします。ありがとうございました。

大久保議長 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員（登壇） それでは、町長の施政方針並びに令和８年度当初予算に対し、大綱質疑を行います。

まず、施政方針の冒頭でも述べられているように、長きわたる物価高騰は国民生活に大きな負担となっており、引き続きの対策が求められています。国の重点支援地方交付金を活用した商品券事業を実施、保護者負担の軽減を目的に中学校給食を１年間無償、小学校給食については令和８年度から国による給食費の無償化が実施される予定と、物価高騰対策が色濃い予算編成となっています。

一方で本町では、近年の住宅開発による人口増加に伴い、景観や交通環境など、住環境への影響も新たな課題となっています。同時に、待機児童の発生や学校現場のキャパシティにも不安が生じ、引き続きの努力が求められています。

また、高齢化については現役世代の方々が移り住んでくださることにより、一定抑制傾向にあると考えていますが、高齢者人口は増加、高齢化率も地域間で大きな隔たりがあります。本町がこれからも持続可能で住み続けたいまちであるためには、地域の実情、暮らしの実態に合ったまちづくりが求められていると考えてます。

以下、通告に基づき、大綱質疑を行ってまいります。

①令和８年度予算編成についてお伺いします。

本年１月２７日告示、２月８日投開票で衆議院解散総選挙が行われました。通常国会冒頭での解散であり、国の当初予算が成立していない現状の中、本町の令和８年度当初予算が編成され、上程されています。

国の予算の裏づけがない状態での予算審議という異例の事態となっていますが、国から何らかの通達は来ているのか。また、今後のスケジュールについて分かっている範囲で結構ですので説明をお願いします。

②島本町人権擁護に関する基本条例の改正についてお伺いします。

主要施策（１）思いやりとふれあいのまちづくりの冒頭で基本的人権について述べられ、島本町人権擁護に関する基本条例については、人権を取り巻く近年の動向等を踏まえ、規定の追加等の改正を検討されます。

主にどのような観点を主眼に置き検討されるのか、また、スケジュール感はどのようなものか、お伺いたします。

③情報流通プラットフォーム対処法についてお伺いします。

インターネット上の差別や誹謗中傷、権利侵害情報への迅速な対応を義務づける法律である情報流通プラットフォーム対処法、いわゆる情プラ法が施行され、間もなく１年が経過します。大手プロバイダーに削除申請窓口の設置・周知、削除基準の策定・公表、削除の可否、対応状況を７日以内に回答、対応の透明化、これについては年一回の運用状況の公表、これらを義務化し、効果が期待されるものですが、運用については課題があるのも事実です。

被害に遭われた方たちが適切に制度を活用するためには、一定の手だてが必要なのが現状であると認識をしています。町として把握している課題について説明をお願いします。

④交通環境の改善についてお伺いします。

交通環境の改善に向けた取組については、関係部局において現状の課題と今後の方策等についての協議・検討の結果を公表されとのことですが、具体的なスケジュールと公表の方法についてお伺いいたします。

⑤島本町地域防災計画の修正についてお伺いします。

主要施策（３）の安全・安心なまちづくりについてお伺いしていきます。

国の防災基本計画及び大阪府の地震被害想定の見直しを踏まえ、島本町地域防災計画を修正されるとともに、大阪府による土砂災害警戒区域の高精度化に伴い、ハザードマップを修正し、全戸配布されます。

国の防災基本計画及び大阪府の地震被害想定の見直しに伴い、島本町地域防災計画の修正をされることにより、本町の防災に対する備えなども変わってくる可能性もあると認識をしています。想定される範囲で結構ですので、御説明をお願いいたします。

⑥防犯カメラ増設事業についてお伺いいたします。

通学路と交通量の多い箇所に27台防犯カメラが増設されます。登下校時の児童生徒の安全確保や犯罪の抑制に寄与するものと評価をいたします。具体的に通学路と交通量の多い箇所、どのような割り振りで設置されるのかお伺いいたします。

⑦救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発についてお伺いいたします。

８年度においても、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発に努められます。過去の救急出動状況を拝見いたしますと、令和４年度頃から増加が顕著であることが見てとれます。高齢化に加え、人口に伴う増加傾向という認識でよいのか。また、これまで行ってきた啓発の成果についてお伺いいたします。

⑧ごみ出し支援についてお伺いいたします。

令和８年度においても引き続きごみ出し支援を試行的に実施されますが、７年度に試行実施して得られた成果や課題、実際の需要についてお伺いするとともに、本格実施への見通しはどのようなものかお伺いいたします。

⑨テニスコートの移転についてお伺いいたします。

東大寺公園テニスコートについては、尺代地区の阪急グラウンドテニスコート跡地を借用し、移転整備に向けて取り組まれるとのこと。利用者の方々とも協議をされたと思いますが、御理解は得られたと認識してよいのか。また、協議の内容についてお伺いいたします。

⑩ふれあいセンター敷地内北側の屋外水景施設についてお伺いいたします。

（５）子どもたちを健やかに育むまちづくりのうち、ふれあいセンター敷地内北側の屋外水景施設については来館者の集いの場はもとより、子供の遊び場として広場の改修に向けた設計業務を行われます。

まず、どのような遊び場をイメージしているのかお伺いいたします。遊びやスポーツの形も多種多様化しており、オリンピックなどでもエクストリームスポーツも多く見られます。既存の公園などをベースにするのではなく、お子さんたちのニーズを把握するために学校などでアンケートを実施してはいかがかとは思いますが、見解を伺います。

⑪待機児童対策についてをお伺いいたします。

待機児童対策については、第一幼稚園における3年保育、開園時間の延長及び給食提供の開始による機能の拡充、町内私立幼稚園の認定こども園化、町内の既存施設における弾力的運営の活用など、保育需要の受皿の確保に努めていただいています。待機児童抑制の見通しはどのようなものか説明をお願いします。

⑫駐車場の有料化についてお伺いいたします。

受益者負担の適正化及び財源確保を目的に、町が保有している駐車場の有料化に向け、費用対効果を踏まえた考え方を整理した上で有料化に取り組まれます。具体的に対象となる駐車場はどの程度なのか。また、費用対効果に加え、施設の設置目的や行っている事業についても判断材料とすべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

町長 それでは、東田議員の大綱質疑に御答弁を申し上げます。

1点目の「令和8年度予算編成」についてでございます。

国の予算が成立していない中での対応に係る通知等についてでございます。

現時点では報道等によるもの以上の情報はございませんが、小学校給食の無償化等の新たな制度について、国の暫定予算に盛り込むとの報道があることは承知をしております。また、スケジュールについても年度内の当初予算成立が難しく、暫定予算となる可能性が高いものと認識をしております。

いずれにいたしましても、国の動向について十分に注視をし、できる限り町政運営に影響が生じることのないよう努めてまいります。

続きまして、2点目の「人権擁護に関する基本条例の改正」についてでございます。

本町では住民一人一人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、昭和60年に人権擁護に関する基本条例を制定し、人権施策の推進に努めてまいりました。この間、様々な分野で人権に関する法整備が進んでいる一方で、近年、情報技術の進展を背景にインターネット上の誹謗中傷により人命が失われる事象が報じられるなど、人権に関する課題はこれまでも増して人々の生活に身近なものになっているものと考えております。

このような状況を踏まえ、人権擁護の重要性を改めて住民の皆様と共有するとともに、誰もが人権侵害行為の被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、こうした行為を容認しない地域社会の形成に資すること、また今後の人権啓発、教育、相談などの取組をより効果的に推進していくことを主眼に、一部改正の検討を行うものでございます。

また、スケジュールについては人権啓発施策審議会に諮問し、御審議いただいた後、

パブリックコメントを経て令和８年度内の議会にて改正案を御提案させていただくことを目標に取り組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、３点目の「情報流通プラットフォーム対処法」についてでございます。

情報流通プラットフォーム対処法の施行により、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出に対する対応の迅速化や削除基準の策定・公表などが義務づけられましたが、削除申出に当たっては被害者において当該プラットフォームのアカウントを取得する必要があることや、申出の方法が事業者によって異なるなど、手続に係る負担が大きいといった課題が指摘されております。

本町といたしましては、府の専門的な相談窓口と連携して、被害者に寄り添った支援を行う必要があるものと認識をしており、町の人権に関わる相談窓口でもインターネット上の誹謗中傷などに係る相談を受け、関係機関との連携や助言等のサポートができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、４点目の「交通環境の改善」についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部と高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の３部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めております。

内容につきましては、第五次島本町総合計画や島本町都市計画マスタープランなどに記述されている本町の交通施策に関する基本的な理念等を踏まえ、現状の課題を整理するとともに、財政との整合等を踏まえた今後の現実的な取組の進め方を検討し、明らかにすることを目的として資料の作成を進めております。

公表時期については明確にはお答えができませんが、令和８年度のできるだけ早い時期に取りまとめを行い、公表する予定でございます。

続きまして、５点目の「地域防災計画の修正」についてでございます。

島本町地域防災計画の修正について、大阪府の被害想定の見直しに関しましては建物の耐震化が進んでいることから、被害を受ける建物や死傷者数は減少すると予測されます。

一方で、地震動や土砂災害警戒区域の高度化により、震度の分布や被害想定区域が広がる可能性もあると考えておりますので、これらの状況に対応した備えを地域防災計画の修正に盛り込むべく、検討を進めてまいります。

続きまして、６点目の「防犯カメラ増設事業」についてでございます。

通学路と交通量の多い箇所の具体的な割り振りについてでございます。

P T A連絡協議会からいただいた要望による防犯カメラを設置する箇所につきましては、第一小学校の通学路に３台、第二小学校及び第二中学校の通学路に１０台、第三小学校の通学路に３台、第四小学校の通学路に３台、第一中学校の通学路に１台、第一幼稚園の通園路に３台の合計２３台となり、通学路におきましても朝夕などに交通量が増加する場所はもちろん、狭隘な道路、見通しの悪い、または人通りの少ない箇所などを選定

しております。

また、高槻警察署にこれからの増設予定箇所について相談を行ったところ、適切であるとの助言をいただき、さらに交差点や交通量の多い道路への設置として4台追加の要望があったため、併せて増設箇所は合計27台とするものでございます。

続きまして、7点目の「救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発」についてでございます。

救急出動の傾向につきましては、全国的に高齢化社会に伴い増加しているものでございます。また近年、本町では、新しい住宅地の開発や居住者の増加が顕著であり、特にお子様の人口増加により18歳未満のお子様の救急件数につきましては、この5か年では令和3年中121件、令和4年中126件、令和5年中137件、令和6年中138件、令和7年中163件と増加しており、統計的な変化の一因となっていると認識をしております。

次に、救急車の適正利用につきましては、医療相談を行う救急安心センターおおさかの利用状況が令和6年度は443件で、前年度と比較しまして31件増加しており、そのうち救急車が必要と判断され救急出動した件数が49件であり、救急安心センターを活用した救急車の適正利用の効果が出ているものと考えております。

応急手当の普及啓発につきましては、毎月第3日曜日に消防本部にて普通救命講習を実施しているほか、自治会や企業、団体等につきまして日時調整の上、実施をしております。

効果につきましては、2年から3年での再受講を推奨していることや団体での実施等により毎年増減はございますが、令和4年度は332名、令和5年度は565名、令和6年度は396名受講していただいております。適切に取り組んでいるものと考えております。

続きまして、8点目の「ごみ出し支援」についてでございます。

令和7年度からごみ出しが困難な高齢者の方々等へのごみ収集支援を試行的に実施してまいりました。導入の成果といたしましては、時間帯や回収場所など柔軟に対応した結果、対象者の方々から高い評価をいただいているところであり、少しずつ件数も増加してきております。

なお、これまでも制度の周知に努めておりますが、現時点におきましても住民ニーズの動向を把握しづらい面もあることから、令和8年度におきましても試行実施とさせていただきますところでございます。

また、令和7年度に定めた要件の基準等是不変更しないことといたしましたが、一方で当初の想定より1世帯当たりのごみの量が多いことや、対象者の方々との収集日の日程調整に時間を要すること、また分別が容易にできないの方々への対応が困難であることなどの課題がございますことから、本制度の充実に向け、これら諸課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、10点目の「ふれあいセンター屋外水景施設」についてでございます。

ふれあいセンターでは島本町こどもすこやかセンターが開設され、子供連れの来館者

が増加することが見込まれるため、現在停止しております屋外水景施設を来館者の憩いの場はもとより、子供の遊び場としても御利用いただける広場に改修するための設計業務を行ってまいりたいと考えております。

広場につきましては、様々な年齢層の来館者の利用やイベント時の活用なども想定し、大型遊具などの構造物の設置は考えておりませんが、水景施設の水路や高木の根上がりによって生じている床の段差を解消し、植物によるグランドカバーにより平たんな広場に整備する予定でございます。

子供の遊び場のイメージといたしましては、児童が遊びやスポーツを行うような場所ではなく、ふれあいセンターに来館された未就学児と保護者が立ち寄った際に屋外のフリースペースとしてくつろげるようなスペースを主に想定しております。

続きまして、12点目の「駐車場の有料化」についてでございます。

第7次島本町行財政改革方針では健全な財政を堅持するため、特定財源の確保、受益者負担の適正化、保有資産の有効活用に取り組むことを掲げており、他団体でも事例が多い駐車場の有料化について、本町においても検討する必要があると考えております。

検討の対象としては、役場、ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園などのほか、駅前ロータリーの駐車場を考えておりますが、有料化の判断には立地条件などを踏まえた採算性の観点が必要であり、また施設の設置目的などによりましては、無料時間などの設定が必要と考えておりますことから、全ての駐車場を一律に取り扱うのではなく、様々な観点を基に総合的に判断していく必要があると認識をしております。

本年2月には町保有駐車場に関するアンケートを実施したところであり、いただいた御意見も考慮した上で町としての考えをお示ししたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

9点目の「テニスコートの移転」についてでございます。

東大寺公園テニスコートについては老朽化が激しく、著しく早期の対応を求められていることから、島本町新体育館等整備基本計画において水無瀬川緑地公園における整備の可能性について検討いたしました。

その結果、整備検討区域内での整備が困難であることが判明したため、今後の対応について再度検討し、できるだけ速やかに一定の方向性を示すこととしておりました。その後、本町では整備の方法や場所等について様々な想定の下、検討を行ってまいりました。

まず1点目として、東大寺テニスコートを再整備する方法についてでございますが、10年程度たてばテニスコートの表面は必ず地盤の関係からひび割れが発生するため、下地処理から再度整備する必要が生じ、多額の整備費が必要となります。

次に、2点目の淀川河川公園内のテニスコートを活用する方法についてでございます。

まず、大きな課題として、コートが1面であることが挙げられます。また、本年度淀

川河川公園島本地区テニスコート利用料補助事業として、本町所有のテニスコートと利用料が同額となるよう補助する社会実験を行いました。その結果、利用回数が大幅に少なく利用者が限られていたこと、さらに利用の全てが土日であり、平日の需要がなかったことが確認されました。

この結果から見ますと、当該地のテニスコート利用者が以前から少なかった理由としては、利用料の差に起因するものではないことが確認できたことから、代替候補地としては困難と判断いたしました。

そして、三つ目の本町域内に新たに用地を確保し、整備する方法についてでございますが、町有地でテニスコート2面整備できる面積の土地を所有しておらず、また新たな土地を購入しての取得については本町の財政状況を踏まえても困難であると言わざるを得ません。

そのため、民有地ではございますが、運用を終了した阪急阪神ホールディングス株式会社所有の尺代テニスコート跡地を借用して、テニスコートを移転整備できないか、同社と協議させていただいたものでございます。

現在、現地の借用について土地所有者と交渉を行っているところであり、具体的な移転整備内容をお示しできる段階にないため、利用者と個別具体の協議などは行っておりませんが、島本町新体育館等整備基本計画策定時のアンケートやパブリックコメントなどでオムニコートの整備、また東大寺公園テニスコート同様に複数面の整備を求める声が多くあったことから、これらの御意向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

続きまして、11点目の「待機児童対策」についてでございます。

第一幼稚園の機能拡充や山崎幼稚園の認定こども園化、既存施設の弾力的運用の活用による待機児童発生の抑制への効果につきましては、まず、第一幼稚園における就労支援型の利用枠といたしまして、3歳児から5歳児まで各18人の計54人分を確保し、令和8年度4月入園に係る1次受付期間に受け付けた申込みについて、37人に対して保育要件を必要とする就労支援型への入園許可を行いました。

次に、山崎幼稚園につきましては、令和8年度から1歳児8人、2歳児12人、3歳児から5歳児まで各20人の計80人を保育認定枠として設定されており、同じく1次受付期間中の申込みについて、29人に対し当該施設の入所承諾を行っております。

また、弾力的運用の活用状況につきましては、令和8年度におきましても小規模保育事業所を除く全ての民間保育施設で認可定員を上回る受入れを行っていただく予定となっております。

これらの取組により、大幅な受入れ人数の増加を図り、令和8年度4月時点においては待機児童が発生しないと想定しておりますが、1年間を通じた待機児童ゼロの達成は非常に厳しい状況であるとともに、今後5年間程度はさらに保育需要が増加することが見込まれております。

このような状況を踏まえ、今後におきましても増加が見込まれる保育需要に対しまし

ては、引き続き町内の既存施設を最大限活用しつつ、その後の全国的な人口減少を見据え、中長期的な視点に立った対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長 以上で、東田議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、月足議員の発言を許します。

月足議員（登壇） それでは、令和8年度施政方針並びに予算について大綱質疑を行います。

今は我が島本町は、大きな転換期の中にございます。全国的な人口減少、少子高齢化の荒波に抗うかのように、本町においてはＪＲ島本駅西地区をはじめとする開発により、人口の増加という力強いエネルギーがあり続けています。

多くの若年層や子育て世代が本町の豊かな自然と利便性に魅力を感じ、新たな住民として加わっていることは、我が町のポテンシャルの高さを証明するものであり、率直に歓迎すべきことであります。

しかしながら、急激な人口流入は光だけをもたらすわけではありません。流入にインフラ整備が追いつかず、子育て環境への懸念が現実のものとして町民の間に広がっております。待機児童の解消はもとより、教育現場の過密化、公園や遊び場の不足などです。さらに新たなまちが形づくられる中で、重要かつ困難な課題が新たなまちを支えるコミュニティの維持と創出です。

古くからの歴史を紡いできた既存の地域コミュニティと新市街地における新たな住民のコミュニティ、これらをいかに分断させることなく一つの島本町として融合させ、将来にわたって持続可能な地域運営を実現していくのか。そして、にぎわいの陰で住民一人一人の暮らしの質が損なわれることはあってはなりません。

行政、そして町長には、単なる施設の整備にとどまらない折々に人とのつながりを紡ぐ対話の姿勢、声を聞くことの大事さ、こちらをより含み入れた行政施策、こちら昨年6月の大綱質疑のほうでもお話しさせていただきましたが、求め続けてまいりたいと考えております。

それでは、順次質問してまいります。

①待機児童対策について。

第一幼稚園の機能拡充や私立幼稚園の認定こども園化、弾力的に運用など、複数の施策を組み合わせ対策を講じていただいておりますが、これにより潜在的な保育ニーズを含め、待機児童の完全な解消への見込みはあるのか、展望をお伺いいたします。

②新体育館整備事業について。

インフラメンテナンスや町の皆さんの行動様式の変化など、町の形と未来を左右する重要な局面となると考えます。新体育館整備事業については、デザインビルド方式を採用するに当たり、要求水準の確保とコスト管理のバランスをどう担保するのかは非常に重要な課題であると考えます。

町自身が行うセルフモニタリングのみならず、モニタリング支援業務を委託するその必要性について伺います。

③高さ規定に係る都市計画変更業務について。

住環境と景観を守るための重要なステップであり、慎重な業務設計が必要であると考えます。島本町都市計画マスタープランは、令和5年から令和14年のおよそ10年間をめぐとしており、長期にわたる計画は住む人、暮らす人の変容も考えられます。

令和7年12月に行われたパブリックコメントの募集以外にも、どこかの段階で住民の声を再度聞く機会などを設ける展望はございますでしょうか。

④防犯対策の推進に係る取組について。

防犯対策の推進、こちらの取組について犯罪の抑止、安心安全のためのカメラ増設は賛成でございます。しかしながら、監視社会への懸念を持つ方々もいらっしゃいます。画像の保存期間、閲覧権限の制限、目的外利用の禁止についてどのようなルールを適用するのか、具体的にお伺いいたします。

⑤男女共同参画について。こちら二つお伺いいたします。

一つ目、意識の変容については測定がしにくいですが、男性の育休取得率、管理職の女性比率など、どのような指標を持って計画期間内の成果を判断するのかお伺いいたします。

二つ目、また、家庭や役場内だけでなく、町内の事業所における雇用形態や昇進、家事・育児との両立支援において、バイアス解消を町としてどう促していくのか、展望をお伺いいたします。

⑥交通環境の改善について。こちら二つお伺いいたします。

一つ目、交通環境の改善に向けた取組についてお伺いいたします。公表された結果に対し、さらに住民が何らかの形でフィードバックを行う機会等について、実施のお考えはありますか。

二つ目、また、当然ながら交通問題は町内だけで完結する問題ではないため、隣接自治体や大阪府、交通事業者ですね——バス、鉄道会社との何らかの協議は行われているのかお伺いいたします。

⑦公園の長寿命化について。こちら2点お伺いいたします。

1点目、公園の長寿命化について、大型遊具の工事には相応の期間を要すると考えられます。特に、週末の利用者が多い公園でございますが、工事中の立入り制限範囲や安全対策についてお伺いいたします。

2点目、また、安全対策として遊具自体の安全性も更新する際は、規格の変更や安全対策の向上等、当然ながら従来と同じものとはならないと考えます。滑り台の表面温度など猛暑対策も重要です。素材の変更など、現時点でのおよその変更予定などあればお示しください。

⑧上水道について。

近年ですね、全国的に地下水のP F A S 汚染が問題となっており、ほかの議員からも折々に問題提起がされています。ホームページにおいても測定結果は下回っている旨は記載ございまして、既に一定採水調査等は実施されておりますが、島本町の自己水源における水質監視については、今後さらに踏み込んだ調査や監視業務は行われるのでしょうか、展望をお伺いいたします。

⑨救急車の適正利用について。こちら二つお伺いいたします。

一つ目、救急出動件数の増加傾向について、高齢化以外の要因をどのように分析されておりますでしょうか。

二つ目、また、救急安心センターの積極的な活用を促すとのことで、各種取組について現在の住民の皆様におけるおおよその認知度と、利用を促進するための今後の新たな広報戦略の展望がございましたらお示してください。

⑩ごみ出し支援について。

本格実施に向け、試行実施を継続とする主な理由をお示ください。

⑪子どもたちを健やかに育むまちづくりについて。こちら4点お伺いいたします。

一つ目、ファミリー・サポート・センター事業について、多胎児、独り親、生活保護世帯以外にも経済的に困窮している世帯、非課税世帯などですね——こちらは存在いたします。今回の対象選定の根拠と今後対象を拡大する可能性についてあれば教えてください。

二つ目、また、令和7年9月の委員会にて質問もさせていただいたのですが、金銭面以外での提供会員の負担感を減らす取組についてのお考えがありましたらお示ください。

三つ目、子供の居場所づくり支援事業の拡充について。学習支援には会場費、教材費だけでなく、指導員への謝礼、交通費、通信費など発生いたします。補助金の対象となる経費の範囲をどこまで認めるか、方針がございましたらお示ください。

四つ目、大型開発に伴う人口増加による普通教室の確保の問題ですが、これに対しては特別教室の転用や仮にプレハブなどでの仮教室の運用等いろいろな対応策が考えられますが、それでは良好な教育環境の確保や質の維持にそぐわない面もあるかと思えます。それら以外でどのような施策を検討されているか、現時点でのお考えをお示ください。

⑫にぎわいのあるまちづくりについて。こちら3点お伺いいたします。

一つ目、都市農業の多様な担い手には新規就農者や市民農園の利用者など、具体的なターゲットがあればお示ください。

二つ目、駅東エリア一帯の整備について、ただ単純な施設の整備だけでなく、あらかじめどのようなソフト事業を組み合わせる発信力を高める計画か、方向性があればお示ください。

三つ目、駅東エリア一帯の整備によるにぎわい、こちらのターゲットは町外からの観光客か、それとも日常的に利用する町民なのか、あるいはファミリー層かなど、ターゲ

ットによって整備の方向性が大きく変わると思いますが、現時点での想定や展望があればお示してください。

⑬持続可能なまちづくりについて。

町の保有する駐車場について、有料化に向け取り組んでいくとありますが、優先的に有料化を検討しているのはどの駐車場かお伺いいたします。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

大久保議長 暫時休憩いたします。

(午後 4 時 39 分～午後 4 時 39 分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

町長 それでは、月足議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

3 点目の「高さ規定に係る都市計画変更業務」についてでございます。

高さ規定に係る都市計画変更業務につきましては、令和 7 年度末に策定予定の「建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針」に基づき、より詳細な検討を踏まえ、地域ごとに建築物の高さ制限を行うべく業務を実施させていただくものでございます。

御指摘のとおり、令和 7 年度におきましては「建築物等の適正な高さ規制に関する基本方針」策定に係るパブリックコメントの際に、今後の各地域の方向性も含めて住民の皆様にご意見を伺ったところでございます。

令和 8 年度以降に実施予定の高さ規定に係る都市計画変更業務におきましても、アンケート調査やパネル展示等の実施を予定しており、その際に御意見等をお伺いしてまいりたいと考えております。

続きまして、4 点目の「防犯対策の推進に係る取組」についてでございます。

本町が設置管理する防犯カメラについてでございますが、防犯カメラの画像データの保存期間はおおむね 14 日間としており、その閲覧は次の 2 点に限定をしております。

1 点目は法令などに基づく場合として、法律の規定に基づき、捜査機関から文書による提供を求められた場合を含む法令等で定められた場合で、これまでに警察から刑事訴訟法に基づく「捜査関係事項照会書」による画像データの紹介を受け提供した実績がございます。

2 点目は、緊急かつやむを得ない場合として、個人の生命、身体、または財産の安全性を守るために緊急性があり、かつやむを得ない場合でございます。

このように、防犯カメラの設置目的以外の目的で画像データを利用したり、第三者に提供したりすることを禁じており、これらの運用方針は「島本町防犯カメラの設置に関する基本要綱」に基づいております。

また、自治会が街頭防犯カメラ設置事業補助金を申請された際には、「自治会防犯カメラ管理運営規程」を作成し本町へ提出をいただいております、適切な管理運営に努めていただいております。

続きまして、5点目の「男女共同参画」についてでございます。

意識の変容は数値化しにくいものでありますが、計画策定時には住民対象のウェブアンケートや中学生対象の意識調査を実施しており、次回の計画策定時などに改めてこのような調査を行い、社会意識の変化の把握に努めるとともに、計画期間内の成果検証につなげたいと考えております。

また、働く場における活躍及び両立支援については、女性活躍推進法や働き方改革推進法などにに基づき、国を挙げて取組が進められておりますが、本町におきましても住民及び事業者に対する広報や講座などを通じ、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家事、育児、介護に取り組めるような意識づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の「交通環境の改善」についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部と高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の3部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について協議・検討を進めております。

検討資料公表後のフィードバック方法などは、現時点では決定しておらず、また庁内検討会議ですので構成メンバーは職員ですが、検討に当たっては広聴窓口や各部局に寄せられた住民の皆様からの御意見を踏まえることはもとより、これまで府政要望や国道管理者との協議を継続的に行っているほか、別途有識者や交通事業者との意見交換の機会を捉えて情報収集をし、それらも踏まえて資料作成を進めており、今後も取組内容に応じて必要な協議などの枠組みを設けてまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の「公園の長寿命化」についてでございます。

公園長寿命化に伴う大型遊具の更新につきましては、工事期間中においても安心して公園を御利用いただけるよう、様々な安全対策を講じたいと考えており、作業中はもちろん週末などの作業がない日においても、小さなお子様をはじめとする第三者が工事範囲に誤って侵入することによる事故が発生しないよう、現地での施工を進めたいと考えております。

また、大型遊具の更新につきましては、同種同規模のローラー滑り台を予定しており、遊具については既製品の中から選定する予定でございます。

なお、使用する部材につきましては、夏場に温度上昇が抑えられるステンレス製ローラーの採用や踊り場部へ日よけ屋根の設置など、猛暑対策についても可能な限り対応策を検討し、公園を御利用される皆様が安全で快適に遊べる公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「上水道」についてでございます。

有機フッ素化合物「PFAS」のこれまでの水質検査の状況につきましては、令和3年度に自己水源であります7井の原水を令和5年度には大薮浄水場の浄水及び大沢特設水道浄水場の浄水について実施いたしました。

また、令和6年度及び令和7年度には7井の原水と大薮浄水場の浄水、大沢特設水道浄水場の浄水と善峰川の原水について、PFOSとPFOAの水質検査を実施しております。

本年4月1日からPFOSとPFOAにつきましては、これまでの水質管理目標設定項目から水質基準に引き上げられたことから、水道法に基づく検査義務となっております。本年度の水質検査につきましては、給水栓での水質検査を年間4回実施するとともに、浄水や原水につきましても引き続き水質検査を実施し、水源から浄水までの水質監視に努めてまいります。

続きまして、9点目の「救急車の適正利用」についてでございます。

近年、本町では、新しい住宅地の開発や居住者の増加が顕著であり、人口増加や高齢化に伴い、救急出動件数も増加しております。具体的には高齢化以外の要因では、特にお子様の人口増加により、18歳未満のお子様の救急件数がこの5か年では令和3年中121件、令和4年中126件、令和5年中137件、令和6年中138件、令和7年中163件と増加をしております。

次に、救急車の適正利用につきましては、医療相談を行う救急安心センターおおさかの利用状況が令和6年度は443件で、前年度と比較して31件増加をしており、そのうち救急車が必要と判断され救急出動した件数が49件であり、救急安心センターを活用した救急車の適正利用の効果が出ているものと考えております。

救急安心センターおおさかにつきましては、住民の皆様が病院案内や医療相談のサービスを活用して救急車の必要性を判断していただいているものと認識しており、救急車の適正利用に一定の効果があるものと考えております。

今後も救急安心センターの積極的な活用など、救急車の適正利用につきましては訓練指導時の呼びかけや、町広報誌、ホームページを活用して継続的に周知に努めてまいります。

続きまして、10点目の「ごみ出し支援」についてでございます。

令和7年度からごみ出しが困難な高齢者の方々等へのごみ収集支援を試行的に実施をしております。導入の成果といたしましては、時間帯や回収場所など柔軟に対応した結果、対象者の方々から高い評価をいただいているところであり、少しずつ件数も増加してきております。

なお、これまでも制度の周知に努めておりますが、現時点におきましても住民ニーズの動向を把握しづらい面もあることから、令和8年度におきましても試行実施とさせていただいたところでございます。

また、令和7年度に定めた要件の基準等是不変しないことといたしましたが、一方で当初の想定より1世帯当たりのごみの量が多いことや、対象者の方々と収集日の日程調整に時間を要すること、また分別が容易にできない方々への対応が困難であることなどの課題がございますことから、本制度の充実に向け、これら諸課題の解決に努めてまい

りたいと考えております。

続きまして、大きな11点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくりについて」のうち、「ファミリー・サポート・センター事業」についてでございます。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、本年4月から提供会員の登録者数増加及び処遇改善を図るため、利用料の増額改定を呈しておりますが、あわせて利用者の負担軽減を図るため、利用料補助制度を新たに開始するものでございます。利用料補助の対象者につきましては、府内の先行自治体の実施状況を踏まえ、独り親世帯、多胎児世帯、生活保護世帯としたものでございます。

なお、今後の対象者拡大につきましては、現時点では考えておりません。まずは補助開始後の利用状況の把握などに努めてまいります。

次に、「提供会員の負担を減らす取組」についてでございます。

提供会員の負担感を軽減するための取組といたしましては、これまでも補償保険の加入や研修による安全対策、またファミリー・サポート・センター職員による相談支援や会員同士の交流会の実施などにより、提供会員が悩みを1人で抱え込まないように、安心して活動できる環境を整備してきたところでございます。

今後につきましても提供会員の皆様の御意見等を踏まえ、より安心して活動いただけるよう努めてまいります。

次に、「子どもの居場所づくり支援事業の拡充」についてでございます。

令和8年度から子どもの居場所づくり支援事業を拡充し、学びの場への補助として、地域で無償で学習支援を行う団体等への補助を創設いたします。

本事業の対象経費につきましては、ボランティアスタッフや外部講師の謝礼や交通費のほか、学習用品等の購入に係る消耗品費、利用者に提供する飲料、おやつ等の食材費、会場の使用料、保険料、チラシ等の印刷費、通信費、備品購入費など、事業実施に必要な各種経費を補助対象とする予定でございます。

続きまして、大きな12点目の「にぎわいのあるまちづくり」のうち、「都市農業の多様な担い手」についてでございます。

多様な担い手とは、農地所有者や家族以外の担い手のみならず、ファミリー農園におけるレジャー目的での利用者をはじめ、新規就農の個人や法人などの営農者を想定しております。

本町におきましてはこれらの担い手に対しまして、これまでもファミリー農園のあっせんや新規就農希望者からの相談対応などにより支援を行ってまいりましたが、ここ数年は個人のみならず法人なども新規就農や就農面積の拡大を希望される事例もございますことから、農地所有者とのマッチングや大阪府みどり公社へのあっせん、また必要に応じて新たに就農を希望される地域において説明会を行うなど、マッチングに向けた取組を進めているところでございます。

これらの取組は、これまで一個人では難しかった地域としての農地保全の課題を解決

できる可能性もあると期待をしており、法人をはじめとする農地所有者以外の多様な担い手が地域の都市農業を支えられる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、「島本駅東エリアの整備」についてでございます。

島本駅東エリアについてはこれまで実施してまいりました「まちの魅力の創造・発信事業」において、本町の魅力発信の拠点の一つとなるように取り組んできており、「タヴェルネット・シマモト」や「ウイスキー100年フェスティバル in 島本」といった各種体験イベントが開催されております。

そのほかにも、「島本手づくりコミュニティ市」や「島本音楽フェスティバル」などの継続したイベントや、本町で収穫された農作物を販売する朝市などもございます。それらソフト事業を実施されている団体にも令和6年度にヒアリングを行っており、新たな活用策も見据えた各種体験イベントが実施しやすくなるような整備や、集客につながるような改修を検討すること、さらにはイベントのみならず、日常的な憩いや集いの場として魅力ある場所になるような改修を検討することで、単なる施設整備にとどまらない町の歴史や文化の発信拠点となることを目指しております。

次に、「にぎわいづくりのターゲット」についてでございます。

J R 島本駅東エリアの拠点整備事業は、令和5年3月に策定いたしました地域再生ビジョンの考え方に基づいておりますが、このビジョンにおいては各種地域活性化の取組の対象範囲を住民と近隣、広域の三つに分けて設定をしており、対象範囲を一つに限定してはおりません。

しかしながら、各取組の中でも、まずは対住民のシビックプライドにつながることを特に重視しており、このエリアを御利用いただくターゲットとしては対住民の比重が高いものと認識をしております。

また、具体的なターゲット層については、今後事業内容を議論する中で検討を重ねてまいりますが、現時点におきましては本町の統一した情報発信を目的に定めた「島本町デザイン計画」においても、本町の情報発信の具体的な発信先のイメージとして日常的に自然と触れながら、都会近くで暮らしたい子育て世代の夫婦としていることなどから、島本駅東エリアにおけるにぎわいづくりのターゲットも「島本町デザイン計画」に定めた発信先のイメージに近い世代をターゲット層として考えております。

続きまして、13点目の「持続可能なまちづくり」についてでございます。

第7次島本町行財政改革方針では、健全な財政を堅持するため、特定財源の確保、受益者負担の適正化、保有資産の有効活用に取り組むことを掲げており、他団体でも事例が多い駐車場の有料化について、本町においても検討する必要があると考えております。

本年2月には町保有駐車場に関するアンケートを実施したところであり、現時点で具体的に有料化が決まった駐車場はございませんが、阪急水無瀬駅前及びJ R 島本駅前ロータリーの送迎用駐車場については、長年、長時間駐車などの課題もあるため、優先的に検討する必要があると考えております。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

1点目の「待機児童対策」についてでございます。

第一幼稚園の機能拡充や山崎幼稚園の認定こども園化、既存施設の弾力的運用の活用による待機児童解消への効果につきましては、まず、第一幼稚園における就労支援型の利用枠といたしまして、3歳児から5歳児まで各18人の計54人を確保し、令和8年度4月入園に係る1次受付期間に受け付けた申込みについて、37人に対して保育要件を必要とする就労支援型への入園許可を行いました。

次に、山崎幼稚園につきましては、令和8年度から1歳児8人、2歳児12人、3歳児から5歳児まで各20人の計80人を保育認定枠として設定されており、同じく1次受付期間中の申込みについて29人に対し当該施設への入所承諾を行っております。

また、弾力的運用の活用状況につきましては、令和8年度におきましても小規模保育事業所を除く全ての民間保育施設で認可定員を上回る受入れを行っていただく予定となっております。

これらの取組により、大幅な受入れ人数の増加を図り、令和8年度4月時点においては待機児童が発生しないと想定しておりますが、1年間を通じた待機児童ゼロの達成は非常に厳しい状況であるとともに、今後5年間程度はさらに保育需要が増加することが見込まれております。

このような状況を踏まえ、今後におきましても増加が見込まれる保育需要に対しましては、引き続き町内の既存施設を最大限活用しつつ、その後の全国的な人口減少を見据え、中長期的な視点に立った対応を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「新体育館整備事業」についてでございます。

新体育館整備につきましては設計施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式を採用いたしますが、デザインビルド方式で新体育館等を整備するに当たっては、本町の求める要求水準等を満たした設計・施工がなされているか、段階に応じて確認していく必要があります。また、整備事業者と本町で要求水準書等の解釈の相違が生じた場合等には、専門的見地から対応していく必要がございます。

しかしながら、本町には体育館、プール等の整備並びにそのデザインビルド方式により業務遂行を経験した職員がおりませんので、適切な事業推進のために業務委託を行うものでございます。

続きまして、大きな11点目の「子どもを健やかに育むまちづくりについて」のうち、「良好な教育環境の確保」についてでございます。

令和5年6月1日に施行いたしました「島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱」に基づき、毎年度、通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と協議の上、「教育環境保全対策区域」を指定し公表することで、住宅開発に伴う児童数の急増に適切に対処し、本町の良好な教育環境の保全に努めてまいりました。

しかしながら、第三小学校区におきましてはＪＲ島本駅西地区等の開発により、今後児童数は大幅に増加していくものと認識しております。当該区域の児童生徒が安心して登校していただける良好な環境を維持するため、教室の転用等の既存施設の有効活用、また状況によっては施設整備についても検討が必要と考えており、将来の人口減少を見据えた中長期的視点に基づく様々な対策を検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、現時点において具体的な方針をお示しできる段階にはございませんが、これまでにない児童生徒数の増加に適切に対応できるよう、様々な可能性のある手法を迅速に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員 御答弁いただきまして誠にありがとうございます。再質問はございません。詳しくは委員会にてお伺いさせていただきます。

以上で、月足まさやからの大綱質疑を終わります。ありがとうございます。

大久保議長 以上で、月足議員の大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により、これをもって延会とし、明日３月５日午前１０時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日３月５日午前１０時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

（午後５時０２分 延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 6 号議案 令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 号議案 令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 号議案 令和 7 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 号議案 令和 7 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 12 号議案 島本町職員旅費条例の全部改正について
- 第 13 号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
- 第 14 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第 15 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 16 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 17 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 第 18 号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第 19 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 20 号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 21 号議案 島本町奨学資金条例の廃止について
- 第 22 号議案 令和 8 年度島本町一般会計予算
- 第 23 号議案 令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 24 号議案 令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 25 号議案 令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 26 号議案 令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 27 号議案 令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 28 号議案 令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 29 号議案 令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 30 号議案 令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 31 号議案 令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 32 号議案 令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 33 号議案 令和 8 年度島本町水道事業会計予算

第 3 4 号議案 令和 8 年度島本町下水道事業会計予算

令和 8 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 4 号

令 和 8 年 3 月 5 日 (木)

島本町議会 2 月 定例会議 会議録（第 4 号）

年 月 日 令和 8 年 3 月 5 日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	9 番	山 口 博 好
10 番	西 山 ようこ	11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子
13 番	川 嶋 玲 子	14 番	野 口 日 利 美		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	石 原 誠 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	総 務 部 長	永 田 暢	会 計 管 理 者	杉 木 利 徳

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和8年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第4号

令和8年3月5日(木) 午前10時開議

- 日程第1 第11号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12号議案 島本町職員旅費条例の全部改正について
- 第13号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
- 第14号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第15号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第16号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 第18号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について
- 第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算
- 第23号議案 令和8年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第24号議案 令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25号議案 令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26号議案 令和8年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第27号議案 令和8年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第28号議案 令和8年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和8年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和8年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和8年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和8年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第33号議案 令和8年度島本町水道事業会計予算
- 第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第11号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算までの24件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、河上議員の発言を許します。

河上議員 (登壇) おはようございます。

令和8年2月定例会議、日本共産党、河上りさ、大綱質疑をさせていただきます。

まず1つ、町民の暮らしの認識を問う。

株価は5万円を超え、史上最高値を突破しました。大企業は史上最高益を4年連続で更新しています。ところが、暮らしは物価高が続き、実質賃金は11か月連続で減少し、アベノミクスが始まった12年前と比べて、年額34万円も減りました。企業倒産は12年ぶりに1万件を超え、その大半は中小企業です。国民には経済が回復しているなどという実感はありません。

島本町として、暮らしの実態をどのように認識されているのかを伺います。

島本町では、物価高騰対策として、商品券事業の円滑な推進とうたわれていますが、商品券だけでいいのかということをお島本町に投げかけて、島本町の見解を伺います。

2、思いやりとふれあいのまちづくり。

さきの衆議院選挙の結果、憲法改悪や非核三原則の見直しを取り沙汰されています。施政方針においても、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨のもと、平和意識の普及・高揚に努めるとうたわれています。俳優の吉永小百合さんの呼びかけを引用の上、紹介させていただきます。

日本政府は、憲法を変えて戦争に参加する道を準備しようとしています。戦争とは国が人に人殺しを命ずること、どんな戦争にも正義はありません。核兵器の廃絶と世界の平和を求めて、みんなができる限りの行動をしましょう。

誰が我が子を、誰が我がパートナーを、誰が我が家族を、誰が我が友を、人殺しに加担させたいと思いますでしょうか。

今、日本は力の支配を公言するトランプ政権に日米同盟絶対で付き従い、日米一体の戦争国家づくりを加速させています。安保三文書に基づく軍事費、GDP比2%への引上げを前倒しで進めました。トランプ政権が求める3.5%、21兆円へのさらなる引上げにも進んで応じようとしています。この4年間、軍事費は毎年1兆円規模で増額され、9兆円にも膨れ上がっています。それをさらに21兆円に増額するということです。

今、医療と介護と生活保護に投入されている国費は全部で18兆円、それを大きく上回

る大軍拡は、国民への大増税、大負担増と、社会保障や教育などの予算の大削減、戦時国債のような大借金なしでは不可能です。

東アジアの広範囲で射程圏内に入る長射程ミサイルを大量に配備し、弾薬庫の増設も進めています。他国に脅威を与えるような兵器を各地に配備することは憲法に反し、専守防衛さえ投げ捨てるものです。

攻撃拠点が一番の標的になります。今年、安保三文書の改定を前倒しで行うとしています。そこでは、国是としてきた非核三原則の放棄を狙っています。

唯一の戦争被爆国として到底許されません。国際紛争を助長するから慎むとしてきた武器輸出の全面的な解禁も狙っています。

日本を死の商人国家としてしまってよいのでしょうか。どれもこれも憲法9条に基づく平和国家を打ち捨てる、たがが外れた暴走というほかありません。

そんな中、このたびの施政方針に、島本町は「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨のもと、平和意識の普及・高揚に努める」と盛り込みました。島本町民として、この部分においては、大変誇りに思えることであります。

戦争体験者も高齢化を迎え、終戦時に少年少女だった方でも90代となる現在、これからの世代への平和意識の普及・高揚をどれだけどのように取り組むことがよいのか、島本町としての課題認識と今後の在り方について伺います。

そして、平和教育、憲法改悪、非核三原則の見直しについて、町長の見解を伺います。

このたびの施政方針の本項目の一番初めに示された島本町人権擁護に関する基本条例について、「近年の動向等を踏まえ、規定の追加等の改正を検討」とありますが、私も、さきの9月定例会議の際、当条例が2025年の参議院選に目立ったような排外主義や社会的弱者に対する暴力をも辞さない行為に対処し得るのか問いましたが、島本町としておおよその程度踏み込んだ内容で、どのようなスケジュール感で実現させていく御意向なのか伺います。

また、改めて、島本町人権擁護に関する基本条例の改正検討に当たり、町長の見解を伺います。

「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づいたアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発に取り組むとありました。

当プラン10ページの施策の展開、具体的施策①意識啓発の推進において、講座の開催などを通じてとありますが、島本町として、現段階での社会全体における男女の性役割や性的模範とされる価値観からの前進がどのような段階にあるという受け止めで、この1年でこういったところまで達成できることがおおむね望ましいとお考えでしょうか。

3、自然と調和した快適なまちづくり。

交通環境の改善に向けた取組について、関係部局における協議と検討について、結果の取りまとめと公表は、おおよそどのようなスケジュールになりますか。また、現状の課題と今後の方策等の協議・検討の進捗はどのようなになっていますか。

桜井五丁目地内における一部道路拡幅について、たしか9月の常任委員会の際、工事における周辺住民への影響に対する配慮を伺いましたが、工事実施に当たり、周辺住民への配慮は考えられていますか。

上水道について、自己水源の安全確保、水道水の水質監視とあります。島本町山間部には、水無瀬川へのコンクリートの流れ込み、水源地への不法投棄など、水質を損なう可能性のある事象が幾つかありますが、それらが水質に影響を及ぼした場合、島本町として水道水の確保にどのような対処を想定されていますか、伺います。

4、支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり。

持続可能な国民健康保険制度の構築を目指す大阪健康保険運営方針を踏まえ、事務及び保健事業実施の件で、子ども・子育て支援金の徴収の開始が記されていますが、住民の中での支え合いではなく、国が、行政が、きちんと税金で執り行うべきものなのではないでしょうか、島本町の見解を伺います。

令和7年度で試行的実施されたごみ出し支援について、得られた成果や課題とありますが、現状可視化し得た進捗を伺います。

聴覚障害者が来庁しなくても、電話で問合せ等ができるよう、手話に対応するオペレーターを介して会話できる手話リンクサービスの導入とあります。大変必要なことであると考えます。導入に向けた課題とスケジュールについて、島本町の見解を伺います。

東大寺公園テニスコートの尺代地区の阪急グラウンドテニスコートへの移転について、経緯を伺います。

5、子どもを健やかに育むまちづくり。

ふれあいセンター敷地内北側の水景施設の広場への改修に向けた設計業務とありますが、ふれあいセンターに行くたびに、水が張られていない状況がありますが、建設当初はちゃんと活用する予定で造られたものだと思います。この水景施設の改修計画をするにあたり、経緯と意図をお聞かせください。

校庭開放について、長期休業期間の実施に向けた検討と全校横断的な利用を可能とするとあります。全校横断的な利用に至った経緯を教えてください。また、利用に際しての登録などの仕組みはどのように行われるのか、島本町の見解を伺います。

子どもの居場所づくり支援事業の拡充について、困窮世帯等への食事の持ち帰り提供を行うテイクアウト事業への加算とありますが、どのような状況でテイクアウトをするのか、利点は何か、また町内での困窮世帯の把握は島本町としてどのようにされているのかを伺います。

一部の部活動において、拠点校方式を導入するとともに、部員数の少ない部活動においては、合同練習を行う等の合同部活動を、必要に応じて活用し、今後、その拡充についても検討すると示されていますが、費用負担や悩みに寄り添うなどの教育的側面の問題、顧問の負担が重くならないかなど、丁寧な対応が必要であると考えますが、部活動の拠点校方式導入と今後の拡充の検討についてと積極的な姿勢が見られますが、丁寧な

かじ取りが必要であると考えています。島本町の見解を伺います。

6、魅力と活力、にぎわいあるまちづくり。

歴史文化資料館の館内展示リニューアルについて、文化財への興味関心の高まりや、体験を通じて得られるよう、A I映像を活用した取組などについて、島本町の見解を伺います。

高槻市との観光振興に関する連携について、島本町としての魅力発信の機会と捉え、事業連携のさらなる充実の中に、歴史文化資料館のリニューアルや、島本町東側駅前広場等の整備が含まれているのかを伺います。

最後に7、持続可能なまちづくり。

町保有の駐車場の有料化について、適正化と財源確保の観点とのこと、大まかな、どの程度の負担を利用者に求める方向性でお考えなのか、そして、それはどのように町民へのサービスに還元される想定なのかを伺います。

働き方改革の推進と行政サービスの質の向上を目的に、開庁時間短縮について、役場を利用する町民からの反応はどのようなものがありますか。電話対応についての通話録音の実施、実施に至った経緯があれば教えてください。

財政運営について、歳入と歳出の増加が見込まれ、財源不足を補填するために、財政調整基金等の繰入れによる予算編成にあり、今後も大きな財政支出を控えているとあり、島本町として、行財政改革に取り組むとありますが、今後、保育・医療や介護にかかる社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設への対応など、大きな財政支出を控えていると、一緒くたに記されていたことに疑問を抱きました。

公共施設への負担の在り方について、今年度の負担と建設までの費用のおおよそ何%の積立てをお考えか、また、日常の経費について、応益者負担とうたわれていますが、割合はどのようにお考えか、島本町の見解を伺います。

島本町の方針として、この先の島本町を見据えたときにどのような運営が望ましいと、どのような姿が島本町のあるべき姿だとお考えなのか伺います。

最後に、このたびの施政方針を拝読いたしまして、住民に対する思いやりが一部薄いように感じました。島本町任期残り3年でどのようなまちにしていきたいのか、小さな町の豊かな暮らしについて、どのような理想像の下、実現に向かわせるのか、町長の考えを伺います。

以上です。

町長 それでは、河上議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

1点目の「町民の暮らしの認識を問う」についてでございます。

住民生活を取り巻く状況は、物価上昇が続く中、特に食料品などの負担増が家計に影響を及ぼしているものと認識をしております。物価高騰への対応につきましては、自治体単独での施策には限界がありますが、本町では、国の重点支援交付金を活用した商品券事業や、中学校給食費の無償化のほか、ひとり親家庭等応援手当事業にも取り組んで

おり、府においても、子供や若者への食料支援などの取組が実施されております。引き続き、政府における今後の取組も注視しながら、住民の皆様の生活を支えられるよう努めるとともに、行政のセーフティーネット機能を果たすべく、生活困窮者に対する相談支援などの施策に取り組んでまいります。

続きまして、大きな2点目の「思いやりとふれあいのまちづくり」のうち、「平和意識の普及・高揚」についてでございます。

本町は、昭和62年8月、議会決議により、核兵器廃絶・平和都市を宣言しております。

平和を愛する文化都市として、まちの将来を担う子供たちの未来が永遠に戦争のない平和な社会で豊かな暮らしができるよう願うという趣旨によるものでございます。

戦後80年が経過し、戦争経験者の方々が少なくなる中ではありますが、私たちの世代が工夫を重ねながら、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代につないでまいりたい。そのための広報啓発活動に地道に取り組んでまいりたいと考えております。

また、我が国は、世界で唯一の核の被爆国であり、被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界に訴える役割があると認識をしております。変化する国際情勢や国内動向にも注視しつつ、本町が加盟いたします日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議においては、必要に応じ、政府や関係国に対する要請活動なども行っておりますので、引き続き、思いを同じくする全国の自治体と連携して取り組んでまいります。

次に、「人権擁護に関する基本条例」についてでございます。

本町では、住民一人一人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、昭和60年に人権擁護に関する基本条例を制定し、人権施策の推進に努めてまいりました。この間様々な分野で人権に関する法整備が進んでいる一方で、近年情報技術の進展を背景に、インターネット上の誹謗中傷により、人命が失われる事象が報じられるなど、人権に関する課題は、これまでも増して人々の生活に身近なものになっているものと考えております。

このような状況を踏まえ、人権擁護の重要性を改めて住民の皆様と共有するとともに、誰もが人権侵害行為の被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、こうした行為を容認しない地域社会の形成に資すること、また、今後の人権啓発、教育、相談などの取組をより効果的に推進していくことを主眼に、一部改正の検討を行うものでございます。

また、スケジュールについては、人権啓発施策審議会に諮問し、御審議をいただいた後、パブリックコメントを経て、令和8年度内の議会にて改正案を御提案させていただくことを目標に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「アンコンシャス・バイアスの解消」についてでございます。

固定的な性別役割分担意識に同意しない人の割合は、社会全体としておおむね増加傾向にありますが、本町が計画策定時に行った中学生対象の意識調査結果からは、特に子供たちの意識変革が進んでいる一方、父母、祖父母など身近な大人からのアンコンシャス・バイアスに基づく声かけなどの影響も大きい現状を確認しております。

啓発による成果は一朝一夕のものではなく、人々の意識に係る年単位の目標等も設けておりませんが、計画に基づく意識啓発の現れる取組に地道に取り組むとともに、次の計画策定時に、再度意識調査を行い、経年変化の把握に努めたいと考えております。

続きまして、大きな3点目の「自然と調和した快適なまちづくり」のうち、「交通環境の改善に向けた取組」についてでございます。

現在、道路担当部局である都市創造部と高齢者等の移動支援を担当する健康福祉部、総合調整を担う総合政策部の3部局で構成する交通環境に関する庁内検討会議において、現状の課題と今後の方策等について、協議・検討を進めております。

内容につきましては、第五次島本町総合計画や島本町都市計画マスタープランなどに記述されている本町の交通施策に関する基本的な理念等を踏まえ、現状の課題を整理するとともに、財政との整合等を踏まえた今後の現実的な取組の進め方を検討し、明らかにすることを目的として、資料の作成を進めております。

公表時期については明確にお答えできませんが、令和8年度のできるだけ早い時期に取りまとめを行い、公表する予定でございます。

次に、「桜井五丁目地内における道路拡幅」についてでございます。

桜井五丁目地内道路改良工事の実施に当たり、狭い道路での作業となるため、周辺住民の方々には、工事期間中、御理解、御協力をいただきながら、慎重に進めていく必要があります。工程によっては、車両の通行止めが必要になる場合があります。

このことから、近隣住民の皆様をはじめ、周辺の自治会に対し、工事のお知らせを回覧で行うほか、工事開始前には工事のお知らせ看板を設置する予定でございます。

また、工事期間中は、交通誘導員を配置するなど、通行される方々に対して安全確保及び周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、「上水道」についてでございます。

自己水源の安全確保と水質監視についてでございますが、本町では、地下水を自己水源としており、外的要因による水質への影響は低いものと考えておりますが、地下水には、水無瀬川の伏流水も含まれており、水無瀬川の水質が損なわれることは、水質などの環境への影響も懸念されるものと認識をいたしております。

今後も、地下水の水質監視は継続しながら、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。万が一、地下水の水質に影響が発生した場合には、当該井戸からの取水を停止するとともに、水量が不足する場合は、他の井戸からの取水量を増やす対応や、大阪広域水道企業団からの受水量を増やすことにより、水道水を確保してまいります。

続きまして、大きな4点目の「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」のうち、「国民健康保険」についてでございます。

御質問の子ども・子育て支援金制度は、急速な少子化及び人口減少という国全体で直面している喫緊の課題に対し、全世代、全経済主体が公平に支え合う仕組みとして、国において創設されたものでございます。

行政サービスは、主に税を財源としますが、年金、医療、介護などの社会保障の分野では、サービスの性質に応じて、税と社会保険料の組合せで支えられております。

子育て支援の充実が将来的な社会保障制度の担い手を確保し、結果として、医療や介護などの社会保障制度全体の持続可能性を高め、全世代の受益につながるという考えの下、子ども・子育て支援金は、全ての世代、企業の皆様を含めた社会経済の参加者全員で支え合う社会保険料として拠出する仕組みとなっているものと認識しております。

徴収の開始に当たっては、リーフレットや窓口等を通じ、本支援金が次世代を育むための連帯であるという制度趣旨を分かりやすくお伝えし、住民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいります。

次に、「ごみ出し支援」についてでございます。

令和7年度からごみ出しが困難な高齢者の方々等へのごみ収集支援を試行的に実施してまいりました。

導入の成果といたしましては、時間帯や回収場所など柔軟に対応した結果、対象者の方々から高い評価をいただいているところであり、少しずつ件数も増加してきております。

なお、これまでも制度の周知に努めておりますが、現時点におきましても、住民ニーズの動向を把握しづらい面もあることから、令和8年度におきましても、試行実施とさせていただきますところでございます。

また、令和7年度に定めた要件の基準等は変更しないことといたしましたが、一方で、当初の想定より1世帯当たりのごみの量が多いことや、対象者の方々との収集日の日程調整に時間を要すること、また、分別が容易にできない方々への対応が困難であることなどの課題がございますことから、本制度の充実に向け、これら諸課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

次に「手話リンクサービス」についてでございます。

聴覚や発話に困難のある方が、ビデオ通話機能のある媒体を使用し、手話通訳オペレーターを介して、役場に直接問合せができるサービスでございます。

まずは、代表番号に電話がかかり、そこから各担当課へつなぐことになります。島本町ホームページなどにオペレーターにつながるリンクを貼りますので、利用者はそこにアクセスすることで、事前登録不要、通話料無料で利用することができます。

現在、令和8年度当初からの運用開始に向け、登録手続きを行っているところでございます。

課題につきましては特にございませんが、今後利用対象者に本サービスを周知していく必要がありますことから、広報誌やホームページへの掲載をはじめ、手話通訳利用者への案内など、当事者団体とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大きな5点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくり」のうち、「ふれあいセンター屋外水景施設の改修」についてでございます。

屋外水景施設につきましては、平成15年のO157流行の際、感染予防対策として、一旦停止して以降、常時の稼働はしない状態が続き、現在においては、ろ過器等の機器が故障したことで、完全に停止した状態でございます。

ふれあいセンターでは、島本町こどもすこやかセンターが開設され、子供連れの来館者が増加することが見込まれるため、現在停止しております屋外水景施設を新たに改修し、来館者の憩いの場はもとより、子供の遊び場としても御利用いただける広場となるよう、設計業務を行ってまいりたいと考えております。

なお、広場につきましては、様々な年齢層の来館者の利用やイベント時の活用なども想定しておりますが、大型遊具などの構造物の設置は考えておりません。

このほか、水景施設の水路や高木の根上がりによって生じている床の段差を解消し、植物によるグランドカバーにより、平たんな広場に整備する予定でございます。

次に、「子どもの居場所づくり支援事業」についてでございます。

子ども食堂への補助に新たに追加するテイクアウト加算につきましては、食堂への参加が困難で支援が必要な困窮世帯等に食堂開催時などに弁当などの持ち帰り用の食事を配布する取組を想定しております。

効果といたしましては、食堂に来ることが難しい対象世帯にも食事提供のほか、交流、見守りなどの支援ができることが挙げられます。

また、困窮世帯など支援対象者の把握につきましては、生活保護、生活困窮者自立支援事業、ひとり親家庭支援、民生委員・児童委員などの各担当や、関係機関と連携して把握に努めているところでございます。

続きまして、大きな6点目の「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」のうち、「高槻市との観光振興に関する連携」についてでございます。

高槻市との観光振興に関する連携にて、本町の案内を高槻市観光案内所やホームページ、アプリ等にて実施する予定であり、町外からの来訪動機につながる魅力的な拠点の1つとなるよう、島本駅東エリアの整備を進めてまいります。

また、島本駅東エリアにて開催される体験プログラムについても、高槻市との観光振興に関する連携を生かしたプロモーションを実施することを想定しており、高槻市との観光振興に関する連携の事業を生かして、島本駅東エリアの整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな7点目の「持続可能なまちづくり」のうち、「駐車場の有料化」についてでございます。

第7次島本町行財政改革方針では、健全な財政を堅持するため、特定財源の確保、受益者負担の適正化、保有資産の有効活用に取り組むことを掲げており、他団体でも事例が多い駐車場の有料化について、本町においても検討する必要があると考えております。

検討の対象としては、役場、ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園などのほか、駅前ロータリーの駐車場を考えておりますが、有料化の判断には、立地条件などを踏まえた

採算性の観点が必要と考えておりますことから、全ての駐車場一律に取り扱うのではなく、様々な観点を基に総合的に判断していく必要があると認識をしております。

なお、検討の結果、有料化するとなった場合における当該駐車場の料金体系は、近隣自治体の類似施設における事例や、近傍相場等を踏まえて個別に設定をし、収入については、各施設の維持管理費等に充てることを想定しております。

いずれにいたしましても、本年２月には、町保有駐車場に関するアンケートを実施したところであり、いただいた御意見も考慮した上で、町としての考え方をお示ししてまいりたいと考えております。

次に、「開庁時間の短縮について」でございます。

開庁時間の短縮に関しましては、２月初旬以降、広報誌やホームページ、SNSのほか、本庁舎２階の広告モニター、窓口でのポスター掲示など、様々な方法を通じて順次継続的に周知に努めているところでございます。現在のところ、開庁時間を短縮することに対しまして、お問合せや御意見等は特に頂戴しておりません。

今後におきましても、現行の周知活動を継続し、５月以降混乱なく円滑に移行できますよう、引き続き万全を期してまいりたいと考えております。

次に、「通話録音」についてでございます。

役場庁舎での電話対応につきましては、住民の皆様へのサービス向上を図るため、これまで誠実で丁寧な案内を心がけてまいりましたが、電話におけるトラブルが発生してしまう状況もしばしば発生しております。こうした背景から、通話内容を正確に記録することで、対応の公平性や適切な執行を確保し、住民サービスの質の向上を図るとともに、不当要求等を未然に防止することで、職員が安心して働ける環境整備を進めたいと考えております。

次に、「財政運営」についてでございます。

公共施設への負担の在り方についてでございますが、主に公共施設の整備のために活用する公共施設整備積立基金については、建設費用に対する割合といった目標は設定しておりませんが、島本町中長期財政シミュレーションでは、建設事業費の見込みを勘案し、おおむね毎年度１億円の取崩しを想定しており、今後の建設事業費の財源が枯渇しないよう、適切に残高を管理していく必要があるものと考えております。

また、応益者負担となる使用料・手数料については、令和５年に策定した島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、整理しております。

今後の運営、あるべき姿については、住民の方のニーズを適切に把握し、福祉の増進に取り組むとともに、持続的、安定的な町政運営を行っていくことが重要であると考えております。

次に、「小さな町の豊かな暮らし」についてでございます。

小さな町の豊かな暮らしにつきましては、これまでも御答弁してまいりましたが、多

様な主体が参画をし、連携・協働してまちづくりに取り組むことや、互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくりを目指すものでございます。

今後の社会の変化に柔軟に対応できる持続可能な行財政運営を基本としつつ、若い世代が将来に希望を持ち、個性と活力のある世代を超えて、住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりを進めていくことが、住民の皆様の豊かな暮らしの実現につながるものと考えております。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

大きな2点目の「思いやりとふれあいのまちづくり」のうち、「平和教育」についてでございます。

戦後80年が経過し、戦争体験者が減少していく中、学校教育において、子供たちが平和について深く考える平和学習の取組は非常に重要であると認識しております。

本町の各小中学校におきましては、学習指導要領前文の、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に基づき、主に国語科、社会科、道徳科等で戦争の悲惨さを扱った題材や単元を学習しております。

また、小学校では6年生の修学旅行の際に事前学習を行うとともに、平和に関する展示施設を訪問し、平和への思いを深める学習を実施するとともに、修学旅行で学んだことを全校集会等において1年生から5年生に報告する取組を行っております。

中学校では、校外学習において平和に関する施設を訪れている学校もありますが、先ほど申し上げましたとおり、関連する教科において、系統的に学習に取り組み、平和への思いを深めております。

以上の取組を通じ、単に歴史的事実を知るだけでなく、戦争の悲惨さや生命の貴さ、国際協調の重要性を肌で感じ、平和を自らの課題として捉えられるよう、発達段階に応じた丁寧な指導に努めているところでございます。

今後につきましても、引き続き同様の取組を進めてまいります。

続きまして、大きな4点目の「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」のうち、「東大寺公園テニスコート移転の経緯」についてでございます。

東大寺公園テニスコートについては、老朽化が著しく、早期の対応を求められていることから、島本町新体育館等整備基本計画において、水無瀬川緑地公園における整備の可能性について検討いたしました。

その結果、整備検討区域内での整備が困難であることが判明したため、今後の対応について再度検討し、できるだけ速やかに一定の方向性を示すこととしておりました。

その後、本町では、整備の方法や場所等について検討しており、どのような方法で整備することがよいか、様々な検討をしておりましたが、民有地ではございますが、運用を終了した阪急阪神ホールディングス株式会社所有の尺代テニスコート跡地を借用して、

テニスコートを移転整備できないか、同社と協議させていただき、現在、詳細について協議交渉中ではありますが、本町が借り入れることに関しては、おおむね承諾いただくことができる見通しが立ったことから、今回、新たな整備するための設計予算を計上させていただいたところでございます。

続きまして、大きな5点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくり」のうち、「校庭開放」についてでございます。

校庭開放につきましては、子供たちが放課後等に安全で安心して活動できる場を提供することを目的として、学校授業日の放課後に学校の校庭等を開放し、実施しております。

しかしながら、令和6年度第1回島本町子ども・子育て会議におきまして、町内に公園が少ないことや、公園でのボール遊びができないことなど、子供たちが活発に活動できる居場所の確保について委員から御意見をいただいたことを受けまして、令和7年度から夏季休業期間にも拡大し、町内全ての小学校において、校庭開放を実施しております。

全校横断的な利用を可能とする経緯につきましては、児童の交友関係の多様化や校区にかかわらず児童を受け入れている民間学童保育室の子供たちが、柔軟に校庭開放を利用できるようになるものでございます。

児童が校庭開放を利用するための手続につきましては、学校を通して保護者へ案内させていただいている登録申込みフォームにより利用登録を行っていただき、登録された児童に参加カードを配付いたします。そして、校庭開放に参加する児童は、参加カードを受付に提出し、受付で登録されていることが確認できましたら、校庭開放に参加していただいております。なお、全校横断的な利用を可能とした場合においても、保護者や児童の参加手続は従来と変更ございません。

次に、「部活動拠点校方式」についてでございます。

令和6年度に実施いたしました中学校部活動に係るアンケート調査では、生徒及び保護者の回答から、現在の部活動に対する満足度が高いことが判明したこともあり、国が示す部活動の地域展開のような、これまでの部活動の在り方を大きく変えるような改革については、その影響を鑑みた上で、実施について慎重に検討していく必要があると認識しております。

令和8年度以降につきましては、満足度の高い現行の部活動形態をなるべく存続させたまま、教職員の負担を軽減すべく、拠点校方式や共同部活動方式を導入してまいります。その後も、本町の規模でどのような部活動改革が可能か、教育現場の意見も参考にしながら、次なる取組を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな6点目の「魅力と活力、にぎわいあるまちづくり」のうち、「歴史文化資料館の館内展示リニューアル」についてでございます。

歴史文化資料館のリニューアルにつきましては、現在も所蔵資料の魅力を生かしつつ、

文化財の保護や普及啓発に努めておりますが、耐震補強工事に併せて、専門的知識を有する有識者の指導助言を得て、展示方法や魅力発信、文化財の保護や普及啓発方法などを見直してまいります。

A I 映像といった最新技術につきましては、活用が可能であるかなどを含め、展示方法の見直しの中で検討してまいります。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。

詳細は、委員会にて審議させていただきたいと思います。御答弁いただきましてありがとうございます。

大久保議長 以上で、河上議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、すえおか議員の発言を許します。

すえおか議員（登壇） 町長の施政方針、来年度予算案に対する大綱質疑を行いたいと思います。

2025年度に日本全体で日本国籍者が90万人減少しました。外国籍住民が35万人増加したことにより、総計の住民は55万人の減少でした。

このような傾向が2045年に向かって、住民が100万人以上減っていく、そんな日本が世界でも類を見ない人口減少社会に突入しているという現状の中で、これまでどおりの政策、国に従っていればいい、これまで横並び意識でほかの自治体と同じことをしていればいい、そんな自治体運営の時代ではなくなっているということを踏まえ、大綱質疑の質問をしたいと思います。

まず、温水プール・新体育館整備事業の財政見通しの再検討を。

温水プールを建設する新体育館整備事業において、債務負担行為として、来年度予算41億1,486万6,000円が予算案で計上されています。

施政方針で本町の取り巻く財政は極めて厳しい状況にあると述べている一方で、2025年3月に策定された島本町新体育館整備基本計画において想定されていた34億4,000万円から1年余りで設計建設費が6億7,000万円も増加しています。6億7,000万円も増加している理由を答弁してください。

それとともに、当然、既存施設の除却費を含めた2025年8月における島本町が試算した財政シミュレーションをもう一度やり直す必要があると思いますが、改めたやり直した財政シミュレーションをお答えください。

また、財政が上振れしていることから、計画を再検討するべきだと考えますが、町の見解をお答えください。

2、第三小学校の過密化対策について。

施政方針において、「大型開発に伴う人口増加に対応した良好な教育環境を確保するため、児童・生徒の将来見込数の推計を基に、普通教育の確保が困難と見込まれる場合には、施設面における対応を様々な方策について検討してまいります。」と記載されて

います。

ピーク時の児童数が939人と大幅な過密化が見込まれる第三小学校に関し、町が検討するとされている様々な方策とは具体的に何を指し示していますか、お答えください。

また、過去の答弁でも、第三小学校の校内学童の廃止や特別教室の普通教室への変更が実施される可能性があります、保護者や教員、学童の指導員といった関係する当事者と十分な話し合いが事前に必要な施策だと思いますが、この点について町の見解をお答えください。

3、百山関電社宅の発掘調査の成果公表について。

施政方針で、「文化財への興味関心が高まるよう、各種企画展や関連するイベント、親子で文化財に親しめるような体験学習の開催、ホームページへのコラム掲載などの周知、啓発を行ってまいります。」とあります。

来年度事業で、百山関電社宅の埋蔵文化財の成果の具体的な公開を行っていく必要があると思います。一昨年度に開催された文化財保全審議会でも、百山関電社宅跡に対して、委員から具体的な調査成果の公表が求められています。

現段階で分かっているのはどのような成果であるか、具体的にお答えいただくとともに、2024年7月に文化庁の調査官が来町するなど、社会的にも極めて関心の高い発掘調査でした。テレビ局の取材も行われました。しかし、今回、公開の現地説明会が行われなかったことは非常に残念でしたが、本町として来年度の早い時期にそれに代わる発掘調査の成果を公表する、実施する必要があると考えています。具体的な成果の公表についてどのように行っていくか、町の見解をお答えください。

4、森林保全整備基金の活用について。

森林整備基本計画に基づけば、2018年の台風21号による風倒木の被害の復旧ができていない箇所がまだまだ存在しています。しかし、予算案によれば、森林環境譲与税の来年度税収見込みの528万2,000円しか、森林保全整備と同じような森林保全整備業務費が予算で532万4,000円と、ほぼ同額の森林整備予算しか計上されていません。8,818万円、去年度の決算である森林保全整備基金の活用が可能だと考えますが、活用可能ではないでしょうか。

また、風倒木の復旧に森林整備保全整備基金を活用しないのであれば、基金は何のための用途と考えているか、お答えください。

5、新庁舎建設事業における広場棟の活用について。

2026年度に広場棟の完成を目指しての工事を行われ、4億円強の工事費になる見込みであると説明を伺っています。日常的に完成後の広場棟が活用するため、町主催のイベントとして活用するだけでなく、町内の民間団体が貸出しを受けての活用が日常的にできるようにすることが重要だと考えます。

また、オープンスペースとして、町内の民間団体が使えるような場所として、町が広場棟を運用するのは可能かお答えください。4億円強という多額の税金がつぎ込まれて

いる以上、町主催のイベントだけでは不足すると考えています。

また、役場周辺は民間の宅地開発による人口増加によって、公園が不足している地域に囲まれています。広場において子供たちが遊ぶことができる遊具や、日常的に住民が使用できるような設備を設置する予定はありますか。

また災害時に防災広場としての活用を考えているとされていますが、どのような災害時の活用が考えられているか、お答えください。

6、清掃工場ごみ処理施設改修事業について。

2026年度から27年度にかけて、清掃工場ごみ処理施設の改修事業に3億7,124万4,000円の債務負担行為の設定が行われる予定です。

今回の債務負担行為として予算計上されている清掃工場の改修としてどのような工事が想定されているか、お答えください。

7、歴史資料館の展示の見直しについて。

耐震補強工事とともに歴史資料館、これまでどおり展示中心の運用を行うということは評価しています。展示方法の見直しをその補修とともに行うとされていますが、どの専門家に指導、助言をもらいながら、どのような観点から展示方法の検討を行う予定か、具体的にお答えください。

8、島本駅東エリア活性化実施実務について。

歴史文化資料館の耐震改修と同時に、島本駅東エリア活性化事業の実施も予定していますが、水無瀬駅と島本駅間との島本の中心市街地との連動も必要になってくるのではないかと考えています。

特に夏の猛暑において、中心市街地の人通りもかなり少なくなっている状況で、避暑や遮熱ができて、歩いてまちを周遊する観点から、駅東エリアの活性化事業が必要だと考えていますが、町の見解をお答えください。

また、駅前という立地から、歴史資料館に観光案内所機能の追加やレンタサイクルの実施など、他市町村で当然のように観光振興策として行われている施策も検討する必要があるように思われますが、町の見解をお答えください。

9、タウンミーティングの計画前の実施について。

施政方針のタウンミーティングの実施については、「引き続き取組を継続し、対話を通じた町政への住民参画を推進」とありますが、一般的な町の要望を聞く場という位置づけとともに、様々な計画の策定時、例えば、新体育館建設や高さ規制、歴史資料館の施設改修と駅東エリア活性化事業など、パブリックコメントを行うような計画を策定するときには、町長と担当部局よりの説明会をタウンミーティングとして行うなどしたほうが計画に対する住民理解もより高まり、対話に基づいた町政につながると考えています。

具体的な計画が決まる前の計画策定時に、町長と担当部局が出席するタウンミーティングの実施について検討していただきたいと思いますと考えますが、町長の見解を求めます。

10、高さ規制の計画の説明会の実施。

建築物などの適正な高さ規定に関する基本方針が策定されましたが、各地区を約20か所以上に分けて、それぞれに独自の高さ規制の実施を検討しています。それぞれの地区ごとに検討しなければならない条件がたくさんあり、住民の理解をするのがなかなか難しいと受け取っています。一度公開の説明会を行い、それぞれの住民から意見を集めるという取組を行うことが考えられますが、町の見解をお答えください。

11、自治会の新たな在り方の模索。

施政方針においても、「自治会については、地域の実情に応じた活動が継続できるよう、必要な支援に努める」とされています。現在、自治会の加入者が減ってきており、一方で、災害時の共助や地域の相互の支え合い、また、情報共有などの期待も大きく、新しく島本に引っ越してきた住民も加入しやすいような新たな自治会の在り方の検討も必要なのではないかと考えています。

集会場への支援の在り方だけではなく、自治会の支援の在り方の検討も、自主防災組織の在り方とともに検討すべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

12、民間マンションの指定避難所化や防災備蓄の支援。

今回、新たに民間集合住宅において、指定避難所が増設され、近隣住民の避難所確保と防災備蓄を新たにすることができ、共助の拡大として評価できる事例となっています。

今回の事例の場所に、民間集合住宅の自主防災会の前向きな意向によって、指定避難所化が可能になったと、重要な要素になったと伺っています。

指定避難所をこれからも民間集合住宅で増やしていくための課題はどこにあると認識していますか。また、今後も自主防災組織が自分たち住民だけでなく、近隣やほかの地域の住民を支援するような、そのための防災備蓄をするという在り方も考えられますが、それが行われる上での課題はどこにありますか、お答えください。

13、町の保有している駐車場の有料化について。

後期高齢者、障害者、妊婦や小さな子供連れ、遠方の住民など、来庁者やふれあいセンター利用者のアクセスを著しく阻害する可能性が、この有料化にはあると考えています。

日本全体でこの30年のうち、軽自動車を中心に保有台数は増加しており、車の所有者2倍、6,000万台になるなど、高齢化社会や共働き社会の到来の中で、車も交通の足として必需品になりつつあります。

環境問題の観点から、自転車や徒歩で移動できるまちづくりを進める必要があると思いますが、一方で、公共施設の駐車場の有料化を稚拙に進めるのは問題があります。車による交通の足の確保が切実な住民に対するアクセス権の確保の観点から、有料化の議論を行うときに必要だと考えますが、町の見解をお聞かせください。

14、阪急バスの高齢者助成について。

「交通環境の改善に向けた取り組みについては、関係部局において、現状の課題と今

後の方策等について協議・検討を進めてきており、その結果をとりまとめ、公表してまいります。」とあります。

島本町の交通環境の改善に関連して、既存の阪急バスの事業者に聞き取りを行いました。阪急バスの本社に行きました。若山台と水無瀬駅をつなぐ路線は黒字も赤字も出ていない状態であり、いつ撤退につながってもおかしくないということもお聞きしています。

現在、本当に運転士不足が深刻な状況で、黒字路線であっても、路線を撤退している状況が阪急バスの中でもあるという状況です。この中で、事業者への支援も不可欠だと考えています。

若山台も高齢化しており、高齢者が日常の買物や通院の往復で多額の支出がかかっている現状があります。そのため長岡京市で行っているような高齢者定期券の一部補助などが有力な手法として考えられますが、それも今回の交通環境の改善の検討の選択肢として入っているか、お答えください。

町長 それでは、すえおか議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

1点目の「温水プール・新体育館整備事業の財政見通しの再検討を」についてでございます。

島本町新体育館等整備基本計画でお示しいたしました概算整備費と今回の債務負担行為の金額の差につきましては、概算整備費には消費税が含まれていないこと、概算整備費計算時点から、事業者募集公告までの間の人件費、物件費の増を見込んだこと、ボーリング調査を実施した結果を踏まえて、くい工事の費用を見込んだことなどが挙げられます。

昨年8月試算の建設費36億8,500万円に、さきの要因を反映し、債務負担行為として予算計上している41億1,486万6,000円に、借入金利を1.8%から直近の3.0%に置き換えて試算しますと、建設にかかる年平均の公債費は約4,300万円、対して交付税措置が2,100万円増加し、差引き2,200万円の増加となります。

町立体育館は、住民の方の生涯学習や健康促進のみならず、災害時の避難所機能や現行の町立体育館と同じ開票所としても活用を予定しており、小中学校プールの集約化による教員の働き方改革にも資するものでございます。

事業費が基本計画から増額となるものの、引き続き財源確保や事業内容の精査により、町負担の軽減を図るとともに、プロポーザル方式による事業者選定を慎重に行い、よりよい体育館となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「森林保全整備基金の活用」についてでございます。

平成30年の台風21号による風倒木の処理については、大阪府の保安林事業及びサントリーの天然水の森事業と連携したものとしては、一定の整備が完了したものとの報告を受けております。

また、保安林事業や天然水の森事業の整備範囲ではない場所における風倒木の処理に

については、町域内全ての対応は困難ではあるものの、令和5年度に実施いたしましたデジタル技術を活用した森林調査業務において、整備が必要な場所が特定できており、計画的な森林整備を継続実施することで、対応が可能な状況であるとの調査結果であったことから、町において森林環境譲与税を活用して継続した整備を進めているものでございます。

森林保全整備基金につきましては、大規模な自然災害が発生した際、大阪府などの事業と並行して、町による復旧事業を行う場合は、一定規模の緊急対応が可能な財源として考えており、森林整備の緊急度合いに応じて活用を検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の「新庁舎建設事業における広場棟の活用について」でございます。

広場棟の活用につきましては、町主催イベントの開催のほか、民間団体による利用も視野に入れて慎重に検討を行ってまいりました。その過程で先行して庁舎を整備した自治体への聞き取り調査を行ったところ、利用申込みに伴う事務が増えることのほか、管理運営のための職員の休日出勤やそれに伴う振替休暇取得により、担当職員だけでなく他の職員業務についても負担が増している等の課題が顕著に現れていることが明らかになりました。

そのため、広く利用対象を広げるに当たっては、新たな体制整備が必要であることが見込まれ、現時点では、町主催事業のみを対象とした使用に限定する方向で考えております。

また、遊具等の設置に関しましては、設置することで広場の利用に一定の制約が加わる可能性があることから、現時点ではベンチや休憩スペースといった設備に限定することとしております。

次に、防災広場としての活用につきましては、基本設計概要版にも記載しているとおり、災害時は仮設テントの設置や、支援物資の分配等を行うためのスペースに活用することを想定しております。

続きまして、6点目の「清掃工場ごみ処理施設改修事業について」でございます。

今回、債務負担行為を設定しております清掃工場の改修工事につきましては、定期的な改修箇所に加え、老朽化等により整備が必要な箇所の緊急度を勘案し、早期に整備が必要な箇所から実施する予定としております。

現時点での想定箇所のうち、概算金額が大きいものは、ごみ焼却処理設備の耐火材補修工事、1号誘引送風機本体更新工事、ろ過式集じん機クリーンルーム取替工事、ろ過式集じん機ろ布取替工事、ろ過コンベア取替工事、粗大ごみ処理設備の供給コンベア更新工事、供給フィーダー補修工事などであり、工事による休炉のタイミングや資材の納期等を踏まえ、令和9年度にかけて順次施工するものでございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、4月以降早期に設計業務に取りかかり、

最新の整備箇所を選定した上で、令和8年9月会議に工事請負契約同意に係る議案を上程させていただくことを予定しております。

続きまして、8点目の「島本駅東エリア活性化実施業務について」でございます。

JR島本駅と阪急水無瀬駅をつなぐ路線は、本町の都市軸として、商業やサービスの中心エリアに位置づけられており、飲食店等が集まる阪急水無瀬駅周辺と連動して周遊を働きかける点については、島本駅東エリアの整備を進める上で必要になるものと認識をいたしております。

また、近年の猛暑対策を踏まえた整備の検討が必要であると考えており、島本駅前広場の移動経路に日よけとなる屋根の設置や、遮熱が可能となるような樹木の植栽等も整備手法の1つとして今後検討してまいります。

他自治体において行われている観光施策の導入については、令和6年度及び令和7年度において、島本駅東エリアの活性化を検討するに当たり、他自治体に行われている観光施策の手法について調査し、レンタサイクルや観光案内所といった手法も議論してまいりました。

現時点においては、資料館は展示機能の充実を図ることを目指すこととしており、また新たな機能に関する事業の採算性が不明確であり、明確な導入機能として結論づけておりませんが、活性化につながる導入機能の1つとして、引き続き議論してまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の「タウンミーティングの計画前の実施について」でございます。

町政各般に係る基本計画などの策定に当たっては、パブリックコメントを実施することで、広く住民の皆様からの御意見をお伺いしておりますが、総合計画や新庁舎建設、景観計画、高さ規定の検討などの際には、別途住民参加のワークショップなども実施しております。

計画策定のパブリックコメントと同時に、説明会をタウンミーティング形式で開催することにつきましては、個別の計画内容等を踏まえて必要と判断した際には、時期や方法、対象者等を含めた検討してまいりたいと考えており、それ以外の場合につきましても、意見提出予定者からの御質問、お問合せへの対応等を通じ、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、10点目の「高さ規制の計画の説明会の実施について」でございます。

建築物等の適正な高さ規定に関する基本方針につきましては、町内において建築物の適正な高さに関する規定の導入が必要と考えられる地区を合計23地域とし、それぞれの地域別方針を決定すべく、令和7年度末の策定を目指しているところでございます。

当該業務につきましては、建築物の適正な高さ規定に関する基本方針に基づき、令和8年度から令和10年度までの3か年をかけ、地域ごとに新たな建築物の高さ制限を導入する予定としております。

新たな建築物の高さ制限の導入に際しましては、令和7年度に実施いたしましたパブ

リックコメントにおいても、今後の方向性についての御意見をお聞きしているほか、令和8年度以降においてもアンケート調査を実施するなど、可能な限り分かりやすく情報の周知に努めた上で、住民の皆様の御意見をお聞きしながら、詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、御指摘の説明会につきましては、建築物の高さを制限する際の手法として、都市計画に係る手法を取り入れる可能性が高いため、一連の都市計画手続において説明会の実施についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、11点目の「自治会の新たな在り方の模索」についてでございます。

自治会支援の在り方につきましては、近年、役員負担の軽減に向けた工夫改善、より身近な活動を可能とする連携対象自治会の枠組みの新設、転入手続の際、自治会加入の案内を配布し、加入促進に努めるなど自治会長連絡協議会と意見交換を行いながら順次取り組んできたところであり、現在は、自治会長の皆様から御相談、御要望の多い集会所支援の在り方について、調査研究を進めているところでございます。

職員体制に限りがある中、様々な課題に優先順位をつけて対応する必要がありますが、自主防災組織との連携の在り方なども検討課題の1つであると認識をしており、今後、地域代表者会議などの場で、意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の「民間マンションの指定避難所化や防災備蓄の支援について」でございます。

民間集合住宅を避難所として指定する場合の課題についてでございます。

民間集合住宅は私有財産であるため、災害時において避難所として使用するには、事前に所有者や関係者との避難所使用協定を締結する必要があります。その際に、事故発生時の責任の所在や、施設の耐震基準をはじめとした安全性、入居者のプライバシー確保、防犯体制の確保といった課題が挙げられます。さらに施設の所有者を含めた管理組合の合意形成が不可欠であり、これらの調整が大きな課題となっております。

次に、各自主防災会が近隣や他地域の住民を支援する際の課題につきましては、基本的にはそれぞれの自主防災会の考え方や認識に委ねられるものであると理解しております。ただし、大規模災害が発生した場合には、町域全体が被災地となる可能性が十分に考えられます。このため自治体レベルではあらかじめ国によるカウンターパートとして各都道府県単位での支援、受援の枠組みが設定されております。

一方で、町内の各自主防災会において、近隣や他地域の住民を支援する体制については、町内全域が被災する可能性も考慮すると、町として強制的に求めることは難しい状況にございます。しかしながら可能な範囲での共助の取組を自主的に実施していただければと考えており、町といたしましても、こうした共助を促進する環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、13点目の「町の保有している駐車場の有料化について」でございます。

第7次島本町行財政改革方針では、健全な財政を堅持するため、特定財源の確保、受

益者負担の適正化、保有資産の有効活用に取り組むことを掲げており、他団体でも事例が多い駐車場の有料化について、本町においても検討する必要があると考えております。

検討に当たりましては、立地条件などを踏まえた採算性の観点はもとより、施設の設置目的などによりましては、無料時間などの設定が必要と考えており、全ての駐車場を一律に取り扱うのではなく、様々な観点を基に総合的に判断していく必要があると認識をしております。

本年2月には、町保有駐車場に関するアンケートを実施したところであり、いただいた御意見も考慮した上で、町としての考え方をお示ししたいと考えております。

続きまして、14点目の「阪急バスの高齢者助成について」でございます。

現在進めております町内での交通環境に関する検討会におきましては、町全体の交通環境の観点から課題の抽出や今後の方向性等を検討しており、移動支援の充実に向けた取組としては、福祉ふれあいバスの見直しや、その他の移動支援の検討を中心に行っており、現時点では、バス、タクシーなど交通事業者への助成やバスの利用料助成は検討には含めておりません。

私からは以上でございます。

教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の「第三小学校の過密化対策について」でございます。

令和5年6月1日に施行いたしました島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づき、毎年度通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と協議の上、教育環境保全対策区域を指定し公表することで、住宅開発に伴う児童数の急増に適切に対処し、本町の良好な教育環境の保全に努めてまいりました。

しかしながら、第三小学校区におきましては、JR島本駅西地区等の開発により、今後児童数が大幅に増加していくものと認識しており、引き続き当該区域の児童生徒が安心して登校していただける良好な環境を維持するため、教室の転用等の既存施設の有効活用、また、状況によっては施設整備等についても検討が必要と考えております。

いずれにいたしましても、現時点において、具体的な方針をお示しできる段階にはございませんが、これまでにない児童生徒数の増加に適切に対応できるよう、様々な可能性のある手法を迅速に検討し、適宜適切な時期に関係者等への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「百山関電社宅跡の発掘調査の成果公表について」でございます。

百山関電社宅跡で実施いたしました発掘調査では、様々な遺物や遺構が見つかっておりますが、これらの時代や種類、どのような意味を持つものかなどにつきましては、整理作業と分析を進めながら、詳細に検討を行う必要があるため、成果の公表に一定の時間を要するものでございます。

そのため、現時点で確認できたものとしての御答弁となりますが、遺物といたしまし

ては弥生土器、土師器、須恵器、瓦などが出土しており、遺構といたしましては、飛鳥時代の竪穴式住居のほかに、弥生時代から南北朝時代までの穴や溝が見つかっております。

次に、これらの成果の公表につきましては、本町といたしましても、できるだけ早く実施すべきと考えておりましたので、令和7年12月に島本文化財こぼれ話として、町ホームページにその概要を掲載いたしました。

また、町立歴史文化資料館において、毎年7月から9月頃に開催している町内発掘調査成果展において、前年度の調査成果を紹介しているところであり、令和8年度は百山関電社宅跡の成果紹介を予定しております。あわせまして、整理作業や分析の結果をまとめた報告書につきましても、できるだけ早く公表したいと考えており、令和8年度中に発刊できるよう、鋭意作業を進めているところでございます。

続きまして、7点目の「歴史文化資料館の展示の見直しについて」でございます。

歴史文化資料館につきましては、現在も所蔵資料の魅力を生かしつつ、文化財の保護、普及啓発に努めているところでございます。

今回、耐震補強工事に併せて、展示デザインや文化財の普及啓発等に関して、専門的知識を有する有識者の指導助言を得て、展示方法や魅力発信、文化財の保護や普及啓発方法などについて見直しを行い、住民の皆様にとって、より来館したくなる資料館となるよう、館内展示のリニューアルを行ってまいります。

以上でございます。

すえおか議員 森林保全整備基金の活用と温水プール・新体育館整備事業の財政見通しの再検討について、再質問したいと思います。

先ほど、森林保全整備基金については、町による復旧事業を行う一定規模の緊急対応が可能な財源ということで、災害対応に使っていく財源というふうに伺っています。

2018年の台風21号なんですけども、隣の高槻市は国によって激震災害に指定されており、島本町もそれに類するような被害があったというふうに受け取っています。まさに復旧事業のために緊急対応を行う必要のある災害だったと認識していますが、台風21号の被害の復旧のために必要な森林整備に、森林保全整備基金が来年度の予算案でも活用されないのはなぜなのかというのを改めてお聞かせください。

また、新体育館整備、温水プール事業については、消費税をはじめ人件費・物件費の増加により、建設費が主にくい打ちもあったんですけど、新たにくい打ちも必要ということで増加したとのことですが、備品や既存のプールの除却費も人件費や物件費が増加しているなら増大することが見込まれているはずなので、特に去年の8月に公表した財政シミュレーションでは、備品代や除却費に関しても試算されていることから、同じような増大を勘案して、新体育館など整備に係るトータルの初期費用を改めて試算していただきたいと思います。

特に、国の公共事業に関する基準も、去年の8月以降改定されたというふうに伺って

いますので、その基準も使って計算できるのではないかと考えています。（「質問しよう……」と呼ぶ者あり）質問します。何で、今質問で、試算してくださいと言いましたよね。ちょっと質問外の発言やめてください。（「委員会審議……」と呼ぶ者あり）具体的には、去年の8月時点で40億2,000万円だった歳出の合計や4億6,100万円だった初年度のイニシャル一般財源の負担、7,100万円だった公債費から交付税措置を引いた30年間の毎年のランニングコストを除いた建設費など、実質的な毎年の町負担額をそれぞれ試算してください。

大久保議長 すえおか議員、大綱質疑なので、もうあくまでも大綱的なものに質問とどめてください。

都市創造部長 「森林保全整備基金について」の再度のお尋ねでございます。

台風21号の被害の復旧のために必要な森林整備については、発生時に被害状況の把握に努め、大阪府の保安林事業やサントリーホールディングス株式会社が実施する天然水の森事業と連携した緊急の復旧作業を行うことが可能となったことから、森林保全整備基金を活用いたしておりません。

また、保安林事業や天然水の森事業の対象地外については、令和5年度の森林調査において、森林保全整備基金を活用するほどの緊急性はないとの調査結果だったことから、森林環境譲与税を活用した中長期的な整備を進めることとしたものでございます。

以上でございます。

総務部次長 再質問について御答弁申し上げます。

備品につきましては、具体的な物品を想定した金額ではなく、除却費についても、他団体の状況から試算したものでありますことから、労務単価の引上げや物価高騰を反映した試算は行っておらず、現時点においても詳細が決まっていないことから、改めて試算することは困難でございます。

なお、整備費を精査し、債務負担行為として、令和8年度当初予算に計上している額を反映した試算では、歳出の合計は44億3,200万円、イニシャルコストに係る一般財源は7億円と見込んでおります。

この結果、ランニングコストを除いた毎年の町負担額は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、2,200万円増加し9,300万円と見込んでおります。

以上でございます。

すえおか議員 今さっき総務部次長からも答えていただいたように、イニシャルコストが4億6,100万円だった試算から7億円。（「……ならんやんけ」と呼ぶ者あり）ちょっと東田議員は質問外の発言やめてください。（「委員会の……」と呼ぶ者あり）7月より…、議長の許可もらってください。

大久保議長 暫時休憩いたします。暫時休憩します。

（午前11時17分～午前11時29分まで休憩）

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

すえおか議員 今さっき、総務部次長が答弁されたような財政負担というのが中長期の財政負担として島本町耐えられるかどうかお答えください。

町長 事業費が基本計画から増額となる場所ではありますけれども、引き続き財源の確保や事業内容の精査によりまして、町負担の軽減を図っていくとともに、プロポーザル方式による事業者選定を慎重に行って、私としては、よりよい体育館となるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大久保議長 以上で、すえおか議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時30分～午前11時31分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第11号議案から第34号議案までの24件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、第11号議案から第34号議案までの24件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時32分～午後0時00分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、委員会の日程について、御報告いたします。

総務建設水道常任委員会は、3月9日(月)、3月10日(火)、3月11日(水)、民生教育消防常任委員会は、3月12日(木)、3月16日(月)、3月17日(火)、会議時間はいずれも午前10時でございます。

以上でございます。

大久保議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月25日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から３月25日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は３月26日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

(午後 0 時01分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 1 号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 2 号議案 島本町職員旅費条例の全部改正について
- 第 1 3 号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
- 第 1 4 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第 1 5 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 1 6 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 7 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 第 1 8 号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第 1 9 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 2 0 号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 2 1 号議案 島本町奨学資金条例の廃止について
- 第 2 2 号議案 令和 8 年度島本町一般会計予算
- 第 2 3 号議案 令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 5 号議案 令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 7 号議案 令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 2 8 号議案 令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 2 9 号議案 令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 3 0 号議案 令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 3 1 号議案 令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 3 2 号議案 令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 8 年度島本町水道事業会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 8 年度島本町下水道事業会計予算

令和 8 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 5 号

令 和 8 年 3 月 2 6 日 (木)

島本町議会 2 月定例会議 会議録（第 5 号）

年 月 日 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	ナカジマ 洵智	2 番	大久保 たかゆき	3 番	すえおか 友行
4 番	月足 まさや	5 番	河 上 り さ	6 番	東 田 まさき
7 番	清 水 貞 治	8 番	福 嶋 保 雄	9 番	山 口 博 好
10 番	西 山 ようこ	11 番	中 田 みどり	12 番	永 山 優 子
13 番	川 嶋 玲 子	14 番	野 口 日 利 美		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	石 原 誠 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	柚 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多 田 昌 人	書 記	村 田 健 一

令和8年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第5号

令和8年3月26日（木）午前10時開議

日程第1	第1号選挙	島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第2	第3号議案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	第11号議案	島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	第12号議案	島本町職員旅費条例の全部改正について
	第13号議案	証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
	第14号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
	第15号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
	第16号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	第17号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
	第18号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
	第19号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第20号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第21号議案	島本町奨学資金条例の廃止について
	第22号議案	令和8年度島本町一般会計予算
	第23号議案	令和8年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第24号議案	令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第25号議案	令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
	第26号議案	令和8年度島本町介護保険事業特別会計予算
	第27号議案	令和8年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
	第28号議案	令和8年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
	第29号議案	令和8年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
	第30号議案	令和8年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
	第31号議案	令和8年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
	第32号議案	令和8年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
	第33号議案	令和8年度島本町水道事業会計予算
	第34号議案	令和8年度島本町下水道事業会計予算

- 日程第 3 第 3 5 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 第 3 6 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 第 3 7 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 6 第 3 8 号議案 令和 8 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）

(午前10時00分 開議)

大久保議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、この議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーで使用していただきますようお願い申し上げます。

なお、テスト放送を行っている映像につきましては、ユーチューブにより試行的にライブ配信しており、カメラの角度によっては傍聴席が映る場合がありますので、御了承ください。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

日程第1、第1号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、佐藤諭志さん、田中 修さん、大内 仁さん、山田 強さんを指名し、同補充員に、川口 裕さん、谷川 清さん、服部智子さん、松原美代賀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました佐藤諭志さん、田中 修さん、大内 仁さん、山田 強さんを選挙管理委員の当選人と定め、川口 裕さん、谷川 清さん、服部智子さん、松原美代賀さんを同補充員の当選人と定め、なお、補充員の順序は、ただいま申し上げ

ました順序とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

なお、同補充員の順序はただいま申し上げた順序といたします。

日程第2、第3号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算までの25件を一括議題といたします。

なお、本案25件につきましては、去る3月2日及び3月5日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。

よって、これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。

中田委員長（登壇） それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました第12号議案 島本町職員旅費条例の全部改正についてほか15件について、3月9日及び10日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件16件を一括議題として所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月10日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

大久保議長 次に、民生教育消防常任委員会委員長の報告を求めます。

福嶋委員長（登壇） それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月2日及び3月5日の本会議において、本委員会に付託されました第3号議案 島本町幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてほか9件について、3月12日、16日及び17日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件10件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月17日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託案件のうち、第18号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について、第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について及び第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算所管分は、賛成多数で可決すべきもの、そのほかの7件につきましては、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

大久保議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議が円滑に行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本件25件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第3号議案から順次討論、採決を行います。

ただし、第28号議案から第32号議案までの各財産区特別会計予算の5件は一括して行いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、第3号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

第3号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第3号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第11号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第11号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第11号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第12号議案 島本町職員旅費条例の全部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第12号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第12号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第13号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第14号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第14号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

本改正は、フレックスタイム制の導入や子育て部分休暇の創出など、多様なライフスタイルに即した柔軟な働き方を推進するものです。これは職員のウェルビーイング向上や離職防止のみならず、職場環境の改善による人材確保の観点からも評価できる内容だと考えます。

本改正が単なる形式上の整備にとどまることなく、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し、ひいては市民サービスのさらなる向上に直結する選ばれる役所にもなることを期待して賛成の討論とします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第14号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第15号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第16号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対

の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第18号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員 島本町学童保育室設置条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

現在、月8,500円の学童保育の徴収を1,500円減らして7,000円にするというこの条例改正案なんですけど、この1,500円分というのがおやつを一律に提供する費用を削減することなんですけども、今回、質疑でも聞かせていただいたところによれば、保護者には決まった以降にお知らせすると、新しく入られる方というのは2月25日付で同封の書類を送って通知するという形なんですけども、共働き世代も増えています。おやつを準備するというのは各家庭ごとにいろんな都合があり、なかなか難しいという状況も考えられる中で、丁寧な意思決定をするべきだったと思っています。今回、学童指導員に関しても、室長などとは話したかもしれないんですけども、個々の学童指導員も決まった以降に周知するという形での答弁になっています。このようなしっかりと現場の指導員や保護者が本当にこの一律のおやつ提供でやっていけるのかということを事前に話し合いをする、そんな仕組みづくりが必要だったと考えています。

ほかの自治体でも、堺市が来年から一律のおやつ提供をやめて、希望者だけにおやつ提供するという方式も導入しています。アレルギー対応の児童やなかなかおやつが好きじゃないということでおやつを食べたくない、またはほとんど月6回しか通わない学童の児童もいるというのを聞いています。そういう形で選択制を導入するという形もあり得たのではないかというふうに思っています。なので、今回の1,500円を廃止して一律のおやつ提供をもうちょっと十分な議論がされずにやめてしまった今回の条例改正案には、現在のところ反対の討論をさせていただきたいと思っています。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

月足議員 賛成の討論を行います。

議会決議のタイミングなどもありまして、確定ではない検討中の内容を現場へ保護者の方などにどこまで下ろしていくのかというのは大変難しい点も理解いたしますが、現場としましては、室長たちだけでなく、ほかの先生方や学童以外の先生方の御意見など

も含め、どのようなオペレーションとしていくのかと、保護者の方の受け取りも含めて、その過程の段階でのこちらの熟議が納得していただく時間も一定必要であると考えます。今回それが十分であったか、その点が気にかかり、細かい点も含めていろいろと担当課の皆様とはお話をさせていただきました。様々な施策や事業においてよくお話しさせていただくんですけれども、そのようなタイミングが難しい中でも、ぜひ一歩踏み込んでいただきまして、行政現場、第一に、保護者やお子様が一体となって家庭として考える時間をぜひつくっていただきたいと思います。早急かつ丁寧な御説明、御案内をくれぐれもお願いしたいと考えます。

今後お子様も増えていく当町で、大変厳しい仕事を課せられる部署であると考えますが、信頼しておりますので、今後も条例の改正や何らかの変更に際しては、何とぞお子様第一、保護者第一、現場第一、一緒に歩む姿勢第一でよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、今回のこの条例のほうは賛成とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第18号議案 島本町学童保育室設置条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

委員会を傍聴させていただきました。柔軟ではない徴収方法に問題があったのではないかと印象を強く受けました。それは、おやつは必要ないという声が保護者からも出るでしょうと思いました。しかし、それは不公平な徴収があったからで、恐らく日数等に配慮した柔軟な徴収ができていたならば、状況というのは違っていたんじゃないでしょうか。人員不足と業務軽減のしわ寄せが子供にいった、そのように捉えられずにはいられませんでした。誰のための学童であるのか、現場の努力や思いも理解はいたします。委員会内でもほかの議員から指摘があったように、これに関しては行政サービスの低下であると、私も同じように考えます。そういう観点から、今回は反対の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第18号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論をいたします。

本条例は、保護者間の公平を図ることを主な理由に保育料を見直します。学童教室によるおやつの提供を今後御家庭で担っていただくための条例改正です。これによって、利用者の不公平感が払拭されることが期待されます。しかし、経済面での公平性の実現は、家庭の自己負担への移行でもあり、さらに学童教室にとっては、登校時に持参したおやつの管理やアレルギー対応をこれまでどおり安全に行うための手順の確認など、新たな業務を生み出します。また、おやつの手配が家庭の負担に転じることで持参をしないのか、できないのか、学童保育室が家庭の事情を察知する最前線としての役割を担うことが求められます。条例改正は、食品管理の事務フローの確立などを早急に整えるこ

と、加えておやつ時間に子供たちが負担や負い目を感じることなく、過ごせる環境を整備することも重要です。それらを整えることも含めての保育料の見直しであると考えます。

最後に、これらの新しい求めに事務の多くは長年の経験で培われた学童指導員のスキルに支えられているものです。こうした会計年度任用職員の質の高い仕事を今まで以上に適正に評価していくことも必要であることを付言して、賛成の討論といたします。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 それでは、第18号議案 島本町学童保育室設置条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

この条例の一部改正につきましては、これまで学童保育室において、おやつを提供をしていたものを持参に変更するためのものです。おやつに関わる費用負担の公平性、アレルギー事故の防止とそれに関わる現場の負担軽減を図るものであり、改正の件については一定の理解をするものですが、議案説明の段階では、おやつを持ってこれる児童、持ってこれない児童、また、量の多さなどが差が出てしまい、幼少期の児童の心に傷を残すことにならないかと危惧しており、賛成することは難しいと考えていました。

民生教育消防常任委員会での各委員の質疑において、おやつ持参に関するルールの設定が説明され、一定の理解をしたところです。この間、おやつ持参の有無、おやつ袋、持参したおやつ保管などのルールの徹底に努力されたことを評価をしたいと思います。ルールが設定されたことにより、ひとまずは安心をしていますが、様々な家庭の事情や働き方がある中で、おやつを持っていきたいのに持ってこれない児童がいないかなど、現場の指導員さんたちと緊密に連携を取っていただき、適切な対応をしていただくことをお願いをして、賛成の討論といたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第18号議案 島本町学童保育室設置条例の一部改正について、公明党を代表し、討論を行います。

今回の一部改正は、令和8年度から学童保育室のおやつを、これまでの提供から家庭からの持参に変更されるものです。おやつ取り扱いの変更については、保護者の声と現場の声を耳にしたことがきっかけとのこと、保護者の声からは、おやつに係る御家庭の費用負担の公平性として、児童の糖質回数やアレルギーの関係で、おやつの種類により食べない児童も一定数いる中でも、一律1,500円を徴収していた点について、保護者からは是正を求められたことから、各家庭の費用負担の公平性を図ることができること、現場の声からはアレルギー事故の防止と現場の負担軽減について、毎月アレルギー児童の保護者とお菓子ごとの喫食の可否の調整、また、喫食時には、個々に合わせた柔軟な

対応など、きめ細かく緊張感を持ってアレルギーに配慮したおやつを提供に努めておられ、アレルギーの完全除去対応について相当な心理的負担をもたらせていたことが分かりました。

また、学童保育室への入室を希望された世帯に対し、2月25日には入室決定通知を送付の際に、学童保育室のおやつを提供からご家庭からの持参に変更予定である旨の文書を送付され、加えて、3月7日には開催した入室説明会においても、おやつの変更予定について説明され、特段御意見もなかったとのことでした。

ほかにも様々確認をさせていただきましたが、他の委員からもそれぞれ課題の提示がございました。そういう意味では、課題は残すものの、おおむね理解はいたしました。

おやつは、学童期においても一定子供の成長には必要なもので、間食としては大切であると思っています。いろいろな家庭の事情や働き方がある中で、保護者の裁量で持参することになりますので、大きな格差を生じさせないために、おやつ持参に関しての金額や内容については一定のルールを決めていただきたいこととともに、おやつの保管方法については、ボックスを置かれるとのことですが、登校時から学童保育指導員が出勤される13時まで置いておかなければならないことから、日々の天候や気温の変化に対応できるよう、校舎内での保管を要望しておきます。

いずれにいたしましても、おやつ持参により悲しい思いをする子供がないよう、また、アレルギー対応と無事故の運営を願い、賛成の討論といたします。

大久保議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第19号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第19号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

委員会を傍聴させていただきまして、医療と無関係の政策を保険料に上乗せし、医療保険の制度の枠組みをねじ曲げることの問題点が大変気になりました。これが許されるならば、取りやすいところから取るということがほかの制度でも起こってしまうのではないかと思います。子ども・子育て支援の財源は国が責任を持って行うべきであり、そのために税金を払っています。所得の少ない層が多く加入している国民健康保険です。国民健康保険料として徴収することには反対です。

以上です。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

すえおか議員 今回の国民健康保険の条例改正なんですけども、子ども・子育て支援金のために国民健康保険料から徴収するという、一定の額を徴収するという改正と、軽減所得に関しては増加するというこの前向きな条例改正なんですけども、今さっきも河上議員が言われたように、趣旨の違うお金を一律に国民健康保険に掛けるというのは現在の物価高騰の中で国民健康保険の負担の重さもありながら、さらに控除がなかなか少なく、ほとんど基礎控除部分しかないような国民健康保険に所得割という形で掛けたり、一律で掛けたりするやり方というのはちょっと税や社会保険の在り方として望ましくないとは思っています。

ただ、今回、国がこの制度を実施するという形で、市町村としてはこれは改正せざるを得ないという事情も分かりますので、賛成の立場を取らせていただきます。

また、国民健康保険の基金というのが5億円ある中で、軽減所得が不十分、7割軽減、5割軽減、2割軽減というかなり生活困窮者に切実なセーフティネットであるこの軽減の所得の判定が住民税の基礎控除と結びついて、一切この物価高騰の中変更がないという中43万円ですと据置きされている中で、減免を、町の裁量で減免ということは基金を使って、5億円の基金を使ってできるという状況の中で、なかなか大阪府の運営方針があって、その中で独自に一律に保険料を大阪府が決めていくという流れの中で、今のしにくいということは多少は理解するんですけども、しっかりと町の立場も主張したり、基礎控除の部分を変更するよう国にも働きかけるなどの様々な努力というのがまだ不十分ではないかというふうなことも思っております。ただ、これに関しても、軽減所得に関して国が決められているという状況の中で、法律でもそうになっているという中での町の立場も分かりますので、賛成の立場を取らせていただきます。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第20号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員 島本町奨学資金条例の廃止について、反対の討論をさせていただきます。

高校進学する島本町の生徒に対して、奨学金の貸与を行うことができるという今回の条例なんですけど、10年程度利用者がいないという状況と、公立・私立の無償化の流れでなかなか利用生徒や保護者がいないという状況は理解しています。

ただ、現在、例えば島本の2024年の町立中学校の卒業生289人中23人が通信制に進学していると、これは約8%に上っています。私も去年まで高校教員やっていましたが、年度途中で高校に進学されて、年度の途中で退学して通信に進まれる生徒も非常に多くいます。全日制から全日制という形では転校できません。基本的にはほぼ100%退学した生徒というのは通信制に行きます。通信制というのはほぼ私学の通信制に行く生徒が多いんですけども、公立はなかなか卒業率が低いです。何で私学に行く生徒多いかというと、サポート校という形で通信と併設して卒業をサポートする学校に並行して通うという方式が結構取られているんですけども、そのサポート校の学費が100万円ぐらいに上ったりするサポート校もあります。なので、正規の学校ではないので、授業料無償化の対象にもなりませんし、大阪府育英会の奨学金が貸与できるという制度はあるんですけども、このサポート校に関してはその費用を貸与するという仕組みにはなっていません。なので、これから通信制に進学する生徒もこれからはもっと増えていくと思います。対象を広げてサポート校の生徒にも貸与ができるという仕組みをつくっていくことや、また、島本町不登校の生徒も多いです。100人以上の生徒が不登校で今いるという状況にもなっています、小中合わせて。その中で、フリースクール、これも正規の学校ではないため保護者負担も重たいということになっています。フリースクールに通っている児童、保護者に関して貸与を行うなどのサポートの仕組みとして、この奨学資金条例を、要件を拡張して存続する在り方もあったと思います。そのような仕組みづくりも提案させて、去年の6月議会でもさせていただきました。なので今の状態の中で、この奨学資金条例、使命が終わったとは思いません。新たな時代に合った形での改変をして存続させる道を取るべきだったと考え、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

月足議員 第21号議案 島本町奨学金条例の廃止について、賛成の討論を行います。

まず、委員会や議案説明の場で多くの議員から出された意見や提案について、申し上げます。

これらは今後も島本町の教育支援の在り方を考える重要な議論としてしっかりとどめておかねばならないと考えます。廃止によりましてこの予算を、町独自の就学援助制度の拡充や新たな教育支援策の創設に振り向け、子供たちの学びをさらに支えていくべきではないかと、こうした前向きで具体的な提言が多数ありました。これらは大変重要だと私も考えます。

ただ、疑問に感じた点がございます。

この奨学金制度は過去10年間利用実績が全くありませんでした。その10年の間にもし

この制度を廃止するなら、町の教育支援をどう進化させるかという、今回のような活発な議論が事前に十分に行われてきたのか、委員会にて質問させていただきましたのはこの点でございます。

今回、廃止の議論が起こったことでようやく光が当たり、議論が活発化したようにも感じております。しかしながら、国・府の高等学校等就学支援金制度をはじめ、各種の教育支援制度が充実しているこの状況では、本条例を維持し続ける合理性は薄れているのも事実と考えます。

したがって、第21号議案の廃止には賛成いたします。

ただ、繰り返しになりますが、今日、今回、この場で出された議員各位の声を無駄にすることなく、廃止後も子供たちの教育機会をさらに確保し、島本町独自の強みを生かした支援策を検討していく必要があるとお伝えし、私からの賛成の討論といたします。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について、反対の討論させていただきます。

委員会を傍聴させていただいて、このたびの制度廃止に関して、高校授業料の無償化と利用がない状態が続いたということでの結果であるということ、修学準備金等には大阪府育英会の奨学金があるため必要もなくなり、制度の廃止に至ったと聞きましたが、大変冷たい判断であるという印象でございます。高校生・大学生は社会に出るに当たり自らの進路を考えます。自分の夢、特性など様々を照らして、自分と向き合いながら進路を決めていきます、自分は社会にどのように貢献できるのだろうか。しかし、社会に貢献と言いますが、貢献できるに至るまでの学業、スキルアップは自己責任でやってくれというのが今の社会なのではないでしょうか。

国の現状を町に言っても仕方ありませんが、子供たちを健やかに育むまちづくりを掲げる島本町として役割を終えたと言い捨てるのではなく、今後違う形でこれからの社会に羽ばたく若者の背中を押す支援制度の創設をぜひ行っていただきたいのと、何もなしに役割を終えた、廃止するというのでは、ほかの議員が指摘されていたように、子供たちを健やかに育むまちづくりという立派なスローガンも独りよがりであると受け止められても仕方がないと考えます。

よって、このたびの議案に関しては、もっとやりようがあったのではないかと指摘を付け加えまして、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について、賛成の討論をいたします。

先ほどからも他の議員の方からもございましたように、過去10年間にわたって利用の実績がないということです。それで高校無償化の流れも進んできて、それも相まって、この事業実績の予算につながっているんだと思います。そのような中で、この条例が設置されたときと今の現在で社会的な情勢も大きく変わっている中で、奨学資金の利用実

績はないけど、また新たなニーズが発生しているというのもこれも事実であると思います。

しかしながら、それは新たな課題としてしっかり検討していただく。そのことと奨学資金の条例の廃止、これはもう既に役割を終えているというふうに判断しても当然だと思いますので、また新たなニーズには新たなニーズとして対応する。それで役割を終えたものにつきましては、行政の仕事もどんどんスリム化していかなければなりませんから、その分の仕事をまた新たなニーズに向けていただく、これが当たり前かなというふうに思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

賛成の立場ということですが、これまで私は奨学金制度の廃止について一貫して反対の意思を示してきました。その間ずっと言い続けてきたことは、経済的な格差による学びの機会の不均衡を支援するというその姿勢は、どんなときでも自治体として示していくことが望ましい、そうでなければならないということでした。奨学金制度に対する基本的な考え方は、令和8年6月の民生教育消防常任委員会において、児童生徒に経済的な格差があって生じている学びの機会の不均衡を支え、教育の機会均等を図るといった考えはなくすものでは決してございませんと御答弁をいただいたことから、おおむねこれは共有されていると考えています。

ただ、ここまでのことで、島本町に対して一言厳しいことを言うとしたら、本条例は制定以来、50年も物価変動を考慮することなく、貸与金額の改正など、必要な見直しが行われてきませんでした。長らく制度の利用がないことを奨学金制度の廃止の理由に挙げておられますが、あるいは金銭的に利用しにくかったことが利用がない一因になった可能性も否定できず、この部分については行政の怠慢であり、学びの機会均等を図るという理念を生かすための真摯な努力が足りなかったと言わざるを得ない。このように指摘をしておきます。

今回の奨学資金制度については、高等学校等就学支援金制度など、いわゆる高校授業料の無償化が整うなど、社会情勢が変わっているのは確かであり、島本町奨学資金条例が一定の役割を終えたとする行政の認識そのものは否定をしません。

また、制度廃止のプロセスについても、長らく施政方針の中でその方向性を明らかにするなど、段階を踏んでいるということも認めます。これらの点も今回条例廃止を賛成とする理由の一つではあります。

ただし、ここで見落としてはならない別の重大な社会情勢の変化があります。

現在、不登校児童生徒は35万人、2014年の12万人の3倍近くに増えています。今、フ

リースクールなど、多様な学びの場が存在し、進学についても全日制か、通信制か、中退後のリ・スタート、再スタートなのか、学びの選択肢が増えています。

こうした一方の社会情勢の変化も、奨学金制度の在り方を考える上で見過ごしてはならず、高校無償化と併せてこの変化を考えるべきです。

しかしながら、こうした変化に、既存の団体機関はまだここに追いつけていないという実態があり、この隙間を埋め、経済的な支援をしていくのは、生徒や家庭に近い基礎自治体の島本町の役割であると考えます。であれば、それなのになぜ今回、奨学金資金条例の廃止に賛成をするのか、それは、今の奨学金資金条例では、こうした社会の変化に対応していくことが難しいと考えるからです。

まず、島本町の奨学資金条例では、資金貸与の対象を高等学校の進学としています、が先に挙げたとおり、中学卒業後の学びの先は多様になっていて、対象は今よりもっと広げていく必要があります。

また、奨学資金制度は、人生の早い段階で学びの機会が狭められないように、憲法26条や教育基本法が定めている教育の機会の保障を制度にしたものです。社会全体が機会保障の質を高めていく責任を負っていると言えます。こうしたことから、奨学金そのものももう貸与から給付型へ転じていくべきだと考えます。子供たちに借金を背負わせてしか社会に送り出せないというような制度は、もはや賞味期限切れの枠組みと考えるべきです。これらを総合的に考えれば、本町に求められるのは、もはや条例の改正ではなく、近い将来に新たな枠組みをつくっていくことであろうと考えます。

以上、条例の廃止が、奨学金の在り方を刷新して新しい給付型の制度を創設する起点となることを求め、島本町奨学資金条例を廃止する条例に賛成することといたしました。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時56分～午前11時10分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員 令和8年度島本町一般会計予算について、反対の討論をさせていただきます。

まず、尺代テニスコート整備設計業務274万4,000円の予算について反対です。

今、東大寺テニスコートが東大寺公園のところにあるんですけども、東大寺テニスコートを廃止して、尺代のテニスコートに移転するための設計業務の予算が上がっています。

予算案の審議でも質問しました。テニス利用者にしっかりと意見を聞いたのかと。それをやっておりませんと。今現在、ジュニアテニスの教室や、そして、免許を返納したシニアの方の利用もかなり多いというふうに伺っています。尺代テニスコート、今、車がなければアクセスがかなり厳しい場所です。このような交通のアクセスが厳しい場所、課題はないのかと予算のときにも質問しましたが、課題は認識しておりますというような状況の中で、その課題解決の方法も提示されていない。じゃあ福祉ふれあいバスがそこに止まって、免許がない高齢者も送迎するようにするのかというと、教育委員会が、教育こども部が所管ではないからお答えできないというような形で、しっかりとすり合わせもできていない、このような状態で多くのテニス利用者が今後、利用率が減って、テニスの利用ができなくなる、そんな危惧がある予算になっています。しっかりと、計画、予算案として提示する前に利用者と十分な話し合いを行うべきだったと。それがされていない、これはいろんな町の施策でも見受けられる町の姿勢です。これをしっかりと変えていただきたい。十分なコンセンサスを取って議会に上げていただきたい。この思いで尺代テニスコート設計業務の予算について反対をさせていただきます。

また、都市計画マスタープランにおいては、第二中学校の向かいの採石場跡、これは国土交通省が管理している場所ですが、ここもスポーツレクリエーションの場所として、2014年の都市計画マスタープランでは整備していきたいという意向も示していました。このような交通のアクセスが類似の場所で、テニスコートを国土交通省と交渉して整備する手法もあったのではないかと考えています。なので場所選定というのが十分にされていない、そのようなしっかりとした検討ができていないというところも反対の理由として挙げさせていただきたいと思います。

また、これは非常に大きな予算なんですけども、プール、体育館を水無瀬川緑地公園に集約する、新体育館整備などの業務に関して、今、債務負担行為として41億1,486万

円の予算がこの予算案として挙げられています。去年の8月時点では36億8,000万円ぐ
らいの財政シミュレーションだったので、この半年で4億3,000万円近くが増加した中
で今回予算計上されています。そのために、住宅ローンで言えば頭金ですね、それが4
億6,000万円という試算だったのが、頭金のイニシャルコストが7億円というふうに増
加するということも議会答弁でされました。また、毎年の住宅ローンの返済のような公債
費負担ですね、1年にかかる公債費の返済が7,100万円というシミュレーションだった
のが、1,200万円増加して毎年8,300万円、30年間にわたって返却しなければならないと
いう形で予算がかなり上乗せされています。これは物価上昇や長期金利が3%程度に増
加したという影響があるというふうな答弁もありました。これは2月時点の今まだ試算
です。今、アメリカとイスラエルがイランを先制攻撃することによってペルシャ湾から
原油が世界的に届かなくなったことによって原油価格の高騰、世界的なインフレーショ
ンがこれから進む可能性が高いという予測もあります。第一次オイルショック、第二次
オイルショックのとき、建築資材がかなり高騰しました、鉄鋼製品、コンクリート、資
材によっては2倍に増加した資材もあると聞いています。現在原油が減っている量とい
うのは第一次オイルショックや第二次オイルショック以上の原油量が世界的に今不足し
ている状態ということで、どれだけ原油価格が上がるんだ、どれだけ資材価格が上がる
んだろう、本当に先行きが見えない状態です。本当にオイルショック時では不要不急の
建築開発事業、公共事業は自粛するようというふうに政府も国も対策をするようにし
たことによって、多くの公共事業や開発事業が変更、もしくは廃止になりました。この
ような島本の30年間に及ぶビッグプロジェクトです、かなり大きな額のお金です、これ
がさらに大きく上振れすることになったら、島本の財政的にかなり大きな打撃になる計
画というのは今までどおりに債務負担行為としてこれ予算案に上げるというのは、本当
にちょっと納得できない状態です。これは一度凍結して、ちょっと世界情勢の状況を見
て、どれぐらい財政負担するのかと見直すべきだと思うんです。債務負担行為41億円を
越す入札条件になったらもう一回また議会にかけるんですよ。これは41億円で収まらな
いんです、今の状態だったら。これは1回凍結すべきだと思うんです。そういうような柔
軟な対応もされずに、取りあえず今の状態でも計画を進めるというのは反対です。

そして、もう一つが、住民説明会をいまだにやられていないんですね。これは島本町
の多くの住民に影響します。財政シミュレーションでも1億2,500万円毎年赤字に、ラ
ンニングコストも赤字になると言っています。公債費の返却と合わせると2億1,900万
円毎年返済とランニングコストで払い続けると、これは島本の財政でも2億1,900万円
はかなり大きな額です。これは住民の多くの理解が必要な計画になっています。それを
今のまま進めていくということは、本当に町長がおっしゃる住民の理解を得ながら町政
を進めていくという形にはなっていない。もうこの計画の詳細を知らない町民もたくさ
んいます。この計画を聞いたときにお金的に本当に不安だからやめてくれという声も私
も町を歩いていたらよく聞きます。しっかりと住民の声を聞いていただきたい。今、大

きく建設費が増加しそうな状況だからこそ凍結してゆっくりと町民の声を聞きながら、計画をしっかりと考えながら進んでいく。そのためには今この予算をこの建設費を外して進めていただきたい。そのことも訴えさせていただき、今回の予算の計画として反対の討論とさせていただきます。

もう一点だけ、マイクロバス2台で全部の学校のプールの授業をするという、1クラス30人しかマイクロバスに乗れないんで、2台必要なんです、1クラスを運ぶのに。これはもしかしたら石油の燃料とかも長期的に今、ウクライナ戦争も4年続いています、イランをめぐる事態でも何年続くか分かりません。こんな燃料を大量に使って、温水プールでボイラーで沸かして、大量の石油資源を使ってこの事業を実施していくということは、もう時代に合わない状態になることも十分考えられます。その点も踏まえて再考していただきたい。このことを訴えて、反対の討論と代えさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 それでは、令和8年度一般会計予算に対し、賛成の討論を行います。

まず、歳入について申し上げます。

町税や地方交付税が増額となり、一般財源は前年度に比べ13億9,000万円の増額を見込んでいますが、一方で、新庁舎建設の事業費、また、人事院勧告に伴う人件費の増などで約10億円の基金の取崩しとなっています。町民税個人分、固定資産税はマンション建設、住宅開発の影響により増額となっており、基金の取崩しは、新庁舎建設の事業費、また、人件費の増であることから、人口の増加が財政へと与える影響についてはよい傾向であると考えています。しかしながら、人口の増加は一過性のものであることから、将来を見据えた健全な財政基盤の確立に引き続きの御努力をお願いいたします。

また、国の当初予算が年度内の成立が難しい状況の中、暫定予算でのスタートとなる見通しですとか、予定していた事業に変更等あった場合は、補正予算で対応されますが、適切な対応をお願いしておきます。

次に、歳出について申し上げさせていただきます。

総合政策部、総務部所管について、まず、施政方針で述べられている島本町人権擁護に関する基本条例の改正についてです。

本町では、昭和60年に人権擁護に関する基本条例が制定され、41年が経過をしています。この間、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法のいわゆる人権三法の施行など、様々な分野で人権に関する法整備が進んでいる一方で、情報技術の進展により、インターネット空間上の誹謗中傷により人命が失われる事象が報じられるなど、人権に関する課題は大きくさま変わりをし、複雑化しています。本町においても、個人を誹謗中傷するような文書が散布されるなどの事象が発生しています。人権擁護に関する基本条例の理念は守りながら、今改めて本町の考え方を明確にし、誹謗中傷やあらゆる差別を許さない優しいまちづくりに寄与するものであると評価をいたします。

条例が改正された段階で、改正された背景や必要性などを含め、住民の皆さんにお知らせをしていただきたいと思います。

情報流通プラットフォーム対処法につきましては法が制定され、被害者救済に進展があったものですが、削除要請の手の複雑さや期限の問題など、まだまだ課題はあることから、相談窓口の周知や手続についての理解を深めていただくことをお願いしておきます。

交通環境の改善につきましては、本町の道路や町の形が形づくられ、数十年が経過していることに加え、高齢化社会の進展などにより、様々な課題を抱えています。令和8年度中に課題を整理し、公表されとのことですが、財政の整合性、実現性などを考慮し、優先順位を明確にし、よりよいものとしていただくことを期待をしています。

特別職報酬等審議会委員の報酬が予算計上されていますが、平成22年度からの開催の実績はございません。昨今の物価高騰や社会情勢の変化を考えると、特別職に限らず、町政に関わる全ての報酬について考える時期に来ていると思います。単発で開催するのではなく、時代の変化に合わせるができるよう、定期的に開催する仕組みづくりを求めます。

防災資機材の整備補助につきましては、新たに設立された自主防災会へと防災資機材の整備を補助するもので、必要な支出であると考えていますが、設立後、年数が経過している自主防災会では、資機材の老朽化や主流となる機器の変化もあると考えています。各自主防災会の機器の点検や更新についても検討をしていただきたいと思います。

都市創造部所管について申し上げます。

第六期島本町地球温暖化対策実行計画策定業務に係る委託料が予算計上されています。第五期の計画では、令和8年度までに平成25年度比で39%温室効果ガスを削減するという高い目標を設定されていますが、達成することはできませんでした。直近の動向の変化や技術の革新がない中で、視点を変える必要があるのではないかと感じています。

新庁舎が稼働した現在、月平均で約13%ほど新庁舎の方が電気の使用量は多い結果となっています。LED照明などのペアガラス、空調機器も省エネ機器を設置するなど、省エネへの配慮をしていますが、24時間換気設備や給湯室の電気温水器、防犯カメラ、扉のセキュリティ機器、新たなシステムの導入によりOA機器が増加するなど、旧庁舎になかった機器設備の設置により電気使用量が増加しています。環境に配慮する一方で、新たなニーズでも対応する必要があり、電気使用量は増加する傾向であるといえます。昨年も申し上げましたが、調整池に太陽光発電を設置するなど、具体的な施策が必要であると考えるときにも、量から質への転換もしなければならない時期に来ているのではないかと思います。様々な取組を行ってこられたことは評価をいたしますが、職場環境が少なからず犠牲になっていたのではないのでしょうか。第六期島本町地球温暖化対策実行計画策定に当たっては、その辺りについても十分に御留意していただきたいと思います。

また、原材料調達から廃棄、リサイクルまでの温室効果ガスの総排出量の算定を行うカーボンフットプリントについても調査研究をしていただきたいと思います。

まちの魅力創造・発信事業、島本駅東エリア活性化実施業務について申し上げます。

町の玄関口である島本駅東エリアを、今後町の顔となる駅前としてより魅力的な場所にしていくため、新たな歴史文化の拠点の形成に向けた整備の実施計画を策定されます。史跡公園につきましては、施設の性格上、これまで大きな工事などは行ってこなかったと記憶をしています。島本駅東エリア活性化にふさわしい町の玄関口として、皆さんに喜んでいただけるような成果を期待しています。

道路改良事業におきましては、道路幅員が狭隘で地形上、急勾配かつ見通しの悪い区間において、本町が管理する水路空間を活用し、車両の通行が可能となる幅員を確保する工事が実施されます。本町では他の区間においても狭隘な道路が多く、水路空間上を活用した取組について評価をいたします。他の地域につきましても活用できるものを最大限活用し、歩行者も車両も安心して通行できる交通環境の実現に引き続きの御努力をお願いいたしておきます。

健康福祉部所管分では、重度重複障害者等支援事業といたしまして、医療的ケアに関する障害者通所施設補助が新たに行われます。これまで町内には医療的ケアに対応できる障害者通所施設がなく、医療的ケアが必要な障害者の方は町外の事業所を利用している状況にあり、負担の大きさは相当なものだったと思います。町内での受入れ体制の整備、確保を図るため、看護師を配置して、対象者の受入れを行う町内の通所施設に対し、看護師の配置費、備品等購入費への町独自補助を行うものであり、評価をするものです。

子どもの居場所づくり支援事業の拡充では、従前の子ども食堂への補助に加え、地域において子供に無償で学習支援を行う場所を運営する団体等への補助を新設、子ども食堂への補助についてもテークアウト事業への加算が追加されます。

児童育成支援拠点事業、子ども・子育て世帯訪問支援事業においても、新たに支援が必要な子供の居場所、子育て世帯に訪問支援が行われます。児童育成支援拠点事業においては、家庭や学校に居場所がない子供たちを支援する場所の開設、必要に応じ関係機関への連携を図ることで虐待を防止し、健全な成長の支援、子育て世帯訪問支援事業では、訪問支援員が家事や子育てに不安や負担を抱える家庭を訪問し、悩みを聞きながら家事・育児を支援することで養育環境を改善し、子育て支援の強化を図るものです。

社会構造や経済構造の変化により、子供・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状が社会的な課題となっており、共働き家庭や独り親家庭の増加と相まって家庭における子育ての孤立化が懸念されるとともに、児童虐待の相談対応件数の増加、不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺数の増加など、その環境は一層厳しさを増しています。

こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細やかに対応した居場所をつくり、子供と一緒に誰もが笑顔でいれる社会の実現に向け、引き続きの御努力を要望いたします。

また、お子さんや若者たちの居場づくり、子育て支援については、国においても重要な課題となっていることから、国・府からの交付金が支給され、本町においても新規施策として様々な施策を実施されていますが、一方で、高齢者の孤立についてはあまり注目されていない印象を受けます。

葬儀を行う親族等がいない死亡者について、墓地埋葬法に基づく埋火葬の執行件数につきましては、従前は年間でゼロから1件が続いていましたが、令和4年度以降は毎年2件発生し、令和7年度においては現時点で6件発生していることから増加傾向にあると委員会での答弁がございました。高齢単身世帯の増加や親族関係が希薄化する中、今後も葬祭執行を行う親族等がいない方は増えていくものと見込まれています。

日本の世帯数の将来推計、2018年の推計ですが、全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合は、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合32.6%、これが2015年からです。それが2040年には40%と予想するとされています。現在の社会保障制度は、家族を前提に制度設計されており、これが今後も立ち行かなくなることは明白であると思います。

令和8年度からは、国において、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組として、身寄りがいない高齢者等対象に、入院、入所等の手続支援や、葬儀、火葬などの死後事務の支援を行う事業が設定される予定だということです。

本町におきましても、令和8年度に作成する第10期の保健福祉計画及び介護保険事業計画において、介護者や高齢者本人の孤立を防止するための方策により一層力を入れていく形での施策展開を推進していただきたいと思います。

また、高齢者の方たちとお話をしていると、もっと高齢者に寄り添ってほしいというようなお声もよく聞きます。また、世代によって不公平感を持っておられるお声も聞きます。これまで社会を支えてくださっていた高齢者の方々へもスポットライトを当てるような取組の推進を要望いたします。

次に、教育こども部所管分について申し上げます。

新体育館等整備事業につきましては、建設から40年以上が経過し、一部未耐震であり、用地が借地である町立体育館及び老朽化が進む学校プールについて、水無瀬川緑地公園内への移転整備を進めるものです。

この町立体育館につきましては、長きにわたり課題とされてきた問題で、やはり耐震化が未耐震である、こういうことが大きいと思います。今現在の体育館、耐震化が未耐震の状況の中で利用者の皆様には利用をさせていただいております。その中で使用している機器などについても大変古くなっており、このような更新についても同時に考えていかなければならない状況、そして、借地料につきましてもこれまで多くの金額を払っており、もしかしたら土地が取得できたんじゃないかなぐらいの金額がこれまで支出されています。このようなものを今、未耐震のままの状況で払い続けていくというのは、島本町のこれからの財政にとっても避けていかなければならない問題であると考えています。また、利用者の皆さんにもやはりしっかりと耐震化された施設で安全に利用して

いただかなければならない、これも行政についての責務であるというふうに考えております。

そして老朽化が進む学校プールでございます。

これにつきましても、老朽化は当然のことですけれども、昨今の猛暑、これによって、WBGT指数が高くなることによって、炎天下でのプールの使用ができないような日が増えてきており、学校のプールがせっかくあるにもかかわらず、お子さんたちが水泳の授業ができないというような状況が非常に多くなってまいりました。このような課題についても当然解決していかなければならない、そして、年数が非常にたっております各学校のプールについても、今のプールに新たに維持管理というか、補修などの経費をかけていくのか、それとも緑地公園の新体育館にプールと一緒に建設して、学校のプールについては廃止をしていくのか、当然もうこれまで以上に行政もスリム化していかなければならないでしょうし、もう古くなったプールにこれまで以上のお金をかけていくというのはあまり現実的な形にはならないんじゃないかなというふうに思っております。そのような意味もありまして、長く課題となっておりました新体育館整備事業につきましてはぜひとも推進していただきたいと思います。

また、物価高騰や様々な事情、原油価格の高騰など様々な事情により、これからも建設費等が高騰していく、これについては当然危惧しなければならない部分でありますし、しっかりと注視していただきたいと思いますと思うんですけれども、先ほども他の議員からございましたように、そのようなことを考えると、新たなテニスコートの建設というのは、またそれも大きな予算がかかることですし、今現在この役場の新庁舎に新体育館の建設事業等、大きな事業がめじろ押しとなっている本町にとって、財政の整合性というのはしっかり図っていただかなければならないというふうに考えております。

令和8年度につきましては、整備事業者の募集要項、新体育館等に求める要求水準書等を作成し、整備事業者の募集が行われます。本事業につきましては、デザインビルド方式で行われ、本町にとって初めての取組であることから、整備事業者の選定には細心の注意を払っていただきたいと思います。長年の課題でありました町立体育館が世代を超え長く親しまれる施設となることを期待しています。

歴史文化資料館保存活用事業につきましては、登録有形文化財であります歴史文化資料館の保存活用計画を策定するものです。また、耐震性能が不足していることから、耐震報告も予定されています。

耐震補強工事と併せて展示方法の見直しも行われますが、歴史文化資料館には、これまで本町で発掘された遺跡をはじめ、様々な文化財が保管がされています。限られたスペースの中で効果的な展示を行うためには、保管の場所や方法についても検討していただきたいと思います。島本駅東エリア活性化実施事業と併せ、まちの玄関口である島本駅東エリアが新たな歴史文化の拠点となるよう、思い切った取組を要望いたします。

小中学校空調設備改修事業においては、各小中学校の空調機器の更新に取り組まれる

ことを評価いたします。学校施設の空調機器は、小学校では、平成23年度に小学校4校における特別教室、平成25年度に普通教室等を整備、中学校は、平成23年度に中学校2校の普通教室、令和元年度に特別教室が整備されており、古いものは15年が経過をしています。空調の効きが悪い教室も存在し、遮熱カーテンで対応していただいておりますが、空調機器の更新の時期に来ているのも事実であり、良好な教育環境を継続して維持していくために必要な投資であると考えます。

消防本部所管分につきましては、消防車両購入事業において、購入から16年が経過した水槽付ポンプ自動車の更新、また、購入から10年が経過した高規格救急自動車の更新が行われます。住民の皆様の命と暮らしを守るため、必要な投資であると認めます。

増加傾向であります救急出動の件数につきましては、高齢化社会の進展に加え、本町においては、人口の増加により、お子さんの救急件数が増えています。引き続き、救急安心センターおおさかを活用し、救急車の適正利用に努めていただきますようお願いをいたします。

その他の事業につきましても、必要な支出であることを認め、賛成の討論といたします。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

山口議員 第22号議案 島本町一般会計予算に対し、大阪維新の会を代表して賛成の討論を行います。

歳入は、人口増に伴う納税義務者の増や一部企業の業績等により、町の自主財源を多く占める町税や地方交付税の増額など、一般財源は前年度比約13億9,000万円の増額を見込んでいます。

歳出は、新庁舎建設事業費や人事院勧告に伴う人件費の増額等を計上し、一般財源に不足が生じたことから約15億円の基金を取り崩しています。令和8年度の当初予算は前年度当初予算に比べ8億3,400万円増の歳入歳出総額174億300万円、過去最高の予算規模となっています。

総合政策部所管分について。

令和7年度に引き続きガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に係る経費、広場等へのネットワーク整備費を計上しています。

企画費では、議会答弁管理システム導入に係る経費を計上しています。

電算管理費は、多額になりますが、住民サービスの向上や行政事務の効率化のために、経費の適正化を図りながらデジタル化を推進していただきたい。

総務部所管分について。

防犯対策の推進に係る取組として通学路や交通量の多い箇所を中心に防犯カメラを増設することになり、犯罪の抑止や事件や事故の早期解決につながることを期待します。

民間集合住宅と締結し、民間集合住宅の共有スペースを指定避難所として開設することは、近隣住民の安心につながることを考えると考えます。

ふれあいセンター敷地内北側の屋外水景施設について、来館者の憩いの場や子供の遊び場として広場への改修に向けた設計業務を行うことは、使用されていない場所の有効活用につながると思います。

役場庁舎における電話対応について。

事前に自動音声にて通話内容を録音している旨を案内した上で通話録音を行うことは、トラブル防止とカスハラ対策になると考えます。

都市創造部所管分について。

5年ごとの橋梁の法定点検及び橋梁長寿命化に係る補修工事や実施設計業務を予定しており、インフラ整備に努めていただきたい。

桜井五丁目地内の道路幅員が狭隘で見通しの悪い区間において、水路空間を活用し、離合が可能となる幅員を確保するための工事は、少しでも通行しやすくなり、住民にとってよいことであります。

公園の長寿命化について。

水無瀬川緑地公園内の大型ローラー滑り台の更新工事を実施予定ですが、計画的な維持管理に取り組んでいただきたい。

健康福祉部所管分について。

子育て世帯訪問支援事業は、それまで手の回らなかった家事・育児等の支援や、不安や悩みなどの相談、情報提供を受けることができます。しかし、教育環境の改善を図るとする目安が難しく、一概に3か月という一定の期間で改善をよしとするのか、対象世帯の状況に応じた支援の制度設計に期待します。

ファミリー・サポート・センター事業について。

子育て世代が増える中、育児において急な介助や預かりが必要なときなど、今後もニーズの多い事業であると認識していますが、このような中で提供会員が増えないことは需要に対応できるのか不安な側面が伴います。このたびの提供会員への報酬の見直しと並行して、あらゆる場面での募集や呼びかけを行い、今後も依頼会員、提供会員の増減のバランスを観察しながらよりよい事業の在り方を図っていただきたい。

産後ケア事業について。

通所型と比較して宿泊型には夜間のサポートが受けられ、母親の身体的回復や心理的安定が促進できることは大きなメリットであると考えます。加えて、産院医療施設の専門家からの育児相談を受けられ、個人費用も負担額も軽いです。今後の利用増加にもありますが、受入れ委託先の増加も視野に入れていただきたいと思います。

消防本部所管分について。

備品購入費は更新時期を経過した水槽付ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新及びそれに伴う傷病者搬送や救命措置に必要な積載機器の高規格救急自動車積載備品であり、

今後も救命率の向上に期待しております。

消防指令センター共同運用負担金について。

昨年度から高槻市との共同運用が始まり、その消防指令センター共同運用の効果について、以前の有線電話を使った情報共有から情報が一元化され、応援要請、受援要請の迅速化につながったとのこと。救急隊員の負担軽減も含め、今後も迅速な対応に期待できるものと認識しております。

教育こども部所管分について。

新体育館等整備事業者選定支援業務について。

設計から施工を一括で発注することで、費用の抑制にはつながると認めますが、デザインビルド方式は発注者の関与が薄くなることから、事業者提案のコスト削減や、工期短縮が適正なのかの判断や、施工者の有利な設計に傾かないよう監視することが必要です。モニタリング支援業務委託も計上されていますが、モニタリングにより専門家によるサポートを受けつつも、行政の厳しく客観的な視点に基づくチェック体制の構築を要望いたします。反対討論にありましたように、社会情勢の大きな変化があった場合、慎重な対応をお願いします。

尺代テニスコート整備設計業務について。

尺代への移転が計画されることにより、東大寺での使用が継続されることは喜ばしいことですが、住民の方が尺代への移動手段をどうされるか気になるところです。近くに町営駐車場や公共トイレがあるとのことですが、住民の方からの要望により、休憩や着替えができる施設についても御検討をお願いいたします。

以上について要望を述べさせていただきましたが、限られた財源の中で必要性や優先度を踏まえながらの予算であると思料します。

アメリカやイスラエルのイランへの攻撃によるイラン情勢は、世界や日本の経済、特にエネルギー面で大きな影響を及ぼします。本町の行政運営にも影響を及ぼすものと思います。施政方針の小さな町の豊かな暮らしの実現は、住民が安心して生活し、若い人から高齢者まで住み続けたいと思えるまちづくりを推進していくことであり、そのためには安全・安心な生活環境の整備と持続可能な行政運営が重要であると考えます。計上された各事業が着実に執行され、新庁舎建設事業費に係る町債の償還も始まります。財政状況を注視しながら住民福祉のさらなる向上につながることを期待するとともに、よりよい町政運営を進めていただきたいと思います。

以上を申し添えて、賛成の討論といたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

月足議員 第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算について、賛成の討論を行います。

今回提案された令和8年度一般会計予算、歳入歳出総額174億300万円、歳入に際しては、町の自主財源において、大綱質疑の際にも述べましたが、力強い人口増加により、

町税の増額等前向きな面もございますが、他の議員からも討論にございましたが、一過性のものと考えられますし、歳出にはその人口増加に対応することも含めました事業や多額の費用を要する事業が含まれております。そして、今後、原油価格の上昇、人件費上昇、物価高騰、とにもかくにも値上げばかりが見込まれます。厳しい社会情勢において、その金額規模の差はありますが、いずれの事業においても慎重さと覚悟と決心が求められる予算編成であったと考えております。

歳出について、まずは総務建設水道常任委員会所管分について述べさせていただきます。

防犯カメラ増設事業について、単に増設するのではなく、高槻警察との運用協定等によるより効果的な配置運用について評価いたします。町の安心・安全のため、一層の推進を願います。

子供の遊び場の整備事業、ふれあいセンター、屋外水景施設の改修についてです。

水が出ていた頃は、子供たちが水遊びに興じる一定にぎわいのある場所だったと記憶しておりますが、現状は活気があるとは言い難いです。訪れる方にとって、水で遊べるなどの目的がある程度明確で魅力的な場所ではなくなっていると感じます。どうせ改修するのであれば、具体的なターゲット層や明確なコンセプトをしっかりと定めることが不可欠でございます。単なるグラウンドカバーや平たんにするだけではきれいになったが相変わらず寂しい場所が生まれるだけです。その点の十分な検討をくれぐれもお願い申し上げます。

また、島本町こどもすこやかセンターがふれあいセンターに開設されることにより、子供連れの来館者が増加することが見込まれることもこの事業の実施理由であるとのことでしたから、道路に面した場所であることも踏まえ、こちらも他の委員からも指摘があったかと思いますが、安全性の確保についても特に重視いただきますよう強く要望いたします。

公園遊具の更新につきましても、交換する遊具においても、工事中の対応に際しても安心・安全を最重視した事業推進を要望いたします。

ごみ出し支援事業について。

利用される方々の希望する曜日と、清掃工場との調整についての努力、置きごみによる対応の模索や分別など、細かなごみ出し対応が難しい方に対しては、職員による分別対応が行われているとのこと。試行実施により課題点が発掘されており、一步一步現場の皆様の着実な努力により事業が前進していることと認識しており高く評価しております。今後たくさんの方々が救われる事業でございます。本格実施に向け引き続き御尽力をよろしくお願いいたします。

まちの魅力の創造・発信事業の実施について。

こちらＪＲ駅前歴史文化資料館、駅前広場、史跡公園の一体整備、こちらも明確なターゲット層とコンセプトの設定がやはり不可欠と考えます。それらが曖昧なまま進めば、

強い言葉となりますが、大きな無駄に終わるおそれがございます。当該エリアは町の玄関口ですので、たくさんの方々への影響がとても大きい事業であるため、町の方々の納得と理解が不可欠です。パブリックコメントは既に実施されましたが、コンセプト、目的、必要性について、住民への周知と意見聴取を継続的に行うことを要望いたします。

また、3つのエリアをシームレスにつなぐ整備に当たり、安全確保とエリア管理の観点から、柵等によるゾーニングは検討いただきまして、安心・安全を最優先に計画を進めてくださるようお願いいたします。

道路改良事業や掲示板などの町設備の整備改修についても、こちらも安心・安全の基盤となる重要な事業です。引き続き適切な推進をお願いいたします。

温室効果ガス削減目標達成に向けての取組として、公用車更新、こちらに対し電気自動車を導入することについては、通常のカソリン車導入と比べ初期コストが増える点、そして、機器増加等による庁舎電力増加などの懸念があるものの、全体として温室効果ガス削減については着実に進んでいることと認識しておりますので、環境課等との連携を図りながら費用対効果を適時検証し、引き続き全庁的に推進いただきますようお願いいたします。

続きまして、民生教育消防常任委員会所管分について申し上げます。

消防本部における水槽付ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新については、2台同時更新により大きな予算がかかりますが、それによる救命処置の質の向上、戦術の強化、そして、ポンプ自動車16年、救急自動車10年と購入よりも長い月日が経過していること、導入に際しての機動性の重視、救急自動車についての断熱材を入れる仕様とし、車内の温度環境の効率を保っていただくことを工夫していただいたと、この点については理解をいたしました。

今回の更新事業は、町の防災に不可欠であると考えます。日々の訓練や業務に加えまして、特殊車両運転者の計画的な免許取得、訓練や講習等を通じての運転技術の向上についても引き続き実施継続をお願いいたします。

子どもの居場所づくり支援事業の拡充について。

新たに事業を行っていただく方の発掘に加え、次世代への引継ぎや関係団体へのつながりなどのフォローアップについて、委員会にて御答弁いただきましたが、くれぐれもよろしくお願いいたします。

学びの場、そして子ども食堂についても、子供や利用される方々の安心・安全と適切な事業運営のために、行政側からの定期的な現場への見学、訪問を引き継続願います。そして、子ども食堂への学習支援加算については、こちらも委員会にて答弁いただきましたが、柔軟な対応を期待しております。

重度重複障害者等支援事業について。

今回の創設により、医療的ケアの必要な方々の町外への移動や送迎の負担が軽減され、利用者、家族の日常性の質が向上することが見込まれます。現時点では通所体制は日数、

人数ともに限定的であり、児童の受入れも課題とのことでしたが、まずは大きな前進と考えております。今後充実に向けた引き続きの検討、調整をお願いいたします。

行旅病人死亡人取扱費から質問させていただきました、葬祭を行う親族等がいない方の埋火葬の執行について。

町の見解として、高齢単身世帯の増加や親族関係の希薄化が進む中、こちら、今後も葬祭執行を行う親族等がいない方は増えていく見込みであるとのことは私も同じ考えでございます。

令和8年度からは、国において身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組が設定予定とのことで、今後この動向を注視していただきながら、町として行えるサポート及び対応についてお願いしておきます。

高齢者の日常生活用具について。

日本の住宅火災による死者数の約7割を65歳以上の高齢者が占める現状が続いております。制度の利用が広がるよう、各種取組の実施、くれぐれもお願いいたします。

こども家庭課が実施いただく事業については、ファミリー・サポート・センターでのマッチングや子育て世帯訪問支援でのダイレクトな支援、児童育成支援拠点事業による受皿と、家庭の悩み、子供の悩みに深くアクセスし、サポートするものばかりでございます。各家庭の抱えるお悩みや課題は千差万別で、非常に難しい対応が求められると考えますが、いずれにおいても町に必要不可欠であると認識しており、力強い事業推進をお願いいたします。

産前・産後ヘルパー派遣事業について。

民間の家事育成支援事業所等に業務委託とのこと。人員確保に際した有用な対応であると評価いたします。それによる支援の継続性や質の確保についても、研究資料の作成等、具体にお示しいただきました。よろしくお願いいたします。

小中学校空調改修事業について。

省エネ対応として新エアコンに更新されたため、旧機種より同じ温度設定でも消費電力が抑えられるのではと考えられます。学校施設の皆様が少しでも快適に過ごせるよう、温度設定等へのご配慮もお願いいたします。

防災面の御答弁から、導入時の多角的な御判断、現時点の運用状況と課題についても理解をいたしました。

放課後子ども支援費報償金における研修講師謝礼について。

今後も子供人口増加、物価・人件費高騰が見込まれる中、研修講師謝礼の適時即した見直しが不可欠と考えております。今後の予算拡充について前向きな検討を強く期待しております。

歴史文化資料館保存活用事業について。

こちらいろいろと質問させていただきました。町の皆様の安心・安全に際し、耐震化、資料館の、耐震化や空調の整備に対して一切の異論はございません。しかしながら、展

示リニューアルについては、現時点では全体像が不明確でした。今後、具体的な内容は有識者から指導助言をいただきながらとのことでしたので、その点もちろん理解しております。

しかしながら、詳細の事業でもお伝えいたしましたとおり、住民に確信を持って期待していただくには、明確なコンセプトの策定、方向性が不可欠だと思います。この点を専門家の議論の軸とすることを要望し、住民利用者の声の反映について重きを置いていただきますようお願いいたします。

そして、工事期間中の資料館のイベント利用者や団体への対応、住民交流の場としての継続活用については、今まで積み重ねられてきたにぎわいの火が消えぬよう、柔軟かつ前向きな対応をくれぐれも強く要望いたします。

尺代テニスコート整備については、東大寺公園テニスコートの老朽化対策として尺代エリアへの移転整備を進めるものです。この判断については、こちら、テニスコートの淀川河川公園のテニスコート利用料補助事業の実績が低迷したこと、そしてアンケートやパブリックコメントで多く寄せられたオムニコート複数面などの要望をかなえること、そして町内全域から利用されている東大寺テニスコートの代替として、持続可能な新用地を確保できる機会、主に以上の理由により現実的かつ合理的なものと評価しております。尺代エリアは高地で夏は涼しく、水無瀬川沿いの溪谷など、昔ながらの島本の魅力が色濃く残るすばらしい地域です。一方、アクセス面では距離や坂道について課題であることと考えます。これについては駐車場の整備や水洗公衆トイレの活用など利便性向上策が大変重要であることを強く提言いたします。

先の話となりますが、使用料については、東大寺テニスコートと同額を基本とするよう要望いたします。また、利用者の駐車場無料化については、別の段での議論であることは理解しておりますが、受益者負担と利用促進のバランスを十分に検討いただくことを強くお願いいたします。

ほかの事業についてもおおむね適正であると判断いたします。町の皆さんは日々の生活において困り事を悩み、未来への不安を抱えていらっしゃる方がたくさんいます。今後も新体育館等整備事業や東エリアの整備など、大きな財政負担が伴う事業があり、これらに理解していただく上では、でき得る限りの周知、知っていただくこと、見ていただくこと、行政側への風通しのよさを感じていただくことが不可欠です。

しかしながら、情勢の現場では、日々膨大な業務を担いながら人員不足、財源の厳しさ、社会情勢の急変など、数多くの困難に直面しておられること、限られた時間、資源の中で住民の生活を守り、町の未来を切り開くために懸命に努力されていることについても深く理解しております。

今回の令和8年度予算が、この双方の信頼関係が着実に重ねられていく予算の執行となるようお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

大久保議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時01分～午後1時00分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河上議員 第22号議案 島本町一般会計予算について、賛成の討論をさせていただきます。

まずは、総務建設水道常任委員会所管分について。

デジタル基盤改革支援補助金について。

導入後には現在、国において検討されている地方公共団体情報システム運用最適化支援事業補助金の利用の可能性を教えてくださいました。ぜひ、ガバメントクラウド使用料の低減に向けた取組を引き続き続けていただきたいと思います。

ロボティック・プロセス・オートメーションについて。

質問でも述べたように、目に見えるものではなく、イメージが湧きづらい分野であるだけに利益が分かりづらい部分でもあります。しかしながら、作業時間の削減、正確性の向上、単純作業による心理的負担の軽減というメリットが強く、有益な投資であると評価いたします。

コンビニ交付サービスについて。

毎日28.6件、1日当たり86分、年間345時間の事務負担軽減が得られ、窓口混雑の解消にも貢献できるとのこと。これはコンビニ交付サービスを利用する人にとどまらず、全ての利用者、作業者にとって有益であると評価いたします。

ごみ出し支援について。

課題の抽出の結果、様々な試行錯誤の上にあると教えてくださいました。本格実施には令和8年の取組が大変重要となること、引き続き啓発の強化と課題の抽出に努めていただきたいと思います。

農業機械導入補助金について。

迅速に補助制度の導入に動かれたことを高く評価できます。本制度の実施について、営農対象者にとってより有益な補助となるよう、JA高槻との協議の上、引き続き注視いただきたいと思います。

高槻市観光協会補助金について。

350万円の投資委託するとのこと。同様に、町独自の取組も同じだけ行っていくという御答弁をいただきました。ぜひ町内の魅力の発信と来訪者が増えることで得られるものを、このたびの投資をエネルギーに町として取組をより強化して取り組んでいただきたいと思います。

工事請負費について。

ようやくちょうど桜井10号線の歩道に着手したいとの御答弁をいただき、大変安堵しているところでございます。駅前という立地にあり、人の通りも少なくはない道路であると認識しています。安全第一、地域住民の生活第一で実施いただきたいと思います。

タクシーチケットに関して。

タクシー単価の上昇も踏まえ、当該地域の住民の皆様とのコミュニケーションをしつかり取っていただき、お互いにより方向性を見いだしていかれることを期待いたします。アンコンシャスバイアスについて。

子供は、周囲の大人から受ける影響に強く先の人生を左右されるといいます。今現在がまさに過渡期であると考え、そんな中でのこの取組は大変重責であると思います。取組の前進に期待いたします。

除草について。

夏場は命がけの作業であります、そんな時期ほど雑草は強く元気に育ち、繁茂による住民からの除草の要望をより耳にいたします。より効率のよい除草の実現を期待しております。

桜井五丁目地内道路改良について。

大変狭隘で離合困難なポイントであり、実施は大変有益であると考えます。島本町内の交通課題解消の確実な第一歩であると、安全第一、地域住民の生活第一で実施していただきたいと思います。

地球温暖化対策実行計画策定業務について。

電気とごみの焼却によるものが多くを占めるとのことですが、生ごみ処理機等補助金の割当ても増やされたということで、さらなる充実を図り、認知と普及の向上を高めること、LEDへの切替え、そして令和7年に実施されたポテンシャル調査の取りまとめと太陽光パネルの設置を行い、少しでも目標値へ近づく努力を、できることをこつこつということも大切です。それにも限界はありますから、投資を含めた大胆なアクションも考える必要があると考えます。

住民台帳ネットワークシステム管理、戸籍システム改修業務について。

共同親権では、進学などで父母の意見が対立したとき、家庭裁判所が決定者を決めるそうです。父母の争い激化のおそれがあり、子供の心理への負担が懸念されています。家庭裁判所の決定が遅れると、子供の利益を損なうおそれがあります。訴訟リスク回避のために、医療機関などが別居親の承諾サインを求めるケースが増え、度々承諾が必要になる可能性や、DVの被害に遭った同居親は、加害者との連絡が必要となる可能性もあります。子供の意見尊重の規定がなく、子供が望まない決定や面会交流が強いられる懸念がある点も不十分さを指摘されています。御家庭によってはよい側面もあるかとは思いますが、ここから始まることですから、島本町として柔軟な対応を今後強く求められるのではないかと思います。

島本町人権擁護に関する基本条例について。

委員会の際、たたき台を製作する段階で罰則を盛り込むかどうか問わせていただきましたが、罰則規定は設けず、人権擁護の重要性を改めて共有し、人権が尊重される社会の形成に資することを念頭に、啓発的視点での検討という姿勢でいらっしゃるということでした。ヘイトの形もここ数年で大きく変わってきています。SNSの発展により発生

源がどこになってもおかしくない上に、スピードも速く、公共の場でのヘイトデモという状況はいつどこで起こってもおかしくはありません。それはさきの参議院選挙などを振り返れば誰にでも分かることであると思います。幸い島本町は現在そのような状況にはないとのことですが、確定した未来はありません。差別の解消を目的とすることを第一にたたき台の作成に努めていただきたいと思います。

平和意識の普及と高揚について。

戦後80年が経過し、戦争体験者が減少していく中での学校教育における平和学習の重要性について問わせていただきました。伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことに基づき、単に歴史的事実を知るだけではなく、戦争の悲惨さや生命の尊さ、国際協調の重要性を肌で感じ、平和を自ら課題として捉えられる発達段階における丁寧な指導に努めると御答弁いただきました。大変それは安堵していることでございます。

東京都港区の在日中国大使館の敷地内に現役の幹部自衛官が侵入した事件、右翼団体の男性が朝鮮総連におのを投げ込んだ事件、ここ数年、日本の社会を覆う排外主義、SNSには外国籍やルーツが海外にある方など、マイノリティへの憎悪をあおるコンテンツが効率的なお金稼ぎを目的としたインフルエンサーたちによる扇動と影響、これも問題であります。右傾化が著しい日本において子供たちが受ける影響も計り知れないものであると思います。

そんな中、戦争体験者が亡くなっていくなど、リアルな戦争の体験を次世代に伝えることが難しくなっている中、学校教育が一貫性を持って果たしていく大きな役割でもあると思います。引き続きベストを尽くしていただきたいと思います。

続いて、民生教育消防常任委員会所管分について。

子どもの居場所づくり支援事業について。

委員会を傍聴する中で、担い手不足に触れられていましたが、人材が不足しているなら、生活に余裕がある人でなくてもできるような人材確保に踏み出す必要があると考えます。そうでなければ将来的な広がりはつくれませんし、担い手不足に直面しているならば顧みるタイミングであるのではないのでしょうか。島本町として積極的な関わりが必要であると考えます。

一方、子ども食堂のテークアウト加算については、子供の特性上、常に支援の場にいられないという、支援ではすくい上げることができないこともある中、柔軟な食事の提供の模索ではないかと評価できる点であったと考えます。

手話リンクサービスについて。

聴覚障害、言語機能障害の方と役場の各課を手話のできるオペレーターを介し、来庁をせずとも相談や問合せができるシステムの導入とのこと。当然必要な取組であると考えますし、しっかり当事者に届く取組となるよう、周知啓発を行っていただきたいと思います。

行旅病人死亡人について。

過去5年の実績では、令和3年には1件であったものが令和7年には6件となっているとのこと。高齢単身世帯の増加や親族関係の希薄化が進む中、我が身にとっても決して関係のないことではないと感じました。当然誰に対しても絶対関係がないとは言えないことだと思います。誰もが当事者になる可能性があります。自分が死んだ後の葬祭執行をどうするのか、現在、地域包括センターが窓口となり、相談支援が行われているとのこと。また、今後国においても死後事務の支援を行う事業が設置される予定であるとのこと。ぜひ、島本町でもこれらの取組の実施に向けた検討や調整を進めていただきたいと思います。

交通環境の改善について。

福祉ふれあいバスについて、平成30年の大きな見直しの際、民間の交通事業者へ理解を求めるための趣旨説明をする中で、民業圧迫とならないような運行ルートの設定、今後見直しの際には事前説明が欲しい旨、要望があったとほかの議員への答弁にありました。その上で、運行見直しには民業圧迫とならないようなルートダイヤの設定が必須であると答えられていましたが、その上でも、島本町内にはてこ入れが可能なエリアはたくさんあります。また、交通空白地域もあり、それに近い地域もあります。福祉ふれあいバスの使用延長も消耗度合い等から見ても、新しい車両導入までタイムリミットは2年なわけですから、交通空白地域を含めた今の1台での運行形態にとらわれない大型車の運用が困難なエリアも含めた大転換が求められるのではないかと考えます。

また、尺代テニスコートの運用が始まれば、アクセス困難な利用者も出てくるでしょうし、運行見直しや送迎ユーザーに対応する高齢者の移動支援の取組など、型通りではなく柔軟な検討をしていただいて、より町民に有益なものにしていきたいと思います。

新体育館整備事業について。

令和8年度は7年度から引き続き整備事業者を募集決定、併せて島本町の要求水準を満たした設計施工がなされているかを確認するため、モニタリング支援事業の委託とあります。

ほかの議員が指摘していたように、物価上昇に加え、世界情勢の悪化によるオイルショックの可能性なども鑑みれば成し遂げなければならない事業であるかもしれませんが、必ず成し遂げなければならないという答弁にかたくなな印象を受けました。結論ありきではなく、柔軟な要求の再確認が必要であると考えます。

消防車両の買替えについて。

平成22年1月に配備したタンク車のスモールタンク車への更新があるとのこと。島本町の環境には強みがある選択であると印象を受けました。

また、車両も備品も傷病者の命を守るため必要な投資であるのはもちろんそのとおりです。その中で、更新したばかりの資機材等の載せ替え運用など、答弁があったことを

大変評価ができる点であったと考えます。

桜井テニスコート整備設計事業に関して。

当該コートへのアクセスに関して、正直大変課題があるものではないかと傍聴している中で感じました。東大寺や山崎、広瀬から当該コートへアクセスされる方が、自転車で移動される際には若山台からだと遠回りになるため、府道を登っていかれることになると思いますが、あそこは道が狭隘で、そもそも交通量が少なく、車もスピードを出しがちです。大変危ないと思いますし、そもそも車の出せない人は利用が遠のいてしまうのではないかと考えます。供用開始まで時間はありますから、考えるべきことはたくさんあると思います。ただ、場所を提供するだけではなく、有益な場となるよう引き続き当該コートに係るアクセスなど、場以外にも考えをめぐらしていただきたいと思います。

以上です。

大久保議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算について、公明党を代表し、討論を行います。

令和8年度においても、財源不足を補填するため、財政調整基金や公共施設整備積立基金等の繰入れによる予算編成となっており、今後も社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設への対応など、大きな財政支出を控えていることなど、依然として財政状況は厳しい状況であるとのことです。

そのような中でも、各種施策の着実な推進は住民サービスには必要不可欠であり、引き続き適正かつ持続可能な財政運営に努めていただきますようお願いいたします。

特に、重点的に取り組まれる施策に、長引く物価高騰対策として国の重点支援地方交付金を活用しての商品券事業、中学校給食費を1年間無償にする取組をされること、また、小学校給食費については、令和8年度からの国の給食費の無償化に伴い予算計上されたことは大変評価いたします。

昨今、厳しい社会情勢の中、物価高は続く見通しです。保護者の負担軽減のためにも、小学校同様、中学校給食費についても財源確保に努めていただき、恒久化となりますよう要望いたします。

防犯カメラについて。

P T A連絡協議会からの要望を受け、新たに通学路に23台、高槻警察署からの要望で4台、合わせて27台の防犯カメラを設置され、町内に109台の防犯カメラが設置されることになり、子供たちだけでなく、地域の住民の皆様にとってもさらなる治安の維持、犯罪、事故の抑止力になり、安心・安全につながるものと大変評価いたします。

公園の長寿命化計画について。

国からの交付金を活用し、都市公園を対象に遊具などの公園施設の更新を進め、令和8年度は水無瀬川緑地公園における設置から20年以上が経過している大型ローラー滑り台の更新を予定とのことです。新しくなることを楽しみにしている子供たちのために

も転落防止など、十分な安全対策を考えていただけますよう、よろしくお願いいたします。

町道水無瀬山崎幹線の阪急電鉄沿いの側溝について。

側溝に蓋がされていないことから、自転車がはまり、けがをする住民の方がいて危険であることを伝え、溝蓋の設置、転落防止柵を要望しておりましたが、早急の対応については難しいとのこと。何らかの安全対策を考えていただき、引き続き当該鉄道事業者への溝蓋設置への申入れを行ってもらえるよう要望しておきます。

ごみの減量化について。

ごみの減量化に向けた取組として、廃食用油の回収で石けんやバイオディーゼル燃料などへのリサイクル、お菓子の箱やトイレットペーパーやラップの芯などの雑紙を資源ごみとして回収することにより、可燃ごみを減らしていくことへの取組は大変よいことだと評価いたします。周知の方法として、自治会やその他の小さな集まりなどから伝えていくことを提案いたします。

また、令和6年度から実施されている生ごみ処理機等補助金を利用して、生ごみの減量化を進めていく取組も引き続きお願いいたします。一人一人の小さな積み重ねが大きな結果となることを願います。

スマホ講座について。

最近ではほとんどの高齢者の方がスマホをお持ちになられています。今まで毎月スマホ講座を開催され、多くの受講者の方がいらっしゃったと伺いました。この事業については令和7年度で終了となるとのこと。来年度に限っては無料での開催ができる事業者があり、調整中とお聞きいたしました。参加者も多く、好評であることから、来年度だけでなくできるだけ長く続けていただけるよう要望しておきます。

除草業務について。

これまで公園の除草については、一部の公園に関して、住民の方からのお声を担当課に都度お伝えし、取り組んでいただいております。特に、昨今の気候の影響を受ける季節は雑草の成長が早く、お声をいただく回数が増えていた中でしたが、作業が追いつかない課題がありました。令和8年度からは、主に児童公園46公園について、業者委託で年3回、時期を定めての除草作業を実施されること、大変評価いたします。

予防技術の資格取得について。

消防本部では、消防庁長官が定める予防技術検定である防火査察、消防用設備、危険物の3つの資格取得に取り組んでおられ、毎年度着実に合格者を増やし、防火指導や立入検査において、専門性の向上に努めておられます。昨今、マンションや店舗、飲食店が増加している中、適切な防火指導や立入検査の実施に努めていただき、住民の皆様の安心・安全を支えていただきますようよろしくお願いいたします。

尺代地区の消防分団の建て替えについて。

詰所のある場所は、土砂災害警戒区域に位置し、災害時における安全性や活動拠点と

しての在り方について代替地を含め検討が必要であることと、公会堂の在り方とともに検討が必要であることが課題であるとのこととです。

消防分団詰所は、地域の安心・安全を支える拠点であります。公会堂も含め、尺代地区の皆様にとってよりよい方向になるよう十分な協議、検討をお願いいたします。

避難行動要支援者個別避難計画作成業務について。

令和5年度から順次進めていかれ、令和8年度末には150件、8割の作成業務が完了し、優先度の高い方の計画策定がおおむね完了する見込みとのことですが、対象者の具体的な避難行動のシミュレーションは大切と考えます。

その上で、課題として挙げられた災害時の避難を支援する人材として、地域の協力者の確保も必要と考えることから、自治会や自主防災会との連携協力を強化していただき、いざという時のために備えていただけるよう要望いたします。

福祉ふれあいバスについて。

高齢者の移動支援については、関係部局において、現状の課題と今後の方策について協議、検討を進めておられるところです。そのため、現在の車両のリース契約を令和8年5月の満了から2年間延長されます。令和7年度は一部の地域での積み残し等課題がありましたが、高齢人口が増加している中、単身世帯の方も多くいらっしゃいます。また、山手や狭隘な道路周辺の皆様には、ふれあいバスでは行き届いておりません。移動支援は喫緊の課題と考えます。方向性については早期に結論が出るよう願います。その中で、ふれあいバスを継続される場合には、バリアフリーの観点から低床車両等の導入を要望しておきます。

産後ケア事業について。

現在、本町では、令和3年10月から開始の通所型と令和7年10月から開始の宿泊型の2種類を実施されております。令和8年度は事業の認知度が上がったことや、子育て世帯の転入等による見込み数の増加に伴い、予算計上が増額となっております。より多くの方が産後の安心につながるものと評価いたします。

こども家庭庁の産後ケア事業ガイドラインでは、実施方法として訪問型も示されており、令和7年4月1日現在、大阪府内23市町村が実施されているとのことでした。本町においても、出産後の支援体制のさらなる強化と安心の確保、また、助産師の活躍の場の拡充のためにも、訪問型産後ケア事業の早期実施の検討を要望いたします。

子育て世帯訪問事業について。

訪問支援員が対象者の家庭に訪問し、悩みを聞きながら家事・育児を支援することで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業として実施されます。養育課題があるなど、支援が必要な世帯で15世帯が対象とのこと、各家庭の状況は様々と考えます。複雑・複合的な課題もあるかと思います。十分な寄り添いで世帯ごと包み込み、救われるような取組をお願いいたします。

競技会等参加補助について。

近畿大会規模以上の競技会等の参加に伴う交通費、大会参加費、宿泊費が対象とのことです。近畿大会規模以上となると大きな戦いであり、そこへ行くまでに子供たちは強い決意の下、努力を積み重ねて勝ち取ったものだと思っております。令和8年度は近畿大会規模以上の大会への必要があった際、学校で掲出する横断幕を作成する予算を計上されたとのこと、大切な子供たちの頑張りを町全体でたたえることができ、大変喜ばしいことと評価いたします。

特色ある学校づくり支援講師について。

これまで第二中学校に配置していた校内不登校支援員を第一中学校にも新たに1名配置され、対人関係スキルの支援や自己肯定感を高める手助け、また、学習面の環境の調整や支援が行われます。現状、不登校の割合が高い中学校に配置をされておりますが、年々増加傾向にある不登校児童生徒への寄り添いについては、小学校でも大切なことだと思います。小学校への配置についても今後検討していただけますようお願いいたします。

尺代テニスコートについて。

令和8年度は、尺代テニスコートの老朽化した現在のコートを更新に改修する設計を予定されております。

整備内容については、島本町新体育館等整備基本計画策定時のアンケートやパブリックコメントなどで、オムニコートの整備、また東大寺公園テニスコート同様に、複数面の整備を求める声を踏まえ検討されとのこと。東大寺テニスコートの利用状況から見て、多くの方が利用されると思います。課題整理をし、利用者目線での整備となるようお願いいたします。

また、尺代にテニスコートを整備した後の東大寺公園テニスコートの今後については、現時点では未定ということですが、テニスコートとしての役割は終えたものと考えておられることから、住民の皆様が憩える新たな場所として、公園機能の充実を図るための関係部局との協議、検討をお願いしておきます。

最後に、待機児童対策について。

令和8年4月より、第一幼稚園においては3年保育の開始、給食の提供を開始、開園時間の延長の機能拡充を開始され、また山崎幼稚園でも認定こども園となる予定であり、これらの取組により大幅な保育の受皿の増加を図ったことで、令和8年4月時点では待機児童が発生しない見込みであることは評価いたします。

しかしながら、年間を通した待機児童ゼロの達成は非常に厳しい状況であること、今後5年間程度はさらに保育需要が増加することが見込まれており、依然として厳しい状態が続くことが想定されとのこと。

今後も大型開発が行われ、ますます保育需要が増す中、本町として保育を必要とされる子育て世代の方々の安心につながるよう、長期的な保育の受皿の確保に努めていただきますようお願いいたします。

他の事業も必要なものと判断し、賛成の討論といたします。

大久保議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算について、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

令和8年度当初予算は、歳入歳出総額で174億300万円と前年に比べ8億3,400万円増の予算となっております。また、新庁舎建設事業や令和7年に人事院勧告に伴う人件費の増加等により、約15億円の積立基金を取り崩すこととなり、財政状況は令和8年度も厳しい状況となります。

歳入においては自主財源である町税や地方交付税が増額となることなど、一般財源全体では13億9,000万円の増額予算です。

しかし、人口増が数年は続くものと思いますが、自主財源である町税の伸びについてその後は期待できない中、財源確保の観点から、国や府の補助金の獲得、民間企業への寄附のお願いを推進することに様々な課題はあるものと思いますが、早期に解決することを強く要望しておきます。

まず、四半世紀を超える長年の課題であった特別土地保有税について、令和7年度に全額1億4,045万3,700円を不納欠損処理し、滞納繰越分の予算科目を廃目にすることを評価します。

主な施策については、総務費関連で新庁舎建設事業、公用車購入、防災ハザードマップ更新業務、防災士資格取得負担金、自治会防犯カメラ設置補助、防犯カメラ増設事業、子どもの遊び場整備事業等、民生費関連では、子どもの居場所づくり支援事業、重度障害者等支援事業、児童育成支援拠点事業等です。

また、消防費関連では、消防車両購入事業、消防本部庁舎受変電設備更新工事等です。

教育関係では、新体育館等整備事業、歴史文化資料館保存活用事業、尺代テニスコート整備設計事業、小中学校空調整備改修事業等です。

都市環境関連では、道路改良工事、環境監視設備購入、清掃工場施設改修工事、農業機械導入補助金、森林保全整備事業、桜井五丁目地内道路改良工事等の予算の計上となっており、住民の安全・安心や生活環境の改善が確保されることを評価します。

防災ハザードマップ更新については、内水及びため池ハザードマップも含めた冊子となること、公開型GISにも掲載することを評価いたします。

防犯カメラ増設事業については、増設することで安全・安心がさらに確保されることを評価しますが、防犯カメラに不安を持たれる住民さんもおられるので、防犯カメラの機能とデータの取扱いについてぜひともホームページに掲載することを要望しておきます。

子どもの遊び場整備事業では、子供たちが集い、にぎやかな遊び場となるような設計をお願いしておきます。

大沢地区のタクシー借上げについては、住民の高齢化に伴う免許返上等により交通手

段の確保がいま以上に困難になると思われます。今後も大沢のタクシーの借上げを含め、町全体の交通手段について検討をお願いします。

新体育館等整備事業については、スポーツ庁の第3期スポーツ基本計画、スポーツを通じた健康増進の位置づけでも示されていますとおり、適切な規模での住民誰もが気軽にスポーツに楽しめる場づくり等の機会の提供、スポーツ施設整備は自治体として進めていかなければならない内容です。そして、今後、建設費用が安くなることの想定は困難なことから、迅速な計画推進が財政によりよいと考えられます。ぜひとも計画をとどめることなく、計画達成まで精力的に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

環境監視設備の購入により、迅速に測定ができる環境が整うことを一定評価しますが、データ分析に日数がかかるとのこと、できるだけ早くデータが出るようお願いしておきます。

生ごみ処理等補助金については、処理された肥料がそのまま可燃ごみとして処理される場合が多いとのこと、有効活用できるような仕組みの検討をお願いしておきます。

老朽化の進んだ清掃工場については、更新広域連携が現在望めない中、現有施設を修理しながら使用する必要があるため、維持改修による費用削減策の検討をお願いしておきます。

森林整備については、森林ボランティア養成講座、森林等ボランティア助成等があり、徐々にではありますが整備が進むことを評価しますが、森林ボランティアや企業の協力によるサントリー天然水の森事業で、町の7割を占める森林の整備はなかなか進まないのが現状です。森林整備を進めるには多くの財源や時間が必要であるため、国の補助金確保や他企業への協力をお願い、また、整備する上で必要な境界確定や地籍調査を推進し、長期的な計画を検討され、島本の魅力である豊かな自然を維持することを要望します。

除草業務については、令和7年度、猛暑により草の成長が早いことや、委託先のシルバー人材センターは熱中症対策の一環で、作業時間の変更等で速やかな除草作業が実施できませんでした。令和8年度予算では、町内の建設業者が実施する除草業務の範囲を拡充されたことを大いに評価いたします。

桜井五丁目地内道路改良工事については、工事場所が西へ向かう交通の要、トラブルが起きないように周辺の家屋に対する工事の説明、工事の予告、工事中の交通誘導、夜間の通行確保など、慎重に対応するよう要望します。

農業機械導入補助金については、タケノコのノメイガに対する薬剤を散布する動力噴霧器を実行組合が使用した場合、費用の2分の1、1日当たり2,500円を補助するものです。タケノコのノメイガについては、性質や生態の詳細が現在分かっていない中、手探りの対応であると考えます。島本の大切な名産であるタケノコを守るためにも、令和8年度の活用実績、効果検証、近隣地域、JA実行組合等の情報収集を踏まえ、次年度

以降の効果的な助成の方法を検討していただくよう強く要望します。

来年度も新たな事業が多くありますが、今は変化の時代です。最低でも変化についていかないと取り残されることになります。日々研さんを積んでいただき、ぜひとも島本町が住み続けたいまちであり、そして、もう一歩進んで、住んでみたいまちと思われるようお力をより一層発揮していただくことをお願いしておきます。

最後に、未来の本町の公共施設の在り方や緊急性の高い未耐震施設である町立体育館、消防分団の屯所等を、南海トラフ巨大地震が発生するまでにできるだけ早く耐震化を完了することを強く要望します。

また、各施策が遅延なく執行されることをお願いし、賛成の討論とします。

大久保議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

初めに、全体についてです。

一般会計は前年度比5%増の過去最高額174億300万円です。転入者の増加による町民税とマンションや戸建て、住宅開発による固定資産税の増と、企業業績好調による町民税法人分の増が増収の一因になっています。

町民税の島本町の人口増については、その増え方が予測を大きく超えたものであり、その傾向が令和8年度の予算の中にしっかりと現れています。行政では島本町に転入し、程なくして新たな家族を迎えるモデルケースを想定していたところ、実際は妊娠中に移転してこられる方も多く、様々な行政サービスが予測を超える需要を満たすために対応が必要になっていることが計上された予算から浮かび上がっています。転入される多くの若い世代によって、町が活気づけられていることを肌で感じる一方で、島本町を選んでもくださった住民の方々に対して、本町は十分な行政サービスを提供できる準備を整えられているのか、住民は活気づけのためにいるのではなく、よもや徴税の担い手としてこの町に移り住んでいるわけではありません。町の一員であり、住民サービスの受け手であり、島本町には迎え入れる体制を整えていく責務があります。こうした当たり前のことを確実に回していくための現場の取組が予算という形で現れています。

以下順に、令和8年度の事業について取り上げてまいります。

まず、男女共同参画についてです。

男女共同参画事業については、性別にかかわらず、個性を発揮できる社会のため、無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスの解消に向けた啓発に取り組まれるということです。大変求められる取組であり、この取組の継続をしていただきたいところですが、共同参画の中に溶け込んでしまっている女性差別、この解消に真つすぐと向き合った取組がなければ、いかにバイアスに気がついたとしても厳然とある差別に無力感が増すだけではないだろうかと考えます。様々な女性差別が、この社会の中では女性差別と認識されないがままにきている、この自覚を起点に、アンコンシャスバイアスの解消に取り

組むことこそが求められています。耳障りのよい共同参画という響きでは意識されにくく、まだまだ克服されていない女性劣位の構造は、毎年発表される日本のジェンダーギャップ指数の低さから明らかです。令和8年度の取組については、この点を考慮して質をさらに上げていただくことを求めます。当然ながら、女性管理職のさらなる登用に努めて、政策決定の場に女性がより参画できるような職場環境づくりを島本町には求めます。

次に、高さ規定についてです。

令和8年度、令和5年度からの検討業務を進められてきたものが、町内における建築物等の高さに関して規制を設ける取組ですが、本格的な基準の策定段階を前に進めます。ここに至るまで署名活動、請願、直接請求など多くの住民の声が寄せられてきました。マンション建設によって望まない住環境の変化を受け入れざるを得なくなった方々がありました。ここまで顧みられなかった多くの声があったことをここに明らかにしておきたいと思います。

事業については、着手の遅れ、事業進捗の遅れは否めません。その上で住民の意向とかけ離れた事業内容となれば信頼の失墜は免れず、高さ規定の導入まで5年以上かけた時間と費用の説明もつきません。その点を重く受け止めて取り組むことになると思います。

事業の在り方として、令和7年度に実施されたパブリックコメントは、従来の法定の計画などとは異なり、ある程度住民意向を反映する余地があるものと理解をしています。行政側でまず結論を決めてしまうのではなく、可能な限り住民意向を酌み取り、求められる町の姿を形にしていきたいと思います。

身も蓋もないようですが、機を逸して何に使えるのか分からない基準を数年かけてつくったということになりはしないか、懸念をしているところです。令和8年度については、住民参画の機会、住民への情報発信を今まで以上に確実に実施していくことが必要です。

大綱の答弁では、パネル展の実施などに取り組む、その例が挙げられていましたけれども、実施したことではなく、伝えることができこそ意味があるということを忘れずに実のある取組に尽力していただくように求めます。

最後に、担当課においては、昨今、各種計画策定にコンサルタント会社が欠かせなくなっているのが実情ではありますが、本事業はここまで長らくこの町の都市計画に関わってきた職員がより前面に出て進めていただきたいというふうに思います。

駐車場の有料化の方針についてです。

これについては、答弁では、駅前ロータリーの長時間駐車を課題に挙げられていましたが、その頻度や滞在時間等の定量的な調査結果が示されていません。客観的なデータに基づかない有料化は単なる住民への負担転嫁と言わざるを得ません。

さらに、町が現在進めている交通環境の改善施策との整合性も疑問です。駅へのアク

セスに新たな金銭的負担を課すことは、利便性を著しく損なうアクセスの改悪そのものであり、これまでの方針と真っ向から矛盾をします。住民の利便性を犠牲にしてまで行う有料化は到底容認できるものではありません。

もう一点、駐車料金の徴収を考える前提として、根本的な問題を指摘いたします。

過去、住民に対して使用料・手数料を課すための島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針、これが住民の声を反映せず、また、議会への報告もなく策定されています。不適當であることを指摘していますが、その後改めて住民意見を問う手続は取られていません。そもそも自らへの賦課、お金を課すことですね、自らが主体的に決めていく、それが民主主義の原点です。今からでも基本方針そのものについて住民意見を問うことが必要です。

島本駅東エリアのにぎわいづくり、まちの魅力創造発信事業についてです。

これまで島本町立歴史文化資料館を麗天館という建物と独自に捉え直し、カフェやバーなど、事業展開を模索してこられました。当初から不透明で多分に誤解をはらんだ事業スタートでしてたけれども、最終的には事業化困難という結果が出たものです。

令和8年度からは、歴史文化資料館はそのままに、駅東エリア全体で新たなにぎわいづくりに取り組まれますが、ここまでにぎわいの捉え方について一面的であったり、狭量になりがちであったと受け止めています。令和8年度の事業の進め方はこの点を自覚して進めてほしいと考えています。

にぎわい創造課の所管は商工業であるということは承知をしていますが、それは行政の理屈であり、住民には関係がありません。住民にとって、歴史文化資料館を含む島本駅の東側一帯の空間は、誰もが思い思いに過ごすことができる公共の空間であり、数少ない公共の資源です。その使われ方は、多くの行政課題の解決に役立ってたくさんのニーズに応えられるものでなければなりません。こうした視点を後退させ、マーケティングの視点でにぎわいを語るだけでは公、公共の役割が果たせません。事業説明では若い子育て層をターゲットにと述べられましたが、顧客層を指すような意味合いで言葉が使われているようであれば、公に身を置くものとして不遜であると考えます。事業方針の部分でにぎわい創造課では、マーケティングの手法やコンサルティング会社の意識を酌み過ぎている、このことを懸念をします。

指摘を踏まえて、令和8年度の業務では、にぎわいを提供するだけではなく、にぎわいの種をまく取組、住民が盛り上げるにぎわいづくりにも意識を置いて取組を進めることが必要です。どの層にもどの立場にとっても、駅東エリアが愛すべき場所になるように、独善に陥らず事業を進める必要があると考えます。そのようになっていくように求めます。

地球温暖化対策についてです。

まず、目標が実現不可能だから下方修正すべきとの主張が一部ありましたが、これは2050年の目標の策定に尽力した最高水準の専門家たちが集まって出した知見に対し、世

界各国がなぜこの高い目標に合意をしたのか、その歴史的・科学的背景の理解が決定的に不足していると考えます。2050年カーボンニュートラルから逆算するバックキャスティングで定められた目標は、単なる努力目標ではなく、人類が生存し続けるための絶対条件です。今私たちに求められているのは、目標を下げるのではなく、目標に追いつくためのシステムチェンジです。

一部で世界の潮流が変わったと語られるトランプ政権下のアメリカにおいてさえも、実際には太陽光発電設備の導入量は著しく伸び続けています。なぜならもはや再エネは環境のためではなく、市場原理で最も経済的コストが優れた電源だからです。これはエネルギー政策における常識です。トランプ大統領が地球温暖化が詐欺だと言っているだけであって、再生可能エネルギーに関して世界の潮流が変わっているどころか加速しているのが現実なのです。加えて、昨今のイラン情勢によるオイルショックに鑑みれば、エネルギー需給の要である再エネへのシフトが国や自治体の明暗を分けるのが明白です。

翻って、本町のこれまでの対策はどうでしょうか。LED化等を進めたことは評価ができるものの、多くはエアコン設定の28度Cや昼食時の消灯といった個人の我慢や意識啓発など、既存の枠組みの中で小手先の取組にとどまっています。これでは目標達成が不可能なのは当然です。それどころか温暖化対策を、職場環境を犠牲にする忍耐というネガティブなものへとおとしめてしまいました。本来の対策とは、公共施設への再エネ導入や、断熱改修といったシステムチェンジによって環境改善と快適性を両立させる投資であるはずです。お金をなるべくかけずにという主張も一部ありますが、これはあまりにも近視眼的です。初期投資を惜しみ、高騰し続ける化石燃料に依存し続けることこそ、将来的には甚大な経済的損失をもたらします。新年度においては、前計画の目標がなぜ達成できなかったのか、その原因について厳しく検証を行うべきです。その上でできる範囲でできる分だけといった現状の延長線でしか考えない従来型の発想ではなく、目標を確実に達成するためのポテンシャル調査に基づいて、公共施設への大胆な再生可能エネルギー導入を柱とした実効性のある抜本的なシステムチェンジを進めていくように強く求めます。

防犯カメラについてです。

道路に設置される行政が関係する防犯カメラが、これまでの82台から109台へと大幅に増設されます。この増設を機に、被写体となる住民の不安解消にも努めるべきです。現在、該当のカメラが常時モニターで監視されているのか、録画データがどう扱われているのかは通りかかる住民には全く不透明です。他市においては、リアルタイム監視やネット閲覧機能はないこと、保存期間の明示、警察への提供は公文書紹介に限るといった具体的な機能と運用ルールをウェブサイト等で誰でも容易に確認できるように公開している事例もあります。役場に足を運ばなければ運用基準が分からない現状を改め、運用の透明性を確保し、プライバシー保護への説明責任を果たすことを求めています。

生産緑地について。

現在、市街地に残る農地は残り僅かです。これは単なる生産の場ではなく、防災空間、良好な景観形成、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和といった多面的な機能を担う都市の資産です。一度宅地化されれば農地に戻すことは困難であり、今が保全の瀬戸際です。このタイミングで3回目の生産緑地指定を行うことは大変評価するものです。

一方、制度の理解についてはなかなか浸透していないようにも感じています。これまでどおりの全体向けの説明では限界があります。制度のメリットを丁寧に行っていただきたいと思います。

2018年に施行された都市農地貸借円滑化法により、都市農業は大きな転換点を迎えました。かつては農地を他人に貸し出すと相続税の納税猶予が打ち切られてしまう懸念があり、高齢化などで自ら耕作できなくなることが即離農や宅地化に直結をしていました。しかし現在では、この法律に基づいて貸付けを行えば、たとえ本人が耕作せず、第三者が耕作をしていても相続税の猶予が継続されるという仕組みが整っています。言わば30年の縛りや耕作不能時の不安に対して無理に指定を解除しなくても、緑を維持しながら税制優遇を受け続ける第三の道が開かれたのです。

ところが本町においては、残念ながらこの制度の活用事例がいまだに1件もありません。後継者がいないからもう手放すしかないと諦めている方々に、たとえ貸し付けても優遇措置は継続されるという点を周知し、制度活用へとつなげることが都市農地保全の鍵となります。行政が伴走者となって個々の不安を丁寧に解消していくこと、この点に最大限取り組むように求めます。

ここから、民生教育消防常任委員会の所管分に入ります。

消防本部所管について。

令和8年度は、主に経常経費が計上されています。大きなものとしては、消防庁舎の受変電設備更新工事、消防車と救急車の購入と高額な支出が組まれています。耐用年数を考慮し、更新計画に沿って行われるもので、いずれも必要な支出です。令和7年度10月から開始した高槻市との通信指令業務の共同運用については、この令和8年度からが年度当初から共同運用が行われる最初の年になります。非番招集の軽減など、表に見えにくい効果がある、生まれているとのことですが、今後見込まれた財政上の効果が確実に現れてくるかについては、しっかり注視していくことが必要だと考えています。

健康福祉部の所管については、重層的支援整備体制について、令和8年度も本格的な実施に向けた検討準備が進められます。本町ではこれまでもごく自然に行われてきた重層的な支援ではありますが、さらにシステムチックにより強化されるものと認識をしています。ひきこもりやヤングケアラー、貧困や虐待などの問題はむしろ単体で存在することはまれであり、複雑多層の糸に絡め取られて身動きが取れない状況に置かれた方を知恵を持ち寄って解きほぐしていく、こういった仕組みづくりを確立する意義は大きい

と考えています。これまでの小さな町だからできた動きがより実効的になるような準備を進めていただきたいと思います。

続いて、子ども食堂・居場所づくり事業についてです。

令和8年度事業で目につくのは、行政と住民の連携、協働による事業展開です。子ども食堂の取組の中でもデリバリーやテークアウト、学習支援を加算に取り組みやすくしているものですが、住民と協働で貧困世帯などの問題を抱える世帯を支える事業となっています。

妊産婦と子育て世帯へのフォローを強化する点について、産前・産後ヘルパー派遣事業について大きく予算が増えている点については、令和7年10月以降の転入者増と、転入時に既に妊娠中である方など、行政のこれまでの想定モデルと異なるケースも多く、予想以上の利用者増が要因とのことです。

これまで委託先であった社会福祉協議会では引き受け切れないほどのニーズの高まりであり、委託事業所を新たに見つける必要が出てきています。早期に需要を満たせる体制を整えていただけるように求めています。

続いて、ファミリー・サポート事業について。

令和8年度の利用料見直しについては、利用者の負担を最小限としつつ、提供会員減少に歯止めをかけ、さらに会員数を確保する狙いです。住民同士の助け合いの仕組みではありますが、リスクも一定あり、損害保険の見直しは今後の課題です。

また、提供会員のお声には、自宅で預かることに抵抗感を覚えるというお声を多く聞きます。開かれた預かりの場、ここでも預かりができないか、検討課題ではないかとは考えています。

医療的ケア者の生活介護についてです。

医療的ケアを必要とする方とその家族にとって待ち望まれていた支援事業です。医療的ケア児・ケア者が安心して暮らせる体制整備の最初の第一歩です。この踏み出しの実績ができたこと、積み上がっていくことが、今後の放課後デイサービスや御家族のレスパイトなど、事業の展開につながっていくと考えます。ここまで町と事業所で検討を重ねてこられて、それによって実現されたものであると、この取組を評価させていただきます。令和8年度早々に利用受入れを進めていただきたいと思います。

ここからは、教育こども部所管についてです。

教育こども部については、新しいこと、取り組むべきことがめじろ押しであって、例年にも増して処理すべき事務の多い令和8年度です。

中でも新体育館整備事業については、複数年度にまたがる大きな事業です。

まず、最大の課題は、言うまでもなく許容量を超える人口増です。大型開発が続く中で、待機児童の受入れは常に課題であり続け、その子供たちの行く先までの学校施設も老朽化が目立っていて、質の維持向上にまで手が回らずにここまで来ている、このように考えています。

幼稚園の3年保育、給食導入について述べます。

待機児童の受入先の確保は待ったなしの状況の中で、令和8年度新しい体制で第一幼稚園がスタートします。給食の安全性については繰り返し求めてきましたが、必要な手順については遅れてではあるものの、対応に動かれた点は適切であったと考えます。4月以降、現場の声を大事にして事業を進めることを求めます。

なお、幼稚園での幼児教育は、進めてきたみづまろキッズカリキュラムの起点になるものです。新体制の下でも滞りなくカリキュラムを進めていただくように求めます。

続いて、歴史文化資料館について。

耐震診断までに年単位で時間を要してきましたが、耐震工事に向けて本格的に事業が進みます。保存活用計画と併せて資料館の展示について専門家のアドバイスを受けるということです。

資料館については、その行方がどうなるのか不透明でしたが、令和8年度の事業には期待をしたいと思います。ここまでの経緯から、にぎわいが使えないから資料館として残ったのだなどと言われることがないように、駅前の一等地で、島本の重ねた郷土の歴史の重みをしっかり住民に伝えられる存在感のある場所になるように、また、住民の皆さんに親しまれる場所になるように、魅力ある資料館事業に取り組んでいただきたいと思います。

一つだけ付け加えとして、思いだけでは実現しないものがあります。そこには財源が必要です。にぎわいづくりに予算をつけても、歴史文化には予算をつけない町というのではなるものもありません。島本町にはこの点を刻んでいただき、今後しっかりと文化拠点を維持していただくように求めます。

新体育館整備事業について。

まず、委員会質疑の中でも、今後の業者選定などの都合もあってか、具体的なことが十分示されていませんでした。住民説明会の開催についても、過去の基本計画策定時にアンケートやパブコメを実施したことを答弁されていましたが、過去の意見聴取は、今説明会を実施しないことの理由にはならないと考えます。過大な業務量であっても丁寧さは見失われてはならず、事業の進捗に応じた情報公開、住民参画の場の確保が必要です。また、学校現場から保護者への説明も同様です。プールの集約に反対意見はなかったということですが、プール集約に賛成であっても、授業の在り方などに不安を覚える保護者があるはずです。具体的な計画を立てる前の段階で保護者と意見交換をすること、決まってからではなく、その決める過程の中に保護者、当事者を巻き込んでいくことが信頼関係を築くことにつながります。ともに早期の実施を念頭に、令和8年度の事業を開始していただくように求めます。

関連する事業として、尺代のテニスコートの建設についてです。

新体育館と併せてテニスコートの建設を望んでおられた住民の方が多くの声を寄せられていたことを考えると、可能な限り充実した再整備が求められると考えます。諸般の

事情を考慮した上で尺代のテニスコート整備を決定したということですが、利便性の悪さは否めません。そこを補う方策とセットで初めて効果的な整備事業になると考えます。移動方法の確保、淀川河川公園テニスコートの利用料助成の検討も含めた一体的整備ができてこそその事業ではないかと考えます。

一点、尺代テニスコートの整備事業に関する委員会の審議について、ここで苦言を述べます。

委員会における委員の一つ一つの質疑は、これから住民の血税によって賄われる事業の適否を考えるために必要であって、これに対する住民の声を代弁したものです。さきの委員会においては、これを理解し、真摯に答弁いただけたのか、この点を大変疑問に思っています。もちろん、行政が最適解を目指して事務を進めようと努力していることは理解をします。しかし、時に人も組織も独善に陥ることがあります。だからこそ、違う視点に立ってこれを問い、執行部側も投げられた疑問に向き合って足元を確かめながら事業を進めていく、これが二元代表制のあるべき姿です。にもかかわらず、委員会で行われた答弁は、委員の質問のシーンを捉えず、紋切型の長い答弁を繰り返していました。これは時間の制約の中で質問に立つ委員にとっては大きな障壁になるもので、民意の軽視となりかねない大変な問題であると指摘をいたします。島本町としてこの指摘の真意を理解し、自らおごりに陥っていないか、内省が必要です。

もちろんこの一事をもって令和8年度に計上された予算全体に反対することはいたしません。審議の中にかいま見られたものの正体、自問することを強く求めます。

ここまで様々に述べてまいりましたが、事業について必要で住民利益、住民福祉の向上につながるものとつながり得るものと考えています。

以上をもって、令和8年度一般会計予算について賛成といたします。

大久保議長 以上で討論を終結します。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時07分～午後2時25分まで休憩)

大久保議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第23号議案 令和8年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第24号議案 令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第24号議案 令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論をさせていただきます。

委員会を傍聴させていただきまして、大阪府内のどこに住んでいても同じ保険料となるよう水準を統一し、平たん化を図るとありましたが、それぞれの町により規模や特色が異なるものを無理やり平たん化するというのが本当によいことなのか、疑問を抱かざるを得ません。そして、医療費ではない目的外の子ども・子育て支援分の負担があり、所得割で新たに0.28%と、均等割で1人当たり1,841円の負担増となるということです。ただでさえ高いといわれる国民健康保険料の負担増は、支払う町民にとっては大変負担の大きいものであります。支払い能力以上の保険料が請求されるという例もあるとほかの議員から指摘もあったように、現状の国民健康保険料にさらに医療目的外の負担の上乗せ、とても賛成できる内容ではありません。

よって、当議案は反対とさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第24号議案 令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

国民健康保険事業においては、高齢化と社会保険制度の変化によって、引き続き保険料の減が続いているところです。

国民健康保険においては、府内統一基準の下で事業が進められていることから、大阪府の国民健康保険運営基本方針にのっとった運営が求められており、島本町の独自の取組には一定の制約がかかっているのが現状です。保険料の高さが指摘されますが、令和8年度は前年度に比べて3.2%の保険料の増で、このような形で加入者の負担が増しているところです。

これをもって国民健康保険の財政調整基金の積み上がりについて指摘があるものですが、運営方針によって保険料抑制のための取崩しが認められていないこと、また、先々、いわゆる基金の召し上げなどの可能性もはらむ不透明なところが続いています。これによって取崩しに抑制的に傾きがちなのは理解をするところです。

しかしながら、基金の元は被保険者のものであり、大綱答弁にありましたように、町独自の保険事業を実施して、長期的な健康増進によって保険料の抑制につながるような取組が求められます。令和8年度はさらに積極的な情報収集に努め、事業実施に取り組んでいただくことを期待して、賛成の討論とします。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第25号議案 令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第25号議案 令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論をさせていただきます。

委員会を傍聴させていただきまして、保険料の値上げになる理由が医療費の増額だけではなく、医療保険とは関係のない子ども・子育て支援金が1人当たり2,293円増えるということですが、医療に関係のない部分の値上げに関しては問題です。大阪府内全体の平均1,747円の国民健康保険料の値上げに対して、後期高齢者医療は1万4,746円の値上げです。中には年収収入だけで生活されている方もいる中で、これだけの負担を強いるのはいかなものかと考えます。

よって、当議案は反対です。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 賛成の討論の方がありませんので、引き続き本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないのでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第25号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないのでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第25号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第26号議案 令和8年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第26号議案 令和8年度島本町介護保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論をいたします。

介護保険事業特別会計について、令和8年度は次期第10期の介護保険計画策定を迎えており、事業費の予算計上がなされています。介護保険事業については島本町をはじめ、大阪府は全国的に見ても在宅介護の割合が高く、訪問介護などの在宅介護のニーズに応えられる事業所の確保が重要視されています。令和8年度も在宅介護に適しているとされる小規模多機能型居宅介護事業所についても、島本町で引き続き可能性を探ることになります。高齢者の認知症患者の増加が社会の課題であり、介護離職なども社会問題です。賛否はありますが、成年後見を必要とする方も増加傾向にあります。財産管理などの必要な支援を社会で支える制度の充実も視野に事業に取り組んでいただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、賛成の討論とします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないのでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第26号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないのでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第26号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第27号議案 令和8年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第27号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第27号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第28号議案から第32号議案までの令和8年度島本町各財産区特別会計予算5件に対する討論を一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案5件に対する委員長の報告は、可決であります。

第28号議案から第32号議案までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第28号議案から第32号議案までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第33号議案 令和8年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第33号議案 令和8年度島本町水道事業会計予算に対し、人びとの新しい歩みを代表し、賛成の立場で討論を行います。

まず、老朽管布設替工事についてです。

耐震適合率を37.9%に引き上げる着実な事業実施——予定ですね——を評価するところです。特に、令和8年度には、旧役場庁舎周辺からふれあいセンター、第三小学校に至る重要路線の耐震化が完了見込みということで、そういうことは災害時の拠点への給水を守る上で極めて重要だと考えます。資材高騰が続く中ですが、計画に基づき整備を着実に継続して行ってください。

次に、P F A S対策です。

令和8年度からP F A Sが法的義務を伴う水質基準へと格上げされ、検査の実施等、基準遵守が厳格化される大きな転換点を迎えます。検査回数の増加分も迅速な情報公開につなげていただきたいと思います。

広瀬取水井の新設とそれを活用したP F A S低減対策についてです。

地下水9割をアイデンティティとする本町にとって、水質の安全確保は最優先課題です。新たに稼働する広瀬取水井のP F A Sの値が相対的にはありますが低いことを踏まえ、数値が高い土管の取水比率を下げる運用を導入する方向性は、現時点で現実的かつ有効なリスク低減策であると考えます。少しでも低い値になることを期待するところです。

今後の水道経営においては、計画段階にはなかった広瀬取水井の想定外の投資と物価高騰などで当初のビジョンよりも経営が厳しくなっているということでした。経営環境が厳しさを増す中、今後の計画や料金体系の在り方を検討する上で、専門家や市民の意見を仰ぐ審議会、どういう形になるか分かりませんが、役割はますます重要になってくると考えます。早期の設置を求め、賛成の討論とします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第33号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第33号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算に対し、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場で討論を行います。

本案は激甚化する気象災害への備えと下水道未普及地域の解消に向けた取組、そして、污水管の老朽化、安全対策というインフラ管理を推進するものであり、評価するところです。

まず、山崎雨水ポンプの増設をはじめとする浸水対策の強化についてです。

近年、全国で頻発する線状降水帯などの集中豪雨は、もはや想定外では済まされません。本予算においてポンプ能力の増強により、雨を速やかに排除する体制を整えることは、地域の安心感を高める施策であり、都市型水害リスクを最小限に抑えるものと考えます。また、公共下水道污水管渠実施計画——事業ですね、として整備率100%に向け、桜井4丁目の下水道整備に向けた計画を進めることも評価します。併せて対象地域の住民の方への丁寧な周知もお願いいたします。

最後に、污水管の予防保全の観点からの更新についてです。

緊急危険度が低いうちから計画的に更新を行うことは、将来的な道路陥没などの重大事故を未然に防ぎます。これにより結果として修繕コストの平準化とトータルコストの抑制が図られ、住民の安心・安全と次世代に過度な負担を負わせない持続可能な経営が可能になると考えます。

以上、地下から市民の当たり前の日常を支え、安心・安全な都市基盤を支える予算と判断し、賛成の討論とします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第34号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第34号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3、第35号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

すえおか議員 今回の条例改正案で、満3歳以上限定小規模保育事業所が本町でも設営できるようになるというのが本条例の趣旨だと考えています。これまで小規模保育事業所というのはゼロ歳児から2歳児までで限定されていたのが、新たに3・4・5歳児向けの小規模保育事業所も設営できるということで3点まず質問させていただきたいと思います。

1つは、1人当たりの面積はどのようになるか、各年齢ごとをお答えください。

また、職員配置基準ですけれども、年齢ごとに3歳、4歳、5歳と年齢ごとに職員を配置できるのか、それとも3歳、4歳、5歳のそれぞれの児童をまとめて、例えば15人につき1人を配置すればいいのか、お答えください。

また、満3歳児限定小規模保育事業所は、小規模保育事業所なので園庭がないなどの施設面の問題というのも指摘されている一方で、定員19人以下の少人数を生かした、大人数では対応できにくい、大人数だとちょっと保育が難しいような園児を対象にした専門特化型保育を行うことができるとも指摘されています。町としてはどのように今回の条例改正を捉えており、今後誘致などを行う可能性があるかについてもお答えください。

教育こども部長 3点のお尋ねでございます。

まず1点目、1人当たり面積のお尋ねでございます。

保育室、または遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3平米以上となっており、いずれの年齢も同様となっております。

続きまして、職員配置についてでございます。

クラス編制につきましては、年齢別、異年齢のいずれも可能であり、クラス編制に応

じて職員配置基準である3歳児、15対1、4歳児及び5歳児、25対1に基づいて職員を配置するものでございます。

続きまして、今後の整備予定とのお尋ねでございますが、今般の条例改正につきましては、法改正及び国基準改正に伴う本町基準条例の改正となっており、本町に限らず、全国の市町村において開設可能な保育施設の選択肢が増加するものと認識をいたしております。現時点におきましては当該事業所の開設を予定しておりませんが、まずは引き続き町内の既存施設について最大限活用を図ってまいりたいと考えており、その動向を踏まえつつ、従来の様々な種別の保育制度はもとより、新たに加わるこの当該事業所も含めて、本町として最適な構成を慎重に選択していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 職員配置基準、ちょっと追加で質問させていただきたいんですけども、先ほど3歳児、15対1、4歳児及び5歳児が25対1に基づいて職員を配置するというふう
に答弁がありました。例えば3歳児6人、4歳児6人、5歳児6人、19人以下なんで、
均等に割るとこのような児童受入れがある可能性もあるんですが、その場合どのような
職員配置となりますか、その計算方法を含めてお答えください。

教育こども部長 職員配置についての再度のお尋ねでございます。

小規模保育事業所における職員配置数の算出方法につきましては、本条例第31条第2
項の規定する区分ごとに児童数を配置基準で除し、小数点第2位を切り捨てた後に合計
し、合計後の数の小数点第1位を四捨五入した数に1を加えた数以上とすることとなっ
ております。

したがいまして、議員がお示しされた児童数を受け入れたと仮定した場合、2人が最
低限必要な職員配置数となります。

以上でございます。

すえおか議員 6人、6人、6人の場合は2人の最低限必要な職員配置となるということ
なんですけども、異年齢保育で3歳児、4歳児、5歳児が混ざった状態で保育するのが
通常になるのかなと、この職員配置数2人というふうに見れば思うんですけども、異年
齢の保育負担を含めて、異年齢で同時に保育する場合に、町独自の加配基準を設ける必
要性とか、2人で大丈夫なのか、必要性はないのか、町の見解をお答えください。

教育こども部長 職員配置についての再度のお尋ねでございます。

職員配置につきましては、異年齢保育の実施の有無にかかわらず、同様の算出方法に
よりその人数が決定をされます。現在、本町内の保育施設につきましては、異年齢保育
に取り組んでいる施設や学年ごとの保育を行っている施設とそれぞれ事業所において運
営方法を決定されておりますが、いずれも同じ基準での職員配置を行い、問題なく適切
に運営が行われております。

また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、小規模保育事業所においては、配置基準
に基づき算出した人数に1を加える数を必要数としており、保育所や認定こども園と比

べ、より手厚い配置となっております。

以上のことから、異なる年齢を同じクラスで保育することの負担感については一定の理解をするところではございますが、現時点で異年齢保育を行う場合における本町独自の配置基準を設定する予定はございません。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第35号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正により3から5歳児のみを対象とした小規模保育事業所の実施が可能となります。これは単なる制度の変更ではなく、子供たち一人一人の個性を尊重し、これまで以上にきめ細やかな保育を提供する新たな選択肢が生まれることも意味します。国の保育政策が量の確保から質の向上へと大きくかじを切る中、本町においても多様な保育ニーズに応える体制整備が求められていると感じるところです。

私も質疑をしようと思っていたのですが、同じ質疑だったので質疑はしなかったのですが、これまでこの質疑において、これまで本町が町立の小規模保育所設置に難色を示してきた理由の一つである3歳児以降の受皿確保という課題に対し、今回の改正によって制度上の解決策となる選択肢が新たに示された状況にあると理解しています。既存の保育施設の定員を大幅に増やすことが困難な現状において、この3から5歳児の小規模枠という柔軟な枠組みを活用することは、課題を解消し得る極めて現実的な手段になると考えます。

また、定員19名以下の小規模保育所は、大規模な集団生活になじみにくい特性を持つお子さんや、手厚い支援を必要とするお子さんにとって、心身の健康を守るための不可欠な居場所ともなります。そしてゼロから2歳児とセットで一貫した整備を行えば、保護者が直面する3歳の壁を根本から解消することも可能です。

確かに町立保育所の整備には国からの補助金が伴わないなど、財政面での懸念があることは理解します。しかし、相次ぐ住宅開発により本町の固定資産税収等は着実に増加しています。人口増を町の活力として享受し、それをよしとして開発を推進してきた以上、待機児童を発生させないことは、自治体の責務として当然取り組むべき事案であると考えます。この条例改正を島本町が質の高い保育と待機児童ゼロを両立させるための

新たな一步にすべきではないでしょうか。この点を求め、賛成の討論といたします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第35号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、第36号議案 島本町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

河上議員 第36号議案 島本町介護保険条例一部改正について。

令和7年度税制改正による給料所得控除の引上げを踏まえた介護保険料施行令の一部改正により、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があり、保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点であると国資料に示されていますが、資料に示された適用を行わなかった場合、島本町においての影響というのはどの程度のものになるのでしょうか、教えてください。

健康福祉部長 令和7年度の税制改正による給与所得控除の最低保障額の引上げにより、令和8年度の介護保険料収入に与える影響額につきましては、国が試算を示しており、それによると、保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があるとしております。

本町では、令和8年度当初予算におきまして、介護保険料収入は約7億800万円と見込んでおりますことから、約700万円程度の減収となる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

河上議員 議案説明の際に、他の議員による質問で、影響のある町民について示されましたが、実際人数にすると何名ぐらいの方が影響を被るのか教えてください。

健康福祉部長 今回の特例的な算定の対象となり得る方は、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円から190万円未満の方となっております。本町におきまして、令和6年

の収入ベースで見込みますと、この収入層の方は600人程度いらっしゃるということから、かなり粗い概算での試算にはなりますが、そのうちの1割程度が今回の特例的な算定による影響を受ける方になるのではないかと考えております。

以上でございます。

すえおか議員 今回、給与所得控除、これは物価高騰のために10万円引き上げたはずなんですけども、介護保険の来年度の算定においては、この10万円引き上げを考えずに、ということは高い保険料になる住民の方が出るという状況の計算方法をするために、介護保険条例改正を行うということで、ちょっとにわかに物価上昇で引き上げられた給与所得控除との関係上、物価上昇が続いている中でこのような措置をされるという国のやり方としては理解ちょっと苦しむ。給付してその分引き上げを抑える、介護保険財政の損失を抑えるという形だったらまだ分かるんですが、ちょっとそれは理解に苦しむなと思うんですけども、本町、先ほども、必ず収入不足が全国で生じる可能性があるから国が気を回して今回の条例改正を行うよう各市町村にしているというふうには理解しているんですけども、本当に収入不足が生じるのかお答えいただきたいと思います。

ただ、現行の3年間の介護保険の計画においては、収入超過が見込まれているはずではないかと、本町においてはと思うんですけど、この見込まれている額なども含めてお答えいただければと思います。

健康福祉部長 2点の御質問をいただいておりますので順次御答弁いたします。

65歳以上の方の介護保険料につきましては、3年間の計画期間での介護保険サービスの給付費の総額見込みの23%の額が65歳以上の方の介護保険料で賄う法定負担分となりますことから、その額を確保するために、各年度別、保険料段階別の人数の見込みを算定いたしまして、基準額、各団体別の保険料額を決定しているものでございます。

また、その際の保険料段階別の人数見込みにつきましては、過去の実績人数を基に、高齢者人口の伸び等を勘案して算出しているものでございます。現在の令和6年度から令和8年度を計画期間といたしました第9期介護保険事業計画につきましては、令和5年度に策定をしておりますので、今回の税制改正による給与所得控除の最低保障額の引上げが行われるということは想定しておりませんので、そういった形で段階別人数の見込みを算出しております。

このため、今回の給与所得控除の最低保障額の引上げにより、結果的に住民税非課税となる方が増加することが予測されますので、計画策定時に見込んだ保険料総額より減収となる可能性が高く、国の試算では、保険料収入の約1%相当の影響となるのではないかと見込まれております。この場合、本町では単年度ベースで、先ほども御答弁いたしました、約700万円程度の減収となる可能性があるものと考えております。今回の措置によりましては、各自治体により、介護保険給付準備基金に多寡がございますこと、また、小規模な自治体の場合は、少しの人数変動でも保険料の収入不足の割合が高くなってしまい、単年度で歳入不足になる可能性があること、また、保険料の段階を判別す

る基準といたしましては、全国一律で住民税の課税か非課税かによりまず判断する仕組みとなっておりますこと、以上を鑑みますと、国において決定されたものではございますが、一定必要な対応ではないかと考えております。

次に、議員お尋ねの収入超過でございますが、介護保険財政では過去の黒字分を積み立てる介護保険給付準備基金がございまして、令和6年度末残高で申し上げますと、約3億3,000万円でございます。これにつきましては、次期の介護保険事業計画に基づく保険料の上昇を抑制いたしますため、各計画期間ごとにその大部分を切崩しをいたしまして、次期の計画期間の保険料に充当する財源として活用しているものでございます。

以上でございます。

すえおか議員 今、令和6年度末残高で約3億3,000万円の収入超過があるということで、必ずしもこのような措置をしなくても保険料の不足にはならないということは分かりますし、それで余裕ができたから次の計画年度の保険料が抑制されるという立場だとは思いますが、ちょっと未来に引き下げられる、今の保険料をできるだけ下げてほしいという立場もあると思うので、なかなかちょっと理解しにくい状況には本町としてはなっているのかなというふうには思います。

その上で、今回の給与所得控除の引上げを打ち消すための特例的な保険料算定の取扱い、市町村の裁量で決められるのか、国によって義務づけられて、もうやらざるを得ないのかも含めてお聞きしたいと思います。

健康福祉部長 令和7年度の税制改正による給与所得控除の引上げを受けて実施をいたします令和8年度の介護保険料の特例的な算定につきましては、国において定める介護保険法施行令の改正により、全国一律で実施されるものでありますことから、各被保険者、市町村にはなりますが、その裁量では決めることができないものとなっております。

なお、今回上程させていただいております特例的な減免に関しましては、国により介護保険法第142条に規定する、条例による減免を行うことができる特別な理由に該当するとの見解が示されたことによりまして、本町といたしまして実施するというものでありますことから、こちらにつきましては、実施の有無は各自治体の裁量によるものとなっております。

以上でございます。

中田議員 一部質問がかぶるところがあるかもしれませんが、お尋ねです。

今回の条例改正において、税制改正の影響を打ち消す算定基準の設定と減免が提案されています。まず、この減免の理由について伺います。

健康福祉部長 今回の特例的に設ける減免につきましては、令和7年度の住民税非課税の方のうち、令和8年度の介護保険料の算定計算に今回の条例改正による特例を適用して計算した場合、住民税の非課税限度額が上がったことにより、その範囲内で令和7年の給与収入を増やす調整をされた方が収入を増やしたことにより、令和8年度の住民税は非課税であったとしても、介護保険料の計算では課税扱いになってしまう方が出てくる

可能性があるものでございます。

こうした方につきましては、今回の介護保険料算定での特例的な計算の適用により、本人が意図しない形で介護保険料の段階が上がり、結果的に介護保険料負担が増えてしまうことになります。それに対応いたしますため、国においてもそのような事情があれば介護保険法で規定する条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料の減免をすることができるとの規定に基づき、特別な理由がある者に該当するとの見解が今回併せて示されましたことから、本町におきましても、このような方については、令和8年度の介護保険料の算定において、住民税非課税との判定ができるよう、減免の規定を設けるものでございます。

以上でございます。

中田議員 収入を増やした人だけを救済するという減免だと思うんですが、という御答弁だったんですが、年金受給者など収入が変わらない、算定の対象にはなるんだけど、収入が変わらない方ですよ、の低所得の方に対して不公平ではないかという点を1点伺いたいのと、この減免によって減少する保険料の収入総額は幾らぐらいかと想定されているのか、また、その補填財源というのはどこから持ち出すのかというところを伺います。

健康福祉部長 先ほどの御答弁と一部重複をいたしますが、今回の特例的な減免につきましては、住民税の非課税限度額が上がることに伴う範囲内で給与収入を増やした方が、介護保険料の特例的な算定を行った際、課税扱いになってしまう場合には、介護保険法で規定する保険料の減免をすることができる特別な理由がある者に該当するとの見解が国から示されたことによりまして、本町といたしましても減免する規定を設けるものでございまして、他の多くの自治体でも同様の対応をされているものと認識をしております。

議員御指摘の低所得であると考えられる介護保険料第一段階から第三段階に該当する被保険者の方につきましては、令和6年度から令和8年度を計画期間といたしました第9期の介護保険事業計画を策定いたしました段階で、負担軽減のために公費による保険料引下げなどの措置が一定なされておりますし、これは令和8年度も継続して実施をしまいたいと考えております。

また、2点目の御質問でございます。

今回の特例的な減免の対象者につきましては、令和8年度の課税の確定が6月頃になりますこと、また、住民税の非課税限度額が上がったことにより、その範囲内で令和7年の給与収入を増やす調整をされた方という方が対象になりますので、現時点で対象者数や減免金額を推計することは困難でございます。

また、減免の財源につきましては一般会計からの繰入れなどでなく、全額介護保険料特別会計内で対応いたしますので、必要に応じて介護保険給付準備基金の取崩しで対応することになるものでございます。

以上でございます。

中田議員 分かりました。国が示された内容に基づいて減免対象も決めているということですが、一定の不公平感是否めないのかな、第9期で措置をされていることもあったとしても否めないのかなということにはちょっとちぐはぐなような気もしています。

また、その影響額について、ちょっと現時点では計算が困難ということですが、推計なので一定の仮定を置いて計算するものであり、何らかの数値という想定ぐらいはあってしかるべきではないかなと思っております。

次の質問です。

制度が非常に複雑ですが、対象となる住民に対してどのように分かりやすく説明し、周知する予定か伺います。

健康福祉部長 委員御指摘のとおり、今回の特例的な取扱いにつきましては、対象者が限定されるものの、複雑な制度となっております。また、自治体の中には令和8年度の介護保険料の算定に当たっての特例的な取扱いとして、ホームページ等で既に周知をされている事例もございます。令和8年度の介護保険料につきましては、令和8年、本年の7月に行います介護保険料の本算定で正式に決定し、各被保険者に通知を行いますので、他自治体の状況などの情報収集を継続して行いまして、できるだけ分かりやすい周知となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員 第36号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

所得税の控除が引き上げられ、昨年課税の人が非課税になっても保険料は課税のままというのは問題があります。一方、所得税控除が上がったことでその分働いて介護保険の計算式的に課税となってしまったという人に対しては減免措置があり、これに関しては自治体による独自判断が認められるということで、それに関しては良心的であると考えますが、国が収入を増やすということで給与所得控除を引き上げるのならば、保険料が下がるのにわざわざ引き下げないように措置をするというのは問題です。介護保険事業特別会計に影響があるというなら、国が責任を持って介護保険に補填をするということまで考えることが必要です。

よって、当条例には反対します。

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

すえおか議員 先ほども河上議員がおっしゃったことが本当に正論で、本来だったら住民

税非課税になり得た人が、住民税非課税の介護保険料はかなり低い額になっていて、住民税非課税というのはかなり生活ぎりぎりのラインと、国も認めてそんな重たい保険料を本来課すべきではないとした人たちが来年度、そのラインに入る人たちを住民税課税ラインと同じ保険料を課そうとするために、本条例を改正するというのは、課すことになってしまう、結果的にになってしまうために、本条例を改正するというのはちょっと非常に問題があるなというふうには思っています。本来それで市町村の介護保険事業特別会計の穴が不安であれば国が補填するというのは当然の措置だったはずなのに、このような形で非課税だった人に負担を一方的にしわ寄せするというのはなかなか理解に苦しむんですが、これは義務的な措置ということなので、それも一定理解して賛成の討論には代えさせていただきます。

大久保議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第36号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表し、賛成の立場から討論を行います。

今回、先ほど来の討論にあるように、構造的におかしいというところは私も思うところでは。

それはさておき、今回の減免については収入を増やした人をピンポイントで救済するものです。一方で、算定対象者のうち収入が変わらない人に対しては、本来であれば控除額の引上げによって保険料が安くなるはずであった機会を奪ったままになっているというところもあると思います。

特定の層のみを救済し、他の算定対象者を据え置くという手法は、介護保険制度の根幹である応能負担ですね、負担能力に応じた公平な負担の原則をゆがめるものであり、一部のみの救済が新たな不公平感を生んでいると言わざるを得ないです。本来であれば対象者全体を救済するか、あるいは一律のルールを貫くか、そのどちらかであるべきです。本町が今回あえてこの中途半端とも言えるような救済を選択せざるを得なかった背景には、国が示した内容や方針にあり、苦肉の策としてこの減免措置を提案せざるを得なかった背景は理解しますし、これだけをもって反対の理由にはしませんが、地方自治の主体は自治体です。この対応のゆがみによって地方自治体としても苦慮しているという実態を国に対して物を申していくべきと考えます。この点を申し述べ、賛成の討論とします。

大久保議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第36号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(賛 成 多 数)

賛成多数であります。

よって、第36号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、第37号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

河上議員 障害者福祉システム改修業務委託がこのタイミングになった理由を教えてください。

健康福祉部長 障害者福祉システムの改修につきましては、主に令和8年度障害福祉サービス等の報酬改定を反映するものであり、就労継続支援B型など就労系サービスの基本報酬区分の基準の見直し等に対応する内容でございます。

一般的に、システムの改修を要します場合、国から制度や基準の見直しが示され、その内容によりまして、システム開発事業者が改修に必要な経費を算出いたしまして、見積書の提示がなされるということになります。今回、国から具体的な改正内容が示されましたのが、令和8年2月18日でございます。システム開発事業者が見積書を提示してまいりましたのが、同年の2月24日になります。また、今回の改正につきましては、令和8年6月から適用されますので、遅くとももう6月末までには正規の製品の提供を受ける必要があると考えております。

これらのことから、令和8年度の当初予算での計上は間に合わず、本補正予算にて計上させていただきまして、その全額を繰り越すものでございます。

以上でございます。

河上議員 ありがとうございます。当該システムは6月末に提供予定と伺いました。また、各事業所からの報酬の請求も6月からとのことですが、請求が翌月、翌々月になる中で、仮にシステムの提供に遅れが出た場合、また若干のラグが生じた場合の想定はされていましてでしょうか。その想定があれば詳細を教えてください。

健康福祉部長 議員御質問の仮にシステムの提供が遅れた場合につきましても、障害福祉サービスを提供する事業所様からはもちろん請求はございますので、想定される対処方法といたしましては、システム改修がされる前の報酬基準で一度お支払いをした上で、

システム改修後にその差額を調整するというような対応が考えられるかなと思っており
ます。

以上でございます。

大久保議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、第38号議案 令和8年度島本町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようにございますので、討論を終結いたします。

これより、電子採決システムにより採決を行います。

第38号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、ボタンの点滅後に押してください。

(投 票)

大久保議長 押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 ないようにございますので、集計いたします。

(全 員 賛 成)

大久保議長 賛成全員であります。

よって、第38号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、2月定例会議に提出されました諸議案は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和8年島本町議会2月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は6月23日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後3時25分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 3 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 1 号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 2 号議案 島本町職員旅費条例の全部改正について
- 第 1 3 号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
- 第 1 4 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第 1 5 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 1 6 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 7 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 第 1 8 号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第 1 9 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 2 0 号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 2 1 号議案 島本町奨学資金条例の廃止について
- 第 2 2 号議案 令和 8 年度島本町一般会計予算
- 第 2 3 号議案 令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 5 号議案 令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 7 号議案 令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 2 8 号議案 令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 2 9 号議案 令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 3 0 号議案 令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 3 1 号議案 令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 3 2 号議案 令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 8 年度島本町水道事業会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 8 年度島本町下水道事業会計予算
- 第 3 5 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正について

第 36 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について

第 37 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 11 号）

第 38 号議案 令和 8 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年島本町議会 2 月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 自衛隊に対する個人情報提供について 2. 国道 1 7 1 号線歩道の安全確保について 3. 大沢地域における交通について 4. 島本町とジェンダー平等について	2 月 2 7 日 河 上 議 員
	空き家対策の現状と課題について	〃 野 口 議 員
	1. こどもの居場所への情報周知 2. 広報・ホームページへの広告募集について	〃 月 足 議 員
	1. 文化財の保管状況 出土品・民具のこれからは 今から考えて 2. 島本町立歴史文化資料館等の利活用事業を振り 返る	3 月 2 日 永 山 議 員
	健康寿命延伸に向けた小規模公園の活用	〃 西 山 議 員
	森林整備について	〃 清 水 議 員
	防災行政無線を活用した認知症徘徊者の早期発見を	〃 ナカジマ議員
	地方公務員の守秘義務について	〃 山 口 議 員
	1. 島本町の公園が不足していることについて 2. 小規模保育所卒園後の「3 歳の壁」について 3. 「歴史公文書」保存に向けた整備状況と実効性 について	〃 中 田 議 員
	1. 島本町立中学校の校則の見直しについて 2. 都市農地保全を進めるため、田園住居区域の活 用を 3. 地下水くみ上げ企業から水源維持のための協力 金を	〃 すえおか議員
第 1 号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分につ いて	〃 報 告 を 承 る
第 2 号報告	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 9 号）の専 決処分について	〃 報 告 を 承 る
第 1 号議案	町道路線の認定について	〃 原 案 可 決
第 2 号議案	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 4 号議案	島本町都市公園条例の一部改正について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 号 議 案	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 1 0 号）	3 月 4 日 原 案 可 決
第 6 号 議 案	令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 7 号 議 案	令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	〃 原 案 可 決
第 8 号 議 案	令和 7 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 9 号 議 案	令和 7 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 0 号 議 案	令和 7 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 号 選 挙	島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3 月 2 6 日 8 名 当 選
第 3 号 議 案	島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 1 号 議 案	島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃 原 案 可 決
第 1 2 号 議 案	島本町職員旅費条例の全部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 3 号 議 案	証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 4 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 5 号 議 案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 6 号 議 案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 7 号 議 案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 8 号 議 案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 9 号 議 案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 2 0 号 議 案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 2 1 号 議 案	島本町奨学資金条例の廃止について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 2 号 議 案	令和 8 年度島本町一般会計予算	3 月 2 6 日 原 案 可 決
第 2 3 号 議 案	令和 8 年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 4 号 議 案	令和 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 5 号 議 案	令和 8 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 6 号 議 案	令和 8 年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 7 号 議 案	令和 8 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 8 号 議 案	令和 8 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 9 号 議 案	令和 8 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 0 号 議 案	令和 8 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 1 号 議 案	令和 8 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 2 号 議 案	令和 8 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 3 号 議 案	令和 8 年度島本町水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 4 号 議 案	令和 8 年度島本町下水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 5 号 議 案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 3 6 号 議 案	島本町介護保険条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 3 7 号 議 案	令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 1 1 号）	〃 原 案 可 決
第 3 8 号 議 案	令和 8 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月26日

島本町議会議長 大久保 たかゆき

署名議員(4番) 月足 まさや

署名議員(12番) 永山 優子